

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年9月10日

【中間会計期間】 自 2020年1月1日 至 2020年6月30日

【会社名】 クレディ・アグリコル・コーポレート
・アンド・インベストメント・バンク
(Crédit Agricole Corporate and Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター・グローバル・マーケット
・ディビジョン
(Managing Director Global Market Division)
ベンジャミン・ランベール
(Benjamin LAMBERG)

【本店の所在の場所】 フランス国、モンルージュ・セデックス、92547 CS 70052
レ・ゼタジュニ広場 12番地
(12, place des Etats-Unis CS 70052
92547 Montrouge Cedex
France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 福 田 直 邦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡 田 春 奈
弁護士 田 村 将 人
弁護士 後 藤 大 智

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1453
03-6775-1552
03-6775-1606

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【企業情報】

(注1) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ユーロ」、「€」または「EUR」は欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合（以下「EU」という。）の加盟国の統一通貨を、「米ドル」または「USD」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「円」は日本国の法定通貨を指すものとする。本書において、別段の記載がある場合を除き、便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ＝125.67円の換算率（2020年8月20日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により計算されている。

(注2) 本書において、別段の記載がある場合または文脈上別段の解釈がなされる場合を除き、「当社」、「クレディ・アグリコル・CIB」および「CACIB」は、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクを、「クレディ・アグリコル・CIB・グループ」はクレディ・アグリコル・CIB・エス・エーならびにその支社および子会社を、「クレディ・アグリコル・エス・エー・グループ」はクレディ・アグリコル・エス・エーおよびその連結子会社ならびに地域銀行の25%（地域銀行は、持分法により連結されている。）を指す。さらに、「クレディ・アグリコル・グループ」は、クレディ・アグリコル・エス・エー、地域銀行および地方金庫ならびにその子会社を指す。「当行グループ」は、ほとんどの場合「クレディ・アグリコル・グループ」を、その他の場合には「クレディ・アグリコル・CIB・グループ」を指す。
本書において、「CIB」または「コーポレート・アンド・インベストメント・バンク」は、CACIBの主要事業部門を意味し、主要事業部門にはファイナンス事業ならびにキャピタル・マーケットおよび投資銀行事業を含む。

(注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

下記事項以外は、2020年5月1日付で提出した有価証券報告書（以下「2019年有価証券報告書」という。）の「提出会社の属する国・州等における会社制度」および「提出会社の定款等に規定する制度」に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。変更箇所には下線を付す（なお、2019年有価証券報告書において付されていた下線は、変更箇所を明示するため、以下においては表示していない。）。

（1） 提出会社の属する国・州等における会社制度

（中略）

取締役会および最高経営責任者

取締役会は3名以上18名以内の取締役からなる。従業員によって選任された取締役は、取締役の最低および最高人数の算定には含まれない。

吸収または新設合併の場合、取締役の数を暫定的に最高24名まで増加することができる。取締役はフランス人もしくは外国人または法人でもよいが、法人の場合はその常任代表者として自然人を指定しなければならない。

フランス商法において規定される通り、各取締役は、当社の株式を一定数保有しなければならない旨を定款に定めることができるが、これは従業員によって選任された取締役には適用されない。

取締役が少なくとも1株保有する旨をCACIBの定款に定めない。

取締役は最長任期6年で株主総会において選任されるが、（定款または適用ある法律に定められた年齢制限の範囲内で）何度でも再任されることができる。株主総会は、随時、何らかの理由により取締役会の構成員の解任を決定することができる。

フランス商法において規定される通り、取締役会は、女性と男性とをバランス良く代表することを求めて構成される。連続した3事業年度目において平均の常勤従業員数が250名以上であり、純売上高またはバランスシート合計額が50百万ユーロに達する企業において、各性別の構成員の割合は、指名について審議しなければならない次回の定時株主総会の閉会時点で、40%を下回することはできない。

取締役会は当社の活動の方向性を決定し、その活動に関する社会および環境問題を考慮し、当社の企業利益（フランス語では「*intérêt social*」）に従ってそれが実行されることを確実にする。取締役会はまた、定款に提示されている場合、フランス民法第1835条に基づき定義される当社の存在理由（*raison d'être*）も考慮する。かかる存在理由はCACIBの定款には記載されていない。取締役会は、株主総会に明示的に与えられた権限に従い、また会社の目的の範囲内で当社の適切な運営に関するすべての問題を取り扱い、当社に関する事項を協議によって決定する。取締役会はその任務の遂行に必要なすべての書類および情報を与えられる。

各年、取締役会は、当該事業年度中の当社の状況および事業に関する経営報告書（*rapport de gestion*）ならびにコーポレート・ガバナンスに関する報告書（*rapport sur le gouvernement d'entreprise*）を通常年次株主総会に提出しなければならない。

取締役会の決議は出席取締役または委任状により代理された取締役の多数決により決せられる。可否同数の場合は定款に別段の定めがない限り取締役会会長（*Président du Conseil d'administration*）が決定権を有する。

取締役会会長は取締役会から同取締役会によって選任される。取締役会会長は取締役会の業務を整理および監督し、株主総会にこれを報告する。取締役会会長は当社の企業組織が正常に機能していることを確認し、特に取締役がそれぞれの任務を遂行できることを確認する。

取締役会は、当社の経営管理を組織化する方法を決定する。当社の経営管理は、取締役会会長が、または取締役会に選任された最高経営責任者の肩書を有する者のいずれかが、担当するものとする。これは、取締役会会長および最高経営責任者の役職の分離がフランス銀行規則により要求されていることを示している。

最高経営責任者は、すべての状況において会社を代表して行為する幅広い権限を与えられる。最高経営責任者は、会社の目的の範囲内で、また法が明示的に株主総会または取締役会に与えた権限に従ってその権限を行使する。

最高経営責任者は、第三者との関係で会社を代表する。当社は、第三者が当該行為が会社の目的の範囲外であることを知っていたこと、または定款の公表だけではかかる証明をするのに十分でないと思われる場合は知っていたはずであることを証明できない限り、会社の目的の範囲外の最高経営責任者の行為によっても拘束される。

定款または取締役会は最高経営責任者の権限を制限することができるが、この制限は第三者に対しては効力をもたない。

取締役会は、最高経営責任者の提案により、最高経営責任者代理（*Directeur Général Délégué*）の肩書で最高経営責任者を補佐する責任を負う者を5名まで選任することができる。この目的のために、取締役会は、フランス商法第L.225-53条に従って選考プロセスを決定するが、これは、選考プロセスが終了するまで候補者の中に少なくとも各性別1名は存在することを保証する。かかる指名の提案は、女性と男性のバランスの取れた代表を模索するよう努めている。

取締役会は、最高経営責任者の承認を得て、最高経営責任者代理に与えられる権限の範囲および期間を決定する。ただし、第三者との関係においては、最高経営責任者と同一の権限を有する。

(後略)

2 【外国為替管理制度】

2019年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

3 【課税上の取扱い】

2019年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(単位：百万ユーロ または%)	2020年6月30日	2019年12月31日	2019年6月30日	2018年12月31日	2018年6月30日
総資産額	631,396	552,743	562,328	511,702	514,787
顧客に対する貸出金 および債権	153,339	143,864	141,179	134,302	131,251
顧客に対する債務	153,449	133,352	129,145	123,510	110,022
株主持分	22,983	22,147	21,524	20,426	19,214
ティア1比率	15.22%	16.75%	15.8%	16.0%	14.7%
	(CRD 段階適用)	(CRD 段階適用)	(CRD 段階適用)	(CRD 段階適用)	(CRD 段階適用)
	14.51%	15.58%	14.7%	14.4%	13.2%
	(CRD 完全実施)	(CRD 完全実施)	(CRD 完全実施)	(CRD 完全実施)	(CRD 完全実施)

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日	2019年12月31日	2019年6月30日	2018年12月31日	2018年6月30日
収益	3,092	5,459	2,764	5,276	2,833
営業総利益	1,223	2,037	1,004	1,955	1,099
営業利益	727	1,872	945	2,010	1,081
税引前利益	731	1,927	950	2,010	1,082
当期純利益 - 当行グループの持分	672	1,553	692	1,479	774

2 【事業の内容】

2019年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

3 【関係会社の状況】

クレディ・アグリコル・CIB・グループの関連当事者には、クレディ・アグリコル・エス・エー・グループの会社、クレディ・アグリコル・CIB・グループが連結または持分法を適用している会社およびクレディ・アグリコル・CIB・グループの経営幹部が含まれる。

クレディ・アグリコル・エス・エー・グループとの関係

クレディ・アグリコル・CIB・グループと、クレディ・アグリコル・CIB・グループ以外のクレディ・アグリコル・エス・エー・グループとの間で行われた取引を示すオンバランスシート額およびオフバランスシート額の要約は、下表の通りである。

残高(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日
資産	
貸出金および預け金	11,528
売買目的保有デリバティブ金融商品	26,444
負債	

預金および借入金	47,465
売買目的保有デリバティブ金融商品	25,677
劣後債務	24
優先株式	
融資および保証コミットメント	
供与されたその他の保証	1,130
受領したカウンター保証	2,711
受領したその他の保証	-
受け入れたリファイナンス契約	-

預け金および未決済勘定の残高は、クレディ・アグリコル・CIBとクレディ・アグリコル・グループ間のキャッシュ・フローを表している。

売買目的保有デリバティブは、主にクレディ・アグリコル・グループの金利リスクのヘッジ取引であり、クレディ・アグリコル・CIBが市場との関係を確認している。

1996年12月27日以降クレディ・アグリコル・グループが99.9%を所有しているクレディ・アグリコル・CIB、およびその一部の子会社は、クレディ・アグリコル・エス・エーが形成した連結納税グループの一員となっている。

このため、クレディ・アグリコル・エス・エーは、クレディ・アグリコル・CIBの下位グループに対して、クレディ・アグリコル・グループの課税所得から潜在的に控除可能な税務上の欠損金について補償を行っている。

クレディ・アグリコル・CIB・グループの連結会社間の関係

クレディ・アグリコル・CIB・グループの連結会社の一覧は、下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記10に記載している。

連結会社間取引は、全額消去している。

連結会社と持分法適用会社との間の当期間末現在の残高は、当行グループの連結財務諸表上消去していない。

2020年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBと、その関連会社であるUBAFおよびエリプソ間で消去されていない貸借対照表上およびオフバランスシートの残高は、以下の通りである。

残高(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日
資産	
貸出金および預け金	-
売買目的保有デリバティブ金融商品	-
負債	
預金および借入金	4
売買目的保有デリバティブ金融商品	18
融資および保証コミットメント	
供与されたその他の保証	25
受領したカウンター保証	-

4 【従業員の状況】

当社は、当該半期末日時点における従業員数を開示していない。2019年12月31日現在、当行グループにて雇用されている常勤従業員は11,524名であった。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

下記「2 事業等のリスク」を参照。

2 【事業等のリスク】

下記事項以外は、2019年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

- リスク要因 -

本項には、クレディ・アグリコル・CIBが晒されるリスクの主な種類およびクレディ・アグリコル・CIBの有価証券の保有に関する特定のリスクが示されている。本項の他の箇所においては、クレディ・アグリコル・CIBのリスク選好およびこれらのリスク管理のために採用される方針について考察されている。クレディ・アグリコル・CIBのリスクの管理に係る情報は、金融商品の開示に関するIFRS第7号に従って表示されている。

クレディ・アグリコル・CIBの活動に特有のリスクの主な種類は以下のとおりであり、リスク加重資産またはリスク加重資産が適切でない場合にはその他の指標を通して表示される。クレディ・アグリコル・CIBの事業に特有のリスクは、本項において、以下の種類で表示される。() 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク、() 金融リスク、() オペレーショナル・リスクおよび業務関連リスク、() クレディ・アグリコル・CIBが事業を行う環境および戦略に関連するリスクおよび() クレディ・アグリコル・ネットワークの所属メカニズムに関連するリスク

5つの各分類において、クレディ・アグリコル・CIBが現在、発生の可能性と潜在的影響の評価に基づき、最も重大であると考えているリスクが最初に示されている。しかしながら、現在はそれほど重要ではないと考えられているリスクが、将来において顕在化することがあれば、クレディ・アグリコル・CIBに大きな影響を及ぼす可能性がある。

■ 信用およびカウンターパーティー・リスク

クレディ・アグリコル・CIBは取引相手先の信用リスクに晒されている。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

(下記「クレディ・アグリコル・CIBは、銀行勘定における証券化取引に関して信用リスクに晒されている。」に記載される)証券化に関するものを除く、信用リスクに関するリスク加重資産(RWA)の金額は、70.6十億ユーロであり、リスク加重資産総額の53%に相当するものであった。

下記「パーゼル 第3の柱による開示 リスク加重資産の構成および変更 リスク加重資産の要約 リスクの種類別のリスク加重資産(0V1)」を参照。

クレディ・アグリコル・CIBは、その市場活動に関してカウンターパーティー・リスクに晒されている。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

カウンターパーティー・リスクに関するリスク加重資産(RWA)の金額は、2020年6月30日現在、19十億ユーロであった。

下記「パーゼル 第3の柱による開示 リスク加重資産の構成および変更 リスク加重資産の要約 リスクの種類別のリスク加重資産(0V1)」を参照。

クレディ・アグリコル・CIBは、銀行勘定における証券化取引に関して信用リスクに晒されている。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

銀行勘定における証券化取引に関する信用リスクに関するリスク加重資産（RWA）の金額は、2020年6月30日現在、9.5十億ユーロであった。

下記「バーゼル 第3の柱による開示 リスク加重資産の構成および変更 リスク加重資産の要約 リスクの種類別のリスク加重資産（OV1）」を参照。

貸倒損失に係る引当金額が大幅に増加した場合、または貸出金および債権のポートフォリオにおいてクレディ・アグリコル・CIBの損失リスクの予測が大幅に変更された場合、クレディ・アグリコル・CIBの経営成績および財政状態に悪影響が発生するおそれがある。

クレディ・アグリコル・CIBは、貸出業務に関連して、必要に応じて、貸出金および債権のポートフォリオに関する実際の損失または潜在的な損失を反映するため、定期的に貸倒懸念債権費用を認識しており、損益計算書の「リスク費用」においてこれを認識している。2020年上半期のクレディ・アグリコル・CIBのリスク費用はマイナス496百万ユーロとなった。クレディ・アグリコル・CIBのかかる資産の全体的な減損引当金は、過去の損失実績の評価、貸出しの金額および種類、業界基準、経済状況、および様々な貸出金の回収可能性に関するその他の要因、またはすべての関連資産にまとめて適用されるシナリオに基づく統計的手法に基づいている。クレディ・アグリコル・CIBは、適切なレベルの引当金を設定するように努めているが、不良資産が増加した結果、または市場環境の悪化、もしくは特定の産業（企業については下記「企業の質が悪化した場合、クレディ・アグリコル・CIBの経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。」を、金融機関については下記「他の金融機関および市場参加者の健全性および行動は、クレディ・アグリコル・CIBに悪影響を与えるおそれがある。」を参照。）、部門（下記「クレディ・アグリコル・CIBは、重大なエクスポージャーを有している部門に影響を及ぼす事象により悪影響を受ける可能性がある。」を参照。）および国（下記「クレディ・アグリコル・CIBは、カントリー・リスクを負っており、その業務を行う特定の国々に集中するカウンターパーティー・リスクに対して脆弱であるおそれがある。」を参照。）に影響を与える要因等の理由により、貸出事業は将来の貸倒懸念債権引当金を積み増さなければならない場合がある。貸倒懸念債権に係る引当金が大幅に増加した場合、または減損していない貸出金ポートフォリオに固有の損失リスクについてのクレディ・アグリコル・CIBの予測が大幅に変更された場合、ならびにかかるポートフォリオに関して計上された貸倒損失額を超過して貸倒れが発生した場合、クレディ・アグリコル・CIBの経営成績および財政状態に悪影響が生じるおそれがある。

2020年6月30日現在のクレディ・アグリコル・CIBの純額は550十億ユーロとなった。純額に関する引当金/償却費は、3.5十億ユーロとなった。

下記「バーゼル 第3の柱による開示 リスク加重資産の構成および変更 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクの一般的な概要 債務不履行時のエクスポージャーおよび価値の調整 エクスポージャーおよび商品別の信用エクスポージャーの質（CR1-A）」の表を参照。

企業の質が悪化した場合、クレディ・アグリコル・CIBの経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。

企業の借入人の信用の質は、主として経済の不透明感の高まりおよび特定の分野においては経済大国の取引方針に伴うリスクにより、悪化する可能性がある。かかるリスクは、最近の慣行により深刻化する可能性があり、これにより貸出機関はローン契約における誓約の保護レベルを下げ、貸手が資産を保護し、不払リスクを抑えるために早い段階で介入することがより困難になっている。信用の質の悪化へと向かう傾向が現れた場合、クレディ・アグリコル・CIBは、資産の減損に係る費用を計上するか、その企業の債務ポートフォ

リオの価値を下げることを要求される可能性があり、これによりクレディ・アグリコル・CIBの収益性および財務状態に影響が及ぶ可能性がある。

2020年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBの企業に対する純額は310十億ユーロ（そのうち4.7十億ユーロは債務不履行時のもの）となり、約3十億ユーロの減額であった。

下記「バーゼル 第3の柱による開示 リスク加重資産の構成および変更 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクの一般的な概要 債務不履行時のエクスポージャーおよび価値の調整 エクスポージャーおよび商品別の信用エクスポージャーの質（CR1-A）」の表を参照。

他の金融機関および市場参加者の健全性および行動は、クレディ・アグリコル・CIBに悪影響を与えるおそれがある。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

2020年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBの法人取引相手方に対する総純額は104十億ユーロであり、そのうち400百万ユーロは債務不履行時のものであり、393百万ユーロの減額であった。

下記「バーゼル 第3の柱による開示 リスク加重資産の構成および変更 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクの一般的な概要 債務不履行時のエクスポージャーおよび価値の調整 エクスポージャーおよび商品別の信用エクスポージャーの質（CR1-A）」の表を参照。

クレディ・アグリコル・CIBは、重大なエクスポージャーを有している部門に影響を及ぼす事象により悪影響を受ける可能性がある。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

クレディ・アグリコル・CIBは、カントリー・リスクを負っており、その業務を行う特定の国々に集中するカウンターパーティー・リスクに対して脆弱であるおそれがある。

クレディ・アグリコル・CIBは特に、絶対的な価値において、フランス、米国および日本のカントリー・リスクに晒されている。すべての部門を考慮すると、クレディ・アグリコル・CIBのエクスポージャーはそれぞれ181十億ユーロ、65十億ユーロおよび47十億ユーロとなり、それぞれエクスポージャー合計の33%、12%および9%を占めている。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

下記「バーゼル 第3の柱による開示 リスク加重資産の構成および変更 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクの一般的な概要 債務不履行時のエクスポージャーおよび価値の調整 地域別の信用エクスポージャーの質（CR1-C）」の表を参照。

■金融リスク

金融リスクは、流動性リスク、市場リスク、外国為替リスク、株式保有リスク、発行者リスクおよびグローバル金利リスクを本質的にカバーしている。

クレディ・アグリコル・CIBは、流動性リスクに直面する可能性がある。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

2020年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBのLCR（流動性リスクプロファイルの短期的な回復力を確保するための健全性比率）は、規制上の最小値である100%および中期計画の目標値である110%を上回る115%であった。

クレディ・アグリコル・CIBは、市場価格の変動および数多くの市場パラメーターに関するボラティリティに関連するリスクに晒されている。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

市場価格の変動および数多くの市場パラメーターに関するボラティリティに関連するリスクに関するリスク加重資産（RWA）の金額は、2020年6月30日現在、10十億ユーロであった。

クレディ・アグリコル・CIBは、市場リスクに関連する潜在的損失のエクスポージャーを定量化するために、「バリュー・アット・リスク」（VaR）モデルを使用している。2019年12月31日現在のクレディ・アグリコル・CIBのVaRは、14百万ユーロであった。

下記「バーゼル 第3の柱による開示 リスク加重資産の構成および変更 リスク加重資産の要約 リスクの種類別のリスク加重資産（OV1）」および「バーゼル 第3の柱による開示 リスク加重資産の構成および変更 市場リスク」を参照。

外国為替相場が大幅に変動した場合、クレディ・アグリコル・CIBの連結収益または収益性に悪影響が生じるおそれがある。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

クレディ・アグリコル・CIBは、持分の戦略的保有および長期保有に関連して損失を被るおそれがある。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

クレディ・アグリコル・CIBの有価証券およびデリバティブ・ポートフォリオならびにクレディ・アグリコル・CIBの自己債務の帳簿価額が調整された場合、クレディ・アグリコル・CIBの純利益および株主持分に影響が生じるおそれがある。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

2020年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBが保有する債券の総額は約41十億ユーロであった。累積の減損および引当金ならびに信用リスクによる負の公正価値調整は47百万ユーロであった。

下記「バーゼル 第3の柱による開示 リスク加重資産の構成および変更 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクの一般的な概要 債務不履行時のエクスポージャーおよび価値の調整 債務不履行である貸出条件緩和エクスポージャー（CR1-E）」の表を参照。

金利が大幅に変動した場合、クレディ・アグリコル・CIBの連結収益または収益性に悪影響が生じるおそれがある。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

■ オペレーショナル・リスクおよび関連するリスク

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

クレディ・アグリコル・CIBは、当行の情報システムおよび第三者の情報システムのセキュリティおよび信頼性に関するリスクに晒されている。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

クレディ・アグリコル・CIBは、不正による信用リスクに晒されている。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

クレディ・アグリコル・CIBは、訴訟、仲裁および規制上の手続の結果として多額の損害賠償または罰金を支払うリスクに晒されている。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

クレディ・アグリコル・CIBの国際的な業務は、法的リスクおよび法令遵守リスクに晒されている。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

■ クレディ・アグリコル・CIBが事業を行う環境およびその戦略に関連するリスク

継続中のコロナウイルス（COVID-19）の世界的大流行が、クレディ・アグリコル・CIBの事業、運営および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

2019年12月、新型コロナウイルス株（COVID-19）が中国で発生した。当該ウイルスは世界中の多数の国々に広まり、世界保健機関（WHO）は2020年3月、この状況を世界的大流行（パンデミック）と説明した。新型コロナウイルス感染症のパンデミックは世界経済および金融市場に重大な悪影響を及ぼし、かつ及ぼし続けることが予想されている。

新型コロナウイルス感染症の流行およびその結果、世界中で実施された政府による規制および渡航禁止令は、世界のサプライ・チェーンおよび経済活動に混乱をもたらした。大流行は、需給ショックにつながり、結果として消費における拡散防止措置の影響ならびに生産困難、サプライ・チェーンの崩壊および投資の鈍化により、経済活動が著しく低迷した。金融市場は、ボラティリティの上昇、株式市場インデックスの急な下落、商品価格の下落ならびに多くの債務者および発行者の信用スプレッドの拡大により重大な影響を受けた。長期的に見た世界経済および市場におけるパンデミックの悪影響の程度は、パンデミックの長さおよび深刻度次第であり、また、ウイルス拡大を抑えるために講じられる政府による措置の影響およびその経済への影響次第でもある。

パンデミックならびにその世界経済および金融市場への影響は、クレディ・アグリコル・CIBの業績および財政状態に重大な悪影響を及ぼし、かつ及ぼし続ける可能性がある。この影響には以下が含まれ、また将来においても以下が含まれる可能性がある。

- (1) 特に、法人顧客による流動性ファシリティの引出しの増加を含む様々な要因によるクレディ・アグリコル・CIBの流動性の悪化（これはクレディ・アグリコル・CIBの流動性カバレッジ比率（LCR）に影響を及ぼす可能性がある。）
- (2) 特定の格付機関が発表した部門審査およびクレディ・アグリコル・CIBのモデルの内部審査による格下げリスクの増大
- (3) リスク・パラメーターの悪化によるリスク加重資産（RWA）の増加。この増加は、クレディ・アグリコル・CIBの自己資本比率（ソルベンシー比率を含む。）に影響を及ぼす可能性がある。

これ故に、フランス、欧州および国際経済における公衆衛生危機およびその結果は、クレディ・アグリコル・CIBの様々な事業体および事業ラインの活動レベルに影響を及ぼした。事業活動、特に市場活動は、6月

末にかけて減少したものの顧客が信用ファシリティを大きく引き出したため、2020年第2四半期中は引き続き大変堅調であった。

この危機状況にかかわらず、また統合ビジネス・モデルのおかげで、クレディ・アグリコル・CIBの収益は、2020年上半年は増加し、3,092百万ユーロ（2019年上半年と比較して12%増）となった。2020年上半年の危機によるクレディ・アグリコル・CIBの損益計算書への主な影響は、リスク費用の増加（2019年上半年はマイナス59百万ユーロであったのに対し、2020年上半年はマイナス464百万ユーロ）であった。この増加の47%が、正常債権（段階／バケット1およびバケット2）の追加引当金により説明され、53%が確認済のリスク（段階／バケット3）の引当金の増加により説明される。

最後に、ソルベンシーに関しては、クレディ・アグリコル・CIBのCET1比率に対する危機の主な影響は、（2ヶ月の待機期間および政府保証の事実上の開始を引き伸ばす）保証付貸出金の導入および格下げによりリスク加重資産が増加（当四半期は1.9十億ユーロ）したことである。結果として、クレディ・アグリコル・CIBの完全実施CET1比率は、2020年3月31日現在の12.1%から、2020年6月30日現在は10.99%になった。

これは、次期四半期以降の事業活動状態に予断を与えるものではない。特に、顧客が累積させた貯蓄の使用、公衆衛生状況および公的措置の予定に関しては、引き続き不確実性が強い。潜在的な経済の回復日を予測することや、潜在的な経済の鈍化を防ぐことは不可能である。

不利な経済および金融環境が、過去および将来において、クレディ・アグリコル・CIBおよびその事業を行う市場に影響を及ぼし、かつ及ぼす可能性がある。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

クレディ・アグリコル・CIBは、厳格に規制された環境において事業を行っており、その収益性および財務状態は、現行の法律の改正および規制上の変更により重大な影響を受ける可能性がある。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

クレディ・アグリコル・CIBは中期計画の目標を達成できないおそれがある。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

クレディ・アグリコル・CIBは気候変動に関連するリスクの対象となる。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

クレディ・アグリコル・CIBは、その親会社であるクレディ・アグリコル・エス・エーとともに、高い信用格付を維持しなければならず、これができなければ事業および収益性に悪影響が生じるおそれがある。

本項の記載は、2019年有価証券報告書に記載された内容から変更はない。

当行グループに要請された3つの格付機関は、当行グループの格付の安定性を保証し、見通しは安定的だとしている。繰り返しになるが、ムーディーズ、S&Pグローバル・レーティング、フィッチ・レーティングによる当行グループのレーティングは、それぞれAa3、A+、AA-である。

[次へ](#)

■クレディ・アグリコル・ネットワークの提携メカニズムに関するリスク

クレディ・アグリコル・ネットワークの構成企業が将来財政難に陥った場合には、クレディ・アグリコル・エス・エーは、かかる構成企業を支援するために、クレディ・アグリコル・ネットワークの資源（自身の資源を含む）を動員する必要がある。

2019年有価証券報告書の提出日以後、本項目に変更はない。（2019年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク要因 クレディ・アグリコル・ネットワークの提携メカニズムに関するリスク」を参照。）

- リスク管理 -

クレディ・アグリコル・CIB・グループは、主に以下に区分されるリスクに晒されている。

- ・信用リスク
- ・市場リスク
- ・構造上のALMリスク（一般的な金利リスク、構造的な外国為替リスク、流動性リスク）
- ・法的リスクおよび法令遵守違反リスクを含む、オペレーショナル・リスク

これらのリスクに適用される組織、原則および管理手法や監督手法は、2019年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク（「バーゼル 第3の柱による開示」を除く。）」に詳述されている。

ソブリン・リスクを除くこれらのリスクの説明および2020年上半期に見られた主要な変化は、以下に記載の通りである（ソブリン・リスクの変化は、下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記6.4に記載されている）。

リスク管理システムの適切性に関する声明

EU規則第575/2013号の第435(1)(e)条、すなわち資本要件規則（CRR）に従い、かつ取締役会が2019年に受領したすべての情報に基づき、取締役会は、その2020年2月12日の会議において、クレディ・アグリコル・CIBが導入したリスク管理システムが当行の業績および戦略に照らし適当であったと判断した。

■信用リスク

信用リスク管理の原則、方法およびシステムは、2019年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク管理 信用リスク」に詳述されている。

範囲

信用リスクの範囲は、有価証券およびデリバティブのポートフォリオを除く商業的コミットメントを含む。クレディ・アグリコル・エス・エー・グループとの取引は、当該範囲から除外されていることにも留意されたい。

2020年6月30日現在、地域的区分および経済主体別による輸出信用保証控除後（UBAFを除く。）のクレディ・アグリコル・エス・エー・グループが行った顧客および銀行への貸付は、2019年12月31日現在（372十億ユーロ）を若干上回り402十億ユーロとなり、その内訳は、以下の通りである。

地域的区分によるカウンターパーティー・リスクの内訳

（単位：％）	2020年6月30日	2019年12月31日
その他の西欧諸国	28.7%	29.0%

フランス	24.8%	21.2%
北米	16.9%	18.2%
アジア（日本を除く。）	10.2%	10.9%
日本	10.7%	11.0%
中東およびアフリカ	4.6%	4.9%
ラテンアメリカ	2.3%	2.8%
その他の欧州諸国	1.8%	2.1%
その他および国際機関	0.0%	0.0%

出所：リスクデータ（UBAFを除く、オンおよびオフバランスシートの、輸出信用保証控除後の顧客および銀行の商業的コミットメント）

経済主体別のカウンターパーティー・リスクの内訳

（単位：％）	2020年6月30日	2019年12月31日
銀行	23.21%	21.12%
その他	15.07%	17.13%
うち証券化	8.79%	9.97%
石油およびガス	8.24%	9.46%
その他金融業（銀行以外）	5.49%	5.53%
不動産	4.20%	4.73%
電気	4.53%	4.18%
航空および航空宇宙	4.02%	3.84%
重工業	3.42%	3.46%
自動車	4.00%	2.81%
海運	2.85%	2.90%
通信	3.03%	3.32%
建設	2.45%	2.49%
保険	2.03%	2.08%
その他産業	2.86%	2.54%
その他運輸	2.44%	2.36%
消費財の製造および販売	2.53%	2.60%
ITおよびテクノロジー	2.18%	2.37%
ヘルスケアおよび製薬	1.65%	1.91%
食品製造業	1.54%	1.48%
観光、ホテルおよびレストラン	1.39%	1.18%

非商業サービス	1.66%	1.23%
メディアおよび出版	0.49%	0.56%
公共事業	0.37%	0.42%
木材、紙および梱包	0.35%	0.28%
合計	100.00%	100.00%

出所：リスクデータ（UBAFを除く、オンおよびオフバランスシートの、輸出信用保証控除後の顧客および銀行の商業的コミットメント）

貸出金および債権のエクスポージャー

減損した貸出金および債権の内訳は、下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記6.3に記載されている。

リスク費用

クレディ・アグリコル・CIBのリスク費用およびそれに関連する主要な変動は、下記「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記4.9に記載されている。

IFRS第9号の適用

・予想信用損失の測定

予想信用損失（ECL）の測定に用いられる原則は、2019年有価証券報告書「第一部 第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記1.2に記載されており、具体的には採用されたインプット、仮定および測定技法について定められている。

2019年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク要因 信用およびカウンターパーティー・リスク」には、信用リスク管理システムについて記載されており、以下の3つの主要な要素から構成される。

- ・ 予想信用損失の見積りの基礎として現在機能している標準的測定システム
- ・ 信用リスクにおけるあらゆる著しい増加の判定に用いられるコミットメントの監督プロセス
- ・ すべての不動産担保および個人担保をECLの算定に組み込むために機能している、リスクの削減のためのメカニズム

12ヶ月間および全期間にわたる予想信用損失を測定し、金融商品の信用リスクが当初認識から大幅に増加したかどうかを判定するために、当行グループは主に、規制上の計算目的で使用されたデータ（内部格付システム、担保の評価およびデフォルト時の損失）を利用している。

予想信用損失の測定には、将来予測的なマクロ経済情報が2つの異なるレベルで因子となっている。すなわち、将来予測的な中核情報は、すべての当行グループの事業体を対象とするマクロ経済の見通しの一貫性を確保するために用いられ、将来予測的な地域情報は、特定の地域特性を考慮するため中心シナリオのインプットを調整するのに用いられる。

中核レベルでは、当行グループは、クレディ・アグリコル・エス・エーの経済調査部門（ECO）が作成した将来予測的なマクロ経済シナリオを活用している。

経済の見通しは、IFRS第9号の処理に携わる当行グループの主要な事業体およびクレディ・アグリコル・エス・エーの部門からなるIFRS第9号調整委員会によって四半期ごとに見直される。

・信用リスクの測定

当行グループは、新型コロナウイルス感染症に起因する健康危機を踏まえ、信用リスクの見積りに用いる将来予測的マクロ経済予測についても見直しを行っている。

使用するマクロ経済シナリオに関する情報

当行グループは、IFRS第9号の引当金の算定パラメーターの計算に、2022年までの予測と併せて主に3つのシナリオを用いている。

これら3つのシナリオは、**新型コロナウイルス感染症による危機が経済に与える影響について異なる仮定**（現在も依然不確実であるが、移動、活動、消費が正常化する速さおよび完全性の程度、健康に関する状況の回復の程度に多大な影響を受ける。）に基づいている。また、**経済主体の信頼感の程度も決定的な要因となる**。これは、健康、経済、および雇用に関する見通しの影響を受けるが、当該信頼感の程度が多かれ少なかれ顕著な「様子見行動」につながり、結果としてロックダウン期間中に蓄積された家計の豊富な貯蓄の消費傾向や企業の投資能力を決定することになる。政府の支援策の規模や、有効性、時期も**経済活動の回復に重要な影響を与える**。

第1のシナリオ

第1のシナリオでは、**移動の完全な回復が国によって異なるペースで行われていることを理由に当該危機からの脱却が徐々にではあるが連動はしておらず、また流行の第2波は全くないことを前提としている**。

フランスおよびユーロ圏での厳格なロックダウン期間（3-5月）後、徐々にロックダウンは解除され（5-6月）、多くの産業で事業が再開されている。特定の産業では、健康に係る規制の遵守や制限措置による制約が続いている。活動および移動に対する制限は需給双方に衝撃を与え、この結果ロックダウン期間中の活動は激減することとなった。制限の解除により、ほぼ機械的に、2020年第2四半期末から第3四半期初めに反発が始まり、夏季に非常に顕著となる。

健康に関する状況の大幅な回復とウイルス再燃の恐怖の排除により、家計の信頼感が回復する結果、ロックダウン期間中に「強制的に」蓄積された貯蓄の余剰を利用した財の消費の大幅な巻き返しが起こる。生産能力の低下は支援策により限定的であり、これは雇用および家計所得の維持に資する。また、不確実性の終息と市場機会の見通しの改善により、企業は迅速に投資の再開が可能となる。この結果、**2020年の年平均では著しい不況となるが（フランスではマイナス7%）、2021年および2022年では、2020年が主ではあるものの消費活動の巻き返しにより、着実な成長が継続する（それぞれプラス7.3%およびプラス1.8%）**。これにより、**2022年の実質GDPは、2019年の水準を1.6%上回ることになる**。

不況の影響や経済主体の財政的困難の抑制を意図した支援策により、フランスにおける失業への影響は引き続き限定的となる。

これに関連して、**インフレーションは非常に低位であり、フランスの2022年平均では1%に留まる（2020年0.3%、2021年0.6%）**。

この結果、欧州中央銀行は、**良好な金融情勢および流動性状況の維持**、さらにユーロ圏の分断回避のため、**緩和政策を長期的に強固に維持する**。したがって、長期にわたり低金利となる。これは、共通債券の発行により資金調達を行う欧州復興基金の立上げという強いメッセージと併せて、欧州のソブリン債の対ドイツ国債スプレッドの抑制に有用となる。フランス10年物国債は、ドイツ国債より約50ベーシス・ポイント上回った状態が継続している。

第2のシナリオ

第2のシナリオでは、活動の低下により第2四半期では最終的に数値が一層悪化し、2020年末まで経済の回復は低迷することを想定している。

その後は次第に回復し2021年初めでも堅調を維持し、その後は徐々に減速するが、2022年末には2019年の活動水準まで回復する。

2020年における活動の増減に非常に起伏がある結果、フランスでは2020年第3四半期および第4四半期に生産が段階的に再開される。GDPは第1のシナリオよりもやや大きく減少し（フランスではマイナス7.2%）、2021年および2022年に大幅に回復する（それぞれプラス5.9%およびプラス1.5%）。

第3のシナリオ

第3のシナリオでは、第2四半期の活動がやや急激に低迷し、危機からの脱却に非常に時間を要することが特徴である。再流行により、現在では可能性が低いが秋季の2ヶ月間に全面的にロックダウンが行われ、規制の解除は2020年末までに段階的に行われる。概して、ロックダウン期間は、平常時に戻ることができる程十分な長さとはなっていない。活動は、極めて短期のロックダウン解除期間中に、一部に限り回復する。家計は防御的行動をとり引き続き消費を犠牲に貯蓄を行い、企業は市場の見通しの不透明さから投資を遅らせることになる。フランスでは、2020年のGDPが年平均で約15%縮小する。**緩やかな回復は2021年まで遅れることになるが**、活動水準は傾向として、支援策（財政負担が非常に大きい。）はあるものの、失業者数の急激な増加や生産能力の崩壊により妨げられる。それでもフランスのGDPは、2020年後半および2021年初めの良好な状況の影響により、2021年および2022年に高い成長率を示す（それぞれプラス6.6%およびプラス8%）が、2022年の活動は2019年の水準を依然2%超下回る。

支援策：予測に政府の政策の影響をより適切に反映させるため、リスク・パラメーターの予測プロセスを見直している。この見直しにより、危機が突然集中することを軽減し、より長期（3年）に分散させることになる。

金利インプット関連の変数や、より全般的に資本市場関連のインプットはすべて変更していないが、これは予測に支援策の影響を既に構造的に織り込んでいるためである。

ECLの感応度分析

例として、2020年6月30日時点のECLの計算にあたり、より一層悲観的なシナリオ3を優先し、シナリオ1の加重を10ポイント引き下げた場合、ECL合計が約3.8%変動する。

ECLの変動

当期を通じたECLおよびエクスポージャーの構造における変動は、「第6 経理の状況 1 中間財務書類 連結財務諸表 (7) 中間連結財務諸表に対する注記」の注記3に詳述されている。

[次へ](#)

■市場リスク

市場リスクの管理システムならびに市場リスクを測定および監督するために採用している方法は、2019年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク管理 市場リスク」に記載されている。

リスク管理

・測定方法およびシステム

2020年上半期を通じて、バリュー・アット・リスクの測定方法に変更はなかった。

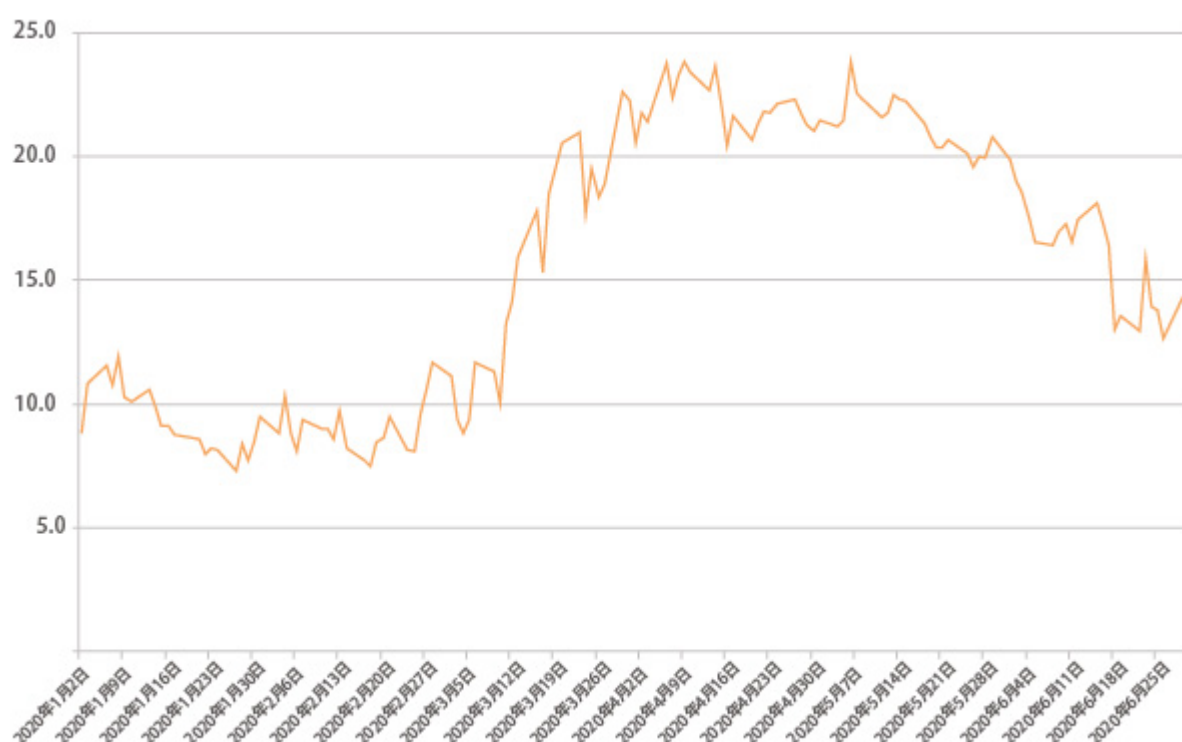
エクスポージャー（バリュー・アット・リスクの測定）

2020年上半期におけるクレディ・アグリコル・CIBの規制バリュー・アット・リスクの測定

（単位：百万ユーロ）	2020年6月30日	最小	最大	平均	2019年12月31日
金利動向	10.5	5.5	16.0	10.6	6.4
株式動向	1.4	0.8	3.3	1.7	1.3
外国為替動向	5.0	1.5	6.1	2.6	3.3
商品動向	0.4	(0.0)	1.7	0.6	0.4
信用動向	7.0	2.7	12.0	6.9	3.9
補償	(10.3)	(2.5)	(13.2)	(6.7)	(5.8)
クレディ・アグリコル・CIB	14.0	7.3	23.8	15.6	9.5

クレディ・アグリコル・CIBのバリュー・アット・リスクの日次推移

クレディ・アグリコル・CIBの2020年上半期における規制バリュー・アット・リスク（百万ユーロ）



2020年上半期末の規制バリュー・アット・リスクは、14百万ユーロであった。

クレディ・アグリコル・CIBの規制バリュー・アット・リスクは、2019年と比べ、2020年上半期は大幅に変動し、2020年4月9日に最大23百万ユーロに達した。

新型コロナウイルス感染症危機により生じた極めて不安定な市場状況の中、CACIBの規制バリュー・アット・リスクは、2020年3月および4月に見られた前例のない変動の影響を受けた。危機のピーク時に見られたショックは、xVAヘッジと相まって、バリュー・アット・リスクの増加に寄与した。当該期末への緩やかな減少は、主として算定根拠の縮小後のxVAヘッジの縮小によるものである可能性がある。

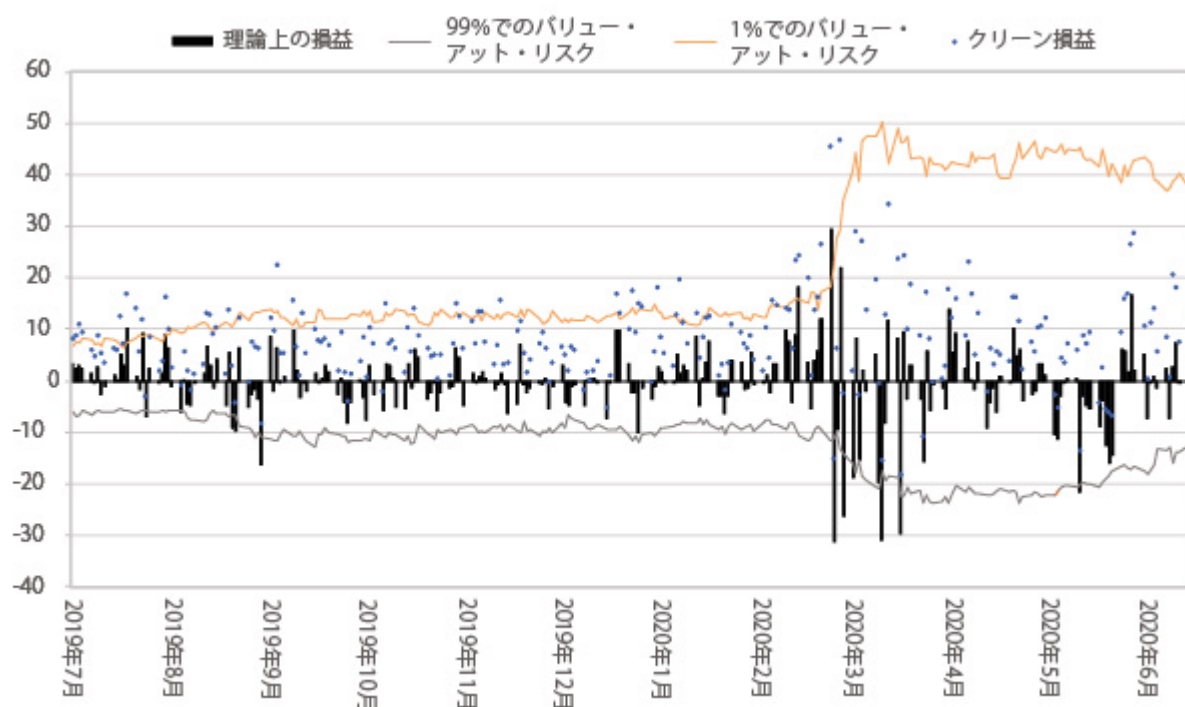
規制バリュー・アット・リスクは、2020年上半期は平均15.6百万ユーロとなり、2019年の平均（7百万ユーロ）と比較して急激な増加を示した。

6月末に5つのバリュー・アット・リスクのバックテストにおける例外が連続する12ヶ月間にわたり、バリュー・アット・リスクを上回る理論的損失（引当金および新規取引を除く日次損益と同等の理論的損益）とともに記録された。これらの例外は、自己資本の額を決定する際に考慮されなければならない。

さらに、2020年上半期には6つの理論的損益のバリュー・アット・リスクのバックテストの例外が認められた。しかしながら、6月末に欧州連合の官報の自己資本規制の更新が発表されたことにより、当行は、2020年1月1日から2021年12月31日の間に認められた規制バリュー・アット・リスクのバックテストの例外を、モデル性能の問題に起因しない限りにおいて、除外することができた。

バリュー・アット・リスクのバックテスト

クレディ・アグリコル・CIBの2020年6月30日における規制バリュー・アット・リスクのバックテスト（百万ユーロ）



SVaRエクスポージャー

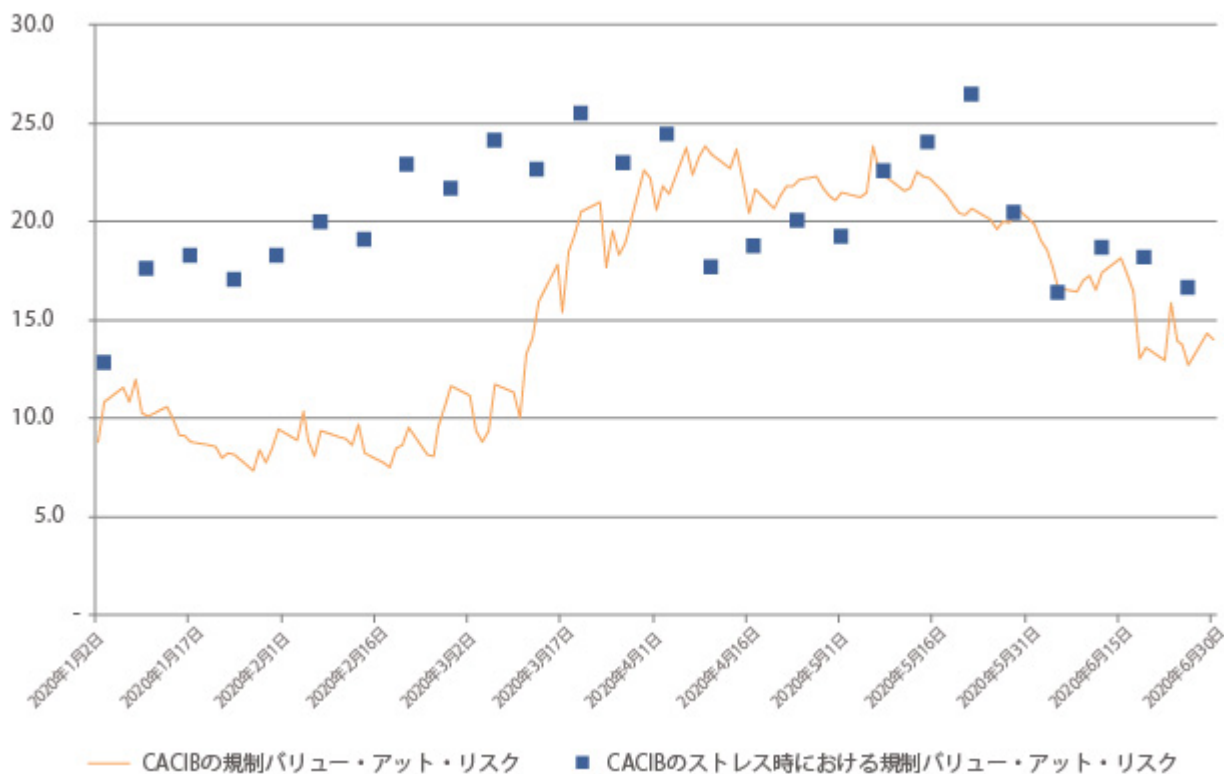
2020年上半期におけるクレディ・アグリコル・CIBのストレス時における規制バリュー・アット・リスクの測定

規制要件に従い、SVaR（ストレス時におけるバリュー・アット・リスク）は、毎週測定されている。2020年上半期中、ストレス時におけるバリュー・アット・リスクの測定方法に重大な変更はなかった。

2020年上半期において、ストレス時におけるバリュー・アット・リスク／バリュー・アット・リスク比率は0.8から2.4まで変動し、2019年下半期と比較して狭い変動を示していた。2020年6月末のストレス時にお

るバリュー・アット・リスク/バリュー・アット・リスク比率は1.3であった。危機時期の間、バリュー・アット・リスクは一時的にストレス時におけるバリュー・アット・リスクを上回り、ストレス時におけるバリュー・アット・リスクが、よりストレスの高い状況にある当行のバリュー・アット・リスクの優れた指標であることが証明された。

クレディ・アグリコル・CIBの2020年上半期における規制バリュー・アット・リスクおよびストレス時における規制バリュー・アット・リスク（百万ユーロ）



1日間の信頼水準を99%としたストレス時におけるバリュー・アット・リスクの変動

（単位：百万ユーロ）	2020年6月30日	最小	最大	平均	2019年12月31日
ストレス時におけるバリュー・アット・リスク	17	13	26	20	16

その他の指標

IRC（追加的リスクに係る自己資本賦課）関連の所要資本

（単位：百万ユーロ）	2020年6月30日	最小	最大	平均	2019年12月31日
IRC	147	123	231	155	148

CVA関連の所要資本

（単位：百万ユーロ）	2020年6月30日	最小	最大	平均	2019年12月31日
CVA	398	277	458	366	272

ブルーデント・バリュエーション関連の所要資本

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日	最小	最大	平均	2019年12月31日
ブルーデント・バリュエーション	653	653	901	808	746
うち市場活動のみ	305	305	569	451	348

■ 資産負債管理部門 - 構造上の財務リスク

資産負債管理部門に適用される構成および監督 / 監視システムについては、2019年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク管理 資産負債管理部門 - 構造上の財務リスク」に記載されており、重要な変更はなかった。

全体の金利リスク

2020年上半期において、クレディ・アグリコル・CIBグループは、金利リスク・エクスポージャーを慎重に管理した。

2020年6月30日現在の金利ギャップの内訳は以下の通りであり、貸借対照表の全期間にわたる米ドルの5年金利の上昇およびユーロの金利の下落に対する当行のエクスポージャーを反映している。

(単位：百万ユーロ)	0年 - 1年	1年 - 5年	5年 - 10年
米ドルにおける平均ギャップ	(4.3)	(0.13)	+0.07
ユーロにおける平均ギャップ	+14.4	+2.94	+0.22

2020年6月30日現在の0年 - 1年間のユーロにおけるギャップのポジションは、特に、新型コロナウイルス感染症の健康危機に対応したクレディ・アグリコル・CIBへの合計で15十億ユーロのTLTRO の資金の配分影響を受けた。

流動性リスク

2020年6月末日現在、クレディ・アグリコル・CIBの12ヶ月間の平均化されたLCRの分子（法定準備金を除き、適格流動資産証券のポートフォリオ、現金および中央銀行預け金を含む。）は、117十億ユーロとなった。クレディ・アグリコル・CIBの12ヶ月間の平均化されたLCRの分母（キャッシュ・フロー純額を表す。）は、102十億ユーロであった。規制機関の要求を受け、2018年3月31日以降、これらの項目は四半期ごとに公表されている。

2020年6月末日現在のクレディ・アグリコル・CIBの12ヶ月間の平均化されたLCRは、115%であった。金融機関は、2018年1月1日以降100%に設定されたLCR基準値を満たしている。

通貨リスク

通貨リスクの管理、監督および管理を統制する方針は、2020年上半期において重大な変更はなかった。

金利リスクおよび外国為替リスク

金融リスクを管理するためにクレディ・アグリコル・CIBが採用している重要なメカニズムは、金融商品（金利スワップおよび外国為替取引）の活用であり、その後かかる金融商品は経営目標に沿ってヘッジされる。使用されている3種類のヘッジ（公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび海外事業における純投資のヘッジ）については、2019年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等

のリスク リスク管理 資産負債管理部門 - 構造上の財務リスク 金利リスクおよび外国為替リスクヘッジ」に記載されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジに関する注記：IFRS第7号に基づき、キャッシュ・フロー・ヘッジの対象である貸借対照表項目に関する将来の利息支払額は、以下の通り満期期間別に表される。

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日			
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上	合計
ヘッジされたキャッシュ・フロー（受領予定）	49.6	144	25	218.6
ヘッジされたキャッシュ・フロー（支払予定）	7.4	25.3	28.2	60.9

■オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの管理および監督システムについては、2019年有価証券報告書に記載されている。これらは2019年4月19日に更新された「クレディ・アグリコル・CIBの恒常的統制の組織およびガバナンス」と題されるガバナンス文書によって管理されており、かかる文書は、登録事務所の恒常的管理者のオペレーショナル・リスク管理を担当する恒常的統制部門の責任者への従位関係を形式化するものである。

2020年6月30日現在、「四半期ごとのオペレーショナル・リスク費用／四半期ごとのNBI」のリスク選好度の指標は0.19%となり、リスク選好度は2%、リスク許容度は4%であった。

[次へ](#)

■ 法的リスク

クレディ・アグリコル・CIBおよび完全連結子会社において未解決の主要な法的および税務訴訟は、2019年有価証券報告書に記載されている。

本書記載の例外事象および紛争に関して、新たな進展が以下に記載されている。

- ・ 下記「訴訟および例外事象 SSA債」の第4段落
- ・ 下記「訴訟および例外事象 オー・サリバンおよびタベラ」の最終段落
- ・ 下記「訴訟および例外事象 インターコンチネンタル取引所（「ICE」）」の最終段落

訴訟および例外事象

米国財務省外国資産管理室（OFAC）

2015年10月、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（クレディ・アグリコル・CIB）は、米国の経済制裁下にある国々との一連の米ドル建取引に関する調査を実施している、米国当局およびニューヨーク州当局との間で契約を締結した。かかる契約の対象となる事象は、2003年から2008年の間に発生した。

調査に関連して米国当局およびニューヨーク州当局に協力したクレディ・アグリコル・CIBおよびクレディ・アグリコル・エス・エーは、合計787.3百万米ドル（692.7百万ユーロ）の罰金を支払うことに合意した。かかる罰金の支払いは、既に確保されている既存の準備金に割り当てられるため、2015年下半期の会計には影響を与えなかった。

連邦準備制度（Fed）の理事会およびニューヨーク州金融サービス局（NYDFS）との間での合意は、CASAおよびクレディ・アグリコル・CIBとのものである。米国財務省外国資産管理室（OFAC）との合意は、クレディ・アグリコル・CIBとのものである。クレディ・アグリコル・CIBは、コロンビア特別区米連邦地検（USAO）およびニューヨーク州の地方検察局（DANY）との間でも、期間を3年間とする別の執行猶予合意（DPA）を締結した。2018年10月19日、USAOおよびDANYとの2つの執行猶予合意は、クレディ・アグリコル・CIBがDPAに基づくすべての義務を遵守し、3年の期間の最後に終了した。

クレディ・アグリコルは、内部手続および国際制裁の法律に関するコンプライアンス・プログラムを強化し続けており、米国当局およびニューヨーク州当局だけでなく、自国の規制機関、欧州中央銀行およびフランス金融健全性規制監督・破綻処理機構（ACPR）ならびにその世界的ネットワーク全体におけるその他の規制機関に全面協力し続ける予定である。

NYDFSおよび米国連邦準備制度理事会との契約に従い、クレディ・アグリコルのコンプライアンス・プログラムは、その有効性を評価するための定期的な見直しに服され、かかる見直しには、NYDFSに任命された1年任期の独立したコンサルタントによる検討および連邦準備制度理事会に承認された独立したコンサルタントによる年に1度の検討が含まれる。

Euribor、Liborおよびその他の指数

クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコル・CIBは、多数の銀行間金利についての指定銀行であるという立場において、（ ）多数の通貨のLibor（ロンドン銀行間取引金利）、Euribor（欧州銀行間取引金利）およびその他の特定の市場インデックスの計算、ならびに（ ）これらの金利およびインデックスに関連する取引についての調査の一環として、多数の当局より情報要請を受けた。これらの要請は、2005年から2012年までのいくつかの期間を対象としている。

当該各種当局への協力の一環として、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコル・CIBは、当該各種当局から要請された情報を収集する目的で調査を実施した。各種当局の

中でも、とりわけ米国当局のDOJ（司法省）およびCFTC（商品先物取引委員会）とは協議中である。現在は、これらの議論の結果も結論が出される日も知ることはいできない。

さらに、クレディ・アグリコル・CIBは現在、フロリダ州の司法長官によるLiborおよびEuriborの両方に関する調査の対象となっている。

かかる調査および成功には至らなかった和解手続きに続き、欧州委員会は、2014年5月21日にクレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBに対し、Euriborに関連したデリバティブにおける競争を防止、制限または歪曲する目的および／または効果を有する合意または協調行動に関する異議告知書を送付した。

2016年12月7日付の決定において、欧州委員会は、ユーロ金利デリバティブのカルテルに参加したことに対し、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBの両社に114,654,000ユーロの罰金を課した。クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、当該決定に異議を申し立てており、欧州裁判所に決定を破棄するように求めている。

さらに、スイスの競争当局であるCOMCOは、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびいくつかのスイスおよび国際銀行に関して、Euriborを含めた金利デリバティブ市場の調査を実施した。また、2016年6月、韓国競争当局（KFTC）は、2015年9月に開始したクレディ・アグリコル・CIBならびに各種通貨におけるLibor指標、EuriborおよびTibor指標に対する調査を終了することを決定した。一定の外国為替デリバティブ（ABS-NDF）に対する調査は、2018年12月20日にクレディ・アグリコル・CIBに通知された決定に従って、KFTCにより終了されている。

米国における、2012年および2013年以降のクレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBが、その他の金融機関と共に告発された2件の集団訴訟については、1件は両者が被告（Euriborの「サリバン」事件）、もう1件はクレディ・アグリコル・エス・エーのみが被告（Liborの「リーバーマン」集団訴訟）であり、「リーバーマン」集団訴訟は、その申立ての妥当性を調査する準備段階にあり、訴訟は、ニューヨーク州の連邦地方裁判所において依然として中断している。「サリバン」集団訴訟に関して、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、出願人の申立て棄却の申立てを提出した。ニューヨーク州の連邦地方裁判所は、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBの棄却の申立てを第一審で支持する旨の判決を下した。原告は、2019年6月14日にこの判決に控訴した。

2016年7月1日以降、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、その他の銀行と共に、SIBOR（シンガポール銀行間取引金利）およびSOR（シンガポールスワップ取引金利）指標に関する米国での新たな集団訴訟（「フロントポイント」事件）の当事者となっている。クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBによる棄却の申立ての第一審で承諾した後、原告による新たな要求を裁定するニューヨーク連邦地方裁判所は、クレディ・アグリコル・エス・エーは関連するインデックスに関与していなかったということを根拠として、フロントポイント事件からクレディ・アグリコル・エス・エーを除外した。しかし、裁判所は、判例法の最近の展開を考慮して、その管轄がクレディ・アグリコル・CIBおよびSIBORのインデックス・パネルの構成企業であるすべての銀行に対して及び得ると考察した。SIBOR/米ドルインデックスおよびSORインデックスに関する申立てに含まれる疑惑もまた、裁判所で棄却されたため、SIBOR/シンガポール・ドル間金利のインデックスのみが未だ審理の対象になっている。12月26日、原告は、SIBORおよびSORインデックスの不正操作が米ドルでの取引に影響したという主張を再度フロントポイント事件の範囲に含めるために新しい申立てを提出した。クレディ・アグリコル・CIBはその他の被告と共に、ニューヨーク連邦地方裁判所にて2019年5月2日に行われた審理においてこの新しい申立てに対して異議を唱えた。連邦裁判所は、2019年7月26日に被告の棄却の申立てを承諾した。原告は2019年8月26日に上訴申立てを提出した。

これらの集団訴訟は民事訴訟であり、かかる訴訟において原告はEuribor、Libor、SIBORおよびSORの利率の設定に用いられた方法の被害者であると申し立てており、不当に受け取られたと主張する金額の返還ならびに補償金ならびに支払った費用および手数料の補償の返済を請求している。

バンク・サウジ・フランシ

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（クレディ・アグリコル・CIB）は、2018年にバンク・サウジ・フランシ（BSF）から国際商業会議所（ICC）に提出された仲裁申立てを受領している。かかる紛争は、BSFとクレディ・アグリコル・CIBの間の、既に効力を有していない技術サービス契約の履行に関するものであった。BSFはその申立てをSAR1,023,523,357（約242百万ユーロ）と測定していた。クレディ・アグリコル・CIBおよびBSFは、ICCの仲裁手続を終了させる契約を有効に締結した。この契約は、クレディ・アグリコル・CIBの財務諸表に重大な影響を及ぼすものではない。

SSA債

いくつかの規制機関は、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBに対し米ドル建SSA債（国際機関債、準ソブリンおよび政府系機関債）の流通市場での取引に関する様々な銀行の活動に関する調査に係る情報を要求した。これらの規制機関との協力を通して、クレディ・アグリコル・CIBは要求された入手可能な情報を集めるための内部調査を開始した。2018年12月20日、欧州委員会はクレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBを含む多数の銀行に、流通市場での米ドル建SSA債の取引における欧州連合競争法の規則への抵触可能性の調査の中で、異議告知書を交付した。クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBはこれらの異議を認識し、2019年3月29日に回答を公表し、その後2019年7月10日 - 11日に口頭審理を行った。

クレディ・アグリコル・CIBは、その他の銀行と共に、ニューヨーク州南部地区の米国連邦地方裁判所における暫定的な連結された集団訴訟の一員とされている。かかる訴訟は、原告が法的立場を維持するための十分な損害を主張することができなかったため、2018年8月29日に棄却された。しかし、原告にはその不備の補正を試みる機会が与えられた。2018年11月7日、原告は修正訴状を提出した。クレディ・アグリコル・CIBおよびその他の被告は、かかる修正訴状を棄却する申立てを提出した。2019年9月30日に下された判決では、ニューヨーク州南部地区の連邦地方裁判所の管轄違いにより集団訴訟は棄却された。

2019年2月7日、CACIBおよび既に係属中の集団訴訟で訴えられている他の被告に対する別の集団訴訟が、ニューヨーク州南部地区の米国連邦裁判所に提出された。

2018年7月11日、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、その他の銀行と共に、カナダにおいてオンタリオ上位裁判所に提出された集団訴訟について通知を受けた。カナダの連邦裁判所には、もう1つの集団訴訟が提出された。オンタリオ上位裁判所に提出された訴訟は、2020年2月19日に棄却された。

現段階では、これらの調査、訴訟または集団訴訟の結果もしくはこれらが終了する日を予測することは不可能である。

オー・サリバンおよびタベラ

2017年11月9日、イラクにおける攻撃により負傷または死亡したと主張する個人（または彼らの家族もしくは継承者）のグループが、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその子会社であるクレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（クレディ・アグリコル・CIB）を含む複数の銀行に対する訴状（「オー・サリバン」事件）をニューヨークの米国連邦地方裁判所に提出した。

2018年12月29日、同じ個人のグループは、57名の新しい原告と共に、同じ被告に対する別の訴訟（「オー・サリバン」事件）を提起した。

2018年12月21日、別の個人のグループが同じ被告に対する訴状（「タベラ」事件）を提出した。

3つすべての訴状は、クレディ・アグリコル・エス・エー、クレディ・アグリコル・CIBおよびその他の被告が、イランおよびそのエージェントと共謀し、米国の制裁を妨害し、米国反テロリズム法およびテロ行為の支援者に対する正義案（JASTA）に違反してイラン組織と取引を行った、と主張するものである。訴状は、具体的にクレディ・アグリコル・エス・エー、クレディ・アグリコル・CIBおよびその他の被告が、アメリカ合衆国財務省の外国資産管理室により施行された制裁に違反してイランおよびイラン組織の代わりに米ドル取引を処理した疑いを主張しており、それにより、イランに原告を攻撃したテロリスト組織への資金提供を可能にした、とされている。原告は、不特定額の補償的損害賠償を求めている。

2018年3月2日、クレディ・アグリコル・CIBおよびその他の被告は、オー・サリバン 事件の訴状を棄却するための申立てを提出した。この棄却の申立ては、2019年3月28日に裁判所により承諾された。2019年4月22日、原告は訴状を修正する申立てを提出した。被告はその申立てに対する異議申立てを2019年5月20日に提出し、2019年6月10日に原告はそれに対する回答を提出した。2020年2月25日、原告による訴状の修正の申立ては却下され、当初の訴状は棄却された。

2020年5月28日、原告は控訴ができるよう、被告に対する最終判決を下すように裁判所に求める申立てを提出した。2020年6月11日、被告は原告の申立てに対する異議申立てを提出し、原告は2020年6月18日に応答準備書面を提出した。裁判所は申立てについてまだ判決を下していない。

インターコンチネンタル取引所（「ICE」）

2019年1月15日、インターコンチネンタル取引所（「ICE」）ならびにクレディ・アグリコル・エス・エー、クレディ・アグリコル・CIBおよびクレディ・アグリコル・セキュリティーズUSAを含む多数の銀行に対する集団訴訟（「パトナム銀行」事件）が、ニューヨーク連邦裁判所（ニューヨーク州南部地区の米国連邦地方裁判所）に提出された。この訴訟は、ICEの米ドルLIBORに連動する金融商品に投資したと主張する原告により提起された。彼らは、2014年2月以降、共謀してICEの米ドルLIBORインデックスを人為的に低い水準に設定し、その結果として違法利益を得たとして銀行らを訴えている。

2019年1月31日、クレディ・アグリコル・エス・エー、クレディ・アグリコル・CIBクレディ・アグリコル・セキュリティーズUSAを含む多数の銀行に対する同様の訴訟（「リボニア」事件）が、ニューヨーク州南部地区の米国連邦地方裁判所に提起された。2019年2月1日、これらの2つの集団訴訟は審理前手続きのために併合された。

2019年3月4日、同じ銀行に対する3つ目の集団訴訟（「ハワイ・シート・メタル・ワーカーズ退職金ファンド」事件）が同じ裁判所に提起され、2019年4月26日に前述の2つの訴訟と併合された。

2019年7月1日、原告は「併合集団訴訟」を提起した。2019年8月30日、被告はこの併合訴状に対し、棄却の申立てを提出した。2020年3月26日、判決は被告の棄却の申立てを許可した。2020年4月24日、原告は上訴申立てを提出した。

拘束力のある契約

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクは、いかなる産業上、商業上または金融上の特許、ライセンスまたは契約に依拠しない。

■法令遵守違反リスク

2019年有価証券報告書と比べて法令遵守違反リスク管理については、以下の主要な変更がなされた。

- ・CACIBは、防衛の第一線に法令遵守の文化を浸透させることを目的とした組み込み型の法令遵守プロジェクトを開始した。かかるプロジェクトは、いくつかのサブプロジェクトに分割され、その目的は以下の通りである。
 - ガバナンスの措置を導入すること。特に、事業部門の責任をより効果的に深く染み込ませること（各事業部門の法令遵守管理委員会の会議への参加、ハイリスク顧客のための法令遵守委員会の設置、KYC業務執行委員会の開発および法令遵守部門における業務部門担当機能の設置）。
 - 特に防衛の第一線を対象とする研修およびコミュニケーション構想を通じて、法令遵守の文化を浸透させる。
 - KYC管理計画の見直し。
- ・CPLの体制に、市場活動に関する法令遵守部門の規制プロジェクトの管理を担当する新たな市場規制プロジェクトチームが最近追加された。

法令遵守違反リスクは、銀行取引もしくは金融取引に関する、法律上もしくは規制上の規定を遵守しないこと、職業上の基準もしくは倫理規範を遵守しないこと、または監督機関のガイドラインに従った執行機関によって出された指示を遵守しないことから発生する、法定刑罰、行政処分もしくは懲戒処分のリスク、または重大な金融損失もしくは風評被害のリスクとして定義される。

法令遵守違反リスクは、クレディ・アグリコル・CIB・グループの恒常的統制システムに組み込まれた法令遵守管理システムにより管理されている。

[次へ](#)

- バーゼル 第3の柱による開示 -

2013年6月26日付欧州議会および理事会のEU規則第575/2013号（自己資本規制、以下「CRR」という。）は、関連する金融機関（主に金融機関および投資会社）がそのリスク管理業務に関する定量的および定性的な情報を開示することを求めている。クレディ・アグリコル・CIB・グループのリスク管理制度およびそのリスクエクスポージャーのレベルは本項および上記「リスク要因」および「リスク管理」に記載されている。

バーゼル は以下の3つの柱に基づく。

- ・ **第1の柱**は、現在の規制上の枠組みに従って最低自己資本比率規制および比率の水準を決定する。
- ・ **第2の柱**は、適用される方法に基づき、銀行が晒される主要なリスクを網羅する所要資本の定量化を通して規制上のアプローチを完成させる（下記「経済資本の管理」を参照。）。
- ・ **第3の柱**は、市場に対する財務開示の新たな基準を導入する。これらは、適用される規則および当期中の活動の両面に関して、規制上の資本構成要素およびリスク評価についてのさらに詳細な情報を提供しなければならない。

クレディ・アグリコル・CIB・グループは、規制上の健全性開示要件を満たす情報を個別に提示するために、リスク要因とは別の項において、第3の柱に関する情報を開示することにしている。

当行グループのソルベンシーは、その自己資本を評価し、常に当行グループが、その事業活動の観点から晒されているかまたは晒される可能性のあるリスクをカバーする十分な資本を有することを確認することで、好ましい条件での当グループの金融市場へのアクセスが確保されることを主な目的として管理されている。

この目的を達成するため、当行グループは、ICAAP（内部自己資本評価プロセス）に依拠している。

ICAAPは、以下に挙げられる主な規制（バーゼル合意、欧州銀行監督機構ガイドライン、欧州中央銀行の健全性要件）の解釈指針に従い構築されている。以下の事項が含まれる。

- ・ クレディ・アグリコル・グループの子会社の特質に沿った、当行グループのレベルでモニタリングの集約および協働を可能とする資本の管理に係るガバナンス
- ・ 規制上の自己資本要件の測定（第1の柱）
- ・ リスク識別のプロセスおよび内部アプローチを利用した所要資本の定量化に基づく経済所要資本の測定（第2の柱）
- ・ 経済の中心シナリオに基づく予算予想と整合する短期的および中期的な予想に基づく規制上の資本の管理
- ・ 3年間に亘る経済悪化に基づくシナリオによる資本毀損をシミュレーションすることを目的とするICAAP ストレス・テストの管理（2019年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク管理 市場リスク 市場リスクの測定および管理方法 ストレス・テスト」を参照。）
- ・ 経済資本の管理（下記「経済資本の管理」を参照。）
- ・ 特にリスク管理の主な改善分野を規定する定性的なICAAP

またICAAPは、当行グループのその他の戦略的なプロセス（ILAAP（流動性充実度評価プロセス）、リスク選好、予算編成、再生計画、リスク識別等）と特に相互作用する統合されたプロセスである。

ソルベンシーに加えて、クレディ・アグリコル・CIBはまた、クレディ・アグリコル・CIBまたはクレディ・アグリコル・グループへの貢献のためにレバレッジ比率および破綻処理比率（MRELおよびTLAC）を管理する。

最後に、主要なソルベンシー比率は、当グループ内で適用されるリスク選好制度にとって不可欠な部分である（2019年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク管理」を参照。）。

・主要指標1

グループレベルの主要指標 - クレディ・アグリコル・CIB		2020年6月30日
利用可能自己資本（金額）（単位：百万ユーロ）		
1	普通株式等ティア1（CET1）資本	14,555
2	ティア1資本	20,153
3	資本合計	24,021
リスク加重エクスポージャー額		
4	リスク加重エクスポージャー額合計	132,381
資本比率（リスク加重エクスポージャー額に対する割合）		
5	普通株式等ティア1比率（％）	11.0%
6	ティア1比率（％）	15.2%
7	総資本比率（％）	18.1%
SREPに基づくその他の自己資本要件（リスク加重エクスポージャー額に対する割合）		
EU 7a	その他のCET1のSREP要件（％）	1.5%
EU 7b	その他のAT1のSREP要件（％）	n/a
EU 7c	その他のT2のSREP要件（％）	n/a
EU 7d	SREP自己資本要件合計（％）	0.15%
統合バッファ要件（リスク加重エクスポージャー額に対する割合）		
8	資本保全バッファ（％）	2.5%
EU 8a	加盟国の水準で特定されるマクロプルデンシャル・リスクまたはシステミック・リスクによる保全バッファ（％）	n/a
9	金融機関特有のカウンターシクリカル資本バッファ（％）	0.04%
EU 9a	システミック・リスク・バッファ（％）	n/a
10	グローバルなシステム上重要な機関のバッファ（％）	n/a
EU 10a	その他のシステム上重要な機関のバッファ（％）	n/a
11	統合バッファ要件（％）	2.54%
EU 11a	所要資本合計（％）	7.88%
12	SREP自己資本要件合計を満たした後に利用可能なCET1（％）	3.11%
レバレッジ比率		
13	レバレッジ比率エクスポージャー測定合計	623,935
14	レバレッジ比率（％）	3.26%
過剰なレバレッジのリスクに対応するためのその他の自己資本要件（レバレッジ比率エクスポージャー額合計に対する割合）		
EU 14a	その他のCET1のレバレッジ比率要件（％）	n/a
EU 14b	その他のAT1のレバレッジ比率要件（％）	n/a
EU 14c	その他のT2のレバレッジ比率要件（％）	n/a
EU 14d	SREPレバレッジ比率要件合計（％）	n/a
EU 14e	適用されるレバレッジ・バッファ	n/a
EU 14f	レバレッジ比率要件合計（％）	n/a

流動性カバレッジ比率		
15	高品質流動資産（HQLA）合計（加重評価額 - 平均）	117,344
16	キャッシュ・アウトフロー合計（純額）（調整後の評価額）	97,289
17	流動性カバレッジ比率（％）	120.61％
安定調達比率		
18	利用可能な安定調達額合計	n/a
19	所要安定調達額合計	n/a
20	NSFR比率（％）	n/a

■ 規制上の資本の管理

適用される規制上の枠組み

健全性の枠組みを強化したバーゼル 合意は、規制上の所要資本の質およびレベルを向上し、健全性の枠組みに新たなリスクの分類を追加した。さらに、2008年の金融危機を受けて、銀行の債務不履行を回避できるよう、具体的な規制上の枠組みが導入された。

金融機関および投資会社に適用される健全性要件に関する法律は、2013年6月26日に欧州連合の官報に公表され（主に2014年2月20日のフランス政令第2014-158号により置き換えられた所要資本指令第2013/36/EU号（「CRD 」と呼ばれる。）および所要資本規制第575/2013号（「CRR」と呼ばれる。））、法律の経過措置に従い2014年1月1日から効力を生じた。

欧州の銀行再生・破綻処理指令（指令第2014/59/EU号、「BRRD」と呼ばれる。）は2014年6月12日に公表され、経過措置規定に従い2015年1月1日から効力を生じ、欧州の単一破綻処理メカニズム規則（規則第806/2014号、「SRMR」と呼ばれる。）は2014年7月30日に公表され、経過措置規定に従い2016年1月1日から効力を生じた。

2019年6月7日、銀行パッケージを構成する4件の規制が欧州連合の官報に公表された。これらは2021年6月末までに段階的に施行される予定である。

- ・ BRRD ： 指令第2014/59/EU号を修正する2019年5月20日付欧州議会および理事会のEU指令第2019/879号
- ・ SRMR ： EU規則第806/2014号を修正する2019年5月20日付欧州議会および理事会のEU規則第2019/877号
- ・ CRD ： 指令第2013/36/EU号を修正する2019年5月20日付欧州議会および理事会のEU指令第2019/878号
- ・ CRR ： EU規則第575/2013号を修正する2019年5月20日付欧州議会および理事会のEU規則第2019/876号

BRRD 指令およびCRD 指令は、フランス法に置き換えられる。CRR 規則およびSRMR 規則は、公表の20日後である2019年6月27日に施行されたが、すべての条項が直ちに効力を発する訳ではなかった。

「緊急措置」として知られる規則第2020/873号は、2020年6月26日に公表され、2020年6月27日から効力を生じ、規則第575/2013号（以下「CRR」という。）および規則2019/876号（以下「CRR 」という。）を修正した。

CRR /CRD の規則（CRD に置き換えられる予定）において、以下の4つのレベルの所要資本比率が算出される。

- ・ 普通株式等ティア1（CET1）比率
- ・ ティア1比率
- ・ 総資本比率
- ・ レバレッジ比率

かかる比率は、バーゼル の計算規則からバーゼル の計算規則への移行（経過措置は、すべての資本について2018年1月1日までの適用であり、ハイブリッド債券については2022年1月1日まで適用される。）、CRR

により（2025年6月28日まで）規定される適格基準およびIFRS第9号の会計基準の導入に関連する影響を段階的に管理することを目的とする段階適用の手法を用いて計測される。

この制度は、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）の損失を吸収する能力および資本を増強する能力の適切性を評価することを目的とした既存の比率に追加されるものである。この総損失吸収能力（TLAC）比率は、BRRDに規定される自己資本および適格債務の最低基準（MREL）の破綻処理比率の監視を補完する。クレディ・アグリコル・CIB・グループは、TLACおよびMRELに特有の要件を設けていないが、クレディ・アグリコル・グループの子会社として、これらの比率に貢献し、当行グループにより導入された監視および管理システムの一部となっている。

監督

金融機関および指令第2004/39/EC号の別紙1に規定された特定の承認取得投資事業は、個別基準または（適用ある場合）準連結基準でのソルベンシー比率および大口エクスポージャー比率を遵守しなければならない。

フランス金融健全性規制監督・破綻処理機構（ACPR）は、CRRの第7条に規定される条件に基づき、いくつかの当行グループの子会社が個別に免除を享受し得ることに同意した。これにより、クレディ・アグリコル・CIBは、個別基準でACPRによる適用が免除されている。

健全性に関する監督上の範囲

会計上および健全性に関する監督上の連結の範囲の差異

会計上の目的で連結しているが、連結基準で金融機関の健全性に関する監督上の対象でない事業体は、健全性上の目的で持分法により計上される少数の特別目的事業体によって構成されている。さらに、2013年12月31日現在会計上比例連結され、現在はIFRS第11号に従って持分法により計上される事業体は、未だに健全性の目的では比例連結され続けている。これらの事業体に係る情報および会計上の連結方法については、2019年12月31日現在の連結財務諸表に対する注記に示されている。

会計上および健全性の範囲別の株式投資の取扱いの差異

投資の種類	会計上の取扱い	完全実施バーゼルによる資本の取扱い
金融活動を行っている子会社	完全連結	完全連結であり、子会社の事業活動に応じて所要資本が発生する。
金融活動を行っている共同支配子会社	持分法による連結	比例連結
保険事業を行っている子会社	完全連結	10%を超えて出資する事業体が保有するCET1商品については、CET1資本の17.65%という控除制限を超える分につきCET1資本から控除される。かかる控除は、10%の閾値の決定後に適用され、一時差異から生じる将来の収益性に依拠する繰延税金資産の控除されない部分と累計される。
		AT1およびT2商品については、それぞれAT1資本およびT2資本から控除される。

10%を超える出資であり金融活動を行っているもの（種類別）	信用機関への持分法投資による連結	持分法により計上された、10%を超えて出資する事業体への投資額については、CET1資本の17.65%という控除制限を超える分につきCET1資本から控除される。かかる控除は、10%の閾値の決定後に適用され、一時差異から生じる将来の収益性に依拠する繰延税金資産の控除されない部分と累計される。
		AT1およびT2商品については、それぞれAT1資本およびT2資本から控除される。
10%未満の出資であり金融活動または保険事業を行っているもの	売却可能な株式投資および有価証券	出資が10%未満である事業体が保有するCET1、AT1およびT2商品につき、CET1資本の10%という控除制限を超えた場合には、CET1資本から控除される。
ABCP（資産担保コマーシャル・ペーパー）の証券化ビークル	完全連結	持分法により計上された金額およびこれらの事業体に係るコミットメントはリスク加重される（流動性ファシリティおよび信用状）。

全体的な仕組み

資本計画

規制上の資本は、資本計画と呼ばれる過程を用いて管理されている。

資本計画は、ソルベンシー比率（CET1比率、ティア1比率および総資本比率）、レバレッジ比率および破綻処理基金比率（MREL比率およびTLAC比率）の行程を決定するため、クレディ・アグリコル・CIB・グループの連結の範囲においてクレディ・アグリコル・グループに貢献している現在の中期計画の範囲における資本および希少資源消費（リスク加重資産および貸借対照表）に関する予測を提供するために作成されている。

資本計画は、組織上の取引計画、会計上および健全性規制上の変更ならびにリスクに基づき適用されるモデル効果を含む、財政状況の軌跡に関する予算構成要素を網羅している。また資本計画は、当行グループの戦略と一貫性を保つよう規定されている資本構造の目的に関連する発行方針（劣後債務およびTLAC適格債務）および配当方針を反映している。

資本計画は、当行グループが成長できる余地の決定を可能にする。したがって資本計画は、様々な健全性要件および資本配当制限の閾値の遵守を確実にし、CRRにより定義されるその他ティア1債務の配当可能な最高額を計算するために使用される。また資本計画は、リスク選好の決定に採用される様々なリスクの閾値の設定にも使用される。

資本計画は、定期的な情報交換の一環として、または単発の業務（例えば、許可の要請等）に関連してのいずれにおいても、様々な統治機関に提出され、関係当局にも伝達されている。

ガバナンス

希少資源委員会は、四半期ごとに開催される。委員会は、ファイナンス部門を管轄する最高経営責任者代理が委員長を務め、最高リスク管理責任者、財務統制の責任者、キャッシュ・マネジメントおよびファイナンス事業の責任者ならびにクレディ・アグリコル・エス・エーの代表者も参加する。

同委員会の主な任務は以下の通りである。

- ・クレディ・アグリコル・CIB・グループのソルベンシー、レバレッジおよび破綻についての短期および中期予測の精査
- ・中期計画と一貫してソルベンシーに影響する主要な仮定の検証
- ・グループ内の銀行の多様な事業部門間における資本の管理および配分の規則の設定
- ・負債管理取引（劣後債務の管理）の決定
- ・経済資本に関連する問題の議論

- ・監督および規制に関する最新動向の把握
- ・子会社に関する問題の調査
- ・取締役会に提出される決定の準備

ソルベンシー比率

ソルベンシー比率の分子（下記「資本の定義」を参照。）

バーゼル は3つのレベルの資本を定義する。

- ・普通株式等ティア1資本（CET1）
- ・普通株式等ティア1資本およびその他ティア1資本（AT1）によって構成されるティア1資本
- ・ティア1資本およびティア2資本によって構成される総資本

ソルベンシー比率の分母（下記「リスク加重資産の構成および変更」を参照。）

バーゼル はリスクの種類を定義する。信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクであり、これらはリスク加重資産の算出を生じさせる。かかるリスクの詳細は、下記の通りである。

2013年6月26日付EU規則第575/2013号に従い、信用リスクに係るエクスポージャーを測定するために2つの手法が用いられている。

- ・バーゼルのエクスポージャーの区分に応じた外部機関による信用格付および所定の加重手法に基づく「標準的」アプローチ
- ・銀行独自の内部格付システムに基づく「IRB」（内部格付）アプローチ

以下のアプローチについては区別がされている。

- ・当該金融機関がその独自の債務不履行予想額のみに基づいて採用する「基礎的内部格付」アプローチ
- ・当該金融機関がリスク要素（デフォルト率、デフォルト時損失率、債務不履行時のエクスポージャーおよび満期）につき、その内部の予想額のすべてを用いることができる手段に基づく「先進的内部格付」アプローチ

最低規制要件

第1の柱の要件は、2013年6月26日付欧州議会および理事会のEU規則第575/2013号（CRR）に準拠する。規制機関はまた、第2の柱の枠組みの中での最低要件を裁量基準で決定する。

第1の柱の最低要件

バッファ適用前の資本比率：CET1資本の最低要件は4.5%である。段階適用されたティア1資本の最低要件は6%であり、段階適用された総資本の最低要件は8%である。

[次へ](#)

2020年6月末現在に認識されている情報に基づく最低要件

第1の柱の最低要件	
CET1	4.50%
ティア1	6.00%
自己資本	8.00%

第2の柱の最低要件

2017年、クレディ・アグリコル・CIBは、欧州中央銀行（ECB）から監督上の検証・評価プロセス（SREP）の結果の公表後に適用される新たな所要資本についての通知を受けた。

2017年以降、ECBは使用される手法を変更し、健全性要件を以下の2つの部分に分けている。

- ・第2の柱の要件（P2R）。かかる要件は、すべてのティア資本に適用され、完全に普通株式等ティア1資本により構成されていなければならない。かかる要件の法令遵守違反は、自動的に資本配分制限（最劣後債務利払、配当金、様々な償還）に繋がる。したがって、かかる要件は公的なものである。
- ・第2の柱のガイダンス（P2G）。この段階において、かかるガイダンスは、公的なものではない。新型コロナウイルス感染症のパンデミックの危機を受けて、ECBはCRD の第104a条を早期に発効させ、CACIBがCET1資本以外の資本手段を用いて追加的な第2の柱の要件の43.75%を満たすことを承認した。最低でも要件の75%はティア1資本を用いて満たされなければならない。2020年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBは、少なくとも7.88%の最低連結CET1比率（第1の柱の要件、第2の柱の要件、資本保全バッファ要件ならびにカウンターシクリカル・バッファ要件を含む。）を遵守しなければならない。

統合バッファ要件および分配制限基準

規制は、段階的な資本バッファの導入について定めている。

- ・資本保全バッファ（2019年はリスク加重資産の2.5%）
- ・カウンターシクリカル・バッファ（理論的には0%から2.5%の範囲内）。当該機関のバッファは、当該機関が事業を行っている各国で定義されたバッファの債務不履行時のエクスポージャー（EAD）によって加重平均されたものである。事業を行っている国家の1つにおいてカウンターシクリカル・バッファの比率が計算された場合、例外的な場合を除き、発効日はかかる計算が公表された日から12ヶ月以内となる。
- ・システミック・リスク・バッファ（通常0%から3%の範囲であるが、欧州委員会の承認を得た場合は5%を上限とし、例外的にこれより高い場合もある。）。グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）については（0%から3.5%の範囲）またはその他のシステム上重要な金融機関（O-SII）については（0%から2%の範囲）。これらのバッファは累積されず、例外はあるものの、通常は最も高い数値が適用される。クレディ・アグリコル・グループだけがG-SIBであり、バッファは、2018年は段階適用により0.75%、2019年1月1日以降は1%である。クレディ・アグリコル・CIB・グループはこれらの要件の対象ではない。

これらのバッファは、2016年から適用されており、普通株式等ティア1資本によりカバーされなければならない。資本保全バッファおよびシステミック・リスク・バッファは、2019年まで毎年段階的に導入された（2018年は所要バッファの75%、2019年は100%）。

2020年6月末において、香港、ノルウェー、チェコ共和国、スロバキアおよびルクセンブルグの関連する国内当局によりカウンターシクリカル・バッファが、認識された。

これらの国々における当行グループのエクスポージャーを受けて、2020年6月30日現在の当行グループのカウンターシクリカル・バッファ比率は0.04%である。

これらのバッファは、CET1によってカバーされる必要がある。

[次へ](#)

2020年6月末現在のカウンターシクリカル・バッファ―計算の内訳

(単位： 百万ユーロ)	2020年6月30日									
	一般的な信用 エクスポージャー		トレーディング勘定 エクスポージャー		自己資本要件					2021年 6月30日 のカウンター シクリカル資 本バッファ― 予想比率 (%) (注2)
	標準的 アプローチ	IRB アプローチ	トレーディ ング勘定の 長期・短期 ポジション 合計	内部モデル に関する トレーディ ング勘定 エクスポ ージャーの 価値	一般的な 信用エクスポ ージャー	トレーディング 勘定エクスポ ージャー	証券化 エクスポージャー	合計	国別内訳(%)	
ノルウェー									0.01%	0.01%
香港	591	4,507			144			144	2.07%	0.02%
チェコ共和国		177			5			5	0.07%	0.00%
スロバキア		1							0.00%	0.00%
ブルガリア		19							0.01%	0.00%
ルクセンブルグ	298	10,775			240			240	3.46%	0.02%
その他諸国(注1)	11,707	203,503	154	1,835	5,599	159	767	6,525	93.89%	0.00%
合計	12,596	220,226	154	1,835	6,023	159	767	6,950	100.00%	0.04%

(注1) その他諸国については、カウンターシクリカル・バッファ―は関係当局により規定されていない。

(注2) 2021年6月30日におけるカウンターシクリカル・資本バッファ―比率の予測は、現在判明している、今後12ヶ月以内に適用される国別のバッファ―比率および現在判明している決定に基づいた2020年6月30日現在の国別の所要資本の内訳を用いて計算されている。

[次へ](#)

カウンターシクリカル・バッファ要件（百万ユーロ）（CCYB2）

カウンターシクリカル・バッファ要件	2020年6月30日	2019年12月31日
リスク・エクスポージャー合計	132,381	120,474
金融機関特有のカウンターシクリカル・バッファ	0.040%	0.188%
金融機関特有のカウンターシクリカル・バッファ		

要約

統合バッファ要件	2020年6月30日	2019年12月31日
段階適用された資本保全バッファ	2.50%	2.50%
段階適用されたシステミック・バッファ	0.00%	0.00%
カウンターシクリカル・バッファ	0.04%	0.19%
統合バッファ要件	2.54%	2.69%

バーゼル規制から欧州法（CRD）への移行により、配当、AT1商品および変動報酬額に適用される配当制限のメカニズムが導入された。最大配当可能額（MDA）、すなわち銀行が配当に割くことを認められる金額の上限の原則の背景には、統合バッファ要件の不遵守を招くような配当を制限する目的がある。

MDAが発動される閾値までの余地は、CET1、ティア1株式資本および株式資本合計のSREP要件に達するまでのそれぞれの余地のうち、最も低いものである。

CRD の第104a条の早期適用により、P2R要件の75%が現在ティア1資本でカバーできており、そのうち少なくとも75%はCET1資本でなければならない。このため、クレディ・アグリコル・CIBのCET1資本要件は、2020年の第1四半期から66ベース・ポイント減少した。

	CET1のSREP要件	ティア1のSREP要件	資本合計のSREP要件
第1の柱の最低要件	4.500%	6.000%	8.000%
第2の柱の要件（P2R）	0.840%	0.840%	0.840%
資本保全バッファ	2.500%	2.500%	2.500%
G-SIBバッファ	0.000%	0.000%	0.000%
カウンターシクリカル・バッファ	0.040%	0.040%	0.040%
SREP要件（a）	7.880%	9.670%	12.940%
2019年12月31日現在の段階適用されたソルベンシー比率（b）	11.0%	15.2%	18.2%
SREP要件までの余地（b-a）	311ベース・ポイント	555ベース・ポイント	611ベース・ポイント
MDAが発動される閾値までの余地	311ベース・ポイント (4.3十億ユーロ)		

2020年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIB・グループはMDAトリガー・ポイントを311ベース・ポイント上回るバッファ（すなわち、CET1資本のおよそ4.3十億ユーロ）を有している。

所要資本合計

第1の柱の要件、第2の柱の要件および資本バッファ合計の要件を考慮した後、最終的なSREP所要資本は以下の通りである。

SREP自己資本要件	2020年6月30日	2019年12月31日
第1の柱の最低CET1要件	4.50%	4.50%
その他の第2の柱の要件（P2R）	1.50%	1.50%
統合バッファ要件	2.54%	2.69%
CET1要件	7.88%	8.69%
AT1	1.50%	1.50%
ティア2	2.00%	2.00%
所要資本合計	12.04%	12.19%

2020年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIB・グループは、これ故に、7.88%の最低CET1比率を遵守しなければならない。この水準は、第1の柱、第2の柱（P2R）、資本保全バッファおよびカウンターシクリカル・バッファの要件を含む（現在判明している決定に基づく。）。

2019年12月にクレディ・アグリコル・エス・エー・グループにより受領された通知は、これらの要件を確認した。

第2の柱の調整

以下の表および数量化された項目は、第2の柱に関連して欧州中央銀行から要請されて行われた調整を考慮している。これらは現在、単一破綻処理基金（SRF）および預金保証・破綻処理基金（FGDR）に対する取消不能な支払コミットメントの健全性に係る控除のみで構成されている。

このため、第1の柱の規制上の開示と比較して、追加で180百万ユーロがCET1資本から控除された。その結果、リスク加重資産は、2020年6月30日現在で180百万ユーロ減少して調整された。

[次へ](#)

資本の定義

・ティア1資本

ティア1資本は、普通株式等ティア1資本（CET1）およびその他ティア1資本（AT1）で構成される。

普通株式等ティア1資本（CET1）

これは、以下のもので構成される。

・資本

・資本剰余金、利益剰余金、配当金支払後の税引後利益、ならびに収集および売却目的で保有する金融資産の未実現資本利得 / 損失および換算差額を含むその他の包括利益累計額を含む準備金

・その子会社が適格金融機関であるか否かにより、一部認識が中止または除外すらされている、適格である少数株主持分。この一部認識の中止は、子会社の所要資本を満たすために必要な資本剰余金に含まれており、各資本区分に適用される。

・主に、以下のものを含む控除

- 流動性契約および買戻しプログラムに基づくCET1商品
- 立上げ費用およびのれんを含む無形資産
- プルーデント・バリュエーション（プルーデント・バリュエーションは、あらゆる価値調整を控除することを目的とした慎重な手法を用いた、公正価値で測定する資産および負債の総額の調整から成る健全性規制に定義される。）
- 税務上の繰越欠損金により生じる将来の収益に依拠した繰延税金資産の控除
- 期待損失（EL）を考慮した引当金の不足により生じる損失金額の控除
- 10%以下を保有するCET1商品（少量保有）について、CET1資本の10%という控除制限を超える分の控除。控除されない項目は、リスク加重資産（金融商品の属性およびバーゼルの手法に従った異なる加重）に含まれる。
- 一時的な差異により生じる将来の収益性に依拠する繰延税金資産について、CET1資本の17.65%という控除制限を超える分の控除。かかる控除は、CET1資本の10%の初回控除適用後に適用され、10%超を保有するCET1商品の控除されない部分において一般的である。控除されない項目は、リスク加重資産（250%の加重）に含まれる。
- 10%超を保有（大量保有）する金融商品について、CET1資本の17.65%という控除制限を超える分のCET1商品からの控除。かかる控除は、CET1資本の10%の初回控除適用後に適用され、将来の収益性に依拠し一時的な差異により生じる繰延税金資産の控除されない部分において一般的である。控除されない項目は、リスク加重資産（250%の加重）に含まれる。
- 第2の柱に関して監督者により要請される調整（単一破綻処理基金および保険・破綻処理基金に関連する取消不能な支払コミットメント）

CRR2は、適格基準を追加しており、特に、欧州連合において設立された金融機関により発行され、第三国の法律に従う金融商品が完全に適格になるためには、バйлイン条項を含まなければならないという要件を含んでいる。これらの規定は資本商品（CET1、AT1およびティア2）の全カテゴリーに対して適用される。

その他ティア1（AT1）資本

完全実施基準でバーゼル の下で適格であるその他ティア1資本

これは、以下のものから構成される。

・償還インセンティブまたは義務（特に、ステップ・アップ条項を含む。）を含まない永久負債性証券で構成される、バーゼル の下で適格であるその他ティア1またはAT1資本。AT1商品は、5.125%以上に設

定されなければならない閾値をCET1比率が下回った場合に発動する損失吸収メカニズムの対象である。

当該商品は、株式への転換または額面金額の減額が可能である。支払の完全な柔軟性が必須であり、自動補償メカニズムおよび／または発行者の裁量による利払の停止は許容されない。

2020年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBのCET1比率は10.99%であった。結果として、CET1資本は、損失吸収の閾値に係る8.0十億ユーロの資本バッファを示していた。

2020年6月30日現在、利払に適用される制限はなかった。

- ・直接保有するAT1商品（マーケット・メイキング商品を含む。）の控除
- ・その他ティア1資本に関連する金融セクター事業体における保有の控除
- ・AT1資本の構成要素またはその他の控除（適格であるAT1少数株主持分を含む。）

段階適用基準で適格なその他ティア1資本

移行段階において、自己資本比率に使用されるティア1資本の金額は以下の合計と同額である。

- ・CRR2の下で適格なその他ティア1資本（AT1）
- ・2014年1月1日から2019年6月27日の間に発行されたCRRに適格なその他ティア1資本商品
- ・2014年1月1日より前に発行されたCRRに非適格なティア1資本の一部で、以下のいずれか少ない方と等しい額
 - 報告期間末現在の非適格ティア1商品（コールや償還等の後）の健全な金額
 - 4,691百万ユーロであり、認識可能な最高金額は938百万ユーロである、2012年12月31日現在のティア1株式合計の20%（2020年の閾値）

かかる自己資本閾値を超えるティア1資本の金額は、段階適用されたティア2資本に含まれており、その額はティア2資本に適用される健全閾値までである。

[次へ](#)

2020年6月30日現在の超劣後債および優先株式

発行体	発行日	発行額 (百万)	通貨	コール日	報酬	ステップ・ アップ (有/無)	規制上の 措置	CRR下での 適格性 (有/無)	利払停止 条件	減額条件	2020年 6月30日 現在の規制 上の金額 (百万ユーロ) (注1)	2019年 12月31日 現在の規制 上の金額 (百万ユーロ) (注1)
超劣後債												
クレディ・ アグリコル・CIB	2005年 12月21日	85	USD	2016年 2月27日、その 後は1年ごと	Libor 12M + 150bps	無	T1	無	運用利益が不 十分であった 場合には利息 の不払に繋がる 可能性がある 減額	規制上の 事象の 発生時	76	76
クレディ・ アグリコル・CIB	2007年 9月28日	1,000	USD	2018年 2月27日、その 後は1年ごと	Libor 12M + 252bps	無	T1	無	運用利益が不 十分であった 場合には利息 の不払に繋がる 可能性がある 減額	規制上の 事象の 発生時	890	893
クレディ・ アグリコル・CIB	2004年 3月19日	500	USD	2014年 2月27日、その 後は1年ごと	5.81% (2014年1月1 日以降は Libor 12M + 170bps)	無	T1	無	運用利益が不 十分であった 場合には利息 の不払に繋がる 可能性がある 減額	規制上の 事象の 発生時		447
クレディ・ アグリコル・CIB	2004年 5月4日	470(注2)	USD	2014年 1月1日、その後 は1年ごと	6.48% (2014年1月1 日以降は Libor 12M + 156bps)	無	T1	無	運用利益が不 十分であった 場合には利息 の不払に繋がる 可能性がある 減額	規制上の 事象の 発生時	178	179

クレディ・アグリコル・CIB	2015年 11月16日	600	EUR	2020年 12月23日、その 後は四半期ごと	Euribor 3M + 679.5bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の事象の発生時	600	600
クレディ・アグリコル・CIB	2015年 11月16日	600	EUR	2022年 12月23日、その 後は四半期ごと	Euribor 3M + 670.5bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の事象の発生時	600	600
クレディ・アグリコル・CIB	2015年 11月16日	600	EUR	2025年 12月23日、その 後は四半期ごと	Euribor 3M + 663bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の事象の発生時	600	600
クレディ・アグリコル・CIB	2016年 6月9日	720	USD	2026年 6月23日、その 後は四半期ごと	Libor 3M + 686bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の事象の発生時	641	643

クレディ・ アグリコル・CIB	2018年 6月27日	500	EUR	2028年 6月27日、その 後は四半期ごと	Euribor 3M + 535bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の 事象の 発生時	500	500
クレディ・ アグリコル・CIB	2018年 9月24日	500	EUR	2028年 9月24日、その 後は四半期ごと	Euribor 3M + 485bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の 事象の 発生時	500	500
クレディ・ アグリコル・CIB	2019年 2月26日	470	USD	2024年 8月26日	Euribor 3M + 475bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の 事象の 発生時	418	420
クレディ・ アグリコル・CIB	2019年 6月18日	300	EUR	2024年 6月18日	Euribor 3M + 488bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の 事象の 発生時	300	300

クレディ・ アグリコル・CIB	2020年 1月27日	500	EUR	2030年 1月27日	Euribor 3M + 390bps	無	該当なし	有	CACIBの全体的な要件に遵守していない場合には発行者または監督者の裁量により制限の適用対象となる	規制上の 事象の 発生時	500	
合計											5,804	5,757

(注1) パーゼル の一定期間の適用除外条項の適用前の金額である。この一定期間の適用除外条項の適用により、ティア1資本として維持される、CRD に不適格である超劣後債および優先株式の総額は938百万ユーロとなる。

(注2) この株式発行は、2019年上半期中に270百万ドルの部分的な償還があった。

(注記) すべてのティア1資本は、革新的商品のステップ・アップ日まで、または規則において規定されている認識期限日まで一定期間の適用除外を受けることができる。

・ティア2資本

これは、以下のもので構成される。

- ・最短で5年の満期を有しており、期限前償還のインセンティブが禁止されている劣後債務。これらの金融商品は、満期日より前の5年間に於いて控除が適用される。
- ・一定期間の適用除外条項は、上記段階適用のAT1債において提示されたものと同じである。
- ・直接保有されたティア2証券（マーケット・メイキング商品を含む。）の控除。
- ・内部格付に基づくアプローチを用いて決定した期待適格損失額に関連する引当金超過額は、IRBに従ってリスク加重資産の0.6%に制限されている。
- ・ティア2資本に関連する金融セクターの事業体、（大部分の劣後銀行債は適格ではないため、）主に保険部門に対する保有額の控除。
- ・システム上重要な金融機関から発行された適格保有証券についてのあらゆる控除（TLAC比率の要件に関連してコミットメントの二重計上を回避するため、システム上重要な金融機関は、他のシステム上重要な金融機関が発行した適格なコミットメント証券の保有額を控除しなければならない。これらの保有額は、まず金融機関の適格なコミットメントから控除されなければならない、その後、不足した場合にはティア2資本商品から控除されなければならない。）
- ・ティア2資本構成要素またはその他の控除（ティア2適格少数株主持分を含む。）
- ・完全実施比率に用いられたティア2資本の金額は、CRR規則第2019/876号（CRR）で改正されたCRR規則第575/2013号の下で適格なティア2資本商品と同額である。

移行段階において資本比率に使用されるティア2資本の金額は、以下の合計と同額である。

- ・ CRR の下で適格なティア2資本
- ・ 2014年1月1日から2019年6月27日の間に発行されたCRRの下で適格なティア2資本商品
- ・ 2014年1月1日より前に発行されたCRRに非適格なティア2資本の一部で、以下のいずれか少ない方と等しい額
 - 決算日における非適格なティア2証券の健全な金額および適用ある場合は、非適格なティア1証券の20%の閾値（2020年度における閾値）を超過するティア1証券の差額
 - 2012年12月31日現在において774百万ユーロ、または認識可能な最大金額が155百万ユーロである、CRRの下で非適格なティア2商品の20%（2020年度における閾値）。

読みやすさを考慮し、永久劣後債、持分証券および2020年6月30日現在で償還可能な劣後債に関する記述を第3の柱の報告書に掲載しており、以下のウェブサイトでご覧可能である。<https://www.credit-agricole.com/finance/finance/publications-financieres>。

永久劣後債

発行体	発行日	発行額 (百万)	通貨	コール日	報酬	ステップ・ アップ (有/無)	規制上の 措置	CRD 下での 適格性 (有/無)	2020年 6月30日 現在の 規制上の金額 (百万ユーロ)	2019年 12月31日 現在の 規制上の金額 (百万ユーロ)
永久劣後債										
クレディ・ アグリコル・CIB	1998年 8月12日	30	EUR	2003年 8月12日、その後 は随時可能	Euribor 3M + 55bps	無	T2	無	30	30
合計									30	30

劣後債務

発行体	発行日	発行額 (百万)	満期日	通貨	ノン・コール日	報酬	ステップ・ アップ (有/無)	規制上の 措置	CRD 下での 適格性 (有/無)	2020年 6月30日 現在の 規制上の金額 (百万ユーロ)	2019年 12月31日 現在の 規制上の金額 (百万ユーロ)
劣後ローン											
クレディ・ アグリコル・CIB	2015年 3月26日	1,700	2025年 3月15日	USD	2020年 3月15日、その後 は四半期ごと	Libor 3M + 252bps	無	T2	有		1,519
クレディ・ アグリコル・CIB	2016年 6月20日	750	2026年 6月20日	EUR		Euribor 3M + 255bps	無	T2	有	750	750
クレディ・ アグリコル・CIB	2016年 11月7日	500	2026年 11月7日	EUR	2021年 11月7日、その後 は四半期ごと	Euribor 3M + 212.2bps	無	T2	有	500	500
クレディ・ アグリコル・CIB	2018年 2月13日	250	2028年 2月14日	EUR		Euribor 3M + 111bps	無	T2	有	250	250
クレディ・ アグリコル・CIB	2019年 3月25日	250	2029年 3月25日	EUR		Euribor 3M + 168.35bps	無	T2	有	250	250
クレディ・ アグリコル・CIB	2020年 1月13日	1,000	2030年 1月14日	USD		Libor 3M + 159.35bps	無	T2	有	890	
クレディ・ アグリコル・CIB	2020年 1月17日	92	2035年 1月24日	EUR	2030年1月24日	Euribor 3M + 127bps	無	T2	有	92	
クレディ・ アグリコル・CIB	2020年 2月7日	570	2030年 2月12日	EUR	2025年 2月12日、その後 は四半期ごと	Euribor 3M + 132.5bps	無	T2	有	570	
合計										3,302	3,269

[次へ](#)

・経過措置

金融機関によるCRR2/CRD（移項保留中であるCRD）の遵守を容易にするため、主に資本構成要素に対する新たな健全な取扱いの段階的な導入を含む、より緩やかな経過措置が設けられた。

これらすべての経過措置は、2022年1月1日に適用が終了するハイブリッド債券に関する措置を除き、2018年1月1日に終了した。

バーゼルの下で資本として適格であったが、新しい規制の施行によりもはや資本として分類されなくなったハイブリッド債券は、特定の条件の下、一定期間の適用除外条項の下に適格となる可能性がある。2011年12月31日以降に発行され、CRRを遵守していない商品は、2014年1月1日より除外された。発行日の早い金融商品は、特定の条件の下で、一定期間の適用除外条項の対象となる。かかる条項に基づき、当該債券は8年にわたって年10%の減少で段階的に除外される。2014年において、2012年12月31日現在に報告された債券合計の80%が認識され、2015年は70%が認識される等である。認識が中止された部分は、同様の基準を満たせば、下層の資本区分（例えば、AT1からティア2）に含まれる可能性がある。

一定期間の適用除外条項を導入することにより、CRRはこれらの措置を補完するようになり、2014年1月1日から2019年6月27日の間に発行された非適格な商品は、2025年6月28日まで経過措置の下で適格となる。

移行段階において、自己資本比率に使用されるティア1資本の金額は以下の合計と同額である。

- ・ CRR2の下で適格なその他ティア1資本（AT1）
- ・ 2019年6月27日より前に発行されたCRRに適格なその他ティア1資本商品
- ・ 2014年1月1日より前に発行されたCRRに非適格なティア1資本の一部で、以下のいずれか少ない方と等しい額
 - 報告期間末現在の非適格ティア1商品（コールや償還等の後）の健全な金額
 - 4,691百万ユーロであり、認識可能な最高金額は938百万ユーロである、2012年12月31日現在のティア1株式合計の20%（2020年の規制上の閾値）
 - かかる自己資本閾値を超えるティア1資本の金額は、段階適用されたティア2資本に含まれており、その額はティア2資本に適用される健全な閾値までである。

移行段階において資本比率に使用されるティア2資本の金額は、以下の合計と同額である。

- ・ CRRの下で適格なティア2資本
- ・ 2019年6月27日より前に発行されたCRRの下で適格なティア2資本商品
- ・ 2014年1月1日より前に発行されたCRRに非適格なティア2資本の一部で、以下のいずれか少ない方と等しい額
 - 決算日における非適格なティア2証券の健全な金額および適用ある場合は、非適格なティア1証券の20%の閾値（2020年における閾値）を超過するティア1証券の差額
 - 2012年12月31日現在において774百万ユーロ、または認識可能な最大金額が155百万ユーロである、CRRの下で非適格なティア2商品の20%（2020年における閾値）。

最後に、2020年6月26日付の「クイック・フィクス」規制は、2024年にかけて、IFRS第9号の会計基準の適用による影響をソルベンシー比率に含むことに関連して、CRRで定められる経過措置の適用範囲を拡大する。クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIB・グループは、2018年のIFRS第9号の初回適用時に係る措置の適用を選択しなかった。「クイック・フィクス」規制の公表後である2020年6月30日現在においてもなお、かかる選択を支持している。

- ・ 2020年6月30日現在の簡素化した規制上の資本
ソルベンシー比率

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日		2019年12月31日	
	段階適用	完全実施	段階適用	完全実施
資本および準備金（当行グループの持分）（注1）	17,150	17,150	17,103	17,103
(+) フランス金融健全性規制監督・破綻処理機構の規定に従ったティア1資本（株主による前払金）				
(+) 適格な少数株主持分（注1）	115	115	96	96
(-) ブルーデント・バリュエーション	(653)	(653)	(746)	(746)
(-) のれんおよびその他無形資産の控除	(1,437)	(1,437)	(1,407)	(1,407)
(-) 一時差異から生じるものではない将来の収益性に依拠する繰延税金資産	(34)	(34)	(17)	(17)
(-) 内部格付アプローチに基づく期待損失および株式エクスポージャーに関する信用リスク調整の不足額	(9)	(9)	(11)	(11)
(-) 当該機関が大量保有する金融セクターの事業体への持分のうちCET1商品に係る控除制限を超える金額および一時差異により生じる将来の収益性に依拠する控除可能繰延税金資産の控除制限を超える金額				
当該金融機関が保有する金融セクターの事業体への多額の出資のうちCET1商品	188	188	189	189
一時差異により生じる将来の収益性に依拠する控除可能繰延税金資産	355	355	366	366
() 金融セクターの事業体が保有するCET1商品への個別の、および() 繰延税金に対する10%の控除制限の適用	1,456	1,456	1,461	1,461
(-) 透明性の高いUCITSの処理	(6)	(6)	(6)	(6)
CET1資本に適用される移行調整およびその他の控除	(571)	(571)	(398)	(398)
普通株式等ティア1（CET1）	14,555	14,555	14,613	14,613
AT1資本として適格な持分金融商品	4,649	4,649	4,149	4,149
一定期間の適用除外条項のもとで適格とされる非適格AT1資本商品	938		1,407	
主要活動が保険セクターにあり、当該金融機関の事業体への多額の出資うちティア1資本から控除されたティア1またはティア2に該当する資本商品				
その他ティア1資本の構成要素	10	10	14	14
その他ティア1資本	5,598	4,659	5,570	4,163
ティア1資本	20,153	19,215	20,184	18,776
ティア2資本として適格とされる持分金融商品および劣後借入金	3,302	3,302	3,269	3,269
非適格持分金融商品および劣後借入金	209		209	
内部格付アプローチに基づく適格期待損失および標準的アプローチに基づく一般的な信用リスク調整に関する超過引当金額	411	411	365	365
主要活動が保険セクターにあり、当該金融機関の事業体への多額の出資のうちティア2資本から控除されるティア2に該当する資本商品				
その他ティア2資本の構成要素	(54)		8	

ティア2資本	3,868	3,713	3,851	3,634
資本合計	24,021	22,928	24,035	22,410
リスク加重資産合計	132,381	132,381	120,474	120,474
CET1比率	10.99%	10.99%	12.13%	12.13%
ティア1比率	15.22%	14.51%	16.75%	15.58%
総資本比率	18.15%	17.32%	19.95%	18.60%

(注1) この項目の詳細については、下記「会計および健全な資本の調整」の表を参照。

2020年6月30日現在、普通株式等ティア1（CET1）資本は14.6十億ユーロであり、2019年末と比較して安定していた。

2020年上半期のCET1資本に影響した主な事象は、2020年の中間利益の留保（プラス0.2十億ユーロ）、当行グループのAT1のクーポンの支払（マイナス0.1十億ユーロ）、プルーデント・バリュエーションに基づく控除の減少（プラス0.1十億ユーロ）および準備金に影響を与えたBSF株価の下落（マイナス0.1十億ユーロ）であった。

念のため記述すると、2018年1月1日以降、CET1資本の構成要素に適用される経過措置は存在していない。

2020年6月30日現在、完全実施されたティア1資本は2019年12月31日現在と比較して0.4十億ユーロ増加の19.2十億ユーロ、段階適用されたティア1資本は20.2十億ユーロであり、これは2019年12月31日から変動していない。これには、上記のCET1資本および以下の変更を経たその他ティア1（AT1）資本が含まれる。

- ・パーゼル の下で適格であるティア1資本に含まれるハイブリッド証券は、2020年上半期において0.5十億ユーロ増の4.7十億ユーロであった。
- ・2014年1月1日より前の残高はすべて、完全実施基準では非適格である。一定期間の適用除外条項により、段階適用ベースでは、2012年12月31日現在の株式の20%を超えない金額と同額の債務を保有することができる。「一定期間適用除外される」有価証券の金額は、主に2020年初めの早期償還および「一定期間適用除外される」ものの残高の償却により減少した。結果として、2020年6月30日現在、一定期間の適用除外の恩恵を受ける残存資本総額は、認識される最大の基盤の減少により、かかる基盤を0.2十億ユーロ上回るものであった。

完全実施されたティア2資本は、2019年12月31日現在から0.1十億ユーロ増の3.7十億ユーロであった。

- ・パーゼル の下で適格なティア2資本であるハイブリッド証券に変動はなく、3.3十億ユーロのままであった。
- ・2020年6月30日現在の内部格付アプローチに基づく期待損失および標準的アプローチに基づく一般信用リスク調整（税効果を含む総額）を超える引当金額は、2019年12月31日現在と同額の0.4十億ユーロであった。

全体では、2020年6月30日現在の完全実施された資本合計は2019年12月31日現在から0.5十億ユーロ増の22.9十億ユーロであった。段階適用された資本合計は2019年12月31日現在から変動なく、24十億ユーロであった。

- ・2020年における規制上の資本の変動

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日現在 対2019年12月31日現在の 段階適用
2019年12月31日現在の普通株式等ティア1資本	14,613
株式資本および準備金の増加（株式に係る支払配当金を含む。）	170

資本の払戻し（注1）	
配当支払前の当期利益	672
予想配当	(511)
特別配当金の支払	
事前支払配当金	
売却可能証券に係る未実現資本利得 / 損失およびその他の未実現資本利得 / 損失	(345)
ブルーデント・バリュエーション	94
少数株主持分	20
のれんおよびその他の無形資産の変動	(29)
CET1から控除される内部格付ベースのアプローチに基づいた期待損失に関連する信用リスク調整の不足額	2
規制上の調整（注2）	(131)
2020年6月30日現在の普通株式等ティア1資本	14,555
2019年12月31日現在のその他ティア1資本	5,570
発行	500
償還	(469)
規制上の調整	(4)
2020年6月30日現在のその他ティア1資本	5,598
2020年6月30日現在のティア1資本	20,153
2019年12月31日現在のティア2資本	3,851
負債性資本における発行および外貨の影響	1,552
負債性資本における償還および外貨の影響	(1,519)
償却を含む規制上の調整（注3）	(16)
2020年6月30日現在のティア2資本	3,868
2020年6月30日現在の総資本	24,021

（注1） 資本の払戻し：株主貸付

（注2） 変動は、外貨の影響に関連するものである。

（注3） 満期前の5年間に於いて、ティア2商品は控除の対象となる。

・会計および健全な資本の調整

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日		2019年12月31日	
	段階適用	完全実施	段階適用	完全実施
株式、当行グループの持分（帳簿価額）（注1）	22,864	22,864	22,033	22,033
Y年の結果に係る予想支払配当金				
事前支払配当金				
特別配当金に係る支払				
規制上の資本において考慮されない純利益	(511)	(511)	(511)	(511)
仕組商品の自己信用リスクの変動に係る残された未実現利益 / 損失	67	67	136	136
デリバティブの自己信用リスクの変動に係る残された未実現利益 / 損失	(586)	(586)	(310)	(310)

キャッシュ・フロー・ヘッジに係る残された未実現利益 / 損失				
未実現損益に適用となる移行措置				
株式に含まれるAT1商品（帳簿価額）	(4,649)	(4,649)	(4,149)	(4,149)
その他の規制上の調整	(36)	(36)		
資本金および準備金、当行グループの持分	17,150	17,150	17,103	17,103
少数株主持分（帳簿価額）	115	115	96	96
(-) 規制上の枠組みの下、認識されていない項目	(115)	(115)	(96)	(96)
(-) 優先株式				
少数株主持分				
その他の持分金融商品				
のれんおよびその他の無形資産の控除	(1,437)	(1,437)	(1,407)	(1,407)
一時差異により生じない将来の収益性に依拠する繰延税金資産	(34)	(34)	(17)	(17)
CET1から控除される内部格付アプローチに基づく期待損失に関連する信用リスク調整の不足額	(9)	(9)	(11)	(11)
当該金融機関が相当数保有しているCET1商品の控除制限の超過額および一時差異により生じ、将来の収益性に依拠する控除可能繰延税金資産の控除制限の超過額				
(-) UCITSの透明性措置	(6)	(6)	(6)	(6)
事前のブルーデント・バリュエーション	(653)	(653)	(746)	(746)
当該金融機関が相当数保有しているCET1商品の控除制限の超過額および一時差異により生じ、将来の収益性に依拠する控除可能繰延税金資産の控除制限の超過額				
その他CET1の構成要素	(456)	(456)	(398)	(398)
CET1合計	14,555	14,555	14,613	14,613
AT1持分金融商品（優先株式を含む）	5,587	4,649	5,557	4,149
ティア1資本から控除される、当該金融機関が多額の出資を行っている金融セクターの事業体のティア1またはティア2商品				
移行調整、その他の控除および少数株主持分	10	10	14	14
その他のティア1資本の構成要素				
その他ティア1合計	5,598	4,659	5,570	4,163
ティア1合計	20,153	19,215	20,184	18,776
ティア2持分金融商品	3,511	3,302	3,478	3,269
内部格付ベースのアプローチに基づく適格な期待損失に関する超過引当金	411	411	365	365
標準的アプローチに基づく一般信用リスク調整				
ティア2資本から控除される、当該金融機関が多額の出資を行っている主に保険セクターの事業体において運用されるティア2商品				
移行調整、その他の控除および少数株主持分	(54)		8	
その他のティア2項目				
ティア2合計	3,868	3,713	3,851	3,634

保険会社に対する保有持分および投資				
総資本	24,021	22,928	24,035	22,410

(注1) 監査人の意見の対象となる情報である。

[次へ](#)

その他の指標

・レバレッジ比率

レバレッジ比率は、リスクベースの所要資本に加えて安全策を提供するとともに、景気回復時において過剰なレバレッジの累積を制限することで金融の安定性を維持するために算出される。かかる項目は、バーゼル 協定との関連でバーゼル委員会によって定義され、CRR規則第429条により欧州法に移行され、2014年10月10日の委任法第62/2015号により改訂された後2015年1月18日に欧州連合官報において公表された。

レバレッジ比率は、ティア1資本をレバレッジ比率エクスポージャーにより割ったもの（すなわち、一定のデリバティブについて修正再表示されたオンバランスシート資産およびオフバランスシート資産、当行グループ関連会社間での取引、証券金融取引、分子から控除された項目およびオフバランスシート項目を修正再表示後の貸借対照表上の資産およびオフバランスシート資産）と定義される。

2019年6月27日に欧州連合官報に欧州規則CRR が公表されて以来、3%の水準に設定されているレバレッジ比率は第1の柱の最低要件であり、2021年6月28日より適用される。

2015年1月1日以降、少なくとも年に1回レバレッジ比率の開示が義務付けられている。金融機関は、完全実施された比率または段階適用された比率の開示を選択することができる。金融機関が開示方法の選択変更を決定した場合、その後新しい比率を最初に開示する時に、過去に開示したすべての比率に係るデータと新たに選択した比率のデータを調整しなければならない。

レバレッジ比率：共通申告（LRCOM-T）

（単位：百万ユーロ）		CRRレバレッジ比率 エクスポージャー
オンバランスシート・エクスポージャー（デリバティブおよびSFTを除く。）		
1	オンバランスシート項目（デリバティブ、SFTおよび受託資産を除くが、担保を含む。）	364,128
2	（ティア1資本の決定の際に控除された資産の額）	(2,952)
3	オンバランスシート・エクスポージャー合計（デリバティブ、SFTおよび受託資産を除く。）（上記項目1および2の合計）	361,176
デリバティブ・エクスポージャー		
4	すべてのデリバティブ取引に関連する再調達価格（すなわち、適格現金変動証拠金の控除後）	17,614
5	すべてのデリバティブ取引に関連するPFEについてのアドオンの額（時価評価方式）	33,244
EU-5a	オリジナル・エクスポージャー方式に基づき決定されたエクスポージャー	
6	適用ある会計の枠組みに従い貸借対照表上の資産から控除されて差し入れられたデリバティブの担保に係るグロスアップ	4,351
7	（デリバティブ取引において差し入れられた現金変動証拠金に係る債権資産の控除）	(28,712)
8	（間接参加者取引エクスポージャーの適用除外されたCCP Leg）	
9	売建て信用デリバティブの調整済み実質想定元本	13,943
10	（売建て信用デリバティブに係る調整済み実質想定元本の相殺およびアドオン控除）	(5,999)
11	デリバティブ・エクスポージャー合計（上記4から10までの合計）	34,439
SFTエクスポージャー		

12	SFT総資産（ネットtingは認識しない）（販売会計取引に係る調整後）	259,279
13	（SFT総資産の現金支払および現金受取の純額）	(145,740)
14	SFT資産に対する相手方の信用リスク・エクスポージャー	2,767
EU-14a	SFT資産の減損：EU規則第575/2013号の第429b条（4）および第222条に従った相手方の信用リスク・エクスポージャー	
15	代理人取引エクスポージャー	
EU-15a	（間接参加者SFTエクスポージャーの適用除外されたCCP Leg）	
16	証券金融取引エクスポージャー合計（上記12から15aまでの合計）	116,306
その他のオフバランスシート・エクスポージャー		
17	総想定元本でのオフバランスシート・エクスポージャー	214,645
18	（与信相当額への換算に係る調整）	(85,387)
19	その他のオフバランスシート・エクスポージャー（上記項目17から18の合計）	129,257
EU規則第575/2013号の第429条（7）および（14）に従い適用除外されたエクスポージャー（オンバランスシートおよびオフバランスシート）		
EU-19a	（EU規則第575/2013号の第429条（7）に従ったグループ間のエクスポージャー（単体ベース）の適用除外（オンバランスシートおよびオフバランスシート））	(17,244)
EU-19b	（EU規則第575/2013号の第429条（14）に従い適用除外されたエクスポージャー（オンバランスシートおよびオフバランスシート））	
資本およびエクスポージャー合計		
20	ティア1資本	20,153
21	レバレッジ比率エクスポージャー測定合計（上記3、11、16、19、EU-19aおよびEU-19bの合計）	623,935
レバレッジ比率		
22	レバレッジ比率	3.23%
移行措置に関する選択および認識が中止された受託項目		
EU-23	資本測定の定義に係る移行措置に関する選択	移行
EU-24	EU規則第575/2013号の第429条（11）に従い認識が中止された受託項目の額	

レバレッジ比率の目的のための会計上の資産およびエクスポージャー間の調整の要約（LRSUM-T）

（単位：百万ユーロ）		適用金額
1	公表された財務書類の通りの資産合計	631,396
2	会計目的上は連結しているが、規制上は連結の範囲外の事業体に係る調整	(7,171)
3	（適用ある会計の枠組みに従いバランスシートにおいて認識されたが、EU規則第575/2013号の第429条（13）に従いレバレッジ比率合計エクスポージャー測定から除外された受託資産に係る調整）	
4	デリバティブ金融商品に係る調整	(112,121)
5	証券金融取引（SFT）に係る調整	2,769
6	オフバランスシート項目に係る調整（すなわち、オフバランスシート・エクスポージャーの信用相当額への転換）	129,257
EU-6a	（EU規則第575/2013号の第429条（7）に従いレバレッジ比率合計エクスポージャー測定から除外されたグループ間のエクスポージャーに係る調整）	(17,244)

EU-6b	(EU規則第575/2013号の第429条(14)に従いレバレッジ比率合計エクスポージャー測定から除外されたエクスポージャーに係る調整)	
7	その他の調整	(2,952)
8	レバレッジ比率エクスポージャー測定合計	623,935

過剰なレバレッジのリスクの管理に用いられる手続の説明

レバレッジ比率はリスク要因に影響されにくく、したがって、すでに貸借対照表の規模を抑制しているソルベンシー管理制度（ソルベンシー比率／破綻処理比率）および流動性管理制度を補完する測定とみなされている。過剰なレバレッジを監視する一環として、リスク加重資産を限定的に消費すると思われる一定の活動に対して、貸借対照表の規模に制限を設けるグループレベルの管理が行われている。

当該金融機関によって報告されたレバレッジ比率が関係する期間中のレバレッジ比率に影響をもたらした要因の説明

2019年12月31日と比較して2020年6月30日のティア1資本に変動がなかったことから、この半年間において30ベース・ポイント減少したレバレッジ比率は、主に中央銀行の貸出金および預金の形でエクスポージャーの増加の影響を受けた。

・破綻処理比率

MREL比率

MREL（自己資本および適格債務の最低基準）比率は、2014年6月12日に公表された欧州の「金融機関の再生および破綻処理に関する指令」（BRRD）において規定され、2015年1月1日より適用される（ただし2016年1月1日より適用されている内部ペイルインおよびMRELに係る規定を除く。）。

より一般的には、BRRDはEU域内の銀行の破綻処理の枠組みを設置しており、破綻処理機構に対し、率先して金融危機を防止し、金融の安定性を維持し、納税者の損失に対するエクスポージャーを軽減するための金融商品の処理法および権限を付与することを目的としている。フランスの破綻処理機構であるACPRIは、シングル・ポイント・オブ・エントリー（SPE）がフランスの金融制度にとって最適な破綻処理戦略であると確信している。この戦略に基づき、クレディ・アグリコル・エス・エーは、クレディ・アグリコル・ネットワークの中心的な存在として、クレディ・アグリコル・グループについての破綻処理手続が開始された場合、「単一破綻処理当局」となり得る。MREL比率は、破綻処理発生時の損失を吸収するために必要な自己資本および適格債務の最低基準を示している。最低基準は、一定の健全性の修正再表示後（負債合計および自己資本合計、TL0F）、金融機関の負債合計と資本合計の割合で表示された自己資本および適格債務の金額として計算されるか、リスク加重資産（RWA）として表示される。健全性資本、満期までの残存期間が1年超の劣後債（ブルーデント・バリュエーションでは不適格であるものおよびティア2商品のうち割引された部分を含む。）、満期までの残存期間が1年超の非優先シニア債務および満期までの残存期間が1年超の特定の優先シニア債務は、いずれもMREL比率の分子として適格である。MREL適格優先シニア債務は単一破綻処理委員会（SRB）の評価の対象である。MREL比率は、適格債務基準の測定に用いられるが、破綻処理発生時に効果的に損失を吸収する債務をあらかじめ定めることはない。

2020年に、単一破綻処理委員会（SRB）は、クレディ・アグリコル・グループに対し、総合的な連結MREL要件および新たな劣後MREL要件の補正について通知した。かかる要件はすでに適用されており、当行グループにより遵守されている。これらの要件は破綻処理機構によって定期的に見直され、欧州の規制上の枠組みの変更について、その要因になる（すなわち、BRRD2）。

クレディ・アグリコル・グループの目標は、2022年末までに、RWAの劣後MREL比率（潜在的適格優先シニア債を除く。）24-25%の達成およびTLOFの劣後MREL比率8%超を維持することである。かかる水準は、内部ベイルインを優先シニア債務に適用する前に単一破綻処理基金（破綻処理機構の決定に依る。）へのアクセスを可能とし、優先シニア投資家に対する保護の追加的な層を構築する。クレディ・アグリコル・CIBが対象となり得るSRB単体のMREL決定は2021年に見込まれている。かかる破綻処理当局により規定される目標は、当行グループが設定する目標とは異なる可能性がある。

TLAC比率

2015年11月9日に公表されたタームシートにその条件が明示された当該比率は、G20の要請によって金融安定理事会（FSB）により設定された。よって、FSBは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の損失吸収能力および資本増強の能力の適切性を見積もることを目的とした当該比率の算出について定義した。この総損失吸収能力（TLAC）比率は、破綻処理機構に対して、破綻処理の発生前および発生期間中にG-SIBsが十分な損失吸収能力および資本増強の能力を有するか否かを評価する手段を与えることとなる。結果として、破綻処理機構は、金融の安定への影響を最小限に抑え、G-SIBの重要な経済機能の継続性を保証し、納税者への要求を制限する、秩序のある破綻処理戦略を実施することができるようになる。かかる比率は、グローバルなシステム上重要な金融機関に対して適用される。そのため、クレディ・アグリコル・グループについても適用されるが、クレディ・アグリコル・CIBは金融安定理事会（FSB）によりG-SIBに分類されていないため、かかる比率が適用されない。

損失の吸収が可能な項目は、資本、劣後債および破綻処理機構がベイルイン・メカニズムを適用することができる債務で構成されている。TLAC比率要件はCRR を通じて欧州連合法に移行され、2019年6月27日から適用されている。同日以降、クレディ・アグリコル・グループは常に以下の要件を遵守しなければならない。

- ・リスク加重資産（RWA）の16%超のTLAC比率に、CRD に従い、複合バッファ要件（クレディ・アグリコル・グループの場合、2.5%の資本保全バッファ、1%のG-SIBバッファおよびカウンターシクリカル・バッファを含む。）を加えたもの。複合バッファ要件を含めると、クレディ・アグリコル・グループは、（カウンターシクリカル・バッファを加えた）TLAC比率19.5%超を維持しなければならない。
- ・レバレッジ比率エクスポージャー（LRE）のTLAC比率6%超。2022年1月1日から、TLAC比率の最低要件は、リスク加重資産の18%（同日の複合バッファ要件を加えたもの）およびレバレッジ比率エクスポージャーの6.75%に引き上げられる。

監督

金融機関および指令第2004/39/EC号の別紙1に規定された特定の承認取得投資事業は、個人基準または（適用ある場合）準連結基準でのソルベンシー比率および大口エクスポージャー比率を遵守しなければならない。

フランス規制管理・破綻処理機構（ACPR）は、CRR規則第7条に規定された条件の下、当行グループのいくつかの子会社が個別の免除によりまたは（適用ある場合）準連結ベースでの給付を受けることに合意した。これに関連して、クレディ・アグリコル・CIBは、ACPRより個別基準で適用を免除された。

欧州中央銀行による2014年11月4日の単一監督への移行は、従前にACPRにより付与された個別の免除に疑問を投げかけるものではない。

[次へ](#)

■ 経済資本の管理

全体的な過程

クレディ・アグリコル・CIBが晒されているリスクをカバーするために十分な株式資本を評価および継続的に維持するため、クレディ・アグリコル・CIBは、規制上の所要資本の測定（第1の柱）を、リスクの識別プロセスおよび内部評価アプローチ（第2の柱）に基づく経済資本需要の測定で補完している。

経済所要資本の評価は、ICAAPプロセス（自己資本充実度評価プロセス）の要素の一つである。これは、以下もカバーしている。

- ・クレディ・アグリコル・CIBのリスク・レベルおよびソルベンシーに対してより不利なシナリオの影響の
前向きな見通しを紹介するための、ストレス・テストのプログラム
- ・資本計画を通じた資本要件の管理ならびに資本の割当ておよび利益率の管理

ICAAPプロセスの実施および更新は各機関の責務である。

経済資本は、原則的な規制要件の解釈に従って管理される。

- ・バーゼル合意
 - ・2014年11月3日付指令により、フランスの規制に置き換えられたCRD
 - ・欧州銀行監督機構のガイドライン
 - ・2018年11月のICAAPおよびILAAPに対するECBの規制要件ならびにかかる点において一貫した情報の収集
- クレディ・アグリコル・CIBは、クレディ・アグリコル・グループにより定義された基準および手法を適用し、経済所要資本の測定プロセスが、適切な組織およびガバナンスの下にあるか注意深く確認している。

経済所要資本

経済所要資本は、年一回のリスク識別過程で識別され、定量的アプローチの対象となるそれぞれの主要なリスクに対して資本要件を定量化する。

主要なリスク識別過程では、初期段階で、バランスシート、損益計算書、規制比率もしくは特定の事業体またはクレディ・アグリコル・CIB全体の評判に影響を及ぼし得るリスクのすべてを可能な限り包括的に記録することならびに、クレディ・アグリコル・グループ全体で使用されているものと同じ条件を用いてそれらをカテゴリーおよびサブ・カテゴリーに分類することを目的としている。第二段階では、主要なリスクを識別するためにそれらのリスクの重要性を体系的かつ包括的に評価することを目的としている。

主要なリスクの一覧は毎年更新され、承認されている。

- ・信用リスク
- ・特定の市場リスクを含む金融リスク
- ・銀行勘定における金融リスク（為替相場、発行体）
- ・オペレーショナル・リスク
- ・事業活動リスクを含むその他のリスク
- ・かかる評価がリスクの識別方針の一部である場合、異なる領域ごとに展開する範囲内における事業体の
リスク管理および統制方針の評価
- ・必要であれば、事業体ごとの公式の行動計画でのリスク管理および恒常的統制システムに係る改善すべき分野の識別および定型化
- ・定量的なICAAP測定により正確に分析されていない項目の識別

[次へ](#)

■ 2020年6月30日現在の資本の構成

以下の表は、2013年12月20日付委員会施行規則第1423/103号の付属書類 および の形式に基づき記載されている。記載事項を簡易化するために、以下で使用されている項目は付属書類 のものであり、これらは段階適用の項目である。

(単位：百万ユーロ) 番号(段階適用)		2020年6月30日	
		段階適用	完全実施
普通株式等ティア1資本：商品および準備金			
1	資本商品および関連する資本剰余金勘定	9,425	9,425
	うち、クレディ・アグリコル・エス・エーの保有株式	9,425	9,425
2	利益剰余金		
3	その他包括利益累計額（および適用会計基準の下、未実現損益を計上するためのその他の準備金）	8,118	8,118
3a	一般銀行業務リスク引当金		
4	CET1から段階的に除外される第484条第3項の適格項目の金額および関連する資本剰余金勘定		
	2018年1月1日まで適用除外となる公共部門からの資本注入		
5	少数株主持分（連結CET1において認められる金額）	115	115
5a	独立して検討された中間利益（予想可能な費用または配当控除後）	162	162
6	規制上の調整前の普通株式等ティア1（CET1）資本	17,820	17,820
普通株式等ティア1資本：規制上の調整			
7	追加的価値調整（マイナスの金額）	(653)	(653)
8	無形資産（関連する税金負債控除後）（マイナスの金額）	(1,437)	(1,437)
9	欧州連合においては項目なし		
10	一時差異により生じるものではない将来の収益性に依拠する繰延税金資産（第38条第3項の条件を満たす関連する税金負債控除後）（マイナスの金額）	(34)	(34)
11	キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得／損失に関連する公正価値準備金	(586)	(586)
12	期待損失額の計算により生じるマイナスの金額	(9)	(9)
13	証券化資産により生じる資本の増加額（マイナスの金額）	(265)	(265)
14	自己の信用状況の変化により生じる公正価値で評価される負債の利得／損失	67	67
15	確定給付型年金基金資産（マイナスの金額）	(36)	(36)
16	当該金融機関が直接的および間接的に保有する自己のCET1商品（マイナスの金額）		
17	自己資本を人為的に膨大させることを意図して、当該金融機関が相互持合を行っている金融セクターの事業体のCET1商品の保有（マイナスの金額）		
18	当該金融機関が多額の出資を行っていない金融セクターの事業体のCET1商品の当該金融機関による直接的および間接的保有（10%の閾値の超過額および適格ショート・ポジション控除後）（マイナスの金額）		

19	当該金融機関が金融業務を営む法人に対して多額の投資を有している場合における、金融セクターの事業体のCET1商品の当該金融機関による直接的、間接的およびシンセティックな保有（10%の閾値の超過額および適格ショート・ポジション控除後）（マイナスの金額）		
20	欧州連合においては項目なし	(191)	(191)
20a	当該金融機関が控除の代替を選択する場合、1,250%のリスク加重が適用される以下の項目に係るエクスポージャーの金額	(6)	(6)
20b	うち、金融セクター外の適格保有（マイナスの金額）	(6)	(6)
20c	うち、証券化ポジション（マイナスの金額）		
20d	うち、無償交付（マイナスの金額）		
21	一時差異により生じる繰延税金資産（10%の閾値の超過額、第38条第3項の条件を満たす関連する税金負債控除後）（マイナスの金額）		
22	15%の閾値の超過額（マイナスの金額）		
23	追加的価値調整（マイナスの金額）		
24	無形資産（関連する税金負債控除後）（マイナスの金額）		
25	欧州連合においては項目なし		
25a	一時差異により生じるものではない将来の収益性に依拠する繰延税金資産（第38条第3項の条件を満たす関連する税金負債控除後）（マイナスの金額）		
25b	キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得／損失に関連する公正価値準備金		
26	期待損失額の計算により生じるマイナスの金額	(115)	(115)
26a	証券化資産により生じる資本の増加額（マイナスの金額）		
	自己の信用状況の変化により生じる公正価値で評価される負債の利得／損失		
	うち、未実現損失（段階的除外）		
	うち、中央政府に対するエクスポージャーに係る未実現利得（段階的除外）		
	うち、中央政府に対するエクスポージャーに係る未実現損失（段階的除外）		
26b	CRR以前の措置で要求される追加的項目および控除に関連して、普通株式等ティア1資本に対して減算または加算される金額	(115)	(115)
27	当該金融機関のAT1資本を超過する適格AT1の控除（マイナスの金額）		
28	普通株式等ティア1（CET1）に対する規制上の調整の合計	(3,264)	(3,264)
29	普通株式等ティア1（CET1）資本	14,555	14,555
その他ティア1（AT1）資本：商品			
30	資本商品および関連する資本剰余金勘定	4,649	4,649
31	うち、適用ある会計基準の下、資本に分類されるもの	4,649	4,649
32	うち、適用ある会計基準の下、負債に分類されるもの		
33	AT1から段階的に除外される第484条第4項の適格項目の金額および関連する資本剰余金勘定	938	
	2018年1月1日まで適用除外となる公共部門からの資本注入		
34	子会社が発行し、第三者が保有する連結AT1資本に含まれる適格ティア1資本（第5項の少数株主持分には含まれていないものを含む。）		

35	うち、段階的除外の対象となる子会社が発行した商品		
36	規制上の調整前のその他ティア1(AT1)資本	5,587	4,649
その他ティア1(AT1)資本：規制上の調整			
37	自己のAT1商品の当該金融機関による直接的および間接的保有 (マイナスの金額)		
38	当該金融機関の自己資金を人為的に膨大させることを意図して、当該金融機関との相互持合を行っている金融セクターの事業体のAT1商品の保有(マイナスの金額)		
39	当該金融機関が多額の出資を行っていない金融セクターの事業体のAT1商品の当該金融機関による直接的および間接的保有(10%の閾値の超過額および適格ショート・ポジション控除後)(マイナスの金額)		
40	当該金融機関が多額の出資を行っている金融セクターの事業体のAT1商品の当該金融機関による直接的または間接的保有(10%の閾値の超過額および適格ショート・ポジション控除後)(マイナスの金額)		
41	EU規則第575/2013号に規定されている段階的除外の対象である、CRR以前の措置および移行措置の対象となる金額に関してその他ティア1に適用される規制上の調整(すなわち、CRR残存金額)		
41a	EU規則第575/2013号第472条に従い移行期間中の普通株式等ティア1資本からの控除に関連してその他ティア1資本から控除される残存金額		
41b	EU規則第575/2013号第475条に従い移行期間中のティア2資本からの控除に関連してその他ティア1資本から控除される残存金額		
41c	CRR以前の措置で要求される追加的項目および控除に関連するその他ティア1資本に対して減算または加算される金額	10	10
42	当該金融機関のT2資本を超過する適格T2控除(マイナスの金額)		
43	その他ティア1(AT1)資本に対する規制上の調整の合計	10	10
44	その他ティア1(AT1)資本	5,598	4,659
45	ティア1資本(T1 = CET1+AT1)	20,153	19,215
ティア2(T2)資本：商品および引当金			
46	資本商品および関連する資本剰余金勘定	3,302	3,302
47	T2から段階的に除外される第484条第5項の適格項目の金額および関連する資本剰余金勘定	209	
	2018年1月1日まで適用除外となる公共部門からの資本注入		
48	子会社が発行し、第三者が保有する連結T2資本に含まれる、適格自己資本商品(第5項または第34項の少数株主持分およびAT1商品に含まれていないものを含む。)		
49	うち、段階的除外の対象となる子会社発行の商品		
50	規制上の調整前のティア2(T2)資本	411	411
51	ティア2(T2)資本：規制上の調整	3,922	3,713
ティア2(T2)資本：規制上の調整			
52	当該金融機関による自己のT2商品および劣後ローンの直接的および間接的保有(マイナスの金額)		
53	当該金融機関の自己資本を人為的に膨大させることを意図した当該金融機関との相互持合を行っている金融セクターの事業体のT2商品および劣後ローンの保有(マイナスの金額)		

54	当該金融機関が多額の出資を行っていない金融セクターの事業体のT2商品および劣後ローンの当該金融機関による直接的および間接的保有（10%の閾値の超過額および適格ショート・ポジション控除後）（マイナスの金額）		
54a	うち、移行措置の対象とならない新規の保有		
54b	うち、2013年1月1日よりも前から保有し、移行措置の対象となる保有		
55	当該金融機関が多額の出資を行っている金融セクターの事業体のT2商品および劣後ローンの当該金融機関による直接的または間接的保有（適格ショート・ポジション控除後）（マイナスの金額）		
56	EU規則第575/2013号に規定されている段階的除外の対象である、CRR以前の措置および移行措置の対象となる金額に関してティア2に適用される規制上の調整（すなわち、CRR残存金額）	(54)	
56a	EU規則第575/2013号第472条に従い移行期間中の普通株式等ティア1資本からの控除に関連してティア2資本から控除される残存金額	(54)	
56b	EU規則第575/2013号第475条に従い移行期間中のその他ティア1資本からの控除に関連してティア2資本から控除される残存金額		
56c	CRR以前の措置で要求される追加的項目および控除に関連するティア2資本に対して減算または加算される金額		
57	ティア2（T2）資本に対する規制上の調整の合計	(54)	
58	ティア2（T2）資本	3,868	3,713
59	資本合計（TC = T1+T2）	24,021	22,928
59a	EU規則第575/2013号に規定されている段階的除外の対象である、CRR以前の措置および移行措置の対象となる金額に係るリスク加重資産（すなわち、CRR残存金額）		
	うち、CET1から控除されない金融セクターの事業体のCET1商品（EU規則第575/2013号残存金額）		
	うち、CET1から控除されない、将来の収益性に依拠し、一時差異により生じる繰延税金資産（EU規則第575/2013号残存金額）		
	うち、AT1から控除されない金融セクターの事業体のAT1商品（EU規則第575/2013号残存金額）		
	うち、ティア2から控除されない金融セクターの事業体のティア2商品（EU規則第575/2013号残存金額）		
60	リスク加重資産合計	132,381	132,381
自己資本比率およびバッファ			
61	普通株式等ティア1（リスク・エクスポージャー額に対する割合）	10.99%	10.99%
62	ティア1（リスク・エクスポージャー額に対する割合）	15.22%	14.51%
63	資本合計（リスク・エクスポージャー額に対する割合）	18.15%	17.32%
64	当該金融機関特有のバッファ要件（リスク・エクスポージャー額に対する割合で表示した、第92条第1項a号に従うCET1要件、資本保全バッファ要件およびカウンターシクリカル・バッファ要件、システムミック・バッファ、システム上重要な機関のバッファ（G-SIIまたはO-SIIバッファ））		
65	うち、資本保全バッファ要件		
66	うち、カウンターシクリカル・バッファ要件		
67	うち、システムミック・リスク・バッファ要件		

67a	うち、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SII）またはその他のシステム上重要な金融機関（O-SII）バッファー		
68	バッファーを満たすために利用可能な普通株式等ティア1（リスク・エクスポージャー額に対する割合）		
69	[欧州連合においては該当しない]		
70	[欧州連合においては該当しない]		
71	[欧州連合においては該当しない]		
控除制限未満の金額（リスク加重前）			
72	当該金融機関が多額の出資を行っていない金融セクターの事業体の資本の当該金融機関による直接的および間接的保有（10%の閾値未満額および適格ショート・ポジション控除後）	1,143	1,143
73	当該金融機関が多額の出資を行っている金融セクターの事業体のCET1商品の当該金融機関による直接的または間接的保有（10%の閾値未満額および適格ショート・ポジション控除後）	1,456	1,456
74	欧州連合においては項目なし		
75	一時差異により生じる繰延税金資産（10%の閾値未満額および第38条第3項の条件を満たす関連する税金負債控除後）	355	355
引当金のティア2資本算入上限額			
76	標準的アプローチの対象となるエクスポージャーに係るティア2に算入される信用リスク調整（上限適用前）		
77	標準的アプローチに基づく信用リスク調整のT2への算入上限額	411	411
78	内部格付アプローチの対象となるエクスポージャーに係るティア2に算入される信用リスク調整（上限適用前）	355	355
79	内部格付アプローチに基づく信用リスク調整のT2への算入上限額	411	411
適用除外となる持分金融商品（2013年1月1日から2022年1月1日までの間のみ適用される）			
80	段階的除外措置の対象となるCET1商品に対する現行の上限		
81	上限によりCET1から除外される金額（償還および満期後の上限超過）		
82	段階的除外措置の対象となるAT1商品に対する現行の上限額	938	
83	上限によりAT1から除外される金額（償還および満期後の上限超過）	(28)	
84	段階的除外措置の対象となるT2商品に対する現行の上限額	155	
85	上限によりT2から除外される金額（償還および満期後の上限超過）		

[次へ](#)

■ リスク加重資産の構成および変更

リスク加重資産の要約

プルデンシャル比率の表に記載されているソルベンシー比率合計は、総資本の信用、市場およびオペレーショナル・リスク加重エクスポージャーの合計に対する比率と一致する。

以下に定められたリスクの種類別、手法別および（信用リスクに係る）エクスポージャークラス別の資本要件は、プルデンシャル比率の表に記載されている加重エクスポージャー（平均リスク加重）の8%（規制上の最低値）と一致する。

・ リスクの種類別のリスク加重資産（OV1）

信用、市場およびオペレーショナル・リスク加重資産の額は、2019年12月31日現在の120.4十億ユーロと比較して、2020年6月30日現在、132.4十億ユーロであった。

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産		最低資本要件
	2020年6月30日	2019年12月31日	2020年6月30日
1 信用リスク（CCRを除く。）	70,600	66,218	5,647
2 うち、標準的アプローチ	12,128	12,472	970
3 うち、基礎的IRBアプローチ（FIRB）			
4 うち、先進的IRBアプローチ（AIRB）	56,449	51,235	4,516
5 うち、簡易リスク加重またはIMAに基づく株式IRBアプローチ	2,006	2,494	161
うち、その他非債権資産	17	17	1
6 CCR	18,990	17,017	1,519
7 うち、時価評価	3,843	4,320	307
8 うち、オリジナル・エクスポージャー			
9 うち、標準的アプローチ			
10 うち、内部モデル手法（IMM）	9,879	8,990	790
11 うち、CCP向けデフォルト・ファンドへの出資に関するリスク・エクスポージャー額	291	301	23
12 うち、CVA	4,977	3,405	398
13 決済リスク		15	
14 銀行勘定の証券化エクスポージャー（キャップ後）	9,528	7,336	762
15 うち、IRBに基づくアプローチ	2,247	1,880	180
16 うち、IRB当局が設定する計算方法アプローチ（SFA）	6,366	4,182	509
17 うち、内部評価アプローチ（IAA）	914	740	73
18 うち、標準的アプローチ			
うち、2020年3月31日に終了した証券化取引		534	

19 市場リスク	10,116	8,239	810
20 うち、標準的アプローチ	1,408	1,309	113
21 うち、IMA	8,708	6,930	697
22 大口エクスポージャー			
23 オペレーショナル・リスク	22,701	21,178	1,816
24 うち、基礎的指標アプローチ			
25 うち、標準的アプローチ	520	482	42
26 うち、先進的測定アプローチ	22,181	20,695	1,774
27 控除制限未満の金額 (250%のリスク加重対象)	447	473	36
28 パーゼル フロアー調整			
29 合計	132,381	120,476	10,590

・リスク加重資産の変動

以下の表は、2020年上半期におけるクレディ・アグリコル・CIB・グループのリスク加重資産の変動を示している。

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日	外国為替	有機的変動	格付けの影響	モデルおよび 規則変化の影響	2020年の 変動合計	2020年 6月30日
信用リスク	91,043	-375	2,799	1,998	4,100	8,522	99,564
うち、CVA	3,405		1,572			1,572	4,977
市場リスク	8,254		1,861			1,861	10,115
オペレーショナル・ リスク	21,178		1,524			1,524	22,701
合計	120,474	-375	6,184	1,998	4,100	11,907	132,381

リスク加重資産は、対前年比12.9十億ユーロ増加し、132.4十億ユーロとなった。

かかる変動は、主に以下による。

- ・ マイナス0.4十億ユーロの、ユーロに対する米ドルの価値の低下
- ・ 主に以下に帰属する、為替レートを固定した場合のプラス12.3十億ユーロの変動
 - CVAを除く信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクの有機的増加（プラス1.3十億ユーロ）
 - 主に証券化に適用される新しいフレームワークにより生じる規制上のおよびモデル効果（プラス4.1十億ユーロ）
 - 信用リスクのポートフォリオ効果（プラス2十億ユーロ）
 - 市場リスクの増加（プラス1.9十億ユーロ）
 - オペレーショナル・リスクの増加（プラス1.5十億ユーロ）
 - CVAに関連するリスク加重資産の増加（プラス1.6十億ユーロ）

信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク

定義は以下の通りとする。

- ・ デフォルト率（PD）：相手方が1年以内に債務不履行となる可能性
- ・ 債務不履行による損失（LGD）：相手方の債務不履行時の損失の債務不履行時のエクスポージャーの額に対する比率
- ・ 総エクスポージャー：信用リスク軽減手法の使用前および与信相当掛目（CCF）の使用前のエクスポージャーの額（オンバランスシートおよびオフバランスシート）
- ・ 債務不履行時のエクスポージャー（EGD）：信用リスク軽減手法の使用後および与信相当掛目（CCF）の使用後のエクスポージャーの額（オンバランスシートおよびオフバランスシート）
- ・ 与信相当掛目（CCF）：債務不履行が発生する1年前における引き出されていない残高比率を当該債務不履行時に反映した比率
- ・ リスク加重資産（RWA）：リスクウェイト係数適用後の債務不履行時のエクスポージャー（EAD）
- ・ 評価調整額：信用リスクによる特定の資産の減損損失であり、その資産の帳簿価額からの部分的な減額または資産の帳簿価額からの控除を通して認識される。
- ・ 外部信用格付：ECB公認の外部信用格付機関により設定された信用格付

信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクの変化に関する一般的な概要は下記「信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクの一般的な概要」に記載され、信用リスクのより詳細な論点は、2019年有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク リスク管理 信用リスク」にお

いて、プルデンシャル手法の種類別、すなわち標準的手法およびIRBの手法別に示される。カウンターパーティー・リスクは、下記「カウンターパーティー・リスク」で取り扱われ、信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクのリスク軽減作用に焦点を当てた下記「CVA」に示される。

・信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクの一般的な概要

リスクの種類別のエクスポージャー

以下に続く表は、クレディ・アグリコル・CIB・グループのすべてのリスク（信用リスク、カウンターパーティー・リスク、希薄化リスクおよび決済／受渡リスク）に対するエクスポージャーを、2019年12月31日現在および2020年6月30日現在の標準的および内部格付に基づくアプローチによりエクスポージャークラス別に示したものである。標準的アプローチに基づく17のエクスポージャークラスは、提示のIRBエクスポージャーとの一貫性を保証するためにグループ化された。

[次へ](#)

2020年6月30日現在の総エクスポージャーおよびすべてのリスク（信用、相手方、希薄化および決済／受渡）に対する債務不履行時のエクスポージャー（EAD）

(単位：十億ユーロ)	2020年6月30日												
	標準				IRB				合計				資本要件
	総エクスポージャー (注1)	CRMを考慮後の総エクスポージャー (注2)	EAD	RWA	総エクスポージャー (注1)	CRMを考慮後の総エクスポージャー (注2)	EAD	RWA	総エクスポージャー (注1)	CRMを考慮後の総エクスポージャー (注2)	EAD	RWA	
中央政府または中央銀行	1,208	1,208	1,173	927	120,047	131,445	129,150	978	121,255	132,653	130,324	1,905	152
機関	21,684	35,463	35,078	1,159	82,684	87,572	84,843	6,579	104,367	123,035	119,920	7,737	619
企業	24,871	11,005	7,503	6,837	285,067	259,608	206,957	60,936	309,938	270,612	214,460	67,773	5,422
リテール顧客	960	960	895	682	12,457	12,461	12,461	532	13,417	13,420	13,355	1,214	97
個人向け貸付	960	960	895	682	12,328	12,331	12,331	528	13,288	13,291	13,226	1,210	97
うち、不動産担保付													
うち、リボルピング													
うち、その他	960	960	895	682	12,328	12,331	12,331	528	13,288	13,291	13,226	1,210	97
中小企業向け貸付					129	129	129	4	129	129	129	4	
うち、不動産担保付													
うち、その他					129	129	129	4	129	129	129	4	
株式	335		335	337	792		792	2,453	1,128		1,127	2,790	223
証券化	5,488	4,179	4,179	914	40,929	40,903	40,903	8,613	46,416	45,082	45,082	9,528	762
与信義務以外の資産	3,863		3,863	3,333	17		17	17	3,879		3,879	3,350	268
合計	58,408	52,814	53,025	14,188	541,993	531,988	475,122	80,108	600,401	584,802	528,148	94,296	7,544

(注1) 当初総エクスポージャー

(注2) 信用リスク軽減措置（CRM）を考慮後の総エクスポージャー

2019年12月31日現在の総エクスポージャーおよびすべてのリスク（信用、相手方、希薄化および決済／受渡）に対する債務不履行時のエクスポージャー（EAD）

(単位：十億ユーロ)	2019年12月31日												
	標準				IRB				合計				資本要件
	総エクスポージャー (注1)	CRMを考慮後の総エクスポージャー (注2)	EAD	RWA	総エクスポージャー (注1)	CRMを考慮後の総エクスポージャー (注2)	EAD	RWA	総エクスポージャー (注1)	CRMを考慮後の総エクスポージャー (注2)	EAD	RWA	
中央政府または中央銀行	1,137	1,137	1,090	972	97,581	107,920	105,852	972	98,718	109,057	106,943	1,944	156
機関	18,087	35,453	34,984	925	72,099	76,776	73,528	6,491	90,185	112,229	108,512	7,416	593
企業	28,721	11,222	7,235	6,700	269,253	243,771	187,380	55,897	297,974	254,993	194,615	62,597	5,008
リテール顧客	932	931	864	660	13,268	13,271	13,271	520	14,199	14,202	14,134	1,179	94
個人向け貸付	932	931	864	660	13,145	13,148	13,148	513	14,077	14,079	14,012	1,173	94
うち、不動産担保付													
うち、リボルピング													
うち、その他	932	931	864	660	13,145	13,148	13,148	513	14,077	14,079	14,012	1,173	94
中小企業向け貸付					122	122	122	7	122	122	122	7	1
うち、不動産担保付													
うち、その他					122	122	122	7	122	122	122	7	1
株式	324		324	326	1,135		958	2,967	1,460		1,282	3,293	263
証券化	503		503	327	39,802		39,802	5,008	40,305		40,305	5,335	427
与信義務以外の資産	3,842		3,842	3,555	17		17	17	3,858		3,858	3,572	286
合計	53,545	48,743	48,841	13,465	493,154	441,738	420,808	71,871	546,699	490,481	469,649	85,335	6,827

(注1) 当初総エクスポージャー

(注2) 信用リスク軽減措置（CRM）を考慮後の総エクスポージャー

[次へ](#)

債務不履行時のエクスポージャーおよび価値の調整

エクスポージャーおよび商品別の信用エクスポージャーの質 (CR1-A)

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日			
	帳簿価額合計		引当金 / 減損	純額
	債務不履行時のエクスポージャー	債務不履行状態にないエクスポージャー		
1 中央政府または中央銀行	109	119,938	31	120,016
2 機関	400	82,284	393	82,291
3 企業	4,760	280,306	3,010	282,056
4 うち、特別貸付	1,520	62,049	662	62,907
5 うち、中小企業	3	622	7	619
6 リテール	107	12,351	18	12,439
7 不動産による担保				
8 中小企業				
9 非中小企業				
10 適格リボルビング				
11 その他のリテール	107	12,351	18	12,439
12 中小企業	14	116		129
13 非中小企業	93	12,235	18	12,310
14 株式		614		613
15 2020年6月30日現在IRBアプローチ合計	5,376	495,493	3,453	497,415
2019年12月31日現在IRBアプローチ合計	4,723	448,423	2,972	450,175
16 中央政府または中央銀行		1,162		1,162
17 地方政府または現地当局		45		45
18 公共部門事業体		1		1
19 多国籍開発銀行		16		16
20 国際機関				
21 機関		21,611		21,611
22 企業		24,169	1	24,168
23 うち、中小企業		188		188
24 リテール		946		946
25 うち、中小企業				
26 不動産による担保		181		181
27 うち、中小企業		2		2
28 債務不履行時のエクスポージャー	352		52	300
29 特に高リスクである項目		220		220
30 カバード・ボンド				
31 機関に対する請求および短期の信用評価を有する企業				
32 集団投資事業		18		18

33	株式エクスポージャー		335		335
34	その他のエクスポージャー		3,863		3,863
35	2020年6月30日現在標準的アプローチ合計	352	52,568	53	52,867
	2019年12月31日現在標準的アプローチ合計	484	52,558	95	52,947
36	2020年6月30日現在合計	5,728	548,061	3,507	550,283
	2019年12月31日現在合計	5,207	500,981	3,067	503,121

2020年6月30日現在、債務不履行時のエクスポージャーは、2019年12月31日現在と比較して9.6%増加し、5.7十億ユーロであった。かかるエクスポージャーは、総エクスポージャー合計の1%（2019年末においても同じ水準）を占めている。引当金／減損の合計額は、2019年12月31日現在と比較して0.5十億ユーロ増加した。

相手方の部門または種類別の信用エクスポージャーの質（CR1-B）

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日			
	帳簿価額合計		引当金／減損	純額
	債務不履行時のエクスポージャー	債務不履行状態にないエクスポージャー		
1 農業、林業および漁業	69	703	66	706
2 鉱業および採石業	531	21,681	116	22,095
3 製造業	413	77,763	248	77,928
4 製造販売業	94	26,011	62	26,044
5 建設業および水道事業	289	8,779	147	8,921
6 卸売業	265	16,237	150	16,352
7 小売業	321	6,112	99	6,335
8 輸送および保管	1,771	32,734	509	33,996
9 施設および食品サービス	106	4,638	80	4,663
10 情報通信	21	18,013	20	18,014
11 教育		158		158
12 不動産業	480	23,772	129	24,124
13 保険金融企業	844	245,640	577	245,906
14 金融持株会社	200	6,503	163	6,539
15 専門的、科学的および技術的事業		2,321		2,320
16 管理および支援サービス事業	8	1,535	8	1,536
17 行政および防衛、義務的な社会保障	110	31,254	26	31,338
18 保健サービスおよび社会事業活動	64	4,890	6	4,948
19 その他個人向けサービス		72		72
20 私人	121	10,563		10,684
21 芸術、エンターテインメントおよび娯楽	22	860	22	860
22 その他サービス		7,820	1,079	6,741
23 2020年6月30日現在合計	5,728	548,061	3,507	550,283

2019年12月31日現在合計	5,207	500,981	3,067	503,121
-----------------	-------	---------	-------	---------

地域別の信用エクスポージャーの質 (CR1-C)

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日			
	帳簿価額合計		引当金 / 減損	純額
	債務不履行時のエクスポージャー	債務不履行状態にないエクスポージャー		
1 欧州	2,365	337,116	1,556	337,925
2 フランス	738	181,050	658	181,130
3 英国	123	37,569	173	37,519
4 ルクセンブルグ	48	18,262	40	18,270
5 ドイツ	225	17,062	182	17,105
6 スイス	15	14,729	21	14,723
7 イタリア	337	14,029	165	14,201
8 オランダ	191	10,216	26	10,381
9 スペイン	204	10,011	90	10,125
10 その他 (欧州)	485	34,189	202	34,471
11 アジアおよびオセアニア	565	99,385	260	99,690
12 日本	76	47,333	33	47,375
13 香港	16	9,944	33	9,927
14 シンガポール	137	9,754	91	9,799
15 中国	20	6,039	19	6,041
16 韓国		5,991	2	5,989
17 その他 (アジアおよびオセアニア)	316	20,324	81	20,559
18 北米	871	72,920	600	73,191
19 米国	821	65,054	560	65,315
20 その他 (北米)	50	7,866	40	7,876
21 中南米	871	15,795	395	16,271
22 アフリカおよび中東	1,055	22,846	695	23,206
23 2020年6月30日現在合計	5,728	548,061	3,507	550,283
24 2019年12月31日現在合計	5,207	500,981	3,067	503,121

エクスポージャーの期間 (CR1-D)

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日					
	帳簿価額合計					
	30日以内	30日超 60日以内	60日超 90日以内	90日超 180日以内	180日超 1年以内	1年超
1 債権	1,124	338	443	262	84	333
2 債務証券	868	345				

3	エクスポージャー合計	1,992	683	443	262	84	333
---	------------	-------	-----	-----	-----	----	-----

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日					
	帳簿価額合計					
	30日以内	30日超 60日以内	60日超 90日以内	90日超 180日以内	180日超 1年以内	1年超
1 債権	719	299	7	303	71	362
2 債務証券	914	348				
3 エクスポージャー合計	1,633	647	7	303	71	362

債務不履行時のエクスポージャー合計のうち、30日以上債務不履行時のエクスポージャーの割合は2020年6月30日現在では70%、2019年12月31日現在では75%を占めている。

[次へ](#)

債務不履行である貸出条件緩和エクスポージャー (CR1-E)

(単位：百万ユーロ)		2020年6月30日												
		債務履行可能なエクスポージャーおよび債務不履行時のエクスポージャーに係る帳簿価額合計							累積減損および累積引当金ならびに信用リスクに起因したマイナスの公正価値調整				受領した担保および金融保証	
		うち、債務履行可能であるが、30日超60日以内	うち、債務履行可能かつ支払猶予の対象	うち、債務不履行時のエクスポージャー			債務履行可能なエクスポージャー	債務不履行時のエクスポージャー	債務不履行時のエクスポージャー	債務不履行時のエクスポージャー	支払猶予の対象であるエクスポージャー	債務不履行時のエクスポージャー	支払猶予の対象であるエクスポージャー	
				うち、デフォルト	うち、減損	うち、支払猶予の対象								
10	債務証券	41,196	347	12	85	79			(22)		(25)			
20	貸出金および預け金	172,911	755	1,215	4,558	4,548		2,343	(628)	(64)	(2,541)	(987)	1,034	1,475
30	オフバランスシート・エクスポージャー	271,347		51	940	940		90	(223)	(2)	(167)	(24)	119	47

(単位：百万ユーロ)		2019年12月31日												
		債務履行可能なエクスポージャーおよび債務不履行時のエクスポージャーに係る帳簿価額合計							累積減損および累積引当金ならびに信用リスクに起因したマイナスの公正価値調整				受領した担保および金融保証	
		うち、債務履行可能であるが、30日超60日以内	うち、債務履行可能かつ支払猶予の対象	うち、債務不履行時のエクスポージャー			債務履行可能なエクスポージャー	債務不履行時のエクスポージャー	債務不履行時のエクスポージャー	債務不履行時のエクスポージャー	支払猶予の対象であるエクスポージャー	債務不履行時のエクスポージャー	支払猶予の対象であるエクスポージャー	
				うち、デフォルト	うち、減損	うち、支払猶予の対象								
10	債務証券	36,640	358	12	86	80	80		(20)		(18)			
20	貸出金および預け金	221,901	283	1,360	3,950	3,934	3,934	2,183	(450)	(64)	(2,191)	(888)	933	1,530
30	オフバランスシート・エクスポージャー	252,037		84	966	966		13	(227)	(9)	(216)	(7)	122	24

債務不履行であり、かつ再交渉を実施したエクスポージャーに関する情報には、帳簿価額合計、関連減損、引当金およびそれらの評価調整ならびに受領した担保および金融保証が含まれる。

[次へ](#)

貸出条件緩和エクスポージャーに係る信用の質（テンプレート1）

(単位：百万ユーロ)		2020年6月30日							
		支払猶予の対象となるエクスポージャーの 帳簿価額合計 / 額面金額合計				累積減損、信用リスクに起因した マイナスの累積公正価値調整および引当金		支払猶予の対象であるエクスポージャーに 関して受領した担保および金融保証	
		債務履行可能かつ 支払猶予の対象	債務不履行時かつ支払猶予の対象		債務履行可能かつ 支払猶予の対象となる エクスポージャー	債務不履行時かつ 支払猶予の対象となる エクスポージャー	うち、支払猶予の対象である 債務不履行時の エクスポージャーに対して 受領した担保および金融保証		
うち、デフォルト	うち、減損								
1	貸出金および預け金	1,215	2,343	2,305	2,305	(64)	(987)	1,475	604
2	中央銀行								
3	一般政府	17	4	3	3	(1)	(3)		
4	金融機関		45	45	45		(26)		
5	その他の金融企業		17	17	17		(15)		
6	非金融企業	1,194	2,262	2,233	2,233	(63)	(943)	1,456	604
7	家計	3	16	7	7			19	
8	債務証券	12							
9	供与されたローン・ コミットメント	51	90	90	90	(2)	(24)	47	42
10	合計	1,278	2,433	2,395	2,395	(66)	(1,011)	1,522	647

		2019年12月31日							
		支払猶予の対象となるエクスポージャーの 帳簿価額合計 / 額面金額合計				累積減損、信用リスクに起因した マイナスの累積公正価値調整および引当金		支払猶予の対象であるエクスポージャーに 関して受領した担保および金融保証	
		債務履行可能かつ 支払猶予の対象	債務不履行時かつ支払猶予の対象			債務履行可能かつ 支払猶予の対象となる エクスポージャー	債務不履行時かつ 支払猶予の対象となる エクスポージャー		うち、支払猶予の対象である 債務不履行時の エクスポージャーに対して 受領した担保および金融保証
			うち、デフォルト	うち、減損					
(単位：百万ユーロ)									
1	貸出金および預け金	1,360	2,183	2,133	2,133	(64)	(888)	1,530	

2	中央銀行								
3	一般政府	19	4	3	3	(1)	(3)		
4	金融機関		51	51	51		(26)		
5	その他の金融企業		18	18	18		(16)		
6	非金融企業	1,341	2,094	2,058	2,058	(63)	(843)	1,515	
7	家計		16	2	2			15	
8	債務証券	12							
9	供与されたローン・コミットメント	84	13	13	13	(9)	(7)	24	
10	合計	1,455	2,196	2,146	2,146	(73)	(895)	1,554	

自製の質（テンプレート3）

		2020年6月30日											
		帳簿価額合計 / 額面金額合計											
		債務履行可能な エクスポージャー			債務不履行時の エクスポージャー								
			うち、満期日 未到来または 30日以内	うち、 30日超 90日以内		うち、満期 日未到来で 支払が行わ れないもの または 90日 以内	うち、 90日超 180日以内	うち、 180日超 1年以内	うち、 1年超 2年以内	うち、 2年超 5年以内	うち、 5年超 7年以内	うち、 7年超	うち、 デフォルト
(単位：百万ユーロ)		合計			合計								
1	貸出金および預け金	168,353	167,598	755	4,558	3,081	326	146	271	347	127	261	4,548
2	中央銀行	264	264										
3	一般政府	10,285	10,285		105	57				48			105
4	金融機関	15,690	15,690		488	415	54			16	2		488
5	その他の金融企業	5,977	5,977		375	176				17		182	375
6	非金融企業	125,075	124,321	755	3,482	2,410	262	127	242	255	116	71	3,482
7	うち、中小企業	492	492		27	26							27
8	家計	11,062	11,062		108	23	10	19	29	12	8	8	98
9	債務証券	41,111	40,764	347	85	85							79
10	中央銀行	2,120	2,120										
11	一般政府	21,011	21,011		2	2							
12	金融機関	8,466	8,466		1	1							1
13	その他の金融企業	5,965	5,618	347	58	58							54
14	非金融企業	3,549	3,549		25	25							25
15	オフバランスシ ート・エクスポ ージャー	270,407			940								940

16	中央銀行	9,684											
17	一般政府	18,238			17								17
18	金融機関	42,063			4								4
19	その他の金融企業	41,859											
20	非金融企業	155,797			918								918
21	家計	2,766											
22	合計	479,871	208,363	1,101	5,583	3,166	326	146	271	347	127	261	5,567

		2019年12月31日									
		帳簿価額合計 / 額面金額合計									
		債務履行可能なエクスポージャー			債務不履行時のエクスポージャー						
		合計	うち、満期日 未到来または 30日以内	うち、 30日超 90日以内	合計	うち、満期日 未到来で支払 が行われない ものまたは 90日 以内	うち、 90日超 180日以内	うち、 180日超 1年以内	うち、1年超 5年以内	うち、5年超	うち、 デフォルト
(単位：百万ユーロ)											
1	貸出金および預け金	217,951	217,668	283	3,950	1,786	365	180	661	958	3,934
2	中央銀行	58,671	58,671								
3	一般政府	8,637	8,637		105	36			47	23	105
4	金融機関	15,948	15,948		504	322	80			102	504
5	その他の金融企業	5,354	5,354		383	22				360	383
6	非金融企業	117,362	117,079	283	2,834	1,365	283	161	575	449	2,834
7	うち、中小企業										
8	家計	11,979	11,979		124	41	1	18	39	25	108
9	債務証券	36,554	36,196	358	86	83				3	80
10	中央銀行	2,032	2,032								
11	一般政府	17,031	17,031		2	2					
12	金融機関	7,354	7,354		1					1	1

13	その他の金融企業	7,324	6,967	358	57	57					53
14	非金融企業	2,812	2,812		26	23				3	26
15	オフバランスシート・ エクスポージャー	251,071			966						966
16	中央銀行	7,499									
17	一般政府	13,017			17						17
18	金融機関	33,168			19						19
19	その他の金融企業	44,561									
20	非金融企業	150,247			927						927
21	家計	2,579			3						3
22	合計	505,576	253,864	641	5,002	1,869	365	180	661	962	4,980

信用カテゴリーによる自制エクスポージャー（テンプレート4）

(単位：百万ユーロ)		2020年6月30日														
		帳簿価額合計 / 額面金額合計						累積減損、信用リスクに起因したマイナスの累積公正価値調整および引当金						部分直接償却累積	受領した担保および金融保証	
		債務履行可能なエクスポージャー			債務不履行時のエクスポージャー			債務履行可能なエクスポージャー - 累積減損および引当金			債務不履行時のエクスポージャー - 累積減損、信用リスクに起因したマイナスの累積公正価値調整および引当金				債務履行可能なエクスポージャー	債務不履行時のエクスポージャー
	うち、 バケット1	うち、 バケット2		うち、 バケット2	うち、 バケット3		うち、 バケット1	うち、 バケット2		うち、 バケット2	うち、 バケット3					
1	貸出金および預け金	168,353	156,135	12,202	4,558		4,548	(628)	(267)	(361)	(2,541)		(2,541)		60,613	1,034
2	中央銀行	264	264													
3	一般政府	10,285	9,968	317	105		105	(11)	(10)	(1)	(29)		(29)			
4	金融機関	15,690	15,671	19	488		488	(10)	(10)		(374)		(374)			
5	その他の金融企業	5,977	5,965	12	375		375	(14)	(14)		(328)		(328)		2,764	
6	非金融企業	125,075	113,262	11,798	3,482		3,482	(588)	(230)	(359)	(1,796)		(1,796)		57,849	1,034
7	うち、中小企業	492	443	49	27		27	(4)	(3)	(2)	(23)		(23)		292	
8	家計	11,062	11,006	56	108		98	(4)	(3)	(1)	(14)		(14)			
9	債務証券	41,111	40,709	347	85		79	(22)	(20)	(2)	(25)		(25)			
10	中央銀行	2,120	2,120													
11	一般政府	21,011	21,011		2			(9)	(9)							
12	金融機関	8,466	8,463		1		1	(5)	(5)		(1)		(1)			
13	その他の金融企業	5,965	5,580	347	58		54	(7)	(5)	(2)						
14	非金融企業	3,549	3,535		25		25	(1)	(1)		(25)		(25)			

15	オフバランスシート・エクスポージャー	270,407	263,768	6,640	986	0	940	(223)	(118)	(105)	(167)		(167)		15,585	119
16	中央銀行	9,684	9,684													
17	一般政府	18,238	17,905	332	33	0	17	(2)	(1)	(1)					1,144	9
18	金融機関	42,063	42,045	18	5		4	(4)	(3)						38	
19	その他の金融企業	41,859	41,770	89				(6)	(6)						302	
20	非金融企業	155,797	149,603	6,164	948	0	918	(210)	(107)	(104)	(167)		(167)		14,101	110
21	家計	2,766	2,760	6				(1)	(1)							
22	合計	479,871	460,611	19,188	5,629	0	5,583	(872)	(404)	(467)	(2,733)		(2,733)		76,198	1,153

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日														
	帳簿価額合計 / 額面金額合計						累積減損、信用リスクに起因したマイナスの累積公正価値調整および引当金						部分直接償却累積	受領した担保および金融保証	
	債務履行可能なエクスポージャー			債務不履行時のエクスポージャー			債務履行可能なエクスポージャー - 累積減損および引当金			債務不履行時のエクスポージャー - 累積減損、信用リスクに起因したマイナスの累積公正価値調整および引当金					
うち、 パッケージ1	うち、 パッケージ2		うち、 パッケージ2	うち、 パッケージ3		うち、 パッケージ1	うち、 パッケージ2		うち、 パッケージ2	うち、 パッケージ3		債務履行可能なエクスポージャー	債務不履行時のエクスポージャー		
貸出金および預け金	217,951	207,566	10,075	3,950		3,934	(450)	(180)	(270)	(2,191)		(2,191)			933
中央銀行	58,671	58,671					(7)	(7)							
一般政府	8,637	8,510	127	105		105	(7)	(6)	(1)	(28)		(28)			77
金融機関	15,948	15,937	11	504		504	(7)	(7)		(391)		(391)			
その他の金融企業	5,354	5,342	13	383		383	(12)	(11)		(335)		(335)			
非金融企業	117,362	107,169	9,883	2,834		2,834	(414)	(146)	(268)	(1,424)		(1,424)			856
うち、中小企業															
家計	11,979	11,937	42	124		108	(3)	(2)	(1)	(14)		(14)			

債務証券	36,554	36,153	358	86		80	(20)	(11)	(10)	(18)		(18)			
中央銀行	2,032	2,032													
一般政府	17,031	17,031		2			(6)	(6)							
金融機関	7,354	7,351		1		1	(3)	(3)		(1)		(1)			
その他の金融企業	7,324	6,943	358	57		53	(11)	(2)	(10)						
非金融企業	2,812	2,797		26		26				(17)		(17)			
オフバランスシート・ エクスポージャー	251,071	244,534	6,503	966		966	(227)	(101)	(126)	(216)		(216)			122
中央銀行	7,499	7,499													
一般政府	13,017	12,774	243	17		17	(1)	(1)	(1)						9
金融機関	33,168	33,110	24	19		19	(2)	(2)		(1)		(1)			
その他の金融企業	44,561	44,560					(3)	(3)							
非金融企業	150,247	144,014	6,233	927		927	(219)	(95)	(124)	(214)		(214)			113
家計	2,579	2,577	3	3		3	(1)	(1)	(1)						
合計	505,576	488,253	16,936	5,002		4,980	(697)	(292)	(405)	(2,425)		(2,425)			1,054

[次へ](#)

占有および執行手続による担保（テンプレート9）

		初期認識における価値	累積的な担保価値減少
(単位：百万ユーロ)		占有による担保	
1	有形固定資産	1.27	
2	有形固定資産以外		
3	住宅不動産		
4	商業不動産		
5	動産（自動車、船舶等）		
6	株式および負債証券		
7	その他		
8	合計	1.27	

一般的な信用リスクおよび特定の信用リスクの残高の変動（CR2-A）

		2020年6月30日	2019年12月31日
(単位：百万ユーロ)		特定の信用リスク調整の累積額	
1	期首残高	2,656	2,780
2	組成および取得による増加	628	296
3	認識の中止による減少	(456)	(515)
4	信用リスク（純額）の変動による変動	497	345
5	認識の中止をせずに変更したことによる変動（純額）	(6)	
6	機関の予測方法を更新したことによる変動（純額）		
7	償却による引当金勘定における減少	(88)	(255)
8	その他の調整	(16)	6
9	期末残高（注1）	3,215	2,656
10	損益計算書に直接計上された以前に償却された金額に係る取立益	(68)	(108)
11	損益計算書に直接償却された金額	16	46

(注1) CR2-A、CR1-AおよびCR1-Cの表の間の引当金合計の差額は、主に対象範囲の差異に起因するものである。計上された固定資産および株式投資の減損ならびに保証コミットメントに係る引当金は、CR1-AおよびCR1-Cにのみ含まれている。

債務不履行となったまたは減損された貸出金および債務証券の残高の変動（CR2-B）

		2020年06月30日	2019年12月31日
(単位：百万ユーロ)		債務不履行時のエクスポージャーの帳簿価額合計	
1	期首残高	4,014	3,748
2	前会計期間中に債務不履行または減損された貸出金および債務証券	883	933
3	非デフォルト状態に戻されたもの	(9)	(48)
4	償却額	(204)	(431)

5	その他の変動	(40)	(187)
6	期末残高	4,644	4,014

標準的アプローチを用いた信用リスクに対するエクスポージャー

2020年6月30日現在の標準的アプローチ - 信用リスクに対するエクスポージャーおよび信用リスク軽減
(CRM)の影響(CR4)

(単位：百万ユーロ)		2020年06月30日					
		エクスポージャークラス					
		CCFおよびCRMを考慮前の エクスポージャー		CCFおよびCRMを考慮後の エクスポージャー		RWAおよびRWA密度	
		オンバランス シート価額	オフバランス シート価額	オンバランス シート価額	オフバランス シート価額	RWA	RWA密度
1	中央政府または中央銀行	1,139	23	1,139	12	927	80.54%
2	地方政府または現地当局		45		22		
3	公共部門事業体		1				
4	多国籍開発銀行	16		16		16	100.00%
5	国際機関						
6	機関	6,073	798	19,594	726	741	3.65%
7	企業	17,385	5,945	4,049	2,152	5,605	90.39%
8	リテール	829	117	829	51	660	75.00%
9	不動産による担保	181		181		91	50.28%
10	株式	335		335		337	100.60%
11	債務不履行時の エクスポージャー	294	7	112	4	170	146.55%
12	高リスクカテゴリー	116	104	112	52	246	150.00%
13	カバード・ボンド						
14	短期の信用評価を有する 機関および企業						
15	集団投資事業	18		18		2	11.11%
16	その他の項目	3,863		3,863		3,333	86.28%
17	合計	30,250	7,039	30,249	3,019	12,128	36.46%

2019年12月31日現在の標準的アプローチ - 信用リスクに対するエクスポージャーおよび信用リスク軽減
(CRM)の影響(CR4)

(単位：百万ユーロ)		2019年12月31日					
		エクスポージャークラス					
		CCFおよびCRMを考慮前の エクスポージャー		CCFおよびCRMを考慮後の エクスポージャー		RWAおよびRWA密度	
		オンバランス シート価額	オフバランス シート価額	オンバランス シート価額	オフバランス シート価額	RWA	RWA密度
1	中央政府または中央銀行	1,044	47	1,044	23	972	91.10%

2	地方政府または現地当局		45		22		0.00%
3	公共部門事業体		1				0.00%
4	多国籍開発銀行	21		21		21	100.00%
5	国際機関						0.00%
6	機関	5,000	681	22,060	583	635	2.80%
7	企業	20,545	6,769	3,782	2,447	5,718	91.80%
8	リテール	799	117	798	50	636	75.00%
9	不動産による担保	188		188		94	50.00%
10	株式	324		324		326	100.62%
11	債務不履行時の エクスポージャー	385	4	84	1	123	144.71%
12	高リスクカテゴリー	195	130	195	64	389	150.19%
13	カバード・ボンド						0.00%
14	短期の信用評価を有する 機関および企業						0.00%
15	集団投資事業	18		18		2	11.11%
16	その他の項目	3,842		3,842		3,555	92.53%
17	合計	32,362	7,794	32,356	3,191	12,472	35.09%

[次へ](#)

2020年6月30日現在の標準的アプローチ - 資産クラスおよびリスク加重係数別のエクスポージャー (CR5)

(単位：百万ユーロ)		2020年6月30日																	
エクスポージャークラス		リスク加重																	
		0%	2%	4%	10%	20%	35%	50%	70%	75%	100%	150%	250%	370%	1,250%	その他	控除	合計	うち、 無格付
1	中央政府または中央銀行	755						1			40						355	1,151	1,151
2	地方政府または現地当局	22																22	22
3	公共部門事業体																		
4	多国籍開発銀行										16							16	16
5	国際機関																		
6	機関	17,040	1,948			818		23			418	73						20,320	20,170
7	企業					148		981			5,045	27						6,201	4,349
8	リテール									880								881	880
9	不動産による担保							181										181	181
10	株式エクスポージャー										335		1					335	335
11	債務不履行時の エクスポージャー										6	110						115	115
12	特に高いリスクと 関連する項目											164						164	164
13	カバード・ボンド																		
14	機関に対する請求および 短期の信用評価を有する 企業																		
15	CIU様式の請求	9			5	3		1										18	18
16	その他の項目	187				428					3,247							3,863	3,863
17	合計	18,014	1,948		5	1,398		1,188		880	9,107	373	1				355	33,269	31,266

2019年12月31日現在の標準的アプローチ - 資産クラスおよびリスク加重係数別のエクスポージャー (CR5)

(単位：百万ユーロ)		2019年12月31日																	
エクスポージャークラス		リスク加重																	
		0%	2%	4%	10%	20%	35%	50%	70%	75%	100%	150%	250%	370%	1,250%	その他	控除	合計	うち、 無格付
1	中央政府または中央銀行	647						1			45	8					366	1,067	1,067
2	地方政府または現地当局	22																22	22
3	公共部門事業体																		
4	多国籍開発銀行										21							21	21
5	国際機関																		
6	機関	20,593	1,002			558		20			423	47						22,643	22,491
7	企業					144		811			5,251	22						6,228	4,758
8	リテール									848								849	848
9	不動産による担保							188										188	188
10	株式エクスポージャー										324		1					324	324
11	債務不履行時の エクスポージャー										9	76						85	85
12	特に高いリスクと 関連する項目											259						259	259
13	カバード・ボンド																		
14	機関に対する請求および 短期の信用評価を有する 企業																		
15	CIU様式の請求	9			4	4		1										18	18
16	その他の項目	160				158					3,524							3,842	3,842
17	合計	21,431	1,002		4	864		1,022		848	9,596	412	1				366	35,548	33,924

[次へ](#)

内部格付アプローチを用いたエクスポージャーの質

2020年6月30日現在のポートフォリオ別およびデフォルト率（PD）別の信用リスクに対するエクスポージャー（CR6）

先進的内部格付アプローチに関する以下の健全性ポートフォリオ

(単位：百万ユーロ)		2020年6月30日										
PD区分	当初 オンバランス シートの 総エクスポー ジャー	オフ balan スシートの CCF前の エクスポー ジャー	平均CCF	CRM後および CCF後のEAD	平均PD	債務者数	平均LGD	平均満期	RWA	RWA密度	期待損失	価値調整 および 引当金
中央政府および中央銀行												
0.00以上0.15未満	106,863	1,916	64.47%	120,079	0.00%		1.42%	561	265	0.22%		
0.15以上0.25未満	1,170	10	60.63%	1,764	0.16%		9.81%	805	144	8.18%	8	
0.25以上0.50未満	102		0.00%	102	0.30%		9.96%	1,447	19	18.54%		
0.50以上0.75未満	654	154	75.00%	375	0.60%		9.50%	468	58	15.56%		
0.75以上2.50未満	614	587	74.05%	108	1.15%		45.13%	934	107	98.73%	1	
2.50以上10.00未満	695	183	75.00%	50	5.00%		60.00%	1,276	115	228.64%	2	
10.00以上100.00未満	156	224	75.68%	27	14.27%		74.90%	1,256	118	442.70%	3	
100.00（デフォルト）	92	17	75.00%	34	100.00%		45.00%	1,267		0.86%	15	
小計	110,345	3,090	64.52%	122,539	0.04%		1.66%	566	827	0.67%	29	31
機関												
0.00以上0.15未満	46,860	3,929	86.73%	55,677	0.03%		7.55%	565	1,251	2.25%	2	
0.15以上0.25未満	2,055	333	49.27%	686	0.16%		35.76%	705	226	32.91%		
0.25以上0.50未満	549	793	31.24%	776	0.30%		38.28%	531	268	34.53%	1	
0.50以上0.75未満	142	556	34.74%	328	0.60%		49.83%	578	208	63.52%	1	
0.75以上2.50未満	289	659	41.60%	412	1.06%		30.62%	837	374	90.79%	2	
2.50以上10.00未満	1	51	23.22%	12	5.00%		87.76%	475	38	308.36%	1	
10.00以上100.00未満	1	17	26.72%	5	13.70%		71.90%	406	20	403.84%	1	

100.00（デフォルト）	214	185	98.84%	397	100.00%		45.01%	1,586	1	0.30%	381	
小計	50,111	6,523	76.95%	58,293	0.73%		8.97%	575	2,386	4.09%	388	393
企業 - その他												
0.00以上0.15未満	29,856	60,837	59.97%	65,737	0.05%		33.97%	705	8,856	13.47%	10	
0.15以上0.25未満	11,633	20,786	47.29%	17,916	0.16%		45.53%	798	6,139	34.27%	11	
0.25以上0.50未満	10,834	15,198	49.88%	15,670	0.30%		44.39%	853	7,520	47.99%	17	
0.50以上0.75未満	11,418	8,589	53.12%	12,095	0.60%		43.21%	796	7,755	64.12%	26	
0.75以上2.50未満	12,327	9,744	58.95%	11,465	1.17%		47.96%	965	10,160	88.62%	50	
2.50以上10.00未満	1,273	1,019	69.97%	734	5.00%		39.71%	1,058	921	125.47%	12	
10.00以上100.00未満	1,052	1,425	30.90%	727	14.82%		42.28%	834	1,199	164.95%	34	
100.00（デフォルト）	2,334	853	30.78%	2,426	100.00%		46.39%	911	288	11.88%	1,772	
小計	80,726	118,451	55.72%	126,769	2.27%		39.36%	776	42,839	33.79%	1,932	2,341
企業 - 中小企業												
0.00以上0.15未満	33		100.00%	34	0.06%		50.83%	1,072	10	28.39%		
0.15以上0.25未満	27		0.00%	27	0.16%		47.12%	1,446	17	60.60%		
0.25以上0.50未満	18	5	49.43%	19	0.30%		53.84%	1,499	17	88.11%		
0.50以上0.75未満	4	4	60.65%	6	0.60%		51.75%	923	4	67.57%		
0.75以上2.50未満	128	255	27.01%	151	1.58%		34.68%	902	96	63.42%	1	
2.50以上10.00未満	12	11	54.91%	8	5.00%		31.72%	867	6	74.33%		
10.00以上100.00未満	13	5	44.84%	15	19.45%		29.26%	657	19	130.49%	1	
100.00（デフォルト）	3		36.72%	3	100.00%		45.00%	415	1	20.31%	5	
小計	238	280	30.58%	263	3.40%		39.57%	1,004	169	64.16%	6	7
企業 - 特別貸付												
0.00以上0.15未満	1,835	1,052	65.51%	9,775	0.03%		5.94%	1,393	386	3.94%		
0.15以上0.25未満	6,596	1,905	58.02%	9,174	0.16%		10.50%	1,332	978	10.66%	2	
0.25以上0.50未満	10,132	3,036	61.47%	10,071	0.30%		10.06%	1,320	1,541	15.30%	3	
0.50以上0.75未満	10,143	2,373	56.72%	10,206	0.60%		11.44%	1,192	2,194	21.50%	7	

0.75以上2.50未満	13,502	3,952	60.59%	11,475	1.12%		12.13%	1,301	3,373	29.39%	15	
2.50以上10.00未満	1,176	91	76.04%	1,007	5.00%		10.43%	1,250	380	37.72%	5	
10.00以上100.00未満	1,760	40	75.00%	1,036	15.48%		12.05%	1,128	619	59.76%	17	
100.00（デフォルト）	1,440	47	52.37%	1,384	100.00%		33.23%	1,037	226	16.33%	451	
小計	46,584	12,497	60.36%	54,127	3.39%		10.73%	1,295	9,696	17.91%	500	662
リテール - 適格リボルビング												
0.00以上0.15未満	9,600		0.00%	9,600	0.09%		5.76%	365	120	1.25%		
0.15以上0.25未満	2,050		0.00%	2,053	0.21%		24.91%	366	210	10.21%	1	
0.25以上0.50未満	446		0.00%	446	0.60%		39.36%	365	148	33.12%	1	
0.50以上0.75未満			0.00%		0.00%		0.00%			0.00%		
0.75以上2.50未満	48		0.00%	48	1.60%		31.36%	365	19	40.11%		
2.50以上10.00未満	91		0.00%	91	9.39%		25.99%	365	31	33.92%	3	
10.00以上100.00未満			50.00%		19.98%		52.37%	820		123.75%		
100.00（デフォルト）	93		0.00%	93	100.00%		48.88%	365	1	1.13%	15	
小計	12,328		50.00%	12,331	0.89%		10.62%	365	528	4.29%	20	18
リテール - その他の非中小企業												
0.00以上0.15未満	99		0.00%	99	0.09%		7.29%	365	2	1.55%		
0.15以上0.25未満	7		0.00%	7	0.21%		23.53%	365	1	10.25%		
0.25以上0.50未満	8		0.00%	8	0.60%		12.50%	365	1	10.55%		
0.50以上0.75未満			0.00%		0.00%		0.00%			0.00%		
0.75以上2.50未満			0.00%		1.60%		8.29%	365		10.65%		
2.50以上10.00未満	1		0.00%	1	13.05%		62.16%	365	1	122.37%		
10.00以上100.00未満			0.00%		0.00%		0.00%			0.00%		
100.00（デフォルト）	14		0.00%	14	100.00%		74.78%	365		0.03%		
小計	129		0.00%	129	10.84%		15.74%	365	4	3.19%		
合計（すべてのポートフォリオ）	300,462	140,842	58.35%	374,451	1.42%		17.20%	737	56,449	15.08%	2,876	3,453

2019年12月31日現在のポートフォリオ別およびデフォルト率（PD）別の信用リスクに対するエクスポージャー（CR6）

先進的内部格付アプローチに関する以下の健全性ポートフォリオ

(単位：百万ユーロ)		2019年12月31日										
PD区分	当初 オンバランス シートの 総エクスポ ージャー	オフバラン スシートの CCF前の エクスポ ージャー	平均CCF	CRM後および CCF後のEAD	平均PD	債務者数	平均LGD	平均満期	RWA	RWA密度	期待損失	価値調整 および 引当金
中央政府および中央銀行												
0.00以上0.15未満	85,427	2,155	63.23%	97,940	0.00%		1.56%	580	289	0.30%		
0.15以上0.25未満	1,110	10	64.96%	1,789	0.16%		9.91%	829	155	8.64%		
0.25以上0.50未満	17		0.00%	17	0.30%		10.00%	651	3	14.94%		
0.50以上0.75未満	678	213	75.00%	425	0.60%		10.00%	602	64	15.14%		
0.75以上2.50未満	609	595	75.02%	86	0.95%		45.71%	760	84	97.64%		
2.50以上10.00未満	726	99	71.63%	52	5.00%		59.60%	1,295	118	228.29%	2	
10.00以上100.00未満	122	214	75.63%	28	16.13%		78.70%	1,299	131	458.57%	4	
100.00（デフォルト）	100	17	75.00%	27	100.00%		45.00%	1,481	3	10.46%	15	
小計	88,789	3,304	63.63%	100,364	0.05%		1.85%	586	846	0.84%	22	29
機関												
0.00以上0.15未満	36,439	3,238	87.68%	44,402	0.03%		7.64%	634	970	2.18%	1	
0.15以上0.25未満	2,058	466	52.83%	764	0.16%		36.58%	761	278	36.38%	1	
0.25以上0.50未満	598	963	38.76%	924	0.30%		38.28%	551	346	37.46%	1	
0.50以上0.75未満	228	1,048	26.31%	493	0.60%		47.10%	505	310	62.92%	1	
0.75以上2.50未満	285	680	45.53%	408	1.05%		31.07%	820	311	76.17%	2	
2.50以上10.00未満		123	22.20%	27	5.00%		82.81%	297	82	303.12%	1	
10.00以上100.00未満		23	31.28%	6	12.41%		70.17%	468	26	410.73%	1	
100.00（デフォルト）	401	20	20.20%	405	100.00%		45.01%	595	12	3.02%	386	
小計	40,010	6,561	75.14%	47,430	0.91%		9.69%	634	2,336	4.93%	393	397

企業 - その他												
0.00以上0.15未満	24,489	53,991	53.64%	52,955	0.04%		34.89%	757	7,289	13.76%	8	
0.15以上0.25未満	11,849	19,098	46.28%	17,752	0.16%		43.10%	822	5,938	33.45%	11	
0.25以上0.50未満	10,192	17,412	48.85%	14,479	0.30%		45.94%	871	7,072	48.84%	16	
0.50以上0.75未満	7,643	9,320	57.56%	9,164	0.60%		46.29%	823	6,450	70.38%	20	
0.75以上2.50未満	9,717	11,398	55.75%	10,092	1.11%		47.62%	927	8,475	83.97%	40	
2.50以上10.00未満	605	440	46.06%	249	5.00%		52.83%	1,081	414	166.12%	5	
10.00以上100.00未満	1,055	1,654	33.76%	850	15.54%		35.93%	654	1,390	163.44%	40	
100.00（デフォルト）	1,882	898	31.27%	1,986	100.00%		45.39%	899	292	14.68%	1,507	
小計	67,432	114,209	51.82%	107,528	2.23%		40.15%	807	37,318	34.71%	1,647	1,950
企業 - 中小企業												
0.00以上0.15未満	44	1	72.93%	45	0.06%		45.81%	1,037	11	25.57%		
0.15以上0.25未満	29		0.00%	32	0.16%		49.98%	1,338	19	59.98%		
0.25以上0.50未満	7	3	46.94%	9	0.30%		49.86%	622	4	47.45%		
0.50以上0.75未満	6	345	20.38%	44	0.60%		51.08%	432	32	71.14%		
0.75以上2.50未満	126	94	52.89%	151	1.53%		32.86%	907	96	63.87%	1	
2.50以上10.00未満	16	3	59.65%	10	5.00%		44.42%	693	13	131.32%		
10.00以上100.00未満	21	2	83.76%	22	17.76%		36.98%	584	37	168.16%	1	
100.00（デフォルト）	2		36.28%	2	100.00%		45.00%	433		0.00%	4	
小計	252	448	30.63%	315	2.93%		40.20%	861	213	67.62%	7	6
企業 - 特別貸付												
0.00以上0.15未満	2,097	1,511	55.65%	10,424	0.03%		7.31%	1,327	409	3.93%		
0.15以上0.25未満	8,127	2,003	63.82%	10,619	0.16%		10.23%	1,312	1,192	11.23%	2	
0.25以上0.50未満	10,783	4,208	59.55%	11,405	0.30%		11.11%	1,268	1,866	16.36%	4	
0.50以上0.75未満	10,011	2,757	51.42%	9,486	0.60%		12.01%	1,171	2,132	22.47%	7	
0.75以上2.50未満	11,548	4,905	49.81%	10,201	1.10%		13.45%	1,242	3,328	32.63%	15	
2.50以上10.00未満	1,030	67	48.95%	865	5.00%		14.22%	1,241	444	51.34%	6	

10.00以上100.00未満	1,569	40	73.00%	907	13.94%		13.16%	1,059	608	67.04%	18	
100.00（デフォルト）	1,170	26	79.17%	1,142	100.00%		40.58%	1,068	23	2.00%	395	
小計	46,335	15,517	56.16%	55,049	2.79%		11.50%	1,258	10,002	18.17%	447	571
リテール - 適格リボリング												
0.00以上0.15未満	10,554		0.00%	10,554	0.09%		6.58%	365	156	1.48%	1	
0.15以上0.25未満	1,891		0.00%	1,894	0.21%		21.78%	367	171	9.04%	1	
0.25以上0.50未満	495		0.00%	495	0.60%		36.71%	365	151	30.55%	1	
0.50以上0.75未満			0.00%		0.00%		0.00%			0.00%		
0.75以上2.50未満	41		72.83%	41	1.60%		15.87%	365	7	16.39%		
2.50以上10.00未満	62		0.00%	62	10.34%		30.34%	365	22	35.51%	2	
10.00以上100.00未満			0.00%		19.97%		50.99%	365		120.44%		
100.00（デフォルト）	102		0.00%	102	100.00%		32.73%	587	6	5.54%	15	
小計	13,145		72.83%	13,148	0.91%		10.15%	367	513	3.90%	20	18
リテール - その他の非中小企業												
0.00以上0.15未満	89		0.00%	89	0.09%		9.57%	365	2	1.87%		
0.15以上0.25未満	14		0.00%	14	0.21%		30.01%	365	2	13.08%		
0.25以上0.50未満	4		0.00%	4	0.60%		25.57%	365	1	21.57%		
0.50以上0.75未満			0.00%		0.00%		0.00%			0.00%		
0.75以上2.50未満	1		0.00%	1	1.60%		7.91%	365		10.15%		
2.50以上10.00未満	2		0.00%	2	12.79%		72.95%	365	2	140.63%		
10.00以上100.00未満			0.00%		0.00%		0.00%			0.00%		
100.00（デフォルト）	14		0.00%	14	100.00%		74.81%	365		0.04%		
小計	122		0.00%	122	11.47%		19.73%	365	7	5.46%		
合計（すべてのポートフォリオ）	256,085	140,039	55.02%	323,956	1.40%		17.73%	772	51,235	15.82%	2,536	2,972

[次へ](#)

2020年6月30日現在のヘッジに用いられた信用デリバティブRWAに係る信用デリバティブの影響 (CR7)

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日	
	信用デリバティブ前 のRWA	実際のRWA
1 基礎的IRBに基づくエクスポージャー		
2 中央政府および中央銀行		
3 機関		
4 企業 - 中小企業		
5 企業 - 特別貸付		
6 企業 - その他		
7 先進的IRBに基づくエクスポージャー		
8 中央政府および中央銀行	3	2
9 機関		
10 企業 - 中小企業	6,831	4,717
11 企業 - 特別貸付		
12 企業 - その他		
13 リテール - 不動産により担保された中小企業		
14 リテール - 不動産により担保された非中小企業		
15 リテール - 適格リボルビング		
16 リテール - その他の中小企業		
17 リテール - その他の非中小企業		
18 株式IRB		
19 その他非債権資産		
20 合計	6,834	4,719

2019年12月31日から2020年6月30日までの間のRWAの変化内部格付アプローチを用いた信用リスクエクスポージャーに対するRWAのキャッシュ・フロー (CR8)

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日	
	RWA	所要資本
1 前報告期間末現在 (2019年12月31日) のRWA	51,251	4,100
2 資産の規模	1,246	100
3 資産の質	2,057	165
4 モデルの更新		
5 手法および方針		
6 取得および処分		
7 外国為替の変動	923	74
8 その他 (注)	1,001	80
9 報告期間末現在 (2020年6月30日) のRWA	56,479	4,518

(注) このカテゴリーは当行のヘッジ（CDS）に関連する変動を含む。

・カウンターパーティー・リスク

クレディ・アグリコル・CIBは、親会社と同様に、銀行ポートフォリオによるかトレーディング勘定（ポートフォリオ）によるかにかかわらず全エクスポージャーに係るカウンターパーティー・リスクに対処する。トレーディング勘定における項目に関しては、市場リスクの規制上の監督に係る規定に従いカウンターパーティー・リスクを計算する。

銀行ポートフォリオにおける先渡金融商品の取引に係るカウンターパーティー・リスクの規制上の処理は、規制上の基礎により、2013年6月26日付EU規則第575/2013号に定義されている。銀行ポートフォリオにおける先渡金融商品の取引に係るカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャーの測定のために、クレディ・アグリコル・エス・エー・グループは、市場価格手法（第274条）を、またはクレディ・アグリコル・CIBの範囲内では内部モデル手法（第283条）を使用している。

[次へ](#)

カウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャー（CCR）の分析

アプローチ種類別のカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャー（CCR）の分析

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日											
	標準				IRB				合計			
	総エクスポージャー (注1)	EAD	RWA	EFP	総エクスポージャー (注1)	EAD	RWA	EFP	総エクスポージャー (注2)	EAD	RWA	EFP
中央政府または中央銀行					6,612	6,612	151	12	6,612	6,612	151	12
機関	14,740	14,740	400	32	26,050	26,550	4,193	335	40,790	41,290	4,593	367
企業	838	838	745	60	26,290	25,798	8,233	659	27,128	26,636	8,978	718
リテール顧客												
株式												
証券化												
債権を含まない その他の資産												
合計	15,579	15,579	1,146	92	58,951	58,960	12,576	1,006	74,530	74,538	13,722	1,098

(注1) CRM（信用リスク軽減）前の総エクスポージャー

(注2) CRM（信用リスク軽減）後の総エクスポージャー

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日											
	標準				IRB				合計			
	総エクスポージャー (注1)	EAD	RWA	EFP	総エクスポージャー (注1)	EAD	RWA	EFP	総エクスポージャー (注2)	EAD	RWA	EFP
中央政府または中央銀行					5,489	5,489	126	10	5,489	5,489	126	10
機関	12,318	12,318	267	21	25,528	26,098	4,155	332	37,846	38,416	4,423	354
企業	472	472	399	32	25,059	24,489	8,363	669	25,531	24,961	8,762	701

リテール顧客												
株式												
証券化												
債権を含まない その他の資産												
合計	12,791	12,791	666	53	56,076	56,076	12,644	1,012	68,867	68,867	13,311	1,065

(注1) CRM（信用リスク軽減）前の総エクスポージャー

(注2) CRM（信用リスク軽減）後の総エクスポージャー

アプローチ種類別のカウンターパーティー・リスク

アプローチ種類別のカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャー（CCR1）の分析

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日						
	想定元本	再調達価格 / 現行市場価値	潜在的将来信用エクスポージャー	EEPE	乗数	CRM後のEAD	RWA
時価評価		1,717	2,405			4,804	1,708
オリジナル・エクスポージャー							
標準的アプローチ							
IMM（デリバティブ取引およびSFT）				25,812	1.55	40,009	9,879
うち、証券金融取引							
うち、デリバティブ取引および長期決済期間取引				25,812	1.55	40,009	9,879
うち、契約上のクロス・プロダクト・ネットティングから							
SFTの金融担保単一手法							
SFTの金融担保包括的手法						14,616	1,808
SFTのバリュー・アット・リスク							
合計							13,395

標準的手法別のカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャー

2020年6月30日現在の規制上のポートフォリオ別およびリスク加重別の標準的手法を用いたカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャー（CCR3）

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日													
エクスポージャー・クラス	0.0%	2.0%	4.0%	10.0%	20.0%	35.0%	50.0%	70.0%	75.0%	100.0%	150.0%	その他	信用リスク に対する エクスポージャー 合計	うち、 格付なし
中央政府または中央銀行														
地域政府または地方政府														
公共機関														
多国籍開発銀行														
国際組織														
銀行（機関）	2	14,484			126		86			42			14,740	14,627
企業							186			653			838	475
リテール														
デフォルト														
短期信用評価を用いた 機関および企業														
その他の項目														
合計	2	14,484			127		271			695			15,579	15,103

2019年12月31日現在の規制上のポートフォリオ別およびリスク加重別の標準的手法を用いたカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャー（CCR3）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日													
エクスポージャー・クラス	0.0%	2.0%	4.0%	10.0%	20.0%	35.0%	50.0%	70.0%	75.0%	100.0%	150.0%	その他	信用リスク に対する エクスポージャー 合計	うち、 格付なし
中央政府または中央銀行	1												1	1
地域政府または地方政府														
公共機関														
多国籍開発銀行														

国際組織														
銀行（機関）		12,278			20		4			16			12,318	12,313
企業							147			325			472	196
リテール														
デフォルト														
短期信用評価を用いた 機関および企業														
その他の項目														
合計		1	12,278		21		150			341			12,791	12,511

[次へ](#)

先進的手法によるカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャー

2020年6月30日現在のポートフォリオ別およびデフォルト率（PD）別のカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャー、先進的内部格付アプローチに基づく以下の健全性ポートフォリオ（CCR4）

（単位：百万ユーロ）		2020年6月30日				
エクスポージャー・クラス	CRM後のEAD	平均PD	平均LGD	平均満期	RWA	RWA密度
中央政府および中央銀行						
0.00以上0.15未満	6,080	0.01%	1.24%	1,084	16	0.26%
0.15以上0.25未満	218	0.16%	9.81%	805	19	8.77%
0.25以上0.50未満	35	0.30%	9.96%	1,447	3	9.79%
0.50以上0.75未満	218	0.60%	9.50%	468	23	10.72%
0.75以上2.50未満	47	1.00%	45.01%	981	51	107.70%
2.50以上10.00未満		0.00%	0.00%			0.00%
10.00以上100.00未満	14	20.00%	62.40%	1,456	39	272.72%
100.00（デフォルト）		0.00%	0.00%			0.00%
小計	6,612	0.09%	2.28%	1,056	151	2.28%
機関						
0.00以上0.15未満	21,158	0.04%	12.75%	585	1,572	7.43%
0.15以上0.25未満	2,233	0.16%	35.76%	705	833	37.31%
0.25以上0.50未満	1,635	0.30%	38.28%	531	786	48.04%
0.50以上0.75未満	635	0.60%	49.83%	578	617	97.23%
0.75以上2.50未満	946	0.80%	23.49%	1,056	321	33.94%
2.50以上10.00未満	16	5.00%	87.76%	475	48	293.61%
10.00以上100.00未満	7	19.97%	39.89%	1,280	15	209.07%
100.00（デフォルト）		100.00%	45.01%	1,586		59.57%
小計	26,631	0.11%	17.52%	605	4,193	15.74%
企業 - その他						
0.00以上0.15未満	11,377	0.04%	32.90%	670	1,358	11.94%
0.15以上0.25未満	2,647	0.16%	45.53%	798	1,144	43.21%
0.25以上0.50未満	2,437	0.30%	44.39%	853	1,135	46.58%
0.50以上0.75未満	2,471	0.60%	43.21%	796	1,533	62.05%
0.75以上2.50未満	2,015	1.06%	48.19%	948	1,707	84.72%
2.50以上10.00未満	109	5.00%	39.71%	1,058	171	156.70%
10.00以上100.00未満	168	16.44%	43.83%	843	310	184.11%
100.00（デフォルト）	50	100.00%	46.39%	911	11	21.39%
小計	21,275	0.64%	38.58%	752	7,369	34.64%
企業 - 中小企業						
0.00以上0.15未満	64	0.03%	47.41%	1,003	12	18.07%
0.15以上0.25未満	3	0.16%	47.13%	1,446	1	44.26%
0.25以上0.50未満		0.30%	53.84%	1,499		53.82%

0.50以上0.75未満	5	0.60%	51.75%	923	5	92.11%
0.75以上2.50未満	32	1.66%	33.07%	916	40	126.37%
2.50以上10.00未満	2	5.00%	31.72%	867	4	173.60%
10.00以上100.00未満	1	19.96%	26.43%	632	2	203.29%
100.00（デフォルト）		0.00%	0.00%			0.00%
小計	107	0.83%	42.85%	982	64	59.50%
企業 - 特別貸付						
0.00以上0.15未満	725	0.06%	10.94%	1,367	42	5.81%
0.15以上0.25未満	1,151	0.16%	10.50%	1,332	154	13.35%
0.25以上0.50未満	804	0.30%	10.06%	1,320	102	12.70%
0.50以上0.75未満	723	0.60%	11.44%	1,192	148	20.43%
0.75以上2.50未満	919	0.98%	12.52%	1,323	266	28.95%
2.50以上10.00未満	66	5.00%	10.43%	1,250	18	27.87%
10.00以上100.00未満	67	15.90%	11.79%	1,146	65	97.06%
100.00（デフォルト）	33	100.00%	33.23%	1,037	5	15.35%
小計	4,488	1.46%	11.24%	1,305	800	17.82%
合計	59,112	0.40%	22.96%	777	12,576	21.28%

2019年12月31日現在のポートフォリオ別およびデフォルト率（PD）別のカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャー、先進的內部格付アプローチに基づく以下の健全性ポートフォリオ（CCR4）

（単位：百万ユーロ）	2019年12月31日					
PD区分	CRM後の EAD	平均PD	平均LGD	平均満期	RWA	RWA密度
中央政府および中央銀行						
0.00以上0.15未満	5,053	0.01%	1.33%	1,121	14	0.28%
0.15以上0.25未満	255	0.16%	9.91%	829	20	7.95%
0.25以上0.50未満	46	0.30%	10.00%	651	4	9.62%
0.50以上0.75未満	80	0.60%	10.00%	602	14	17.36%
0.75以上2.50未満	49	1.34%	46.91%	1,002	57	117.28%
2.50以上10.00未満		0.00%	0.00%			0.00%
10.00以上100.00未満	6	20.00%	67.81%	1,543	16	255.15%
100.00（デフォルト）		0.00%	0.00%			0.00%
小計	5,489	0.06%	2.40%	1,096	126	2.29%
機関						
0.00以上0.15未満	21,015	0.04%	12.17%	638	1,551	7.38%
0.15以上0.25未満	2,146	0.16%	36.58%	761	825	38.44%
0.25以上0.50未満	1,530	0.30%	38.28%	551	778	50.87%
0.50以上0.75未満	626	0.60%	47.10%	505	587	93.77%
0.75以上2.50未満	780	0.84%	23.93%	979	306	39.28%
2.50以上10.00未満	38	5.00%	82.81%	297	95	252.36%

10.00以上100.00未満	6	17.65%	50.14%	538	13	207.60%
100.00 (デフォルト)		0.00%	0.00%			0.00%
小計	26,140	0.11%	16.92%	647	4,155	15.90%
企業 - その他						
0.00以上0.15未満	10,712	0.04%	34.20%	740	1,338	12.49%
0.15以上0.25未満	2,260	0.16%	43.10%	822	1,017	45.00%
0.25以上0.50未満	2,674	0.30%	45.94%	871	1,101	41.19%
0.50以上0.75未満	2,501	0.60%	46.29%	823	1,443	57.68%
0.75以上2.50未満	2,143	0.99%	45.87%	880	1,694	79.03%
2.50以上10.00未満	63	5.00%	52.83%	1,081	87	137.95%
10.00以上100.00未満	865	19.71%	30.02%	377	964	111.46%
100.00 (デフォルト)	69	100.00%	45.39%	899	26	37.63%
小計	21,287	1.39%	39.12%	775	7,670	36.03%
企業 - 中小企業						
0.00以上0.15未満	55	0.03%	47.46%	460	11	19.60%
0.15以上0.25未満	3	0.16%	49.98%	1,338	1	41.66%
0.25以上0.50未満		0.30%	49.86%	622		54.48%
0.50以上0.75未満	3	0.60%	51.08%	432	2	76.00%
0.75以上2.50未満	28	1.62%	31.80%	901	35	124.67%
2.50以上10.00未満	3	5.00%	44.42%	693	5	167.58%
10.00以上100.00未満	3	13.78%	25.35%	511	7	248.32%
100.00 (デフォルト)		0.00%	0.00%			0.00%
小計	95	1.09%	42.33%	629	61	64.33%
企業 - 特別貸付						
0.00以上0.15未満	665	0.06%	11.80%	1,225	42	6.27%
0.15以上0.25未満	933	0.16%	10.23%	1,312	150	16.06%
0.25以上0.50未満	620	0.30%	11.11%	1,268	98	15.84%
0.50以上0.75未満	481	0.60%	12.01%	1,171	95	19.76%
0.75以上2.50未満	427	0.95%	12.59%	1,239	147	34.45%
2.50以上10.00未満	16	5.00%	14.22%	1,241	5	28.67%
10.00以上100.00未満	98	14.73%	14.39%	1,045	86	87.30%
100.00 (デフォルト)	22	100.00%	40.58%	1,068	11	47.78%
小計	3,263	1.50%	11.64%	1,246	633	19.40%
合計	56,273	0.67%	23.61%	777	12,644	22.47%

担保

エクスポージャー値に対するネットティングおよび担保の影響 (CCR5-A)

	2020年6月30日
--	------------

(単位：百万ユーロ)	正の公正価値総額または正味帳簿価額	純受益額	現在の純信用エクスポージャー	保有担保	純信用エクスポージャー
1 デリバティブ	301,277	261,704	39,521	1,491	38,030
2 SFT	28,555	25,205	3,350	977	2,373
3 クロス・プロダクト・ネットティング					
4 合計	329,833	286,909	42,871	2,468	40,403

内部モデル手法（IMM）に基づく2019年12月31日から2020年6月30日までのRWAの変化

内部格付アプローチ（MMI）を用いたカウンターパーティー・リスク・エクスポージャー（CCR）に対するリスク加重資産（RWA）のキャッシュ・フロー（CCR7）

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日	
	RWA	所要資本
1 前報告期間末現在のRWA	8,990	719
2 資産の規模	878	70
3 相手方の資産の質	(167)	(13)
4 モデルの更新（内部モデル手法のみ）		
5 手法および方針（内部モデル手法のみ）		
6 取得および処分		
7 外国為替の変動	482	39
8 その他	(304)	(24)
9 報告期間末現在のRWA	9,879	790

中央清算機関（CCP）・エクスポージャー

中央清算機関（CCP）・エクスポージャー（CCR8）

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日	
	CRM後EAD	RWA
1 適格中央清算機関に対するエクスポージャー（合計）		585
2 適格中央清算機関の取引におけるエクスポージャー（当初証拠金およびデフォルト・ファンド出資金を除く。）	14,484	290
3 () OTCデリバティブ	9,925	199
4 () 上場デリバティブ	113	2
5 () SFT	4,446	89
6 () クロス・プロダクト・ネットティングが承認されたネットティング・セット		
7 分離当初証拠金	3,213	
8 非分離当初証拠金	259	5
9 事前には供給されたデフォルト・ファンド出資金	373	290

10	エクスポートに対する自己資本要件の代替計算		
11	適格中央清算機関以外に対するエクスポート（合計）		
12	適格中央清算機関以外の取引におけるエクスポート（当初証拠金およびデフォルト・ファンド出資金を除く。）		
13	（ ）OTCデリバティブ		
14	（ ）上場デリバティブ		
15	（ ）SFT		
16	（ ）クロス・プロダクト・ネットリングが承認されたネットリング・セット		
17	分離当初証拠金		
18	非分離当初証拠金		
19	事前積立型デフォルト・ファンド出資金		
20	非積立型デフォルト・ファンド出資金		

CVA

2020年6月30日および2019年12月31日現在の信用評価調整（CVA）に関する所要資本（CCR2）

（単位：百万ユーロ）	2020年6月30日		2019年12月31日	
	CRM後のEAD	RWA	CRM後のEAD	RWA
1 先進的CVA資本賦課の対象となるポートフォリオ合計	17,257	4,038	16,681	2,706
2 （ ）VaR構成要素（3の乗数を含む。）		73		20
3 （ ）ストレス時のVaR要素（3の乗数を含む。）		250		197
4 標準的CVA資本賦課の対象となる全ポートフォリオ	15,840	939	15,284	699
EU4 オリジナル・エクスポート手法に基づくもの				
5 CVA資本賦課の対象に係る合計	33,097	4,977	31,965	3,405

・信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクに適用される軽減手法

定義は以下の通りとする。

- ・担保：債務不履行または相手方に影響を与えるその他の特定の信用事由が発生した際に、当行に対し、一定の金額または資産を流動化、保持または取得する権利を与え、それによりエクスポートに関する信用リスクを軽減させる担保権
- ・個人保証：相手方の債務不履行またはその他の特定の信用事由が発生した際に、第三者により支払うべき総額が支払われ、したがってエクスポートに関する信用リスクを軽減させるもの

先進的手法に基づくエクスポート（RC3）

（単位：百万ユーロ）	2020年6月30日					2019年12月31日				
	無担保エクスポート - 帳簿価額	担保されるエクスポート ジャー	担保付エクスポート ジャー	金融保証担保付エクスポート ジャー	信用デリバティブ担保付エクスポート ジャー	無担保エクスポート - 帳簿価額	担保されるエクスポート ジャー	担保付エクスポート ジャー	金融保証担保付エクスポート ジャー	信用デリバティブ担保付エクスポート ジャー

融資合計	178,174	75,844	58,632	3,009	14,202	142,952	78,949	57,846	4,771	16,332
債務合計	41,196					36,640				
エクスポージャー合計	219,369	75,844	58,632	3,009	14,202	179,592	78,949	57,846	4,771	16,332
うち、債務不履行										

・信用リスクに適用される軽減手法

2020年6月30日現在のヘッジに使用される信用デリバティブ

信用デリバティブに係るエクスポージャー（CCR6）

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日		
	信用デリバティブ・ヘッジ		その他の信用デリバティブ
	買入プロテクション	売却プロテクション	
想定元本			
単一の発行体に係るクレジット・デフォルト・スワップ	5,845		
指数クレジット・デフォルト・スワップ			
トータル・リターン・スワップ			
信用オプション			
その他の信用デリバティブ			
想定元本合計	5,845		
公正価値			
正の公正価値（資産）	35		
負の公正価値（負債）	(153)		

・銀行勘定における株式エクスポージャー

内部格付 - 2020年6月30日現在の内部格付手法を用いた総エクスポージャーおよび債務不履行時のエクスポージャー（CR10）

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日					
	分類					
	オンバランスシート額	オフバランスシート額	適用加重	エクスポージャー額	RWA	所要資本
上場株式エクスポージャー			190%			
プライベート・エクイティ・エクスポージャー	329		290%	329	953	76
その他の株式エクスポージャー	285		370%	285	1,054	84
合計	614			613	2,006	161

内部格付 - 2019年12月31日現在の内部格付手法を用いた総エクスポージャーおよび債務不履行時のエク
 ポージャー (CR10)

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日					
	分類					
	オンバランス シート額	オフバランス シート額	適用 加重	エクスポージャー額	RWA	所要資本
上場株式エクスポージャー			190%			
プライベート・エクイティ・ エクスポージャー	436		290%	436	1,265	101
その他の株式 エクスポージャー	510		370%	332	1,229	98
合計	946			768	2,494	200

[次へ](#)

市場リスク

- ・トレーディング勘定の市場リスクのエクスポージャー

標準的手法を用いたリスク加重資産

標準的手法を用いたリスク加重資産 (MR1)

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日		2019年12月31日	
	RWA	所要資本	RWA	所要資本
先物および先渡	1,343	107	1,250	100
金利リスク（一般事項および特定事項）	90	7	81	6
株式リスク（一般事項および特定事項）				
通貨リスク	1,249	100	1,154	92
コモディティ・リスク	4		15	1
オプション				
簡易的アプローチ				
デルタ・プラス手法				
シナリオ・アプローチ				
証券化	65	5	59	5
合計	1,408	113	1,309	105

内部モデルアプローチを用いたエクスポージャー

リスク加重資産および所要株式資本

内部モデルアプローチにおける市場リスク (MR2-A)

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日		2019年12月31日	
	RWA	最低 所要資本	RWA	最低 所要資本
1 バリュース・アット・リスク (aとbのうち高い方の値)	3,405	272	1,743	139
(a) 前日のバリュース・アット・リスク (VaRt-1)		44		30
(b) 過去60営業日のバリュース・アット・リスクの日次平均 (VaRavg) × 増倍率 (mc)		272		139
2 ストレス時におけるバリュース・アット・リスク (aとbのうち高い方の値)	3,468	277	3,337	267
(a) 最新のストレス時におけるバリュース・アット・リスク (sVaRt-1)		53		50
(b) 過去60営業日のストレス時における バリュース・アット・リスクの平均 (sVaRavg) × 増倍率 (ms)		277		267
3 追加的リスクに係る自己資本賦課 - IRC (aとbのうち高い方の値)	1,835	147	1,849	148
(a) 直近のIRC値 (上記3において算出された債務不履行 および移行に関する追加的リスク)		81		65
(b) 過去12週間のIRC値の平均		147		148

4	包括的なリスク測定 - CRM (a、bおよびcのうち最も高い値)				
(a)	直近の相関トレーディング・ポートフォリオのリスク値				
(b)	過去12週間の相関トレーディング・ポートフォリオの リスク値の平均				
(c)	直近の相関トレーディング・ポートフォリオのリスク値 におけるSAの自己資本要件の8%				
5	合計	8,708	697	6,930	554

内部モデルの利用により生じる価値

内部モデルアプローチ (IMA) を用いたトレーディング勘定価額 (MR3)

(単位：百万ユーロ)		2020年6月30日	2019年12月31日
1	バリュー・アット・リスク (10日、99%)		
2	最大値	75	39
3	平均値	62	31
4	最小値	40	21
5	期末の値	44	30
6	ストレス時におけるバリュー・アット・リスク (10日、99%)	0	
7	最大値	84	75
8	平均値	63	59
9	最小値	52	48
10	期末の値	53	50
11	IRCと一致する所要資本 (99.9%)	0	
12	最大値	272	300
13	平均値	113	114
14	最小値	62	47
15	期末の値	62	50
16	CRMと一致する所要資本 (99.9%)	0	
17	最大値		
18	平均値		
19	最小値		
20	期末の値		
21	フロアー (標準的な測定手法)		

・バリュー・アット・リスクのバックテスト (MR4)

モデルの適合性を統制するバリュー・アット・リスク・モデルのバックテストの過程およびこのバックテストの結果は、本書「リスク管理」に記載されている。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

下記「(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」を参照。

(2) 生産、受注および販売の状況

該当事項なし

(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析

- クレディ・アグリコル・CIBの事業分析および財務実績 -

■ 経済環境および金融環境

上半期

コロナウイルスの大流行は、市場がより少ない不確実性（中国／米国の貿易協定およびより有利なブレグジット効果）および長期的な金融緩和政策を認識し、自信を示す、穏やかな世界的景気減速のシナリオに疑問を投げかけた。

新型コロナウイルス感染症の大流行およびその結果としてのロックダウン措置は、2008年-2009年の危機よりもその性質および規模においてはるかに大きい、かつてない衝撃となっている。外生要因による世界中のすべての経済活動の事実上の停止は、まず第一に、実体経済における供給および需要の両方に無意識的に影響を与えた。事業領域全体を強制的に一時停止させる一方、消費を減少させると共に多額の貯蓄を不随意に増やした。かかる流行が勢いを増し、欧州全域においてロックダウン措置が発表されるなか、金融市場は2月から3月下旬までの間に、資産価格の急落、流動性危機、極めて激しい価格変動といった激しいリスク回避傾向を経験した。3月上旬において、米国の10年債の金利は1%未満に下落し、ドイツの10年債の金利はマイナス0.8%に低下した。フランスおよびイタリアによって支払われたリスク・プレミアムは上昇しそれぞれ67ベース・ポイントおよび282ベース・ポイントに達し、株式市場は崩壊した（主要市場は、3月20日においてMSCIエマージング・マーケット・インデックスと同じく1ヶ月のうちに30%から35%の時価総額を失った。）。

この危機の経済的および財政的な影響を恐れながら、公共企業体は、2008年-2009年の金融危機から得た経験を生かし、その規模および制約にとらわれないその能力において前例のない景気刺激策を早急に実行した。

実体経済に影響を及ぼす危機に重なる形での金融危機および不況が大恐慌と化すのを防ぐために、中央銀行は大規模な金融緩和政策を開始した。（同等に多様な）手段の様々な組合せに乗り出したが、その目標（金利の引下げ、融資の条件を緩和するためのソブリン、企業および証券化の資産の購入計画、金融政策の効率的な伝達を確実にすることならびに金融市場および信用市場の最良で可能な運営）は同じままであった。予算政策については、概ね国の論拠に従うものの、同様のひらめき（雇用および世帯収入の維持ならびに企業の破綻を抑えるための極めて大規模な景気刺激策）によって導かれていた。複数の措置（ワークシェアリングや賃金支援、最も脆弱な人々への助成、一時的な社会保障費の削減、税金および従業員関連の支払延期、企業に対する政府保証融資ならびに政府持分の取得）のおかげで、政府は、供給および需要が出来るだけ早く通常に戻ることを確実にしている。

ユーロ圏で実施された予算的および金融的な措置は、金融当局および中央政府の積極的な戦略を反映している。まず、企業に対する政府の助成金に関する予算の監督および競争政策に係る欧州の制約の緩和は、医療および経済の緊急事態に取り組むためのより一層の経済的自由をEU加盟国に与えた。これは、利用可能な予算の利鞘に応じて大規模だが繊細な反響を招き、ソブリン債券市場における分断化の初期兆候を伴

う生み出された予算努力および／または債務状況への影響と比例した金融市場からの差別につながった。ECBのシステム上のストレス指標の急な上昇は、融資条件の深刻な厳格化への恐怖を煽った。大流行が広がり続けるにつれ、ユーロ圏におけるソプリンの10年債の加重利益率は70ベース・ポイント上昇した。

その結果として、ECBは、**経済に流動性を供給し、最も脆弱なソプリンの債券スプレッドにおける緊張を抑えることによる市場の鎮静化を目的とする積極的な政策に早急に尽力した**。ECBは、量的緩和を増強（すなわち、120十億ユーロを追加）し、（当初は2020年末に終了する予定であった）一時的な購入プログラムである750十億ユーロの新たなパンデミック緊急購入プログラム（PEPP）（注1）を開始し、的を絞った長期リファイナンス・オペ（TLTRO）- が段階的に廃止される間、（より有利な条件および担保についてのより緩和された条件を含む）2020年6月までの一時的な長期リファイナンス・オペ（LTRO）を導入し、さらにTLTRO- の条件およびパンデミック緊急長期リファイナンス・オペ（PELTRO）として知られる新たな長期リファイナンス取引を緩和し、銀行が安定剤としての役割を果たすことができるようにするために銀行部門のソルベンシーおよび流動性の制約を緩和および軽減させた。ECBは、その資本の出資比率から乖離することにより、ストレスを最も抱えたソプリンの有価証券を購入することができた。これは、財務条件を緩和するためのECBによる断固たる行動であった。これらの介入後、ユーロ圏におけるソプリンの10年債の加重利益率は、危機前の水準をわずかに18ベース・ポイント上回ったにすぎない。

ユーロ圏の予算政策もまた、反循環的な方向に転じた。欧州委員会は、国策に対する障害物をなくすために予算規則を一時停止し、各国が危機に迅速に対応できるようにした。この対応は現在、ユーロ圏のGDPの3.5%に達している。これらの措置は、循環に關係する公的収支におけるGDPの4ポイントの低下に加え、ユーロ圏の国々における平均9.3%の赤字額の増加につながり、公的債務が2020年において平均18ポイント近く急激に増加し、GDPの104%をやや上回る値に達した。しかし、各々の国家予算によって与えられた行動の自由度に基づいた危機からの差別化された脱出は、単一市場および単一通貨にとってリスクをもたらすことが迅速かつ明確に判断された。分断化が進むことはおそらく欧州連合（EU）の結束に衝撃をもたらすだろう。したがって、単なる協調から資源の共有へと切り替えることが必須となった。それ故に、EU予算からの未使用の結束基金37十億ユーロの流用、欧州投資銀行（EIB）によって提供された中小企業に対する保証および欧州安定メカニズム（ESM）からの利用可能な資金240十億ユーロ（すなわち、ユーロ圏のGDPの2%）の利用によって、現存の資源が動員された。危機の規模が徐々に明らかになるにつれ、100十億ユーロのSURE（緊急時の失業リスクを緩和するための支援）基金、EIBによって保証された200十億ユーロの投資、（復興および再建のための支援だけでなく、危機の影響を最も受けた国々および最も貧しい国々にとって有利となるような再分配を保証する基金を支持する、欧州委員会による提案である）復興基金、すなわち、EU予算によって保証された債券の発行を通じて調達された750十億ユーロといった、新たな共通の債務レバレッジの資源が開発された。

金銭的および予算的な対応は、どんなに多額であったとしても、目前の嵐が過ぎ去ってからの経済活動を可能な限り再開することを確実にするために、衝撃を和らげ、雇用および生産能力の破壊を抑えることを目的としている。しかし、当然ながら、上流の供給および需要の物理的な混乱を防ぐことはできない。

ユーロ圏内において、衝撃の規模は国およびそれぞれの活動制限措置によって大きく異なり、これは、ロックダウン措置が3月半ばまで実施されなかったにもかかわらず、第1四半期の成長数値に明確に示されている。ユーロ圏のGDPは、2019年の第4四半期と比べて3.6%減少した。フランスおよびイタリア（マイナス5.3%）ならびにスペイン（マイナス5.2%）は、多大な影響を受けた。ドイツおよびオランダは比較的軽度の低下（それぞれマイナス2.2%およびマイナス1.7%）を記録した。需要に関しては、輸入（マイナス3.6%）および輸出（マイナス4.2%）の縮小がほぼ同等であったために成長に対する純外需の影響はマイナスの度合いが比較的軽度（マイナス0.4パーセント）であったものの、経済活動の減少は、主に内需の落込み（マイナス3.6%）に起因していた。賃金支援措置のおかげで、給与の減少（当四半期の間でマイナス

1.1%)は、労働時間数の減少(マイナス3.1%)を下回った。消費の強制的な縮小が原因となり、貯蓄率は記録的な水準に(前四半期の12.7%から16.9%に)上昇した。

一層の移動性の段階的な回復による(ある程度の収入損失という文脈の中での)消費の急増ならびに生産施設および職場の業務再開は、成長における力強い機械的な立直りにつながる可能性がある。これは、調査、小売売上高およびより頻度の高い様々な指標に反映されている。これは、ユーロ圏のPMI指数(IHSマークイット購買担当者景気指数)においてははっきりと確かめることができる:6月に記録された成長は、(調査が開始されて以来最大であった)5月に報告された成長と同程度力強いものであり、かかる指数を事業拡大と事業縮小の間の境の近くで駆動させている。フランスでは、PMI指数がこの閾値さえも上回っており、成長する経済を表わしている。INSEEによって測定されたビジネス環境は著しく回復しており、長期的平均値(100)を下回る、78を維持している。

中国は欧州よりも前に新型コロナウイルス感染症の危機に襲われた。そのGDPは、2020年第1四半期において急激に縮小したものの(1年間にわたってマイナス6.8%)、第2四半期にはGDPが年間ベースで3.2%増加し、成長に転じた。構成要素別の分析はまだ利用可能になっていないが、6月の業務データがこの成長の内容の知見を与える:国家によって支えられる供給(工業生産、建設)の力強さと比較的活発でない需要の回復との間の差は、消えることなく狭まってきている。需要に関しては、中国の消費者は危機前の信頼水準に戻っていない。これは、彼らの購買行動(小売売上高は6月において前年比で1.8%減少した。)および貯蓄傾向(貯蓄率は第2四半期においてわずかに縮小したが、38%と高く留まっている。)に表われている。そのため、当四半期中、一人当たりの可処分所得が1.8%増加したにもかかわらず、個人消費は5.7%減少した。したがって、根本的な課題は依然として雇用問題である。都市の失業率は、3月以降、本格的にゆっくりと低下し、6月には5.7%となった。しかし、新たな雇用創出は依然として少ないままである。6月には、平常時の水準から未だかけ離れて1百万をわずかに上回る(すなわち、2019年と比べて25%超も少ない)雇用創出であった。そのため、失業率の低下は、労働市場が純粋に軌道に乗ったというよりは、どちらかといえばベース効果(地方の家に帰省した多数の移住者が都市の統計から消えた)の結果であったといえる。

全国的に流行がまだ収拾していない**米国**において、GDPは第1四半期において年率で5%低下したが、危機の最も強い影響は、(年間ベースで第1四半期と比較して)約30%のかつてない縮小が原因となり、第2四半期において感じられることが想定されている。しかし、最新のデータは、経済的な回復が起きていることを示唆している(小売売上高、工業生産および地域的調査の増加)。不安定な構成要素を除き、(5月における18.2%への異例な回復の後、6月において7.5%増加した)小売売上高は、実際のところ、消費者がロックダウンの前に大量の備蓄をつくるために店頭へ殺到した3月に記録した、記録的な水準をも上回り、過去最も高い水準に達した。第3四半期における、政府の景気刺激策による経済活動の再開および世帯の財政の健全性の保持ならびに個人消費の回復は、このまま安定していくだろう。連邦準備銀行は、製造業生産高の7.2%の増加と共に、(5月におけるプラス1.4%の後)6月における工業生産の5.4%の成長を報告した。6月末現在、工業生産は2月の水準より10.8%低いままである。最後に、雇用(6月において、2月と比べて14.7百万の減少)は引き続き悩みの種である(失業保険受給申請の週間登録者は減少し続けているものの、速度が非常に遅い。)。

当上半期において、**金融市場は医療開発および寛大な中央銀行によって提供された保険の影響を受けながら、不安定な傾向を見せた。**3月における急落以降、株式市場は回復し、3月20日から6月末までの間に20%(CAC40については22%)から(S&P500については)35%まで上昇した。これはまた、当半期中のS&P500の損失を4%に抑えた。しかし、損失は、CAC40については17%、ユーロ・ストックス50については14%のままとなっている。非危険利子率もまた、危機前の水準に戻った:ドイツおよび米国の10年債金利は、6月末現在、それぞれマイナス0.50%(半期にわたって31ベース・ポイント低下)および0.66%(126ベース・ポイント低下)であった。ユーロ圏における非中核債券スプレッドの拡大は限定的であった。6月末にフランスが提

供した、連邦債に上乗せするイールド・スプレッドは、2019年末の水準をわずか7ベース・ポイント上回る37ベース・ポイントであったものの、イタリアおよびスペインのスプレッドの拡大は、それぞれ（182ベース・ポイントおよび91ベース・ポイントにて）21ベース・ポイントおよび27ベース・ポイントにとどまった。**金融緩和は、市場におけるある程度の平穏を取り戻す手助けをし、最終的には大成功といえる政策であることが判明した。**

- （注1） 買戻し可能な新たな資産クラスは、ECBが非金融企業の流動性リスクを減らすことを可能にする非金融部門のコマーシャル・ペーパーを含んでいる。この柔軟性は、PEPPにおける発行ごとおよび発行体ごとの購入制限を解除することによって向上し、これによりECBがその資本の出資比率から乖離し、より大きな市場ストレスに晒される発行体および資産クラスの買戻しに重点を置くことを可能にした。それ以降、PEPPは2021年6月まで延長され、その上限額は1,350十億ユーロに引き上げられた。

■ 要約連結損益計算書

(単位：百万ユーロ)	基礎的 CIB (注1)	非経常 (注1)	修正 再表示 された CIB	ウェルス・ マネジメント 事業	コーポレート ・センター 事業	CACIB	為替レートを 固定した場合の 基礎的CIB 変動率 2020年上半期 / 2019年上半期
銀行業務純収益	2,670	22	2,692	408	(8)	3,092	+12%
営業費用	(1,513)	0	(1,513)	(354)	(2)	(1,869)	+8%
営業総利益	1,158	22	1,179	54	(10)	1,223	+18%
リスク費用	(496)		(496)	(1)		(496)	
持分法適用会社の 純利益持分	1		1			1	ns
その他の資産に係る 利得 / (損失)	(0)		(0)	3		3	ns
税引前利益	663	22	685	56	(10)	731	-29%
法人所得税	(63)	(9)	(71)	(1)	18	(55)	-77%
当期純利益	600	13	613	55	8	676	-10%
非支配持分	(1)	0	(1)	5	0	4	+4%
当期純利益 - 当行 グループの持分	601	13	614	50	8	672	-10%

(注1) ローン・ヘッジならびにNBIに対するDVAおよびFVA関連の流動性費用の影響のそれぞれプラス47百万ユーロ、プラス5百万ユーロおよびマイナス30百万ユーロによる修正再表示後。

2020年初め、世界は以下の点において、これまでに経験したことのないようなグローバルな医療危機および経済危機に見舞われた。

- ・その性質および推定される重大性が2008年-2009年の金融危機とは著しく異なる、主に実体経済に影響を及ぼす外的ショックである。
- ・ロックダウン措置により、いくつかの事業領域には、一時停止に追い込まれるものもあれば、閉鎖するものもあり、消費も強制的に抑制されることによって、供給および需要の両方に影響する二重のショックである。
- ・いずれもその性質および規模において前例のない、金融および財政の両方の支援政策の幅広い導入が要求された。

医療の危機に続いた経済の危機は、現在解決策の一部となっている銀行によって作り出されたものではないということに留意すべきである。

当上半期において、金融市場は、健全性の状況が改善し、寛大な中央銀行によって保険が提供される中で、浮き沈みを経験した。株式市場は、3月に暴落した後、回復しており、3月20日から6月末までの間に20%（CAC40については22%）から（S&P500については）35%まで上昇した。これは、当半期を通してS&P500の下落を4%に抑えた。しかし、これらの下落は、CAC40については17%およびユーロ・ストックス50については14%のままとまっている。非危険利子率もまた、回復を見せた：ドイツおよび米国の10年債金利は、6月末現在、それぞれマイナス0.50%（当半期にわたってマイナス31ベース・ポイント）および0.66%（マイナス126ベース・ポイント）であった。ユーロ圏における非中核債券スプレッドが著しく拡大することはなかった。6月末現在、フランスが提供した連邦債に係るスプレッドは、2019年末現在の水準よりもわずかに7ベーシ

ス・ポイント広い37ベース・ポイントであったものの、イタリアおよびスペインのスプレッドは、それぞれ（182ベース・ポイントおよび91ベース・ポイントに）21ベース・ポイントおよび27ベース・ポイントのみ拡大した。金融緩和政策は、市場にある程度の平穏をもたらし、最終的には成功となった。米ドルは、2020年上半期においておおむね安定しており、ユーロ／ドルの平均為替レートは1.10ドル近くであった。

このような背景で、基礎的CIBの収益は、現在の為替レートの場合、2019年上半期と対比して12%増加した。収益の増加は、主に、信用事業における優れた成果および高い水準の顧客ヘッジを含む債券事業の回復力に牽引されたキャピタル・マーケットおよび投資銀行事業（現在の為替レートで24%増加）、ならびに比較的度合いは低いもののコーポレート・バンキング事業（現在の為替レートで2%増加）に起因している。

費用は、現在の為替レートで8%増加した。この増加は、主にSRFへの多額の拠出に起因している。

SRFを除くと、CIBの基礎的営業収支率は2020年上半期において48%であった。

その結果、営業総利益は、現在の為替レートで合計1,158百万ユーロとなった。

危機を受け、リスク費用は、相手方の格下げならびに正常債権および不良債権の多額の引当金の計上により急増した（バケット1、バケット2およびバケット3）。

CACIBの当行グループ持分の純利益は、672百万ユーロとなった。

■ 事業部門別業績

コーポレート・バンキング事業

(単位：百万ユーロ)	2020年上半期原資産 (注1)	2019年上半期原資産 (注1)	変動率 2020年上半期 / 2019年上半期
銀行業務純収益	1,324	1,304	+2%
営業費用	(604)	(521)	+16%
営業総利益	720	783	-8%
リスク費用	(450)	(33)	ns
持分法適用会社の純利益持分	1	(1)	ns
その他の資産に係る利得 / (損失)	(0)	2	ns
税引前利益	271	751	-64%
法人所得税	77	(214)	-136%
当期純利益	348	537	-35%
非支配持分	(1)	(1)	-6%
当期純利益 - 当行グループの持分	349	538	-35%

(注1) 2020年上半期におけるプラス47百万ユーロおよび2019年上半期におけるマイナス27百万ユーロのNBIに対するローン・ヘッジの影響による修正再表示後。

コーポレート・バンキング事業の収益は、現在の為替レートで2%増加したものの、一部のストラクチャード・ファイナンス事業セグメントは困難を経験した。

危機を受け、ストラクチャード・ファイナンス事業は、主要な鉄道取引により一部相殺された新生産の減少によって苦戦している。

負債最適化および売却部門は、とりわけ危機の間における顧客の資金調達ニーズの対応に関する多くの動きを経験した(RCFの減少、新たな施設および政府保証ローンの管理)。クレディ・アグリコル・CIBは、EMEA圏におけるシンジケーション事業について第2位の順位(注1)および7.6%の市場占有率を保つことで、シンジケート・ローンでの地位を維持している。

国際貿易および取引銀行部門の収益は成長し続けており、CACEISとのパートナーシップによるプライベート・エクイティ・ファイナンス・ソリューション事業の持続的成長および適度な水準の貿易事業が、グローバル・コモディティ・ファイナンス事業における石油価格の下落の悪影響および健康危機による輸出部門における新規契約の署名の遅滞を相殺した。

コーポレート・バンキング事業の当期純利益の当行グループの持分への寄与は、とりわけ健康危機によるリスク費用の大幅な増加(2019年上半期におけるマイナス33百万ユーロに対し、2020年上半期においてマイナス450百万ユーロ)に起因し、2019年上半期と比較して35%減少して349百万ユーロとなった。

(注1) 出所：リフィニティブおよびブルームバーク

キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業

(単位：百万ユーロ)	2020年上半期原資産 (注1)	2019年上半期原資産 (注1)	変動率 2020年上半期 / 2019年上半期
銀行業務純収益	1,346	1,083	+24%
営業費用	(908)	(882)	+3%
営業総利益	438	201	+118%
リスク費用	(46)	(20)	+131%
その他の資産に係る利得 / (損失)	0	4	ns
税引前利益	392	185	+112%
法人所得税	(140)	(55)	+155%
当期純利益	252	130	+93%
非支配持分	(0)	(0)	ns
当期純利益 - 当行グループの持分	252	130	+93%

(注1) 2020年上半期におけるマイナス25百万ユーロおよび2019年上半期におけるマイナス12百万ユーロのNBIに対する
現行のDVAおよびFVA関連の流動性費用の影響による修正再表示後。

キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業の収益は、債券市場における記録的な活動（フランスの社債において第1位、グローバルなグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドおよびサステナビリティ・ボンドにおいて第1位）（注1）による債券事業の回復力に支えられ、現在の為替レートの場合、2019年上半期と対比して急激に増加した（プラス24%）。金利事業においてもまた、顧客のヘッジ・ニーズに牽引されて継続的な活動が見られ、担保付資金調達は、高水準の商業活動を経験した。外国為替事業においても、2019年と対比して特にアジアにおける著しい増加が見られたが、その一方で、危機によって売掛債権の借換量が減少したことにより、証券化事業は減速した。

投資銀行事業の収益は、増加した。M&A事業は、収益の増加を押し上げる独占的なアドバイザリー契約の恩恵を受けている。エクイティ・キャピタル・マーケットは、転換債券の大量発行および増資のおかげで、増加を記録した。

キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業の当期純利益の当行グループの持分への寄与は、2019年と比較して93%多い、252百万ユーロであった。

(注1) 出所：リフィニティブおよびブルームバーグ

ウェルス・マネジメント事業

(単位：百万ユーロ)	2020年上半期	2019年上半期	変動率 2020年上半期 / 2019年上半期
銀行業務純収益	408	407	+0%
営業費用	(354)	(357)	-1%
営業総利益	54	50	+5%
リスク費用	(1)	(6)	-89%
その他の資産に係る純利得 / (損失)	3	(0)	ns
のれんの減損	0	0	ns
税引前利益	56	44	+27%
法人所得税	(1)	(7)	-83%
当期純利益	55	37	+48%
非支配持分	5	5	ns
当期純利益 - 当行グループの持分	50	32	+54%

ウェルス・マネジメント事業の収益は、新型コロナウイルス感染症の大流行によって生まれた健康危機および経済危機に起因する厳しい金融環境の影響を受けつつも、現在の為替レートで安定している。

現在の為替レートの場合、費用は、比較可能な基準で、ITへの投資（およびとりわけデジタル技術への投資）の増加および新型コロナウイルス感染症に関連する追加費用を含めて1%減少した。

2020年6月末現在、運用資産額は、市場効果によって2019年末と対比して5%減少し、合計125.7十億ユーロとなった。

コーポレート・センター事業

(単位：百万ユーロ)	2020年上半期	2019年上半期	変動率 2020年上半期 / 2019年上半期
銀行業務純収益	(8)	9	ns
営業費用	(2)	0	ns
営業総利益	(10)	9	ns
リスク費用	0	0	ns
その他の資産に係る純利得 / (損失)	0	0	ns
税引前利益	(10)	9	ns
法人所得税	18	12	51%
当期純利益	8	21	-61%
非支配持分	0	0	ns
当期純利益 - 当行グループの持分	8	21	-61%

「コーポレート・センター」部門は、その他の部門に起因しない様々な影響で構成されており、2020年上半期についてはNBIの有価証券に係るヘッジ費用、新型コロナウイルス感染症連帯基金への拠出に係る費用お

よび当行のAT1債のクーポンに関連する金融商品の法人所得税が含まれる。2019年上半期については、当該部門にはNBIの配当および当行のAT1債のクーポンに関連する金融商品の法人所得税を含んでいた。

当該部門の当期純利益 - 当行グループの持分への寄与は、2019年上半期と比較して13百万ユーロ減少した。

[次へ](#)

- 最近の動向および見通し -

下半期には、上半期における非常に著しい縮小の後に、力強い回復の兆しを示している。しかし、最近の指標で観察された回復の強度は、ほとんどが機械的なものであり、動向のその後の頑健性の指標ではない。不況の重大さを測定し、その後回復の程度（その速度、アヤ戻しを超えたその持続性）を理解し始めるのは、多数のパラメーターに依拠しており、そのうちのいくつかは不可欠なものである。それは、流動性と消費量に関する、多少迅速で、多少複雑な、通常の状態への回帰、物理的障害を除去した後の供給の回復、および特に企業に対する支援措置の速さである。最後に、危機後の活気は主に顧客のタイプ、家計および企業の信頼に依存しており、保守的な態度の採用、予防的な節約または設備投資の削減につながる可能性がある。それにもかかわらず、2020年の平均において、非常に異なる状況にあったとしても、不況から脱することができる国は非常に少ないだろう。ただし、他の国々よりも早く危機に直面した中国は顕著な例外である（当行の予測によると2020年においてプラス3%）。前例のない事態が発生した場合、2020年には新興国全体で景気後退（マイナス2%予想）となるであろうが、先進国のGDP縮小（マイナス6.7%、米国ではマイナス5.5%）には程遠いであろう。世界的な平均としては、実質GDPは4%をわずかに上回って下落するであろう。

EU圏については、当行のシナリオでは、2020年第2四半期と第3四半期の間に、はっきりとしたV字の四半期プロファイルを有する、事業の力強い回復を見込んでいる。機械的な成長は2020年下半期に回復し、2021年には緩やかで不完全な回復が続く。2020年の成長プロファイルは、特に起伏に富んだものになるだろう。第2四半期には、ロックダウン措置の高まりに不利を被り、GDPは第3四半期に9.6%（フランスでは16.8%）回復する前に12.7%近く（フランスではマイナス17%）減少する可能性がある。この回復は、サービスおよび製造事業の再開による、機械的な回復である。このV字の動きは、予想していたよりも活発になる可能性がある。ロックダウン中に蓄積された「強制的な」貯蓄の一部が経済に再注入される可能性は、第3四半期に始まる消費の堅調な回復を促進する可能性がある。

しかし、依然として回復には強い不確実性と脅威が迫っている。企業のより脆弱な財政状況、雇用の崩壊、保守的な振舞い、世界的な需要の弱まりおよび流行の第2波の持続的なリスクは、中国では一時的に現れ、欧州の小規模な集団に再出現している。ユーロ圏の経済全体を危機以前のレベルに急速に引き上げる、真の、力強い回復があるか否かは、当行はまだ完全には確信することはできない。中期的な回復の可能性は、雇用と生産能力を保護し、欧州と世界のサプライチェーンを保護する能力に依拠している。

2020年第4四半期に始まる回復の勢いは緩やかなものになるだろう（第3四半期と比較して第4四半期で1.4%）。厳格なロックダウンにつながるような感染の第2波はないと想定すると、**当行のユーロ圏における成長予測は2020年においてマイナス8.1%（その後、2021年には5.5%）となる。**国内需要の回復は、不完全ではあるが、危機後の回復のための柱となるだろう。フランスでは、主要な景気刺激策（134十億ユーロ）にもかかわらず、GDPは2021年に7.5%まで改善する以前に、2020年に10.2%縮小するだろう。それでもなお、当行は国家復興計画の明確化を待たなくてはならないだろう。

6月の会合において、**緊急事態危機管理モードから長期成長支援モードへ転換しつつ、ECBはその超緩和的金融政策を、必要な限り長く、かつ精力的に、継続する決意を明確に示した。**当行のシナリオは、市場が再び「動揺」することになった場合に、今年の終わりに向けてECBがPEPPエンベロープを増加させることを排除するものではない。

大規模で長期的な金融緩和を考慮して、**当行の経済シナリオは極端な金融リスクの排除を可能にしている。**少なくとも先進国においては、財務条件は有利なものになる。というのも、長期金利に緊張はなく、ユーロ圏のソブリン・スプレッドは統制下にあり、株式市場における大幅な修正のリスクも低いからである。健康と経済の状況が安定化への道筋に明確に設定されている場合、当行の中心的なシナリオは、リスクプレミアム（フランスとイタリアではそれぞれ約30ベース・ポイントおよび160ベース・ポイント）が制御されたドイツの10年債金利が年末にマイナス0.30%に近づくと予想する。

・クレディ・アグリコル・CIBについての見通し

世界的に危機的な状況にもかかわらず、2020年第2四半期はこれまでのところ、最も激しい局面となった。クレディ・アグリコル・CIBの収益は当半期に著しく増加し（2019年上半期と比較してプラス12%増加）、費用は引き続き統制下にあり、非常に良好なレベルの営業総利益をもたらし、非常に力強い成長を示した（2019年上半期と比較してプラス18%増加）。これらの結果は、顧客および社会全体の尽くすクレディ・アグリコル・CIBのビジネスモデルがMTPで定義された軌道に整合し、その関連性を示している。

収益は、キャピタル・マーケット事業での優れた業績、負債最適化および売却事業における強力な活動に特徴付けられ、取引銀行事業において成長を持続し、特に新型コロナウイルス感染症危機の影響を受けた、ストラクチャード・ファイナンスの特定の部門（航空、船舶）が直面する困難を相殺した。

しかし、事業の好調な業績にもかかわらず、危機によって引き起こされたリスク費用が著しく増加したことを背景に、当期純利益 - 当社グループの持分は減少した（2019年と比較してマイナス10%）。

このような不明瞭な環境において、2020年下半期の見通しはおおむね前向きなものであるが、コロナウイルスの世界的流行に対する世界の進化およびその影響に依拠するものである。クレディ・アグリコル・CIBの目標は、引き続き、特に現在の困難な時勢において、顧客に寄り添い、尽くすことである。

4 【経営上の重要な契約等】

2019年有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

5 【研究開発活動】

該当事項なし

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当該半期中、主要な設備の状況に重要な変更はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

授権株数	発行済株式総数	未発行株式数
(注)	290,801,346株 (2020年6月30日現在)	(注)

(注) フランス法上、未発行の授権株式という概念はない。しかしながら当社の株主は、一定の額および期間において新株または持分証券を発行する権限を取締役会に与えることができる。

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式 (1株の額面金額27ユーロ)	普通株式	290,801,346株 (2020年6月30日現在)	該当なし	議決権に 制限のない 株式

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

当該半期中、発行済株式総数および資本金の状況に変更はない。

(4) 【大株主の状況】

2020年6月30日現在、当社の所有者構成は以下の通りである。

株主	株式数	株式資本 に占める割合	議決権 に占める割合
クレディ・アグリコル・エス・エー	283,037,792	97.33%	97.33%
SACAMデヴェロップモン (注1)	6,485,666	2.23%	2.23%
デルフィナンス (注2)	1,277,888	0.44%	0.44%
合計	290,801,346	100%	100%

(注1) クレディ・アグリコル・グループによって保有されている。

(注2) クレディ・アグリコル・エス・エー・グループによって保有されている。

2 【役員の状況】

業務執行陣

2019年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに業務執行陣の異動はない。

取締役会

取締役として、男性10名、女性6名を任命（女性取締役の比率：取締役全体の37.5%であり、株主総会で任命された取締役の42.8%）

2019年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに取締役会の構成員について以下の異動があった。

新任の取締役会の構成員

氏名	役職	就任日
メリチェル・マエストレ・コルタデラ	取締役	2020年5月4日
エミール・ラフォルチュヌ	議決権を有しない諮問委員	2020年5月4日

退任した取締役会の構成員

氏名	役職	退任日
マリー・クレール・デヴュー	取締役	2020年5月4日

業務執行委員会

2019年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに業務執行委員会の異動はない。

マネジメント委員会

2019年有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までにマネジメント委員会の構成員について以下の異動があった。

退任したマネジメント委員会の構成員

氏名	役職	退任日
ベルトラン・ユゴネ	秘書役および コミュニケーション部門	2020年9月1日

第6 【経理の状況】

a. 本書記載のクレディ・アグリコル・CIBおよび子会社(以下合わせて「当社グループ」という。)の原文の中間連結財務諸表(以下、「原文の中間連結財務諸表」という。)は、欧州連合で採択され、国際会計基準審議会により発行された国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成されている。邦文の中間連結財務諸表は、原文の中間連結財務諸表の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当社グループの中間連結財務諸表の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第76条第1項の規定が適用されている。

邦文の中間連結財務諸表には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間連結財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2020年8月20日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ = 125.67円の為替レートが使用されている。

なお、中間財務諸表等規則に基づき、日本とフランスとの会計処理の原則および手続ならびに表示方法の主要な相違については、第6の「3 日本とフランスにおける会計原則及び会計慣行の主要な相違」に記載されている。

円換算額ならびに第6「2 その他」および第6の「3 日本とフランスにおける会計原則及び会計慣行の主要な相違」の事項は原文の中間連結財務諸表には記載されていない。

b. 原文の中間連結財務諸表は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。)から、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1 【中間財務書類】

連結財務諸表

(1) 損益計算書

	注記	2020年6月30日		2019年12月31日		2019年6月30日	
		百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
受取利息および類似収益	4.1	3,043	382,414	6,984	877,679	3,666	460,706
支払利息および類似費用	4.1	(1,564)	(196,548)	(4,288)	(538,873)	(2,335)	(293,439)
受取報酬および手数料	4.2	843	105,940	1,547	194,411	774	97,269
支払報酬および手数料	4.2	(349)	(43,859)	(708)	(88,974)	(375)	(47,126)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	4.3	1,067	134,090	1,832	230,227	968	121,649
売買目的保有資産/負債に係る純利得/(損失)		968	121,649	3,503	440,222	1,680	211,126
純損益を通じて公正価値で測定するその他の資産/負債に係る純利得/(損失)		99	12,441	(1,671)	(209,995)	(712)	(89,477)
資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	4.4	30	3,770	88	11,059	50	6,284
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る純利得/(損失)		-	-	1	126	-	-
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る報酬収益(配当金)		30	3,770	87	10,933	50	6,284
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得/(損失)	4.5			(17)	(2,136)	(1)	(126)
償却原価で測定する金融資産から純損益を通じて公正価値で測定する金融資産への分類変更による純利得/(損失)		-	-	-	-	-	-
資本を通じて公正価値で測定する金融資産から純損益を通じて公正価値で測定する金融資産への分類変更による純利得/(損失)		-	-	-	-	-	-
その他の業務収益	4.6	52	6,535	79	9,928	46	5,781
その他の業務費用	4.6	(30)	(3,770)	(58)	(7,289)	(29)	(3,644)
銀行業務純収益		3,092	388,572	5,459	686,033	2,764	347,352
営業費用	4.7	(1,760)	(221,179)	(3,226)	(405,411)	(1,668)	(209,618)
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損	4.8	(109)	(13,698)	(196)	(24,631)	(92)	(11,562)
営業総利益		1,223	153,694	2,037	255,990	1,004	126,173
リスク費用	4.9	(496)	(62,332)	(165)	(20,736)	(59)	(7,415)
営業利益		727	91,362	1,872	235,254	945	118,758
持分法適用会社の純利益持分		1	126	4	503	(1)	(126)
その他の資産に係る純利得/(損失)	4.10	3	377	51	6,409	6	754
のれんに係る評価変動額		-	-	-	-	-	-
税引前利益		731	91,865	1,927	242,166	950	119,387
法人所得税	4.11	(55)	(6,912)	(355)	(44,613)	(254)	(31,920)
非継続事業からの純利益(税引後)		-	-	-	-	-	-
純利益		676	84,953	1,572	197,553	696	87,466
非支配持分		4	503	19	2,388	4	503
純利益 - 当社グループの持分		672	84,450	1,553	195,166	692	86,964
1株当たり利益(ユーロ/円)	6.10	1.85	232	4.46	560	1.96	246
希薄化後1株当たり利益(ユーロ/円)	6.10	1.85	232	4.46	560	1.96	246

(2) 純利益ならびに資本に直接認識された利得および損失

	注記	2020年6月30日		2019年12月31日		2019年6月30日	
		百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
純利益		676	84,953	1,572	197,553	696	87,466
退職後給付に係る数理計算上の利得/(損失)	4.12	46	5,781	(90)	(11,310)	(78)	(9,802)
自己の信用リスクの変動に起因する金融負債に係る利得/(損失) ¹	4.12	88	11,059	(67)	(8,420)	(45)	(5,655)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失) ¹	4.12	(110)	(13,824)	36	4,524	144	18,096
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)(税引前)、持分法適用会社を除く	4.12	24	3,016	(121)	(15,206)	21	2,639
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)	4.12	-	-	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く	4.12	11	1,382	45	5,655	58	7,289
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税	4.12	-	-	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された非継続事業に係る純利得/(損失)(税引後)	4.12	-	-	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)(税引後)	4.12	35	4,398	(76)	(9,551)	79	9,928
為替換算調整勘定に係る利得/(損失)	4.12	(18)	(2,262)	129	16,211	17	2,136
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る利得/(損失)	4.12	(13)	(1,634)	3	377	2	251
ヘッジ手段であるデリバティブに係る利得/(損失)	4.12	323	40,591	229	28,778	360	45,241
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)(税引前)、持分法適用会社を除く	4.12	292	36,696	361	45,367	379	47,629
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)	4.12	(2)	(251)	(3)	(377)	1	126
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く	4.12	(42)	(5,278)	(80)	(10,054)	(125)	(15,709)
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税	4.12	-	-	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された非継続事業に係る利得/(損失)(税引後)	4.12	-	-	-	-	-	-
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)(税引後)	4.12	248	31,166	278	34,936	255	32,046

資本に直接認識された利得/(損失) (税引後)	4.12	283	35,565	202	25,385	334	41,974
純利益および資本に直接認識され た利得/(損失)		959	120,518	1,774	222,939	1,030	129,440
うち、当社グループ持分		956	120,141	1,757	220,802	1,025	128,812
うち、非支配持分		3	377	17	2,136	5	628

¹ 純損益に振り替えられない項目の剰余金への振替額の詳細は注記4.12に記載している。

(3) 貸借対照表 - 資産

	注記	2020年6月30日		2019年12月31日	
		百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
現金および中央銀行預け金		76,453	9,607,849	58,257	7,321,157
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	6.1-6.4	288,177	36,215,204	249,790	31,391,109
売買目的保有金融資産		287,751	36,161,668	249,068	31,300,376
純損益を通じて公正価値で測定するその他の 金融資産		426	53,535	722	90,734
ヘッジ手段であるデリバティブ		1,814	227,965	1,550	194,789
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	3- 6.2-6.4	10,917	1,371,939	9,641	1,211,584
資本(純損益に振り替えられる)を通じて 公正価値で測定する負債性金融商品		10,276	1,291,385	8,883	1,116,327
資本(純損益に振り替えられない)を通じて 公正価値で測定する資本性金融商品		641	80,554	758	95,258
償却原価で測定する金融資産	3- 6.3-6.4	212,433	26,696,455	197,440	24,812,285
金融機関に対する貸出金および債権		20,198	2,538,283	15,996	2,010,217
顧客に対する貸出金および債権		153,339	19,270,112	143,864	18,079,389
負債性証券		38,896	4,888,060	37,580	4,722,679
金利ヘッジ対象のポートフォリオに係る再評価 差額		-	-	1	126
当期および繰延税金資産		1,064	133,713	1,117	140,373
経過勘定およびその他の資産		38,169	4,796,698	32,541	4,089,427
持分法適用会社に対する投資		-	-	-	-
投資不動産		1	126	1	126
有形固定資産	6.6	932	117,124	999	125,544
無形資産	6.6	383	48,132	362	45,493
のれん	6.7	1,053	132,331	1,044	131,199
資産合計		631,396	79,347,535	552,743	69,463,213

(4) 貸借対照表 - 負債および株主持分

	注記	2020年6月30日		2019年12月31日	
		百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
中央銀行からの預り金		1,472	184,986	1,812	227,714
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	6.1	285,525	35,881,927	254,776	32,017,700
売買目的保有金融負債	6.1	259,230	32,577,434	224,789	28,249,234
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定した金融負債	6.1	26,295	3,304,493	29,987	3,768,466
ヘッジ手段であるデリバティブ		1,886	237,014	1,334	167,644
償却原価で測定する金融負債	6.5	276,779	34,782,817	235,289	29,568,769
金融機関に対する債務	6.5	71,472	8,981,886	44,646	5,610,663
顧客に対する債務	6.5	153,449	19,283,936	133,352	16,758,346
発行債券	6.5	51,858	6,516,995	57,291	7,199,760
金利ヘッジ対象のポートフォリオに係る再評価 差額		112	14,075	37	4,650
当期および繰延税金負債		2,309	290,172	2,393	300,728
経過勘定およびその他の負債		34,462	4,330,840	28,543	3,586,999
保険契約に係る責任準備金		8	1,005	8	1,005
引当金	6.8	1,342	168,649	1,422	178,703
劣後債務	6.9	4,518	567,777	4,982	626,088
負債合計		608,413	76,459,262	530,596	66,679,999
株主持分		22,983	2,888,274	22,147	2,783,213
株主持分、当社グループの持分		22,864	2,873,319	22,032	2,768,761
資本金および剰余金		14,074	1,768,680	13,574	1,705,845
連結剰余金		7,456	936,996	6,527	820,248
資本に直接認識された利得/(損失)		662	83,194	378	47,503
資本に直接認識された非継続事業に係る利 得/(損失)					
純利益		672	84,450	1,553	195,166
非支配持分		119	14,955	115	14,452
負債および株主持分合計		631,396	79,347,535	552,743	69,463,213

[次へ](#)

(5) 株主持分変動計算書

	当社グループの持分								非支配持分							
	資本金および剰余金				資本に直接認識された利得/ (損失)				資本に直接認識された利得/ (損失)							
									資本(純損益 に振り替え られる)に 直接認識さ れた利得/ (損失)			資本(純損益 に振り替え られない)に 直接認識さ れた利得/ (損失)			資本に直 接認識さ れた利得 /(損失)	
	資本金	株式発行 差金 および 連結 剰余金	自己 株式 の 消却	その他の 資本性 金融商品	資本金 および 連結 剰余金 合計	資本(純損益 に振り替え られる)に 直接認識さ れた利得/ (損失)	資本(純損益 に振り替え られない)に 直接認識さ れた利得/ (損失)	資本に直 接認識さ れた利得 /(損失) 合計	純利益	株主 持分	資本金、 連結剰余 金および 純利益	資本(純損益 に振り替え られる)に 直接認識さ れた利得 /(損失)	資本(純損益 に振り替え られない)に 直接認識さ れた利得 /(損失)	資本に直 接認識さ れた利得 /(損失) 合計		
		単位：百万ユーロ	資本金	剰余金												
2019年1月1日現在の株主持分(公表値)	7,852	9,365		2,917	20,134	536	(362)	174		20,308	119	2	(3)	(1)	118	20,426
新基準の適用による影響																
2019年1月1日現在の株主持分	7,852	9,365		2,917	20,134	536	(362)	174		20,308	119	2	(3)	(1)	118	20,426
増資																
自己株式の増減																
資本性金融商品の発行/(償還)				714	714					714						714
2019年度上半期の資本性金融商品の 発行報酬				(124)	(124)					(124)						(124)
2019年度上半期の支払配当金		(489)			(489)					(489)	(8)				(8)	(497)
地域銀行および子会社からの受取 配当金																
取得/処分による非支配持分への影響		(1)			(1)					(1)	(8)				(8)	(9)
株式に基づく報酬に関連する変動																
株主との取引に関連する変動		(490)		590	100					100	(16)				(16)	84
資本に直接認識された利得/(損失)の 変動		18			18	253	79	332		350		1		1	1	351
うち、資本(純損益に振り替えられな い)を通じて公正価値で測定する資本 性金融商品に係る利得/(損失)の剰余 金への振替		20			20		(20)	(20)								
うち、自己の信用リスクの変動に係る 利得/(損失)の剰余金への振替		(2)			(2)		(2)	(2)		(4)						(4)
持分法適用会社の資本(純利益を除く) の変動に対する持分						1		1		1						1
2019年度上半期の純利益									692	692	4				4	696
その他の変動		(29)			(29)					(29)	(5)				(5)	(34)
2019年6月30日現在の株主持分	7,852	8,864		3,507	20,223	790	(283)	507	692	21,422	102	3	(3)		102	21,524
増資																
自己株式の増減																

資本性金融商品の発行/(償還)															
2019年度下半期の資本性金融商品の発行報酬			(133)	(133)				(133)						(133)	
2019年度下半期の支払配当金															
地域銀行および子会社からの受取配当金															
取得/処分による非支配持分への影響															
株式に基づく報酬に関連する変動															
株主との取引に関連する変動			(133)	(133)				(133)						(133)	
資本に直接認識された利得/(損失)の変動	14			14	29	(154)	(125)	(111)		(2)	(1)	(3)	(3)	(114)	
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)の剰余金への振替	22			22		(22)	(22)								
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得/(損失)の剰余金への振替	(5)			(5)		9	9	4						4	
持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分					(4)		(4)	(4)						(4)	
2019年度下半期の純利益								861	861	15			15	876	
その他の変動	(3)			(3)				(3)	1				1	(2)	
2019年12月31日現在の株主持分	7,852	8,875	3,374	20,101	815	(437)	378	1,553	22,032	118	1	(4)	(3)	115	22,147
2019年度の利益処分		1,553		1,553				(1,553)							
2020年1月1日現在の株主持分	7,852	10,428	3,374	21,654	815	(437)	378		22,032	118	1	(4)	(3)	115	22,147
増資															
自己株式の増減															
資本性金融商品の発行/(償還) ¹			500	500					500					500	
2020年度上半期の資本性金融商品の発行報酬 ²			(135)	(135)					(135)					(135)	
2020年度上半期の支払配当金 ³		(512)		(512)					(512)					(512)	
地域銀行および子会社からの受取配当金															
取得/処分による非支配持分への影響															
株式に基づく報酬に関連する変動															
株主との取引に関連する変動	(512)		365	(147)				(147)						(147)	
資本に直接認識された利得/(損失)の変動					250	36	286	286			(1)	(1)	(1)	285	

うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)の剰余金への振替

うち、自己の信用リスクの変動に係る利得/(損失)の剰余金への振替

持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分

2020年度上半期の純利益

その他の変動

(2) (2) (2) (2)

672 672 4 4 676

22 22 22 1 1 23

2020年6月30日現在の株主持分 7,852 9,938 3,739 21,529 1,063 (401) 662 672 22,863 123 1 (5) (4) 119 22,982

¹ クレディ・アグリコル・CIB・エス・エーによるクレディ・アグリコル・エス・エーに対するAT1債の発行500百万ユーロ

² AT1債の利息支払額-135百万ユーロ

³ クレディ・アグリコル・エス・エーに対する配当金支払額-512百万ユーロ

	当社グループの持分									非支配持分						
	資本金および剰余金					資本に直接認識された利得/ (損失)				資本に直接認識された利得/ (損失)						
										資本(純損益 に振り替え られる)に 直接認識さ れた利得/ (損失)			資本(純損益 に振り替え られない)に 直接認識さ れた利得/ (損失)		資本(純損益 に振り替え られる)に 直接認識さ れた利得/ (損失)	
	資本金	株式発行 差金 および 連結 剰余金	自己 株式 の 消却	その他の 資本性 金融商品	資本金 および 連結 剰余金 合計	資本(純損益 に振り替え られる)に 直接認識さ れた利得/ (損失)	資本(純損益 に振り替え られない)に 直接認識さ れた利得/ (損失)	資本に直 接認識さ れた利得 /(損失) 合計	純利益	株主 持分	資本金、 連結剰余 金および 純利益	資本(純損益 に振り替え られる)に 直接認識さ れた利得/ (損失)	資本(純損益 に振り替え られない)に 直接認識さ れた利得/ (損失)	資本に直 接認識さ れた利得 /(損失) 合計	株主 持分	
単位：百万円	資本金	株式発行 差金 および 連結 剰余金	自己 株式 の 消却	その他の 資本性 金融商品	資本金 および 連結 剰余金 合計	資本(純損益 に振り替え られる)に 直接認識さ れた利得/ (損失)	資本(純損益 に振り替え られない)に 直接認識さ れた利得/ (損失)	資本に直 接認識さ れた利得 /(損失) 合計	純利益	株主 持分	資本金、 連結剰余 金および 純利益	資本(純損益 に振り替え られる)に 直接認識さ れた利得/ (損失)	資本(純損益 に振り替え られない)に 直接認識さ れた利得/ (損失)	資本に直 接認識さ れた利得 /(損失) 合計	株主 持分	連結 株主持分
2019年1月1日現在の株主持分 (公表値)	986,761	1,176,900		366,579	2,530,240	67,359	(45,493)	21,867		2,552,106	14,955	251	(377)	(126)	14,829	2,566,935
新基準の適用による影響																
2019年1月1日現在の株主持分	986,761	1,176,900		366,579	2,530,240	67,359	(45,493)	21,867		2,552,106	14,955	251	(377)	(126)	14,829	2,566,935
増資																
自己株式の増減																
資本性金融商品の発行/(償還)				89,728	89,728					89,728						89,728
2019年度上半期の資本性金融商品の 発行報酬				(15,583)	(15,583)					(15,583)						(15,583)
2019年度上半期の支払配当金		(61,453)			(61,453)					(61,453)	(1,005)				(1,005)	(62,458)
地域銀行および子会社からの受取 配当金																
取得/処分による非支配持分 への影響		(126)			(126)					(126)	(1,005)				(1,005)	(1,131)
株式に基づく報酬に関連する変動																
株主との取引に関連する変動		(61,578)		74,145	12,567					12,567	(2,011)				(2,011)	10,556
資本に直接認識された利得/(損失)の 変動		2,262			2,262	31,795	9,928	41,722		43,985		126		126	126	44,110
うち、資本(純損益に振り替えられ ない)を通じて公正価値で測定する 資本性金融商品に係る利得/(損失) の剰余金への振替		2,513			2,513		(2,513)	(2,513)								
うち、自己の信用リスクの変動に 係る利得/(損失)の剰余金への振替		(251)			(251)		(251)	(251)		(503)						(503)
持分法適用会社の資本(純利益を 除く)の変動に対する持分						126		126		126						126
2019年度上半期の純利益									86,964	86,964	503				503	87,466
その他の変動		(3,644)			(3,644)					(3,644)	(628)				(628)	(4,273)
2019年6月30日現在の株主持分	986,761	1,113,939		440,725	2,541,424	99,279	(35,565)	63,715	86,964	2,692,103	12,818	377	(377)		12,818	2,704,921

自己株式の増減															
資本性金融商品の発行/(償還)															
2019年度下半期の資本性金融商品の発行報酬			(16,714)	(16,714)				(16,714)						(16,714)	
2019年度下半期の支払配当金															
地域銀行および子会社からの受取配当金															
取得/処分による非支配持分への影響															
株式に基づく報酬に関連する変動															
株主との取引に関連する変動			(16,714)	(16,714)				(16,714)						(16,714)	
資本に直接認識された利得/(損失)の変動	1,759			1,759	3,644	(19,353)	(15,709)	(13,949)		(251)	(126)	(377)	(377)	(14,326)	
うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)の剰余金への振替	2,765			2,765		(2,765)	(2,765)								
うち、自己の信用リスクの変動に係る利得/(損失)の剰余金への振替	(628)			(628)		1,131	1,131	503						503	
持分法適用会社の資本(純利益を除く)の変動に対する持分					(503)		(503)	(503)						(503)	
2019年度下半期の純利益								108,202	108,202	1,885			1,885	110,087	
その他の変動	(377)			(377)				(377)	126				126	(251)	
2019年12月31日現在の株主持分	986,761	1,115,321	424,011	2,526,093	102,421	(54,918)	47,503	195,166	2,768,761	14,829	126	(503)	(377)	14,452	2,783,213
2019年度の利益処分	195,166			195,166				(195,166)							
2020年1月1日現在の株主持分	986,761	1,310,487	424,011	2,721,258	102,421	(54,918)	47,503		2,768,761	14,829	126	(503)	(377)	14,452	2,783,213
増資															
自己株式の増減															
資本性金融商品の発行/(償還) ¹			62,835	62,835					62,835					62,835	
2020年度上半期の資本性金融商品の発行報酬 ²			(16,965)	(16,965)					(16,965)					(16,965)	
2020年度上半期の支払配当金 ³	(64,343)			(64,343)					(64,343)					(64,343)	
地域銀行および子会社からの受取配当金															
取得/処分による非支配持分への影響															
株式に基づく報酬に関連する変動															
株主との取引に関連する変動	(64,343)		45,870	(18,473)					(18,473)					(18,473)	
資本に直接認識された利得/(損失)の変動					31,418	4,524	35,942	35,942			(126)	(126)	(126)	35,816	

うち、資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する
資本性金融商品に係る利得/(損失)
の剰余金への振替

うち、自己の信用リスクの変動に
係る利得/(損失)の剰余金への振替

持分法適用会社の資本(純利益を
除く)の変動に対する持分

2020年度上半期の純利益

その他の変動

(251) (251) (251) (251)

84,450 84,450 503 503 84,953

2,765 126 126 2,890

2020年6月30日現在の株主持分 986,761 1,248,908 469,880 2,705,549 133,587 (50,394) 83,194 84,450 2,873,193 15,457 126 (628) (503) 14,955 2,888,148

[次へ](#)

(6) キャッシュ・フロー計算書

当キャッシュ・フロー計算書は、間接法により表示している。

営業活動は、クレディ・アグリコル・CIB・グループの収益生成活動である。

税金に係るキャッシュ・フローは、すべて営業活動に含まれている。

投資活動は、連結会社および非連結会社に対する参加持分、ならびに有形固定資産および無形資産の購入および売却に係るキャッシュ・フローを表している。このセクションには、「純損益を通じて公正価値で測定」または「資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定」に該当する戦略投資が含まれている。

財務活動は、自己資本および長期借入に係る資金調達構造に変化を及ぼす活動である。

非継続事業の営業活動、投資活動および財務活動に起因する**正味キャッシュ・フロー**は、キャッシュ・フロー計算書上、区分表示している。

現金および現金同等物純額には、現金、中央銀行預け金および預り金ならびに銀行間預け金および銀行間預金が含まれている。

注記	2020年6月30日		2019年12月31日		2019年6月30日	
	百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円	百万 ユーロ	百万円
税引前利益	731	91,865	1,927	242,166	950	119,387
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損	110	13,824	196	24,631	92	11,562
のれんおよびその他の非流動資産の減損 6.7						
減損および引当金繰入額	564	70,878	218	27,396	77	9,677
持分法適用会社の純利益持分	(1)	(126)	(4)	(503)	1	126
投資活動に係る損失/(利得)純額	(3)	(377)	(52)	(6,535)	(6)	(754)
財務活動に係る損失/(利得)純額	97	12,190	242	30,412	121	15,206
その他の変動	(24)	(3,016)	(265)	(33,303)	(476)	(59,819)
税引前利益に含まれる非資金項目およびその他の調整合計	743	93,373	335	42,099	(191)	(24,003)
金融機関に対する項目の変動	25,567	3,213,005	696	87,466	7,312	918,899
顧客項目の変動	9,469	1,189,969	(2,783)	(349,740)	(5,350)	(672,335)
金融資産および金融負債の変動	(15,021)	(1,887,689)	8,091	1,016,796	(25)	(3,142)
非金融資産および非金融負債の変動	704	88,472	105	13,195	(1,459)	(183,353)
持分法適用会社からの配当金受取額			1	126		
法人所得税支払額	(105)	(13,195)	(324)	(40,717)	(191)	(24,003)
営業活動から生じた資産および負債の純額の増加/(減少)	20,614	2,590,561	5,786	727,127	287	36,067
非継続事業による変動						
営業活動による現金収入/(支出)純額合計(A)	22,088	2,775,799	8,048	1,011,392	1,046	131,451
参加持分の変動	35	4,398	980	123,157	450	56,552
有形固定資産および無形資産の変動	(57)	(7,163)	(226)	(28,401)	(29)	(3,644)
非継続事業による変動						
投資活動による現金収入/(支出)純額合計(B)	(22)	(2,765)	754	94,755	421	52,907

株主から受け取った/ (に支払った)現金 ¹	(123)	(15,457)	(40)	(5,027)	95	11,939
財務活動によるその他の現金 収入/(支出) ²	(550)	(69,119)	1,497	188,128	1,606	201,826
非継続事業による変動						
財務活動による現金収入/(支出) 純額合計(C)	(673)	(84,576)	1,457	183,101	1,701	213,765
現金および現金同等物に対する 為替レートの変動の影響(D)	169	21,238	1,153	144,898	896	112,600
現金および現金同等物の増加/ (減少)純額(A + B + C + D)	21,562	2,709,697	11,412	1,434,146	4,064	510,723
現金および現金同等物期末残高	53,563	6,731,262	42,150	5,296,991	42,150	5,296,991
現金および中央銀行預け金の 残高純額 [*]	56,438	7,092,563	45,647	5,736,458	45,647	5,736,458
銀行間預け金/預金の残高純額 ^{**}	(2,875)	(361,301)	(3,497)	(439,468)	(3,497)	(439,468)
現金および現金同等物期末残高	75,127	9,441,210	53,564	6,731,388	46,214	5,807,713
現金および中央銀行預け金の 残高純額 [*]	74,977	9,422,360	56,438	7,092,563	46,554	5,850,441
銀行間預け金/預金の残高純額 ^{**}	150	18,851	(2,874)	(361,176)	(340)	(42,728)
現金および現金同等物純額の変動	21,564	2,709,948	11,414	1,434,397	4,064	510,723

^{*} 「現金および中央銀行預け金」の残高純額(経過利息を除く。)から構成されている。

^{**} 「貸倒懸念のない銀行間預け金」および「貸倒懸念のないコールローン」(注記6.3参照)ならびに「銀行間預金」および「コールマネー」(経過利息を除く。)(注記6.5参照)の残高純額から構成されている。

¹ 2020年度上半期の株主から受け取った/(に支払った)現金には、主にクレディ・アグリコル・CIBによるクレディ・アグリコル・エス・エーに対する配当金支払額-512百万ユーロ、クレディ・アグリコル・CIBによるAT1債の発行500百万ユーロ、AT1債発行に係る利息支払額-135百万ユーロ、および当期間における連結の範囲による影響23百万ユーロが含まれている。

² この項目は、主にAT2債のコールの実行-1,536百万ユーロ、超劣後債務のコールの実行-455百万ユーロ、およびAT2債の発行1,588百万ユーロである。

[次へ](#)

(7)中間連結財務諸表に対する注記

注記1: 当社グループが採用している会計原則および会計方針、使用した判断および見積り

クレディ・アグリコル・CIB・グループの2020年6月30日現在の要約中間連結財務諸表は、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成し、表示している。同基準書は、期中財務報告書に含めるべき最小限の内容を定義し、期中財務報告に適用すべき認識および測定原則を明示するものである。

要約中間連結財務諸表の作成に適用した基準および解釈指針は、クレディ・アグリコル・CIB・グループの2019年12月31日終了事業年度の連結財務諸表に適用したものと同一であり、CE規則第1606/2002号に従い、欧州連合が採用したIAS/IFRSの基準およびIFRICの解釈指針(「カープアウト」版)(マクロヘッジ会計に関するIAS第39号の一部適用除外)に準拠している。

当該基準および解釈指針は、2020年6月30日時点で欧州連合が採用するIFRSの規定により補完されており、2020年度から強制適用となっている。

これには以下が含まれる。

基準、修正または解釈指針	欧州連合による 公表日	強制適用日 (以下の日に開始 する事業年度)	当社グループの 適用の有無
IFRS基準における「概念フレームワーク」への参照の修正	2019年12月6日 (UE 2019/2075)	2020年1月1日	はい
IAS第1号/IAS第8号「財務諸表の表示」 「重要性がある」の定義	2019年12月10日 (UE 2019/2104)	2020年1月1日	はい
IFRS第9号、IAS第39号およびIFRS第7号(金融 商品に関する基準)の修正 参照金利改革	2020年1月15日 (UE 2020/34)	2020年1月1日 ¹	はい
IFRS第3号「企業結合」の修正 「事業」の定義	2020年4月21日 (UE 2020/551)	2020年1月1日	はい

¹ 当社グループは、2019年1月1日から、参照金利改革に関するIFRS第9号、IAS第39号およびIFRS第7号(金融商品に関する基準)の修正を早期適用することを決定している。

IBOR改革

クレディ・アグリコル・グループは、重要指標の利用者として、参照指標の重要性、およびIBOR改革の枠組みにおいて現在進行中の参照指標の開発に関する課題を十分に認識している。

クレディ・アグリコル・グループの「ベンチマーク」プロジェクトは、グループにおける参照指標の移行を主導しており、参照金利の置換を見越した積極的対応や、契約書に記載済みまたは追加予定のフォールバック条項の確実な発効に向けた準備を行っている。このように、このプロジェクトは、グループ企業が、新たな参照金利への移行のため全事業における準備とクライアント支援を行う際の調整を目的としたものである。また、このプロジェクトは、クレディ・アグリコル・グループの企業のBMR(ベンチマーク規制)への遵守も目的としている。

エクスポージャーおよび契約の識別のため実施したマッピング作業の結果、当社グループのヘッジ関係が晒されている主な指標は、BMRで規定された重要指標(Eonia、Euribor、米ドルLibor、英ポンドLibor、日本円Libor、スイスフランLibor、ユーロLibor、Wibor、Stibor)である。

Eoniaからユーロ短期金利への移行に関しては、ユーロ・リスク・フリー・レートに関する欧州中央銀行のワーキンググループが詳細な条件を決定しており、Eoniaは最終公表日である2022年1月3日に廃止予定である。その他の指数については、作業部会が当局の支援を得ながら、無リスク金利「リスク・フリー・レート/RFR」をベースに算定される代替金利への置換方法、及び契約に追加すべきフォールバック条項の提示方法について定めている最中である。国際スワップ・デリバティブ協会およびローン市場協会等の市場関連の団体も、この方向で活動を行っている。現段階では、これらの作業のすべてが結論に至っている訳ではなく、採用される方法/条項の選択やスケジュールの正確性には依然不確実性が存在する。

現在の指標から新たな指標への移行の時期および条件には不確実性があるものの、IASBは、この参照金利改革の影響を受けるヘッジ関係の継続を目的としたIAS第39号、IFRS第9号、およびIFRS第7号の修正を2019年9月に公表し、EUは2020年1月15日に採択している。

当社グループは、指標の将来の不確実性が金利キャッシュ・フローの金額および時期に影響を与える間はこれらの修正を適用する予定であり、2020年6月30日現在、当社グループのすべてのヘッジ契約、主にEonia、Euribor、およびLibor金利(米ドル、英ポンド、スイスフラン、日本円)に関連する契約が当該修正の適用対象になると考えている。

2020年6月30日現在、IBOR改革の影響を受けるものと識別され、かつ不確実性のあるヘッジ手段の名目金額は、727億ユーロである。

IFRS第16号のリース期間 - IFRS解釈指針委員会の決定(2019年11月26日付)

IFRS解釈指針委員会は、2019年上半期に、IFRS第16号のリースの会計処理のうち特に以下の2種類のリースについて強制力のあるリース期間の決定に関する質問を受領した。

- ・ 事前の通知を条件に契約当事者間で解約可能な、契約期間のないリース
- ・ (契約当事者のいずれかが解約しない限り)自動的に更新され、かつ解約時に契約上ペナルティのない契約

IFRS解釈指針委員会は2019年11月26日の会合で、IFRS第16号の適用にあたり、通常、借手と貸手のそれぞれがリースを他方の承諾なしに、あったとしてもごく僅かなペナルティで解約する権利を有する場合、リースにはもはや強制力がないことを再確認するとともに、強制力のある期間の決定に際しては契約のあらゆる経済的側面を考慮する必要性に加え、ペナルティの概念には契約上の解約補償だけでなく解約しない経済的インセンティブも含まれることを明確にした。

この決定により、当社グループは、リース期間の決定に用いる手法を変更することになり、また2019年12月31日付のAMF勧告にも記載の通り、当該決定はIFRS解釈指針委員会が質問を受領していた特定のケースの範囲を超えるものとなった。実際、リース期間は、使用権資産およびリース負債の測定の際に使用するが、強制力のある期間の範囲内でIFRS第16号に従い決定することになる。また、IFRS解釈指針委員会の最終決定後の新たな手法は通常遡及適用され、当社グループでもIFRS第16号への移行時に2019年度に使用していたリース期間について見直しが必要となる。

クレディ・アグリコル・グループは、このIFRS解釈指針委員会の最終決定が公表された時点で、2020年12月31日期末時にはこれに準拠できるようプロジェクトを開始し、経理、財務、リスク、およびIT部門を含む以下の3つの要素のプロジェクトを立ち上げている。

- ・ 第1の要素: IFRS解釈指針委員会の決定の影響を受ける契約の識別
- ・ 第2の要素: IFRS解釈指針委員会の決定がリース期間に与える会計上および健全性規制上の影響の測定
- ・ 第3の要素: 情報システムの調整および連結財務諸表に与える影響の取り纏め

当社グループは、この決定による影響の見積りを行っている最中であるが、当該IFRS第16号の適用開始時に
おける既存の契約の変更が連結財務諸表に与える重要な影響はないと見込んでいる。

当社グループは、2020年6月30日現在の財務諸表の作成に際し、このIFRS解釈指針委員会の決定を考慮してい
ない。

当社グループは、2020年6月30日現在IASBにより公表されているが欧州連合は未採択の基準および解釈指針は
適用していない。当該基準および解釈指針は欧州連合が定めた日に発効するため、2020年6月30日時点では当社
グループはこれらを適用していない。

これは特にIFRS第17号が該当する。

IFRS第17号「保険契約」(2017年5月公表)は、IFRS第4号を置き換えるものである。この基準は、2023年1月1
日以後開始事業年度から適用される予定である(欧州連合の採択が条件)。

IFRS第17号は、保険契約負債の評価、認識、保険契約の収益性の評価、および表示に関する新たな原則を規
定している。当社グループでは、2017年度から2019年度に、保険子会社における当該基準の論点や影響を識別
するため導入プロジェクトの枠組みを始動させている。分析および準備作業は、2020年度も継続している。

上記の他、IASB公表の複数の修正も適用される(欧州連合の採択が条件)。

修正	強制適用日 (以下の日に開始する事業年度)
IFRS第16号「リース」 Covid-19に関連した賃料減免	2020年6月30日より後に延期
IFRS第4号「保険契約」 IFRS第9号の適用免除の延長	2021年1月1日
IAS第16号「有形固定資産」 意図した使用の前の販売による収入	2022年1月1日
IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」 契約が不利であるかを評価する際に考慮されるコスト	2022年1月1日
IFRSの年次改善「2018年-2020年サイクル」 - IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」 - IFRS第9号「金融商品」 - IFRS第16号「リース」 - IAS第41号「農業」	2022年1月1日
IFRS第3号「企業結合」 概念フレームワークへの参照	2022年1月1日
IAS第1号「財務諸表の表示」 負債の流動・非流動の分類	2023年1月1日

要約中間連結財務諸表は、クレディ・アグリコル・CIB・グループの2019年12月31日現在の連結財務諸表に開
示している情報を更新することを目的としており、同連結財務諸表との併読が必要である。このため、要約中
間連結財務諸表には、クレディ・アグリコル・CIB・グループの財政状態および経営成績の変動に関する最も重
要な情報についてのみ記載している。

本質的に、見積りは、連結財務諸表の作成に不可欠であり、見積りには仮定の使用が必要とされ、将来の実際の結果に関するリスクおよび不確実性を伴う。仮定の使用を必要とする会計上の見積りは、主に、公正価値で測定する金融商品、非連結会社に対する参加持分、持分法適用会社の評価、年金制度およびその他の将来の従業員給付、回収不能債権の減損、引当金、のれんの減損、および繰延税金資産の評価を行う際に使用される。

注記2: 当期間における組織上の主要な取引および重要な事象

2020年6月30日現在の連結の範囲およびその変更に関する詳細は、注記10「2020年6月30日現在の連結の範囲」の末尾に記載している。

2.1 Covid-19に起因する健康危機

クレディ・アグリコル・グループは、Covid-19に起因する健康危機の状況下で、この前例のないの状況への対応に取り組んでいる。また、事業がコロナウイルスの影響を受けている顧客の支援を目的とした経済支援策に積極的に参画している。

国家保証融資(PGE)

クレディ・アグリコル・グループは、Covid-19に起因する健康危機の状況下で、既に公表済みの施策(返済期限延長、書類審査手続の迅速化等)に加え、2020年3月以降、規模や形態を問わずすべての顧客事業主(農業従事者、専門職者、商業従事者、手工業者、企業等)に対して、大規模かつ異例の国家保証融資制度の利用を提供している。

この融資は、12ヶ月間は無利息の形式をとり、借手がさらに1年から5年の間での返済を選択することも可能である。

当社グループは、国家が定めた保証を受けるための要件に従い、初年度は無利息ローンとして提供し、保証料のみ請求している(顧客が手数料として支払う。)。

この融資は売上高の3ヶ月分を上限としており、これにより事業主は現在の極めて困難な時期を乗り切るための所要資金の利用が可能となる。

この融資の大半は、「回収」管理モデルに属し、かつ契約上の特性テストを満たすことから、通常償却原価で計上している。

2020年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBが参画している国家保証融資の発行総額は、24億ユーロである。

顧客に提供中の貸出金の返済期限の延長

当社グループは、フランス銀行連盟(FBF)主導のフランス銀行市場における新たな取組みに参画し、企業および専門職者である顧客に対しては、現状の貸出金について追加のコストなく最長6ヶ月の返済期限の延長を実施している。

このように最長6ヶ月間、違約金や追加コストなく約定金利も維持した上で返済期限の延長を行うことで、Bpifranceから請求される保証料を除き、未収となっていた利息を期限延長後に貸出金の残存期間にわたり受領するのみとなる。

当社グループが行っている返済期限の延長は、以下の通りである。

- ・ 顧客が当初の返済計画の維持を希望する場合には、貸出期間を延長
- ・ 顧客が当初の貸出期間の維持を希望する場合には、返済停止期間後の返済額を増額

この返済期限の延長は当社の損失にはならないが、当初の回収予定から遅延することになるため、利益も遅れることになる。

2020年6月30日現在、当該返済期限の延長を行っている顧客に対する貸出金の額は、クレディ・アグリコル・CIBでは375百万ユーロである。

これらの施策が信用リスクに与える影響

2020年3月27日付のIASBの公表文書(現在の例外的状況下でのIFRS第9号に準拠した金融商品の予想信用損失の会計処理について)では、信用リスクおよびこれに付随する金融商品の区分に関するIFRS第9号の原則を適用する際の会社の判断の重要性について喚起されている。

この返済期限の延長により、機械的に顧客の財政状態に疑義が生じる訳ではなく、カウンターパーティー・リスクが自動的に増加する訳でもない。契約条件の変更を、必ずしも財政的困難の再建目的による変更と判断することはできない。

つまり、この延長の結果、貸出金の減損について、12ヶ月の予想信用損失(バケット1)から全期間の予想信用損失(バケット2)への自動的切替や、貸倒懸念および貸倒区分(バケット3)への自動的振替となる訳ではない。

同様に、予想信用損失の計算は、個別の状況や公的機関が実施している支援策を考慮の上、行う必要がある。

信用リスクの測定

当社グループは、Covid-19に起因する健康危機を踏まえ、信用リスクの見積りに用いる将来予測的マクロ経済予測についても見直しを行っている。

使用するマクロ経済シナリオに関する情報

当社グループは、IFRS第9号の引当金の算定パラメータの計算に、2022年までの予測と併せて主に3つのシナリオを用いている。

これら3つのシナリオは、Covid-19による危機が経済に与える影響について異なる仮定(現在も依然不確定であるが、移動、活動、消費が正常化する速さおよび完全性の程度、健康に関する状況の回復の程度に多大な影響を受ける。)に基づいている。また、**経済主体の信頼感の程度も決定的な要因となる**。これは、健康、経済、および雇用に関する見通しの影響を受けるが、当該信頼感の程度が多かれ少なかれ顕著な「様子見行動」につながり、結果としてロックダウン期間中に蓄積された家計の豊富な貯蓄の消費傾向や企業の投資能力を決定することになる。政府の支援策の規模や、有効性、時期も**経済活動の回復に重要な影響を与える**。

第1のシナリオ

第1のシナリオでは、移動の完全な回復が国によって異なるペースで行われていることを理由に当該危機からの脱却が徐々にではあるが運動はしておらず、また流行の第2波は全くないことを前提としている。

フランスおよびユーロ圏での厳格なロックダウン期間(3-5月)後、徐々にロックダウンは解除され(5-6月)、多くの産業で事業が再開されている。特定の産業では、健康に係る規制の遵守や制限措置による制約が続いている。活動および移動に対する制限は需給双方に衝撃を与え、この結果ロックダウン期間中の活動は激減することとなった。制限の解除により、ほぼ機械的に、2020年第2四半期末から第3四半期初に反発が始まり、夏季に非常に顕著となる。

健康に関する状況の大幅な回復とウイルス再燃の恐怖の排除により、家計の信頼感が回復する結果、ロックダウン期間中に「強制的に」蓄積された貯蓄の余剰を利用した財の消費の大幅な巻き返しが起こる。生産能力の低下は支援策により限定的であり、これは雇用および家計所得の維持に資する。また、不確実性の終息と市場機会の見通しの改善により、企業は迅速に投資の再開が可能となる。この結果、**2020年の年平均では著しい不況となるが(フランスでは-7%)、2021年および2022年では、2020年が主ではあるものの消費活動の巻き返しにより、着実な成長が継続する(それぞれ+7.3%および+1.8%)**。これにより、**2022年の実質GDPは、2019年の水準を1.6%上回ることになる**。

不況の影響や経済主体の財政的困難の抑制を意図した支援策により、フランスにおける失業への影響は引き続き限定的となる。

これに関連して、インレーションは非常に低位であり、フランスの2022年平均では1%に留まる(2020年0.3%、2021年0.6%)。

この結果、欧州中央銀行は、良好な金融情勢および流動性状況の維持さらにユーロ圏の分断回避のため、緩和政策を長期的に強固に維持する。したがって、長期にわたり低金利となる。これは、共通債券の発行により資金調達を行う欧州復興基金の立上げという強いメッセージと併せて、欧州のソブリン債の対ドイツ国債スプレッドの抑制に有用となる。フランス10年物国債は、ドイツ国債より約50ベース・ポイント上回った状態が継続している。

第2のシナリオ

第2のシナリオでは、活動の低下により第2四半期では最終的に数値が一層悪化し、2020年末まで経済の回復は低迷することを想定している。

その後は次第に回復し2021年初頭でも堅調を維持し、その後は徐々に減速するが、2022年末には2019年の活動水準まで回復する。

2020年における活動の増減に非常に起伏がある結果、フランスでは2020年第3四半期および第4四半期に生産が段階的に再開される。GDPは第1のシナリオよりもやや大きく減少し(フランスでは-7.2%)、2021年および2022年に大幅に回復する(それぞれ+5.9%および+1.5%)。

第3のシナリオ

第3のシナリオでは、第2四半期の活動がやや急激に低迷し、危機からの脱却に非常に時間を要することが特徴である。再流行により、現在では可能性が低いが秋季の2ヶ月間に全面的にロックダウンが行われ、規制の解除は2020年末までに段階的に行われる。概して、ロックダウン期間は、平常時に戻ることができる程十分な長さとはなっていない。活動は、極めて短期のロックダウン解除期間中に、一部に限り回復する。家計は防御的行動をとり引き続き消費を犠牲に貯蓄を行い、企業は市場の見通しの不透明さから投資を遅らせることになる。フランスでは、2020年のGDPが年平均で約15%縮小する。緩やかな回復は2021年まで遅れることになるが、活動水準は傾向として、支援策(財政負担が非常に大きい。)はあるものの、失業者数の急激な増加や生産能力の崩壊により妨げられる。それでもフランスのGDPは、2020年後半および2021年初頭の良好な状況の影響により、2021年および2022年に高い成長率を示す(それぞれ+6.6%および+8%)が、2022年の活動は2019年の水準を依然2%超下回る。

支援策: 予測に政府の政策の影響をより適切に反映させるため、リスク・パラメータの予測プロセスを見直している。この見直しにより、危機が突然集中することを軽減し、より長期(3年)に分散させることになる。

金利インプット関連の変数や、より一般的に資本市場関連のインプットはすべて変更していないが、これは予測に支援策の影響を既に構造的に織り込んでいるためである。

ECLの感応度分析

例として、2020年6月30日時点のECLの計算にあたり、より一層悲観的なシナリオ3を優先し、シナリオ1の加重を10ポイント引き下げた場合、ECL合計が約3.8%変動する。

[次へ](#)

注記3:財務管理、リスク・エクスポージャーおよびヘッジの方針

3.1 信用リスク

(「リスク要因 - 信用リスク」(訳者注:原文の項目)を参照。)

当期間における帳簿価額の変動および損失評価引当金の変動

損失評価引当金とは、信用リスクに関して純損益(「リスク費用」)に認識した、資産の減損およびオフバランスのコミットメントに対する引当金である。

下表は、リスク費用に認識した損失評価引当金および関連する帳簿価額の期首残高と期末残高との調整を、会計上の区分別および金融商品の種類別に表したものである。

償却原価で測定する金融資産:負債性証券

	正常資産				減損資産 (バケット3)		合計		
	12ヶ月ECLの対 象となる資産 (バケット1)		全期間ECLの対 象となる資産 (バケット2)						
	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額 (a)	損失評 価引当 金(b)	帳簿価額 純額 (a)+(b)
百万ユーロ									
2019年12月31日現在	37,230	(7)	358	(10)	23	(14)	37,611	(31)	37,580
当期間のバケット間の資産の振替									
バケット1からバケット2への振替									
バケット2からバケット1への回復									
バケット3への振替 ¹									
バケット3からバケット2/バケット 1への回復									
振替後計	37,230	(7)	358	(10)	23	(14)	37,611	(31)	37,580
帳簿価額総額および損失評価引当 金の変動	1,007	(6)	(11)	8	(1)	(8)	995	(6)	
新たな金融資産:取得、供与、 組成等 ²	22,685	(4)	347				23,032	(4)	
認識の中止:処分、償還、満期等	(21,200)	3	(358)	8			(21,558)	11	
直接償却									
財政的困難によるリストラクチャ リング時のキャッシュ・フローの 条件変更									
当期間におけるモデルの信用リス クパラメータの変更		(5)				(9)		(14)	
モデル/手法の変更									
範囲の変更									
その他	(478)				(1)	1	(479)	1	
合計	38,237	(13)	347	(2)	22	(22)	38,606	(37)	38,569
特定の会計上の測定方法に起因す る帳簿価額の増減(損失評価引当金 への重要な影響なし) ³	327						327		
2020年6月30日現在	38,564	(13)	347	(2)	22	(22)	38,933	(37)	38,896
当期間に直接償却を行った金融資 産の契約金額のうち依然履行強制 活動の対象となっている額									

¹ バケット3への振替は、当初バケット1に分類していたが、当期間にバケット3に直接引き下げた、またはバケット2を経てバケット3に引き下げた残高である。このバケットに関する引当の原則は、クレディ・アグリコル・CIBの「会計原則および会計方針」および「リスク管理-信用リスク」に記載している。

² バケット2の組成には、当期間にバケット2に振り替えたバケット1の残高が含まれている場合がある。

- 3 ミクロヘッジを行っている商品の公正価値再評価額の変動、実効金利法の適用による増減(プレミアム/ディスカウントの償却を含む。)、リストラチャリング債権に係る割引の振戻しに起因する増減(当該資産の残存期間にわたり銀行業務純収益に戻入)が含まれている。

償却原価で測定する金融資産:金融機関に対する貸出金および債権

	正常資産				減損資産 (バケット3)		合計		
	12ヶ月ECLの対 象となる資産 (バケット1)		全期間ECLの対 象となる資産 (バケット2)						
	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価額 総額(a)	損失評 価引当 金(b)	帳簿価額 純額 (a)+(b)
百万ユーロ									
2019年12月31日現在	15,876	(3)	11		500	(388)	16,387	(391)	15,996
当期間のバケット間の資産の振替	(19)		19						
バケット1からバケット2への振替	(19)		19						
バケット2からバケット1への回復									
バケット3への振替 ¹									
バケット3からバケット2/バケット 1への回復									
振替後計	15,857	(3)	30		500	(388)	16,387	(391)	15,996
帳簿価額総額および損失評価引当 金の変動	4,215	(2)	(11)		(15)	8	4,189	6	
新たな金融資産:取得、供与、 組成等 ²	35,700	(10)					35,700	(10)	
認識の中止:処分、償還、満期等	(31,237)	22	(11)		(11)	5	(31,259)	27	
直接償却					(3)	3	(3)	3	
財政的困難によるリストラクチャ リング時のキャッシュ・フローの 条件変更									
当期間におけるモデルの信用リス クパラメータの変更		(14)				(1)		(15)	
モデル/手法の変更									
範囲の変更	39						39		
その他	(287)				(1)	1	(288)	1	
合計	20,072	(5)	19		485	(380)	20,576	(385)	20,191
特定の会計上の測定方法に起因す る帳簿価額の増減(損失評価引当金 への重要な影響なし) ³	6				1		7		
2020年6月30日現在	20,078	(5)	19		486	(380)	20,583	(385)	20,198
当期間に直接償却を行った金融資 産の契約金額のうち依然履行強制 活動の対象となっている額									

¹ バケット3への振替は、当初バケット1に分類していたが、当期間にバケット3に直接引き下げた、またはバケット2を経てバケット3に引き下げた残高である。このバケットに関する引当の原則は、クレディ・アグリコル・CIBの「会計原則および会計方針」および「リスク管理-信用リスク」に記載している。

² バケット2の組成には、当期間にバケット2に振り替えたバケット1の残高が含まれている場合がある。

- 3 ミクロヘッジを行っている商品の公正価値再評価額の変動、実効金利法の適用による増減(プレミアム/ディスカウントの償却を含む。)、リストラチャリング債権に係る割引の振戻しに起因する増減(当該資産の残存期間にわたり銀行業務純収益に戻入)、および為替の影響による増減が含まれている。

償却原価で測定する金融資産:顧客に対する貸出金および債権

	正常資産				減損資産 (バケット3)			合計	
	12ヶ月ECLの対 象となる資産 (バケット1)		全期間ECLの対 象となる資産 (バケット2)						
	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価 額総額	損失 評価 引当金	帳簿価額 総額(a)	損失評 価引当 金(b)	帳簿価 額純額 (a)+(b)
百万ユーロ									
2019年12月31日現在	132,615	(160)	10,064	(270)	3,408	(1,793)	146,087	(2,223)	143,864
当期間のバケット間の資産の 振替	(2,841)	10	1,966	(33)	874	(267)	(1)	(290)	
バケット1からバケット2への 振替	(2,633)	7	2,633	(69)				(62)	
バケット2からバケット1への 回復	257	(2)	(258)	3			(1)	1	
バケット3への振替 ¹	(474)	5	(409)	33	883	(268)		(230)	
バケット3からバケット2/バ ケット1への回復	9				(9)	1		1	
振替後計	129,774	(150)	12,030	(303)	4,282	(2,060)	146,086	(2,513)	143,573
帳簿価額総額および損失評価 引当金の変動	9,990	(100)	136	(58)	(316)	(83)	9,810	(241)	
新たな金融資産:取得、供 与、組成等 ²	83,112	(53)	2,394	(152)			85,506	(205)	
認識の中止:処分、償還、満 期等	(72,267)	63	(2,179)	111	(193)	12	(74,639)	186	
直接償却					(85)	85	(85)	85	
財政的困難によるリストラク チャリング時のキャッシュ・ フローの条件変更					(10)	5	(10)	5	
当期間におけるモデルの信用 リスクパラメータの変更 ⁵		(114)		(34)		(205)		(353)	
モデル/手法の変更				17				17	
範囲の変更									
その他	(855)	4	(79)		(28)	20	(962)	24	
合計	139,764	(250)	12,166	(361)	3,966	(2,143)	155,896	(2,754)	153,142
特定の会計上の測定方法に起 因する帳簿価額の増減(損失 評価引当金への重要な影響な し) ³	129		17		50		196		
2020年6月30日現在 ⁴	139,893	(250)	12,183	(361)	4,017	(2,143)	156,093	(2,754)	153,339

当期間に直接償却を行った金
融資産の契約金額のうち依然
履行強制活動の対象となっ
ている額

- 1

バケット3への振替は、当初バケット1に分類していたが、当期間にバケット3に直接引き下げた、またはバケット2を経てバケット3に引き下げた残高である。このバケットに関する引当の原則は、クレディ・アグリコル・CIBの「会計原則および会計方針」および「リスク管理-信用リスク」に記載している。
- 2

バケット2の組成には、当期間にバケット2に振り替えたバケット1の残高が含まれている場合がある。
- 3

ミクロヘッジを行っている商品の公正価値再評価額の変動、実効金利法の適用による増減(プレミアム/ディスカウ
ントの償却を含む。)、リストラチャリング債権に係る割引の振戻しに起因する増減(当該資産の残存期間にわたり銀
行業務純収益に戻入)、および為替の影響による増減が含まれている。
- 4

2020年6月30日現在、Covid-19に起因する健康危機による経済支援策の一環として、クレディ・アグリコル・CIBは顧
客に対する契約外での返済期限の延長を375百万ユーロ実施している。
- 5

この行のバケット3は、既に貸倒にある債権の信用リスクの評価の変更に関連している。

資本を通じて公正価値で測定する金融資産:負債性証券

	正常資産		減損資産 (バケット3)		合計	
	12ヶ月ECLの対 象となる資産 (バケット1)		全期間ECLの対 象となる資産 (バケット2)			
	帳簿 価額	損失 評価 引当金	帳簿 価額	損失 評価 引当金	帳簿価額	損失評価 引当金
百万ユーロ						
2019年12月31日現在	8,883	(4)			(3)	8,883 (7)
当期間のバケット間の資産の振替						
バケット1からバケット2への振替						
バケット2からバケット1への回復						
バケット3への振替 ¹						
バケット3からバケット2/バケット1 への回復						
振替後計	8,883	(4)			(3)	8,883 (7)
帳簿価額総額および損失評価引当金 の変動	1,393	(3)				1,393 (3)
当期間の公正価値による再評価	98					98
新たな金融資産:取得、供与、 組成等 ²	4,276	(4)				4,276 (4)
認識の中止:処分、償還、満期等	(2,894)	1				(2,894) 1
直接償却						
財政的困難によるリストラクチャリ ング時のキャッシュ・フローの条件 変更						
当期間におけるモデルの信用リスク パラメータの変更						
モデル/手法の変更						
範囲の変更						
その他	(87)					(87)
合計	10,276	(7)			(3)	10,276 (10)
特定の会計上の測定方法に起因する 帳簿価額の増減(損失評価引当金へ の重要な影響なし) ³						
2020年6月30日現在	10,276	(7)			(3)	10,276 (10)
当期間に直接償却を行った金融資産 の契約金額のうち依然履行強制活動 の対象となっている額						

¹ バケット3への振替は、当初バケット1に分類していたが、当期間にバケット3に直接引き下げた、またはバケット2を経てバケット3に引き下げた残高である。このバケットに関する引当の原則は、クレディ・アグリコル・CIBの「会計原則および会計方針」および「リスク管理-信用リスク」に記載している。

² バケット2の組成には、当期間にバケット2に振り替えたバケット1の残高が含まれている場合がある。

³ 実効金利法の適用による影響(プレミアム/ディスカウントの償却)が含まれている。

融資コミットメント

	正常コミットメント				減損コミットメント (バケット3)			合計	
	12ヶ月ECLの 対象となる コミットメント (バケット1)		全期間ECLの 対象となる コミットメント (バケット2)					損失 評価 引当金 (b)	コミット メント 純額 (a)+(b)
	コミット メント 額	損失 評価 引当金	コミット メント 額	損失 評価 引当金	コミット メント 額	損失 評価 引当金	コミット メント額 (a)		
百万ユーロ									
2019年12月31日現在	110,508	(85)	3,049	(110)	212	(28)	113,769	(223)	113,546
当期間のバケット間の コミットメントの振替	(779)	1	733	(19)	46	(12)		(30)	
バケット1からバケット2への 振替	(958)	4	958	(27)				(23)	
バケット2からバケット1への 回復	204	(3)	(204)	3					
バケット3への振替 ¹	(25)		(21)	5	46	(12)		(7)	
バケット3からバケット2/バ ケット1への回復									
振替後計	109,729	(84)	3,782	(129)	258	(40)	113,769	(253)	113,516
契約金額および損失評価引当 金の変動	5,222	(16)	(574)	44	(24)	14	4,624	42	
新たに供与したコミット メント ²	57,931	(12)	542	(10)			58,473	(22)	
コミットメントの消滅	(52,255)	5	(1,097)	45	(50)	8	(53,402)	58	
減額									
財政的困難によるリストラク チャリング時のキャッシュ・ フローの条件変更									
当期間におけるモデルの信用 リスクパラメータの変更		(8)		8		5		5	
モデル/手法の変更				1				1	
範囲の変更									
その他	(454)	(1)	(19)		26	1	(447)		
2020年6月30日現在	114,951	(100)	3,208	(85)	234	(26)	118,393	(211)	118,182

¹ バケット3への振替は、当初バケット1に分類していたが、当期間にバケット3に直接引き下げた、またはバケット2を経てバケット3に引き下げた残高である。このバケットに関する引当の原則は、クレディ・アグリコル・CIBの「会計原則および会計方針」および「リスク管理-信用リスク」に記載している。

² バケット2の新たに供与したコミットメントには、当期間にバケット2に振り替えたバケット1で組成したコミットメントが含まれている場合がある。

保証コミットメント

	正常コミットメント				減損コミットメント (バケット3)		合計		
	12ヶ月ECLの 対象となる コミットメント (バケット1)		全期間ECLの 対象となる コミットメント (バケット2)				損失 評価 引当金 (b)	コミット メント 純額 (a)+(b)	
	コミッ トメン ト額	損失 評価 引当金	コミッ トメン ト額	損失 評価 引当金	コミッ トメン ト額	損失 評価 引当金	コミット メント額 (a)		
百万ユーロ									
2019年12月31日現在	48,893	(16)	3,399	(16)	755	(188)	53,047	(220)	52,827
当期間のバケット間の コミットメントの振替	(293)	16	216	(1)	77	(14)		1	
バケット1からバケット2への 振替	(293)		293	(1)				(1)	
バケット2からバケット1への 回復	74		(74)						
バケット3への振替 ¹	(74)	16	(3)		77	(14)		2	
バケット3からバケット2/バ ケット1への回復									
振替後計	48,600		3,615	(17)	832	(202)	53,047	(219)	52,828
契約金額および損失評価引当 金の変動	(2,577)	(19)	(307)	(2)	(126)	61	(3,010)	40	
新たに供与したコミット メント ²	21,161	(14)	1,313	(9)			22,474	(23)	
コミットメントの消滅	(23,382)	6	(1,596)	7	(120)	92	(25,098)	105	
減額					(1)	2	(1)	2	
財政的困難によるリストラク チャリング時のキャッシュ・ フローの条件変更									
当期間におけるモデルの信用 リスクパラメータの変更		(11)				(33)		(44)	
モデル/手法の変更									
範囲の変更									
その他	(356)		(24)		(5)		(385)		
2020年6月30日現在	46,023	(19)	3,308	(19)	706	(141)	50,037	(179)	49,858

¹ バケット3への振替は、当初バケット1に分類していたが、当期間にバケット3に直接引き下げた、またはバケット2を経てバケット3に引き下げた残高である。このバケットに関する引当の原則は、クレディ・アグリコル・CIBの「会計原則および会計方針」および「リスク管理-信用リスク」に記載している。

² バケット2の新たに供与したコミットメントには、当期間にバケット2に振り替えたバケット1で組成したコミットメントが含まれている場合がある。

信用リスクの集中

信用リスクの集中(経済主体別)

償却原価で測定する金融資産(経済主体別)

百万ユーロ	2020年6月30日				2019年12月31日			
	帳簿価額				帳簿価額			
	正常資産				正常資産			
	12ヶ月ECL の対象 となる 資産 (バケット1)	全期間ECL の対象 となる資産 (バケット2)	減損資産 (バケット3)	合計	12ヶ月ECL の対象 となる 資産 (バケット1)	全期間ECL の対象 となる資産 (バケット2)	減損資産 (バケット3)	合計
一般政府	24,277	316	105	24,698	19,532	127	105	19,764
中央銀行	2,309			2,309	2,140			2,140
金融機関	25,500	19	486	26,005	20,918	11	501	21,430
大企業	134,895	12,156	3,836	150,887	130,877	10,253	3,219	144,349
小口顧客	11,555	56	98	11,709	12,254	42	107	12,403
減損	(268)	(362)	(2,546)	(3,176)	(170)	(280)	(2,196)	(2,646)
合計	198,268	12,185	1,979	212,432	185,551	10,153	1,736	197,440

資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する金融資産(経済主体別)

百万ユーロ	2020年6月30日				2019年12月31日			
	帳簿価額				帳簿価額			
	正常資産				正常資産			
	12ヶ月ECL の対象 となる 資産 (バケット1)	全期間ECL の対象 となる資産 (バケット2)	減損資産 (バケット3)	合計	12ヶ月ECL の対象 となる 資産 (バケット1)	全期間ECL の対象 となる資産 (バケット2)	減損資産 (バケット3)	合計
一般政府	6,660			6,660	5,966			5,966
中央銀行	63			63	87			87
金融機関	2,775			2,775	2,083			2,083
大企業	778			778	747			747
小口顧客								
合計	10,276			10,276	8,883			8,883

顧客に対する債務(経済主体別)

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
一般政府	16,749	21,194
大企業	114,501	90,146
小口顧客	22,199	22,012
顧客に対する債務合計	153,449	133,352

融資コミットメント(経済主体別)

百万ユーロ	2020年6月30日				2019年12月31日			
	コミットメント額				コミットメント額			
	正常コミットメント				正常コミットメント			
	12ヶ月ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット1)	全期間ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット2)	減損 コミット メント (バケット3)	合計	12ヶ月ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット1)	全期間ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット2)	減損 コミット メント (バケット3)	合計
一般政府	2,358	316	17	2,691	2,581	214	17	2,812
中央銀行	89			89	94			94
金融機関	8,851			8,851	8,426			8,426
大企業	101,619	2,886	216	104,721	97,529	2,832	192	100,553
小口顧客	2,035	6		2,041	1,878	3	3	1,884
引当金 ¹	(99)	(86)	(26)	(211)	(85)	(109)	(28)	(222)
合計	114,853	3,122	207	118,182	110,423	2,940	184	113,547

¹ オフバランスのコミットメントに係る予想損失または発生損失は、貸借対照表の負債の部への引当金の計上により手当している。

保証コミットメント(経済主体別)

百万ユーロ	2020年6月30日				2019年12月31日			
	コミットメント額				コミットメント額			
	正常コミットメント				正常コミットメント			
	12ヶ月ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット1)	全期間ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット2)	減損 コミット メント (バケット3)	合計	12ヶ月ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット1)	全期間ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット2)	減損 コミット メント (バケット3)	合計
一般政府	11			11	40	6		46
中央銀行	511			511	510			510
金融機関	4,840	17	4	4,861	6,023	24	20	6,067
大企業	39,892	3,291	702	43,885	41,580	3,369	735	45,684
小口顧客	769			769	740			740
引当金 ¹	(19)	(19)	(141)	(179)	(16)	(16)	(188)	(220)
合計	46,004	3,289	565	49,858	48,877	3,383	567	52,827

¹ オフバランスのコミットメントに係る予想損失または発生損失は、貸借対照表の負債の部への引当金の計上により手当している。

信用リスクの集中(地域別)

償却原価で測定する金融資産(地域別)

百万ユーロ	2020年6月30日				2019年12月31日			
	帳簿価額				帳簿価額			
	正常資産			合計	正常資産			合計
	12ヶ月ECL の対象 となる 資産 (バケット1)	全期間ECL の対象 となる資産 (バケット2)	減損資産 (バケット3)		12ヶ月ECL の対象 となる 資産 (バケット1)	全期間ECL の対象 となる資産 (バケット2)	減損資産 (バケット3)	
フランス(海外 県・海外領土を 含む)	48,430	1,684	563	50,677	36,844	1,461	662	38,967
その他のEU諸国	46,977	2,982	981	50,940	44,757	2,239	917	47,913
その他の欧州 諸国	13,220	697	193	14,110	14,422	595	186	15,203
北アメリカ	33,224	1,671	540	35,435	32,074	944	390	33,408
中央および南 アメリカ	9,383	1,350	961	11,694	9,369	1,209	685	11,263
アフリカおよび 中東	12,093	1,711	844	14,648	11,348	1,810	836	13,994
アジア太平洋 (日本を除く)	30,233	1,664	378	32,275	30,341	1,690	256	32,287
日本	4,975	791	64	5,830	5,317	485		5,802
超国家機構					1,249			1,249
減損	(268)	(363)	(2,545)	(3,176)	(170)	(280)	(2,196)	(2,646)
合計	198,267	12,187	1,979	212,433	185,551	10,153	1,736	197,440

資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する金融資産(地域別)

百万ユーロ	2020年6月30日				2019年12月31日			
	帳簿価額				帳簿価額			
	正常資産			合計	正常資産			合計
	12ヶ月ECL の対象 となる 資産 (バケット1)	全期間ECL の対象 となる資産 (バケット2)	減損資産 (バケット3)		12ヶ月ECL の対象 となる 資産 (バケット1)	全期間ECL の対象 となる資産 (バケット2)	減損資産 (バケット3)	
フランス(海外 県・海外領土を 含む)	1,885			1,885	1,708			1,708
その他のEU諸国	4,116			4,116	3,334			3,334
その他の欧州 諸国	516			516	561			561
北アメリカ	2,194			2,194	1,873			1,873
中央および南 アメリカ	129			129	77			77

アフリカおよび 中東	359	359	66	66
アジア太平洋 (日本を除く)	631	631	435	435
日本	356	356	368	368
超国家機構	90	90	461	461
合計	10,276	10,276	8,883	8,883

顧客に対する債務(地域別)

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
フランス(海外県・海外領土を含む)	34,969	29,395
その他のEU諸国	46,665	38,549
その他の欧州諸国	11,500	10,786
北アメリカ	17,348	14,031
中央および南アメリカ	4,745	4,081
アフリカおよび中東	7,137	10,632
アジア太平洋(日本を除く)	15,581	12,712
日本	15,504	13,162
超国家機構		4
合計	153,449	133,352

融資コミットメント(地域別)

百万ユーロ	2020年6月30日				2019年12月31日			
	コミットメント額				コミットメント額			
	正常コミットメント				正常コミットメント			
	12ヶ月ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット1)	全期間ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット2)	減損 コミット メント (バケット3)	合計	12ヶ月ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット1)	全期間ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット2)	減損 コミット メント (バケット3)	合計
フランス(海外 県・海外領土を 含む)	41,860	506	2	42,368	33,316	376	9	33,701
その他のEU諸国	32,421	985	33	33,439	31,064	1,016	37	32,117
その他の欧州 諸国	5,703	135	67	5,905	5,926	169	69	6,164
北アメリカ	22,104	1,280	16	23,400	25,664	1,101	80	26,845
中央および南 アメリカ	2,805	14	93	2,912	3,390	63	17	3,470
アフリカおよび 中東	3,692	264	1	3,957	3,652	211		3,863
アジア太平洋 (日本を除く)	5,427	24	21	5,472	6,538	84		6,622
日本	940			940	958	29		987

超国家機構								
引当金 ¹	(99)	(86)	(26)	(211)	(85)	(109)	(28)	(222)
合計	114,853	3,122	207	118,182	110,423	2,940	184	113,547

¹ オフバランスのコミットメントに係る予想損失または発生損失は、貸借対照表の負債の部への引当金の計上により手当している。

保証コミットメント(地域別)

百万ユーロ	2020年6月30日				2019年12月31日			
	コミットメント額				コミットメント額			
	正常コミットメント			合計	正常コミットメント			合計
	12ヶ月ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット1)	全期間ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット2)	減損 コミット メント (バケット3)		12ヶ月ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット1)	全期間ECLの 対象となるコ ミットメント (バケット2)	減損 コミット メント (バケット3)	
フランス(海外 県・海外領土を 含む)	10,500	297	17	10,814	11,848	190	20	12,058
その他のEU諸国	11,091	1,303	297	12,691	11,295	1,424	247	12,966
その他の欧州 諸国	3,232	43		3,275	4,240	706		4,946
北アメリカ	10,870	1,285	326	12,481	10,242	635	397	11,274
中央および南 アメリカ	1,336	2	20	1,358	1,057	1	29	1,087
アフリカおよび 中東	1,728	30	46	1,804	2,322	24	62	2,408
アジア太平洋 (日本を除く)	6,052	286		6,338	6,414	234		6,648
日本	1,213	63		1,276	1,475	185		1,660
超国家機構								
引当金 ¹	(19)	(19)	(141)	(179)	(16)	(16)	(188)	(220)
合計	46,003	3,290	565	49,858	48,877	3,383	567	52,827

¹ オフバランスのコミットメントに係る予想損失または発生損失は、貸借対照表の負債の部への引当金の計上により手当している。

注記4:純利益および資本に直接認識された利得/(損失)に対する注記

4.1 受取利息および支払利息

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	2019年6月30日
償却原価で測定する金融資産	2,775	6,421	3,465
金融機関との取引	391	1,029	684
顧客との取引	2,162	4,842	2,481
負債性証券	222	550	300
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	78	172	79
金融機関との取引			
顧客との取引			
負債性証券	78	172	79
ヘッジ手段に係る未収利息	184	382	115
その他の受取利息および類似収益	6	9	7
受取利息	3,043	6,984	3,666
償却原価で測定する金融負債	(1,381)	(4,093)	(2,195)
金融機関との取引	(583)	(1,319)	(776)
顧客との取引	(405)	(1,547)	(885)
発行債券	(317)	(1,035)	(437)
劣後債務	(76)	(192)	(97)
ヘッジ手段に係る未払利息	(165)	(159)	(106)
その他の支払利息および類似費用	(18)	(36)	(34)
支払利息	(1,564)	(4,288)	(2,335)

4.2 受取報酬および手数料ならびに支払報酬および手数料

百万ユーロ	2020年6月30日			2019年12月31日			2019年6月30日		
	収益	費用	純額	収益	費用	純額	収益	費用	純額
金融機関との取引	16	(20)	(4)	35	(24)	11	19	(14)	5
顧客との取引	305	(53)	252	567	(131)	436	288	(65)	224
証券取引	32	(50)	(18)	43	(98)	(55)	17	(48)	(31)
外国為替取引	6	(22)	(15)	10	(42)	(32)	7	(23)	(17)
デリバティブに係る取引およびその他のオフバランスシート取引	199	(127)	71	259	(179)	80	145	(104)	40
支払手段ならびにその他の銀行業務および金融サービス	142	(67)	75	346	(135)	211	165	(63)	103
OPCVM(訳者注:欧州連合の法律に従い設立・運用されている投資ファンドのこと)の管理、受託および同種の業務	143	(10)	133	287	(99)	188	133	(58)	74
受取報酬および手数料ならびに支払報酬および手数料合計	843	(349)	494	1,547	(708)	839	774	(375)	398

4.3 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	2019年6月30日
-------	------------	-------------	------------

受取配当金	105	359	288
売買目的保有金融資産/金融負債に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失)	2,112	2,756	991
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失)	(6)	23	12
SPPI要件を満たさない負債性金融商品に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失)	(8)	(7)	14
資産担保ユニットリンク契約に係る純利得/(損失)			
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産/金融負債に係る未実現利得/(損失)または実現利得/(損失) ¹	(84)	(1,651)	(431)
為替取引および同種の金融商品に係る利得/(損失)(在外営業活動体に対する純投資のヘッジに係る利得/(損失)を除く)	(1,054)	355	96
ヘッジ会計による利得/(損失)	2	(3)	(2)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)	1,067	1,832	968

¹ 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債に係る発行体の信用スプレッドを除く。

ヘッジ会計による利得/(損失)の内訳は以下の通りである。

百万ユーロ	2020年6月30日			2019年12月31日			2019年6月30日		
	利得	損失	純額	利得	損失	純額	利得	損失	純額
公正価値ヘッジ	964	(962)	2	1,013	(1,015)	(2)	1,567	(1,569)	(2)
ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動	821	(141)	680	593	(422)	170	1,108	(458)	650
ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動(ヘッジの中止を含む)	143	(821)	(678)	420	(593)	(173)	459	(1,110)	(651)
キャッシュ・フロー・ヘッジ									
ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動 - 非有効部分									
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ									
ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動 - 非有効部分									
金融商品ポートフォリオの金利リスク・エクスポージャーの公正価値ヘッジ	69	(69)		45	(45)		50	(50)	
ヘッジ対象の公正価値の変動	6	(63)	(57)	6	(39)	(33)	2	(48)	(47)
ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動	63	(6)	57	39	(6)	33	48	(2)	47
金融商品ポートフォリオの金利リスク・エクスポージャーのキャッシュ・フロー・ヘッジ									
ヘッジ手段の公正価値の変動 - 非有効部分									
ヘッジ会計による利得/(損失)合計	1,033	(1,031)	2	1,058	(1,060)	(2)	1,617	(1,619)	(2)

4.4 資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	2019年6月30日
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る純利得/(損失) ¹			1
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る報酬収益(配当金)	30	87	50

資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/ (損失)	30	88	50
------------------------------------	----	----	----

¹ 注記4.9「リスク費用」に記載の、減損した負債性金融商品(バケット3)に係る処分損益を除く。

4.5 償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得/(損失)

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	2019年6月30日
負債性証券	1		
金融機関に対する貸出金および債権			
顧客に対する貸出金および債権			
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による利得	1		
負債性証券			
金融機関に対する貸出金および債権			
顧客に対する貸出金および債権	(1)	(17)	(1)
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による損失	(1)	(17)	(1)
償却原価で測定する金融資産の認識の中止による純利得/ (損失) ¹		(17)	(1)

¹ 注記4.9「リスク費用」に記載の、減損した負債性金融商品(バケット3)の認識の中止に係る損益を除く。

4.6 その他の業務純収益/(費用)

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	2019年6月30日
営業用以外の固定資産に係る利得/(損失)			1
保険事業によるその他の純収益			3
保険責任準備金の変動		2	(2)
その他の純収益/(費用)	22	19	15
その他の業務に関連する純収益/(費用)	22	21	17

4.7 営業費用

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	2019年6月30日
人件費	(1,090)	(2,106)	(1,054)
税金および規制拠出金 ¹	(262)	(232)	(181)
外部サービスおよびその他の一般営業費用	(408)	(888)	(433)
営業費用	(1,760)	(3,226)	(1,668)

¹ うち、破綻処理基金(FRU)に関して認識した額は、2020年6月30日現在221.5百万ユーロ、2019年度では164百万ユーロであった。

4.8 有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	2019年6月30日
減価償却費および償却費	(107)	(196)	(92)
有形固定資産 ¹	(82)	(152)	(71)
無形資産	(25)	(44)	(21)
減損損失(戻入)	(2)		
有形固定資産			
無形資産	(2)		
有形固定資産および無形資産の減価償却費、償却費および減損	(109)	(196)	(92)

¹ うち、使用权の償却に関して認識した金額は、2020年6月30日現在61.2百万ユーロ、2019年12月31日現在110.7百万ユーロ、および2019年6月30日現在51.8百万ユーロであった。

4.9 リスク費用

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	2019年6月30日
正常資産に係る減損損失計上額およびオフバランスの正常コミットメントに対する引当金繰入額(戻入額控除後)(バケット1およびバケット2)	(179)	198	27
バケット1: 損失評価引当金繰入額(今後12ヶ月の予想信用損失)	(116)	(34)	(16)
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	(3)	(1)	
償却原価で測定する負債性金融商品	(97)	(24)	(25)
契約コミットメント	(16)	(9)	9
バケット2: 損失評価引当金繰入額(全期間の予想信用損失)	(63)	232	43
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品			
償却原価で測定する負債性金融商品	(84)	166	35
契約コミットメント	21	66	8
減損資産に係る減損損失計上額およびオフバランスの減損コミットメントに対する引当金繰入額(戻入額控除後)(バケット3)	(351)	(343)	(80)
バケット3: 減損資産	(351)	(343)	(80)
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品			
償却原価で測定する負債性金融商品	(396)	(223)	(73)
契約コミットメント	45	(120)	(7)
その他の資産		(1)	
リスクおよび費用	(1)	(13)	(9)
減損損失計上額および引当金繰入額(戻入額控除後)	(531)	(159)	(62)
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する減損した負債性金融商品の処分に係る実現利得/(損失)			
減損していない回収不能貸出金および債権に係る損失	(16)	(46)	(20)
償却債権取立益	61	64	41
償却原価で測定	61	64	41
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定			
リストラクチャリング債権に係る割引額	(18)		
契約コミットメントに係る損失			
その他の損失	(13)	(38)	(17)
その他の収益	21	14	
リスク費用	(496)	(165)	(59)

4.10 その他の資産に係る純利得/(損失)

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日	2019年6月30日
営業用有形固定資産および無形資産	3	38	6
処分利得	4	41	7
処分損失	(1)	(3)	(1)
連結対象の資本性証券		13	

処分利得	10	16	
処分損失	(10)	(3)	
結合取引に係る純利得/(損失)			
その他の資産に係る純利得/(損失)	3	51	6

4.11 法人所得税

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年6月30日
当期および繰延税金費用	(55)	(254)
税金費用合計	(55)	(254)

クレディ・アグリコル・CIBは、自社の税務リスクについて、期末日に入手可能なすべての情報(特に、国外での税務申告に係る未解決のリスクの帰結)を考慮している。

4.12 資本に直接認識された利得/(損失)の変動

当期間に計上した利得および損失の詳細は以下の通りである。

資本に直接認識された利得/(損失)の内訳

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)(税引後)		
為替換算調整勘定に係る利得/(損失)	(18)	129
当期間の再評価差額		
純損益への振替額		
その他の変動額	(18)	129
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る利得/(損失)	(13)	3
当期間の再評価差額	(16)	1
純損益への振替額		(1)
その他の変動額	3	3
ヘッジ手段であるデリバティブに係る利得/(損失)	323	229
当期間の再評価差額	323	231
純損益への振替額		
その他の変動額		(2)
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)	(2)	(3)
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く	(42)	(80)
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税		
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された非継続事業に係る利得/(損失)(税引後)		
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)(税引後)	248	278
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)(税引後)		
退職後給付に係る数理計算上の利得/(損失)	46	(90)
自己の信用リスクの変動に起因する金融負債に係る利得/(損失)	88	(67)

当期間の再評価差額	88	(76)
純損益への振替額		9
その他の変動額		
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)	(110)	36
当期間の再評価差額	(111)	113
純損益への振替額		(42)
その他の変動額	1	(35)
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額(税引前)		
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)に係る法人所得税、持分法適用会社を除く	11	45
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社の利得/(損失)に対する持分相当額に係る法人所得税		
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)(税引後)	35	(76)
資本に直接認識された利得/(損失)(税引後)	283	202
うち、当社グループ持分	284	204
うち、非支配持分	(1)	(2)

資本に直接認識された利得/(損失)および税効果の変動額

	2019年12月31日				変動				2020年6月30日			
	総額	法人 所得 税	税効果 考慮後	税効果 考慮 後、当 社グ ループ 持分	総額	法人 所得 税	税効果 考慮後	税効果 考慮 後、当 社グ ループ 持分	総額	法人 所得 税	税効果 考慮後	税効果 考慮 後、当 社グ ループ 持分
百万ユーロ												
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)												
為替換算調整勘定に係る利得/(損失)	481		481	481	(18)		(18)	(18)	463		463	463
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に係る利得/(損失)	33	(8)	25	25	(13)	3	(10)	(10)	20	(5)	15	15
ヘッジ手段であるデリバティブに係る利得/(損失)	478	(164)	314	313	323	(45)	278	278	801	(209)	592	591
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)、持分法適用会社を除く	992	(172)	820	819	292	(42)	250	250	1,284	(214)	1,070	1,069
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分法適用会社に係る利得/(損失)に対する持分相当額	(4)		(4)	(4)	(2)		(2)	(2)	(6)		(6)	(6)
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)	988	(172)	816	815	290	(42)	248	248	1,278	(214)	1,064	1,063
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)												
退職後給付に係る数理計算上の利得/(損失)	(423)	72	(351)	(346)	46	(12)	34	34	(377)	60	(317)	(312)
自己の信用リスクの変動に起因する金融負債に係る利得/(損失)	(204)	60	(144)	(145)	88	(26)	62	63	(116)	34	(82)	(82)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)	93	(39)	54	54	(110)	49	(61)	(61)	(17)	10	(7)	(7)
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)、持分法適用会社を除く	(534)	93	(441)	(437)	24	11	35	36	(510)	104	(406)	(401)
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持分法適用会社に係る利得/(損失)に対する持分相当額												
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された利得/(損失)	(534)	93	(441)	(437)	24	11	35	36	(510)	104	(406)	(401)
資本に直接認識された利得/(損失)	454	(79)	375	378	314	(31)	283	284	768	(110)	658	662

	2018年12月31日				変動				2019年12月31日			
	総額	法人 所得 税	税効果 考慮後	税効果 考慮 後、当 社グ ループ 持分	総額	法人 所得 税	税効果 考慮後	税効果 考慮 後、当 社グ ループ 持分	総額	法人 所得 税	税効果 考慮後	税効果 考慮 後、当 社グ ループ 持分
百万ユーロ												
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された利得/(損失)												
為替換算調整勘定に係る利得/(損失)	352		352	352	129		129	129	481		481	481
売却可能金融資産												
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で 測定する負債性金融商品に係る利得/(損失)	30	(9)	21	21	3	1	4	4	33	(8)	25	25
ヘッジ手段であるデリバティブに係る利得/(損失)	249	(83)	166	164	229	(81)	148	149	478	(164)	314	313
オーバーレイ・アプローチに関連する金融資産に係る 純利得/(損失)の組替												
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された 利得/(損失)、持分法適用会社を除く	631	(92)	539	537								
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された持分 法適用会社に係る利得/(損失)に対する持分相当額	(1)		(1)	(1)	(3)		(3)	(3)	(4)		(4)	(4)
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された非継 続事業に係る利得/(損失)												
資本(純損益に振り替えられる)に直接認識された 利得/(損失)	630	(92)	538	536	358	(80)	278	279	988	(172)	816	815
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された 利得/(損失)					(121)	45	(76)	(75)	(534)	93	(441)	(437)
退職後給付に係る数理計算上の利得/(損失)	(333)	65	(268)	(266)	(90)	7	(83)	(80)	(423)	72	(351)	(346)
自己の信用リスクの変動に起因する金融負債に係る 利得/(損失)	(137)	41	(96)	(96)	(67)	19	(48)	(49)	(204)	60	(144)	(145)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で 測定する資本性金融商品に係る利得/(損失)	57	(58)	(1)		36	19	55	54	93	(39)	54	54
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された 利得/(損失)、持分法適用会社を除く	(413)	48	(365)	(362)								
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された持 分法適用会社に係る利得/(損失)に対する持分相当額												
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された非 継続事業に係る利得/(損失)												
資本(純損益に振り替えられない)に直接認識された 利得/(損失)	(413)	48	(365)	(362)	(121)	45	(76)	(75)	(534)	93	(441)	(437)
資本に直接認識された利得/(損失)	217	(44)	173	174	237	(35)	202	204	454	(79)	375	378

注記5: セグメント情報

事業の定義

クレディ・アグリコル・CIBの事業部門の名称は、クレディ・アグリコル・エス・エー・グループが使用しているものと同一である。

事業部門の表示

事業活動は、4つの事業部門に分類されている。

- ・ファイナンス事業には、フランス国内および国外での商業銀行業務ならびにストラクチャード・ファイナンス(プロジェクト・ファイナンス、航空機ファイナンス、船舶ファイナンス、買収ファイナンスおよび不動産ファイナンス)が含まれている。
- ・キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業には、市場関連業務(短期金融商品、外国為替、金利デリバティブおよび債券市場)および投資銀行業務(合併・買収ならびに株式市場に関する助言業務)が含まれている。

これらの2つの事業部門は、クレディ・アグリコル・エス・エーの法人営業および投資銀行部門のほぼすべてを占めている。

非継続事業は、当期間ではキャピタル・マーケットおよび投資銀行ならびにファイナンス事業に含めている。また、SFS¹(Structured and Financial Solutions)業務は、ファイナンス事業からキャピタル・マーケットおよび投資銀行事業に振り替えている。

- ・クレディ・アグリコル・CIBは、フランス、ベルギー、スイス、ルクセンブルグ、モナコ、スペイン、ブラジル、イタリア(バンカ・レオナルドの取得後)、さらに最近ではアジア(2017年度におけるシンガポールおよび香港のCICのウェルス・マネジメント事業の取得による。)の拠点を通じてウェルス・マネジメント事業も行っている。
- ・コーポレート・センターには、他の事業部門に帰属しない様々な影響額が含まれている。

¹ ストラクチャード・フィナンシャル・ソリューション: 大企業向けの複雑な融資取引

5.1 事業セグメント別の情報

セグメント間取引は、市場条件で行われている。

百万ユーロ	2020年6月30日					
	ファイ ナンス 事業	キャピタル・ マーケット および投資 銀行事業	法人営業 および投資 銀行部門 合計	ウェルス・ マネジメン ト事業	コーポレー ト・センター	クレディ・ アグリコ ル・CIB
銀行業務純収益	1,372	1,320	2,692	408	(8)	3,092
営業費用	(605)	(908)	(1,513)	(354)	(2)	(1,869)
営業総利益	767	412	1,179	54	(10)	1,223
リスク費用	(449)	(46)	(495)	(1)		(496)
持分法適用会社の純利益持分	1		1			1
その他の資産に係る純利得/(損失)				3		3
のれんの評価額の変動						
税引前利益	319	366	685	56	(10)	731
法人所得税	61	(133)	(72)	(1)	18	(55)
非継続事業に係る純利益						
当期間の純利益	380	233	613	55	8	676
非支配持分	(1)		(1)	5		4
当期間の純利益 - 当社グループの持分	381	233	614	50	8	672

百万ユーロ	2019年12月31日					
	ファイ ナンス 事業	キャピタル・ マーケット および投資 銀行事業	法人営業 および投資 銀行部門 合計	ウェルス・ マネジメン ト事業	コーポレー ト・センター	クレディ・ アグリコ ル・CIB
銀行業務純収益	2,480	2,155	4,635	825	(1)	5,459
営業費用	(1,040)	(1,650)	(2,690)	(729)	(3)	(3,422)
営業総利益	1,440	505	1,945	96	(4)	2,037
リスク費用	(132)	(23)	(155)	(10)		(165)
持分法適用会社の純利益持分	4		4			4
その他の資産に係る純利得/(損失)	15	4	19	32		51
のれんの評価額の変動						
税引前利益	1,327	486	1,813	118	(4)	1,927
法人所得税	(247)	(117)	(364)	(20)	29	(355)
非継続事業に係る純利益						
当期純利益	1,080	369	1,449	98	25	1,572
非支配持分	(2)	2		19		19
当期純利益 - 当社グループの持分	1,082	367	1,449	79	25	1,553

百万ユーロ	2019年6月30日					
	ファイ ナンス 事業	キャピタル・ マーケット および投資 銀行事業	法人営業 および投資 銀行部門 合計	ウェルス・ マネジメン ト事業	コーポレー ト・センタ ー	クレディ・ アグリコ ル・CIB
銀行業務純収益	1,277	1,071	2,348	407	9	2,764
営業費用	(521)	(882)	(1,403)	(357)		(1,760)
営業総利益	756	189	945	50	9	1,004
リスク費用	(33)	(20)	(53)	(6)		(59)
持分法適用会社の純利益持分	(1)		(1)			(1)
その他の資産に係る純利得/(損失)	2	4	6			6
のれんの評価額の変動						
税引前利益	724	173	897	44	9	950
法人所得税	(207)	(52)	(259)	(7)	12	(254)
非継続事業に係る純利益						
当期間の純利益	517	121	638	37	21	696
非支配持分	(1)		(1)	5		4
当期間の純利益 - 当社グループの持分	518	121	639	32	21	692

注記6:貸借対照表に対する注記

6.1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
売買目的保有金融資産	287,751	249,068
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	426	722
資本性金融商品	351	359
SPPI要件を満たさない負債性金融商品	75	363
資産担保ユニットリンク契約		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産		
貸借対照表価額	288,177	249,790
うち、貸付有価証券	176	615

売買目的保有金融資産

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
資本性金融商品	6,379	6,901
株式およびその他の変動利付証券	6,379	6,901
負債性証券	24,738	18,398
短期国債および類似商品	18,913	13,601
債券およびその他の固定利付証券	5,825	4,754
OPCVM		43
貸出金および債権	112,000	106,440
金融機関に対する債権		61
顧客に対する債権	1,614	893
売戻条件付買入有価証券	110,386	105,486
担保として受領した有価証券		
デリバティブ	144,634	117,329
貸借対照表価額	287,751	249,068

売戻条件付買入有価証券に関する金額には、当社が担保に供することができる金額が含まれている。

純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
株式およびその他の変動利付証券	212	213
非連結会社に対する参加持分	139	146
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品合計	351	359

SPPI要件を満たさない負債性金融商品

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
-------	------------	-------------

負債性証券	49	38
短期国債および類似商品	2	2
債券およびその他の固定利付証券	23	27
OPCVM	24	9
貸出金および債権	26	325
金融機関に対する債権		
顧客に対する債権	26	325
売戻条件付買入有価証券		
担保として受領した有価証券		
純損益を通じて公正価値で測定するSPPI要件を満たさない負債性金融商品 合計	75	363

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
売買目的保有金融負債	259,230	224,789
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債	26,295	29,987
貸借対照表価額	285,525	254,776

売買目的保有金融負債

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
空売り有価証券	30,918	33,473
買戻条件付売却有価証券	85,357	75,240
発行債券		54
顧客に対する債務		
金融機関に対する債務		
デリバティブ	142,955	116,022
貸借対照表価額	259,230	224,789

売買目的保有デリバティブに関する詳細は、注記3.2市場リスク(特に金利)に記載している。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債

発行体スプレッドの変動を資本(純損益に振り替えられない)に認識している金融負債

百万ユーロ	2020年6月30日				
	帳簿価額	帳簿価額と満期償還額との差額	自己の信用リスクの変動による公正価値の変動累計額	自己の信用リスクの変動による当期間の公正価値の変動額	認識中止の時点で実現した金額 ¹
預り金および劣後負債	3,568	403	116	(88)	
負債性証券	22,228				
その他の金融負債					

合計	25,796	403	116	(88)
----	--------	-----	-----	------

¹ 認識中止の時点で実現した金額は、関連する金融商品の認識を中止した時点で連結剰余金に振り替えている。

百万ユーロ	2019年12月31日				
	帳簿価額	帳簿価額と満期償還額との差額 ²	自己の信用リスクの変動による公正価値の変動累計額	自己の信用リスクの変動による当期の公正価値の変動額	認識中止の時点で実現した金額 ¹
預り金および劣後負債	3,993	794	204	76	(9)
負債性証券	25,089				
その他の金融負債					
合計	29,082	794	204	76	(9)

¹ 認識中止の時点で実現した金額は、関連する金融商品の認識を中止した時点で連結剰余金に振り替えている。

² 2019年12月31日現在のスワップの時価が含まれている。

IFRS第9号に従い、クレディ・アグリコル・CIBは、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を、市場条件の変動に起因する変動から分離する方法により算定している。

・ 自己の信用リスクの算定基礎

自己の信用リスクの算定上考慮する情報源は、発行体によって異なり得る。クレディ・アグリコル・CIBでは、これを発行種類に応じた市場における借換コストの変動により表している。

・ 自己の信用リスクにより生じる未実現損益の算定(資本に直接認識された利得/(損失)に計上)

クレディ・アグリコル・CIBが選択している手法は、発行商品の流動性要素を基礎としている。実際に、すべての発行商品は一般的な貸出金/借入金の複製といえる。したがって、すべての発行商品に係る自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、貸出金および借入金の公正価値の変動に対応しており、借換コストの変動により生じる貸出/借入ポートフォリオの公正価値の変動と同額となる。

・ 自己の信用リスクにより生じる実現損益の算定(連結剰余金に計上)

クレディ・アグリコル・CIBは、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を決済時に連結剰余金に振り替える選択をしている。このため、全額または一部につき早期償還を行った場合には、感応度に基づく計算を行っている。この計算では、発行商品の自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を、信用スプレッドに対する感応度の合計に発行日から償還日の信用スプレッドの変動を乗じた額として測定している。

変動を純損益に認識している金融負債

百万ユーロ	2020年6月30日			
	帳簿価額	帳簿価額と満期償還額との差額	自己の信用リスクの変動による公正価値の変動累計額	自己の信用リスクの変動による当期の公正価値の変動額
預り金および劣後負債	499			

負債性証券	
その他の金融負債	
合計	499

2019年12月31日				
百万ユーロ	帳簿価額	帳簿価額と満期償還額との差額	自己の信用リスクの変動による公正価値の変動累計額	自己の信用リスクの変動による当期の公正価値の変動額
預り金および劣後負債	905			
預り金				
劣後負債				
負債性証券				
その他の金融負債				
合計	905			

6.2 資本を通じて公正価値で測定する金融資産

百万ユーロ	2020年6月30日			2019年12月31日		
	貸借対照表価額	未実現利得	未実現損失	貸借対照表価額	未実現利得	未実現損失
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	10,276	28	(8)	8,883	38	(5)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	641	107	(124)	758	202	(109)
合計	10,917	135	(132)	9,641	240	(114)

資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

百万ユーロ	2020年6月30日			2019年12月31日		
	貸借対照 表価額	未実現 利得	未実現 損失	貸借対照 表価額	未実現 利得	未実現 損失
短期国債および類似商品	2,299	13		2,064	15	(1)
債券およびその他の固定利付証券	7,977	14	(7)	6,819	24	(4)
負債性証券合計	10,276	27	(7)	8,883	39	(5)
貸出金および債権合計						
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で 測定する負債性金融商品合計	10,276	27	(7)	8,883	39	(5)
法人所得税		(7)	1		(9)	
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で 測定する資本性金融商品に係る資本に直接認識された 利得/(損失)(税引後)		20	(6)		30	(5)

資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る資本に直接認識された
利得/(損失)

百万ユーロ	2020年6月30日			2019年12月31日		
	貸借対照 表価額	未実現 利得	未実現 損失	貸借対照 表価額	未実現 利得	未実現 損失
株式およびその他の変動利付証券	364	32	(28)	476	33	(12)
非連結会社に対する参加持分	277	75	(96)	282	169	(97)
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で 測定する資本性金融商品合計	641	107	(124)	758	202	(109)
法人所得税		(5)	15		(47)	8
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で 測定する資本性金融商品に係る資本に直接認識された 利得/(損失)(税引後)		102	(109)		155	(101)

当期間に認識を中止した資本性金融商品

百万ユーロ	2020年6月30日			2019年12月31日		
	認識を中 止した日 現在の公 正価値	実現利得 累計額 ¹	実現損失 累計額 ¹	認識を中 止した日 現在の公 正価値 ¹	実現利得 累計額 ¹	実現損失 累計額 ¹
株式およびその他の変動利付証券						(4)
非連結会社に対する参加持分	4			997	45	(4)
資本性金融商品に対する投資合計	4			996	45	(8)
法人所得税						
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で 測定する資本性金融商品に係る資本に直接認識された 利得/(損失)(税引後)					45	(8)

¹ 実現利得および損失は、関連する金融商品の認識を中止した時点で連結剰余金に振り替えている。

6.3 償却原価で測定する金融資産

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
金融機関に対する貸出金および債権	20,198	15,996
顧客に対する貸出金および債権 ¹	153,339	143,864
負債性証券	38,896	37,580
貸借対照表価額	212,433	197,440

¹ 2020年6月30日現在、Covid-19に起因する健康危機による経済支援策の一環として、クレディ・アグリコル・CIBは、国家保証融資(PGE)を24億ユーロ(うち引出済み8億ユーロ、確約済み16億ユーロ)、および顧客に対する貸出金残高の返済期限延長を375百万ユーロ実施している。

金融機関に対する貸出金および債権

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
金融機関		
預け金および貸出金	19,893	15,729
うち、貸倒懸念のない銀行間預け金 ¹	4,439	2,702
うち、貸倒懸念のないコールローン ¹	357	245
担保として受領した有価証券		
売戻条件付買入有価証券	691	641
劣後ローン		
その他の貸出金および債権		17
総額	20,584	16,387
減損	(386)	(391)
金融機関に対する貸出金および債権純額	20,198	15,996
クレディ・アグリコルの内部取引		
銀行間預け金		
預け金およびタームローン		
劣後ローン		
クレディ・アグリコルの内部の貸出金および債権合計		
貸借対照表価額	20,198	15,996

¹ これらの取引は、キャッシュ・フロー計算書の「銀行間預け金/預金の残高純額」の科目の一部を構成している。

顧客に対する貸出金および債権

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
顧客との取引		
営業債権	14,600	17,889
顧客に対するその他の貸出金	135,627	122,568
担保として受領した有価証券		
売戻条件付買入有価証券	636	474
劣後ローン	41	41
保険債権		

再保険債権		
短期貸出金 - 関連会社	137	134
当座貸越 - 借方	5,051	4,981
総額	156,092	146,087
減損	(2,753)	(2,223)
顧客に対する貸出金および債権純額	153,339	143,864
ファイナンス・リース取引		
不動産リース		
動産リース、オペレーティング・リースおよび類似取引		
総額		
減損		
ファイナンス・リース取引純額		
貸借対照表価額	153,339	143,864

負債性証券

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
短期国債および類似商品	8,183	7,900
債券およびその他の固定利付証券	30,750	29,711
合計	38,933	37,611
減損	(37)	(31)
貸借対照表価額	38,896	37,580

6.4 ソブリン・リスクに対するエクスポージャー

ソブリン・エクスポージャーの範囲は、国(地方自治体を除く。)に対するエクスポージャーを対象としている。未収法人所得税は当該対象から除外している。

ソブリン債に対するエクスポージャーは、減損控除後の純額(貸借対照表価額)であり、ヘッジ考慮前および考慮後の両方の金額を表示している。

クレディ・アグリコル・CIBのソブリン・リスクに対するエクスポージャーは、以下の通りである。

銀行業務

2020年6月30日	減損控除後のエクスポージャー					
百万ユーロ	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する金融資産	償却原価で測定する金融資産	銀行業務 合計 ヘッジ 考慮前	銀行業務 合計 ヘッジ 考慮後
	売買目的保有 金融資産	純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産				
サウジアラビア				893	894	894
アルゼンチン						
オーストリア	183			16	199	199
ベルギー			71	356	427	(4)
ブラジル	26		129	169	324	324
中国	18		37	38	93	(2)

エジプト	1			1		1	
スペイン			1,059	1,059		1,059	
米国	3,720	4	48	1,646	5,418	(4)	5,414
フランス	174		503	2,844	3,521	(32)	3,489
ギリシャ							
香港	62			723	785		785
イラン							
アイルランド							
イタリア		2			2		2
日本	104			1,196	1,300		1,300
リトアニア							
モロッコ	21				21		21
ポルトガル							
英国							
ロシア							
シリア							
トルコ							
ウクライナ				64	64		64
ベネズエラ				42	42		42
イエメン							
その他の主権国	2,362		389	4,193	6,944	(1)	6,943
合計	6,671	6	2,236	12,180	21,094	(43)	21,051

百万ユーロ	減損控除後のエクスポージャー						
	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する金融資産	償却原価で測定する金融資産	銀行業務合計 ヘッジ 考慮前	ヘッジ	銀行業務合計 ヘッジ 考慮後
	売買目的保有金融資産	純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産					
サウジアラビア				899	899		899
オーストリア							
ベルギー			73	234	307	(3)	304
ブラジル	57		77	191	325		325
中国	12		36		48		48
エジプト	12		36		48		48
スペイン			864	51	915	(1)	914
米国	4,083		44	2,858	6,985		6,985
フランス			497	2,106	2,603	(25)	2,578
ギリシャ							
香港	46			890	936		936
イラン							
アイルランド	1				1		1
イタリア		6		1	7		7
日本				889	889		889
ラトビア							
モロッコ	20				20		20
英国							
ロシア	1				1		1
シリア							
トルコ							
ウクライナ				54	54		54
ベネズエラ				43	43		43
イエメン							
その他の主権国	962		328	3,808	5,098	(320)	4,778
合計	5,282	6	1,919	12,118	19,325	(349)	18,976

6.5 償却原価で測定する金融負債

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
金融機関に対する債務	71,472	44,646
顧客に対する債務	153,449	133,352
発行債券	51,858	57,291
貸借対照表価額	276,779	235,289

金融機関に対する債務

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
金融機関		
預金および借入金	65,522	43,006

うち、銀行間預金 ¹	3,751	4,090
うち、コールマネー ¹	896	1,732
買戻条件付売却有価証券	5,950	1,640
貸借対照表価額	71,472	44,646

¹ これらの取引は、キャッシュ・フロー計算書の「銀行間預け金/預金の残高純額」の科目の一部を構成している。

顧客に対する債務

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
当座勘定 - 貸方	70,207	49,896
特別貯蓄制度	141	152
顧客に対するその他の債務	82,191	82,620
買戻条件付売却有価証券	910	684
保険債務		
再保険債務		
専門的保険契約に対する譲受人および再々保険会社からの預り金		
貸借対照表価額	153,449	133,352

6.6 有形固定資産および無形資産(のれんを除く。)

2019年1月1日以降、事業の用に供している有形固定資産には、借手としてリースしている有形固定資産の使用権を計上している。

事業の用に供している有形固定資産に係る減価償却および減損には、オペレーティング・リースによる有形固定資産の減価償却を含めて表示している。

百万ユーロ	2019年 12月31日	範囲の 変更	増加 (取得)	減少 (処分)	為替換算 調整勘定	その他の 増減	2020年 6月30日
事業の用に供している 有形固定資産							
総額	1,735		24	(10)	(5)	1	1,745
減価償却および減損	(736)		(83)	3	4	(1)	(813)
貸借対照表価額	999		(59)	(7)	(1)		932
無形資産							
総額	649		49	(1)	(2)	25	720
償却および減損	(287)		(26)		1	(25)	(337)
貸借対照表価額	362		23	(1)	(1)		383

百万ユーロ	2018年 12月31日	2019年 1月1日 ¹	範囲の 変更	増加 (取得)	減少 (処分)	為替換算 調整勘定	その他の 増減	2019年 12月31日
事業の用に供している 有形固定資産								
総額	1,179			258	(275)	28		1,735
減価償却および減損	(824)			(152)	256	(13)		(736)
貸借対照表価額	356			106	(19)	15		999
無形資産								
総額	885			115	(353)	5		649
償却および減損	(584)			(44)	341	(2)		(287)
貸借対照表価額	301			71	(12)	3		362

¹ IFRS第16号「リース」の当初適用に伴う使用権の認識の影響

6.7 のれん

百万ユーロ	2019年 12月31日 総額	2019年 12月31日 純額	増加 (取得)	減少 (処分)	当期 減損損失	為替換算 調整勘定	その他の 増減	2020年 6月30日 総額	2020年 6月30日 純額
法人営業および投資銀行部門	654	484						654	484
ウェルス・マネジメント事業	560	560				9		569	569
その他の事業									
合計	1,214	1,044				9		1,223	1,053

のれんは、減損している可能性があるという客観的な兆候があるときはいつでも、また少なくとも年1回、減損テストの対象となる。COVIDに起因する健康危機および経済危機自体は評価損の兆候ではないが、その経済的帰結は金融セクター、特に銀行業の収益水準に影響を与える。クレディ・アグリコル・CIBは、2020年6月末に貸借対照表に計上しているのれんについて、2019年12月31日時点で実施した減損評価テストの更新を行っている。当該テストは、のれんが帰属する資金生成単位(以下「UGT」という。)の使用価値の評価を基に実施している。使用価値は、UGTの将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定している。将来キャッシュ・フローは、当社グループの管理上策定している今後3年間(2020年-2022年)の新事業計画に、4-5年目ではCovid後に見込まれるすべての巻き返し効果を含め最終的に平常化した年度に収束することを想定している。

当該作業は、修正後の財務目標に基づくのれんの価値の再検討と、感応度分析の実施から構成されており、その結果は以下に記載している。この手法は、一定の規制上の変更(当該事業計画の期間における一定のカウンターシクリカル・バッファ(2020年6月18日の金融安定化高等評議会の決定によるフランスのバッファを含む。))のゼロ化、およびティア1資本の75%で第2の柱の要件(P2R)の充足を認めるCRD 第104(a)条の早期適用)を考慮した以外に、2019年12月31日に実施した作業から変更はない。評価パラメータ(特に割引率)は、2020年6月30日に更新している。

使用価値の算定には、以下の仮定を用いている。

- 自己資本の配分:当該2つのUGTに係るリスク加重資産の割合8.89%(2019年12月31日比で90ベース・ポイント低下)
- 永久成長率:2%。2020年6月30日現在の永久成長率は2019年12月31日時点で使用した率と同一であり、当該2つのUGTに関するCACIBの成長予測を反映している。
- 割引率:法人営業および投資銀行部門UGTには9.70%、ウェルス・マネジメント事業UGTには8.70%を適用。当該2つのUGTに適用した割引率は、2019年度末と比較して上昇しており(+40ベース・ポイントから+50ベース・ポイント)、これは企業の予算編成や予測の策定に用いた利率と整合している。

2020年6月30日現在、この減損テストの見直しに際しCOVID-19に起因する経済への顕著なマイナスの影響および国家による経済支援策を考慮した結果、のれんについて追加の減損損失の認識は行っていない。

以下の通りののれん(当社グループの持分)について感応度テストを行った結果、投資銀行部門についてのみ減損テストの必要性を識別した。

- ・ 自己資本のUGTへの配分率を+50ベース・ポイント変化させた場合、投資銀行部門UGTののれんに減損約111百万ユーロが生じる。
- ・ 割引率を+50ベース・ポイント変化させた場合、投資銀行部門UGTののれんに減損約337百万ユーロが生じる。
- ・ 最終年度の売上原価率を+100ベース・ポイント変化させた場合、のれんに減損は生じない。
- ・ 最終年度のリスク費用を+10ベース・ポイント変化させた場合、投資銀行部門UGTののれんに減損約436百万ユーロが生じる。

6.8 引当金

百万ユーロ	2019年 12月31日	範囲の 変更	繰入	目的使用	戻入	為替換算 調整勘定	その他 の増減	2020年 6月30日
住宅貯蓄商品に係るリスク								
契約コミットメント の実行リスク	442		211	(3)	(260)			390
業務リスク	1		1					2
退職給付および類似の給付	518		16	(5)	(3)	3	(6)	523
訴訟	389		4	(21)	(5)			367
参加持分								
リストラ	3							3
その他のリスク	70		17	(2)	(27)			58
合計	1,422		249	(31)	(295)	3	(6)	1,343

百万ユーロ	2018年 12月31日	2019年 1月1日	範囲の 変更	繰入	目的使用	戻入	為替換算 調整勘定	その他 の増減	2019年 12月31日
住宅貯蓄商品に係るリスク									
契約コミットメント の実行リスク	372	372		434	(1)	(371)	8		442
業務リスク	5	5		1	(5)				1
退職給付および類似の給付	501	501		37	(30)	(53)	7	56	518
訴訟 ¹	721	415		16	(10)			(32)	389
参加持分					(1)				
リストラ	1	1		3		(1)			3
その他のリスク	79	79		7	(9)	(3)		(4)	70
合計	1,679	1,373		498	(56)	(428)	15	20	1,422

¹ 法人所得税に係る税務リスクに対する引当額306百万ユーロを2019年1月1日に「引当金」から「当期および繰延税金負債」に組み替えている。

6.9 劣後債務

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
期限付劣後債務	3,319	3,274
無期限劣後債務	1,199	1,708
貸借対照表価額	4,518	4,982

6.10 資本

2020年6月30日現在の資本構成

2020年6月30日現在の資本および議決権の所有割合は、以下の通りである。

クレディ・アグリコル・CIBの株主	2020年6月30日 現在の株式数	資本に占める 割合	議決権の 所有割合
クレディ・アグリコル・エス・エー	283,037,792	97.33%	97.33%
SACAMデヴェロップモン ¹	6,485,666	2.23%	2.23%
デルフィナンス ²	1,277,888	0.44%	0.44%

合計	290,801,346	100%	100%
----	-------------	------	------

- ¹ クレディ・アグリコル・グループが所有している。
- ² クレディ・アグリコル・エス・エー・グループが所有している。

2020年6月30日現在のクレディ・アグリコル・CIBの株式資本は7,851,636千ユーロであり、普通株式290,801,346株、額面価額27ユーロ(全額払込済み)から構成されている。

1株当たり利益

	2020年6月30日	2019年12月31日
純利益 - 当社グループ持分(百万ユーロ)	672	1,553
劣後および超劣後債務に帰属する純利益(百万ユーロ)	(135)	(257)
普通株式に帰属する純利益(百万ユーロ)	537	1,296
期中加重平均発行済普通株式数	290,801,346	290,801,346
希薄化後1株当たり利益の計算に使用された加重平均普通株式数	290,801,346	290,801,346
基本的1株当たり利益(ユーロ)	1.85	4.46
継続事業の1株当たり利益(ユーロ)	1.85	4.46
非継続事業の1株当たり利益(ユーロ)		
希薄化後1株当たり利益(ユーロ)	1.85	4.46
継続事業の希薄化後1株当たり利益(ユーロ)	1.85	4.46
非継続事業の希薄化後1株当たり利益(ユーロ)		

劣後および超劣後債務に帰属する純利益は、その他ティア1である劣後債務および超劣後債務の発行に係る発行費および利息相当額である。2020年度上半期の当該金額は-135百万ユーロである。

配当金

配当年度	配当額 百万ユーロ
2015年度	899
2016年度	983
2017年度	1,236
2018年度	489
2019年度	512

2020年5月4日開催の定時株主総会において、2019年度の配当額を511,810,368.96ユーロとする決議が行われた。

無期限金融商品

非支配持分に影響を与える無期限劣後および超劣後金融商品の増減は、以下の通りである。

発行日	通貨	2019年12月31日 現在 外貨建金額	一部買戻 および償還	2020年6月30日現在 外貨建金額	当初レートによる ユーロ建金額
		単位:百万発行通貨			百万ユーロ
2015年11月16日	ユーロ	1,800		1,800	1,800
2016年6月9日	米ドル	720		720	641
2018年6月27日	ユーロ	500		500	500
2018年9月19日	ユーロ	500		500	500
2019年2月26日	米ドル	470		470	418
2019年6月18日	ユーロ	300		300	300
2020年1月27日	ユーロ			500	500
合計		4,290		4,790	4,659

当社グループの資本に影響を与える無期限劣後および無期限超劣後金融商品の増減は、以下の通りである。

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
無期限超劣後債務		
剰余金に認識した利息支払額	(135)	(257)
純利益に認識した劣後債保有者への利息支払額に係る税金軽減額	43	88

注記7:融資および保証コミットメントならびにその他の保証

融資および保証コミットメントならびにその他の保証には、非継続事業が含まれている。

コミットメントの供与および受入

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
コミットメントの供与	184,990	171,862
融資コミットメント	118,393	113,769
金融機関に供与したコミットメント	8,940	8,520
顧客に供与したコミットメント	109,453	105,249
確約信用状	102,317	95,584
荷為替信用状	2,217	3,717
その他の確約信用状	100,100	91,867
顧客に供与したその他のコミットメント	7,136	9,665
保証コミットメント	50,366	53,328
金融機関に供与したコミットメント	5,701	6,857
確約荷為替信用状	2,067	3,053
その他	3,634	3,804
顧客に供与したコミットメント	44,665	46,471
不動産保証	1,779	2,151
顧客に対するその他の保証	42,886	44,320
証券に関するコミットメント	16,231	4,765
引渡義務のある証券	16,231	4,765
コミットメントの受入	196,927	175,790
融資コミットメント	8,801	4,087
金融機関から受け入れたコミットメント	7,873	3,771
顧客から受け入れたコミットメント	928	316
保証コミットメント	172,599	167,147
金融機関から受け入れたコミットメント	6,320	6,976
顧客から受け入れたコミットメント	166,279	160,171
政府機関または類似機関から受け入れた保証 ¹	26,049	25,313
その他の保証の受入	140,230	134,858
証券に関するコミットメント	15,527	4,556
受入義務のある証券	15,527	4,556

¹ 2020年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBIは、Covid-19に起因する健康危機による経済支援策の一環として、国家保証融資(PGE)を実施しており、フランス国家から保証コミットメント16億ユーロを受けている。

担保差入および担保受入金融商品

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
担保として差し入れた金融資産の帳簿価額(譲渡資産を含む)		
リファイナンス機関(フランス銀行、CRH等)に差し入れた有価証券および債権	56,653	45,934

貸付有価証券	176	615
市場取引に係る保証金	29,624	23,372
その他の保証金		
買戻条件付売却有価証券	92,243	77,580
担保として差し入れた金融資産の帳簿価額合計	178,696	147,501
担保として受領した金融資産の帳簿価額		
その他の保証金		
再担保可能な担保および再担保として受領した商品の公正価値		
借入有価証券	5	4
売戻条件付買入有価証券	125,376	121,730
空売り有価証券	30,913	33,468
再担保可能な担保および再担保として受領した商品の公正価値合計	156,294	155,203

債権の担保差入

クレディ・アグリコル・CIBは、2020年度上半期に、クレディ・アグリコル・エス・エーを通じリファイナンスの一環として、フランス銀行に対して債権39億ユーロ(2019年度:693百万ユーロ)を担保として差し入れた。

2020年6月30日現在、クレディ・アグリコル・CIBは、フランス銀行から受け入れたリファイナンスを利用していない。

保有担保

保有担保および信用補完の大部分は、担保資産の質を問わず、受け入れたモーゲージ、担保および保証金である。

保有担保およびクレディ・アグリコル・CIB・グループが担保として受け入れた資産のうち、売却または再担保が可能なものは、2020年6月30日現在156十億ユーロ、2019年12月31日現在155十億ユーロであった。これらは主に、買戻契約に関連するものであった。

当社グループの方針では、差し押さえた担保は可能な限り速やかに処分する。クレディ・アグリコル・CIBは、2020年6月30日現在および2019年12月31日現在いずれにおいてもそのような資産を保有していなかった。

[次へ](#)

注記8:金融商品の分類変更

クレディ・アグリコル・CIBが採用する原則

分類変更は、社内外における変更(すなわち、当社の事業に関連する重大な変更)の結果として、クレディ・アグリコル・CIBの業務執行陣の判断により稀な状況においてのみ行っている。

クレディ・アグリコル・CIBが行った分類変更

クレディ・アグリコル・CIBグループは、2020年度にIFRS第9号第4.4.1項に基づく分類変更を行っていない。

注記9:金融商品の公正価値

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却することで受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。

公正価値は出口価格(出口価格の概念)に基づいている。

以下の公正価値は、観察可能な市場データを優先的に使用した報告日現在の見積額である。それらは、翌期以降において市況の変化やその他の要因により変動する可能性がある。

算定結果は最善の見積りを示しており、多くの仮定に基づいている。市場参加者は経済的利益が最大になるように行動することが想定されている。

モデルに不確実性が存在する限り、以下の公正価値が関連する金融商品の実際の売却時または直近の決済で実現しない可能性がある。

金融資産および金融負債の公正価値ヒエラルキーは、IFRS第13号の規定に準拠して、評価に使用されたインプットの観察可能性に関する一般的な基準に従い区分されている。

レベル1は、活発な市場における相場価格のある金融資産および金融負債の公正価値が該当する。

レベル2は、観察可能なインプットを用いる金融資産および金融負債の公正価値が該当する。これには、特に、金利リスクまたは信用リスク(クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の価格に基づき再評価できる場合)に関連したパラメータが含まれる。また、活発な市場の相場のある原資産を有する売却および買戻条件付契約も、要求払の特徴を有する金融資産および金融負債と同様に、無調整の償却原価で公正価値が測定され、ヒエラルキーのレベル2に含まれる。

レベル3は、評価に市場で観察可能でないパラメータのみ、または重大な一部につき観察可能でないパラメータを用いた金融商品の公正価値が該当する。

パラメータが観察可能でないと判断されるのは、市場情報が利用可能でない場合、または利用可能な市場情報が十分ではないと考えられる場合である。これに該当するかは専門家の判断が必要となる場合がある。検証する情報としては、実際に成立した取引、確定値または気配値、市場のコンセンサスに基づく情報が挙げられる。

市場の価値が帳簿価額に近似する場合があります、特に以下の場合が該当する。

- ・ 変動利付資産または負債で、その金利が市場金利に応じて頻繁に調整されるため、金利の変動が公正価値に重要な影響を及ぼさないもの
- ・ 償還価額が市場の価値に近似すると考えられる短期の資産または負債
- ・ 公的に価格が固定されている規制市場で取引されている商品
- ・ 要求払資産または負債

9.1 償却原価で測定している金融資産および金融負債の公正価値

以下の金額には経過勘定が含まれており、減損控除後である。

貸借対照表上償却原価で測定している金融資産の公正価値評価額

百万ユーロ	2020年6月30日 現在の貸借 対照表価額	2020年6月30日 現在の公正価値	同一商品の 活発な市場に おける相場 価格： レベル1	観察可能な データに基づく 評価額： レベル2	観察可能 でないデータ に基づく 評価額： レベル3
貸借対照表上公正価値で測定されて いない負債性金融商品					
貸出金および債権	173,537	173,493		24,957	148,536
金融機関に対する貸出金および債権	20,198	20,162		19,805	357
銀行間預け金およびコールローン	4,797	4,797		4,797	
預け金およびタームローン	14,711	14,674		14,317	357
担保として受領した有価証券					
売戻条件付買入有価証券	690	691		691	
劣後ローン					
その他の貸出金および債権					
顧客に対する貸出金および債権	153,339	153,331		5,152	148,179
営業債権	14,571	14,584			14,584
顧客に対するその他の貸出金	132,978	132,962			132,962
担保として受領した有価証券					
売戻条件付買入有価証券	636	637		326	311
劣後ローン	40	40			40
短期前払金 - 関連会社	137	137			137
当座勘定 - 借方	4,977	4,971		4,826	145
負債性証券	38,896	38,939	19,088	4,345	15,506
短期国債および類似商品	8,181	8,202	8,202		
債券およびその他の固定利付証券	30,715	30,737	10,886	4,345	15,506
公正価値を開示した金融資産合計	212,433	212,432	19,088	29,302	164,042

百万ユーロ	2019年12月31日 現在の貸借 対照表価額	2019年12月31日 現在の公正価値	同一商品の 活発な市場に おける相場 価格： レベル1	観察可能な データに基づく 評価額： レベル2	観察可能 でないデータに基 づく 評価額： レベル3
貸借対照表上公正価値で測定されて いない負債性金融商品					
貸出金および債権	159,860	160,576		20,825	139,751
金融機関に対する貸出金および債権	15,996	16,019		15,622	397
銀行間預け金およびコールローン	2,946	2,948		2,932	16
預け金およびタームローン	12,395	12,409		12,028	381
担保として受領した有価証券					
売戻条件付買入有価証券	641	647		647	
劣後ローン					
その他の貸出金および債権	14	15		15	
顧客に対する貸出金および債権	143,864	144,557		5,203	139,354
営業債権	17,853	17,904			17,904
顧客に対するその他の貸出金	120,457	121,093			121,093
担保として受領した有価証券					
売戻条件付買入有価証券	474	475		475	
劣後ローン	40	40			40
短期前払金 - 関連会社	134	134			134
当座勘定 - 借方	4,906	4,911		4,728	183
負債性証券	37,580	37,680	18,198	1,665	17,817
短期国債および類似商品	7,898	7,939	7,939		
債券およびその他の固定利付証券	29,682	29,741	10,259	1,665	17,817
公正価値を開示した金融資産合計	197,440	198,256	18,198	22,490	157,568

貸借対照表上償却原価で測定している金融負債の公正価値評価額

百万ユーロ	2020年6月30日 現在の貸借 対照表価額	2020年6月30日 現在の公正価値	同一商品の 活発な市場に おける相場 価格： レベル1	観察可能な データに基づく 評価額： レベル2	観察可能 でないデータ に基づく 評価額： レベル3
貸借対照表上公正価値で測定されて いない金融負債					
金融機関に対する債務	71,471	71,471		71,471	
銀行間預金およびコールマネー	4,647	4,647		4,647	
預金およびタームローン	60,874	60,874		60,874	
預り担保有価証券					
買戻条件付売却有価証券	5,950	5,950		5,950	
顧客に対する債務	153,449	153,449		153,335	114
当座勘定 - 貸方	70,206	70,206		70,206	
特別貯蓄勘定	142	142		141	
顧客に対するその他の債務	82,191	82,191		82,169	23
買戻条件付売却有価証券	910	910		819	91
発行債券	51,858	51,835		51,835	

劣後債務	4,518	4,518	4,518	
公正価値を開示した金融負債合計	281,296	281,273	281,159	114

百万ユーロ	2019年12月31日 現在の貸借 対照表価額	2019年12月31日 現在の公正価値	同一商品の 活発な市場に おける相場 価格： レベル1	観察可能な データに基づく 評価額： レベル2	観察可能 でないデータ に基づく 評価額： レベル3
貸借対照表上公正価値で測定されて いない金融負債					
金融機関に対する債務	44,646	44,646		44,614	32
銀行間預金およびコールマネー	5,822	5,822		5,822	
預金およびタームローン	37,184	37,184		37,152	32
預り担保有価証券					
買戻条件付売却有価証券	1,640	1,640		1,640	
顧客に対する債務	133,352	133,352		133,199	153
当座勘定 - 貸方	49,896	49,896		49,896	
特別貯蓄勘定	152	152			152
顧客に対するその他の債務	82,620	82,620		82,619	1
買戻条件付売却有価証券	684	684		684	
発行債券	57,291	57,305		57,305	
劣後債務	4,982	4,982		4,982	
公正価値を開示した金融負債合計	240,271	240,285		240,100	185

9.2 公正価値で測定している金融商品に関する情報

評価方法

市場取引の評価は、評価システムにより行われ、市場取引の担当者から独立したリスク管理部門直属のチームがその検証を行っている。

この評価は以下を用いて行われている。

- ・ 独立した情報源から入手した価格またはインプット、および/または市場リスク部門が入手可能な一連の情報(価格算定業者、市場のコンセンサス・データおよびブローカーのデータ等)を使用して評価した価格またはインプット
- ・ 市場リスク部門のクオンツチームが検証したモデル

各金融商品に関して行われる評価は、市場評価額の仲値であり、これには市場動向、銀行の総エクスポージャー、市場流動性および契約相手先の質は考慮されていない。また、これらの要素および使用したモデルまたはインプットに固有の潜在的な不確実性を織り込むために、市場評価額に対する調整が行われる。

主な評価調整の種類は以下の通りである。

時価評価に関する調整:この調整は、内部評価モデルおよび関連するインプットを使用して入手した商品の市場評価額の仲値と、外部の情報または市場のコンセンサス・データから入手した当該商品の評価額との潜在的な差異を調整することを目的として行われる。この調整はプラスにもマイナスにもなり得る。

ビッド・アスク調整:この調整は、ポジションを戻す際の価格を反映するために、対象となる金融商品に関してビッド・アスク・スプレッドを評価額に織り込むために行われる。この調整は常にマイナスとなる。

不確実性に関する調整:市場参加者が考慮するリスク・プレミアムを織り込む。この調整は常にマイナスとなる。

- ・ インプットの不確実性に関する調整:この調整は、使用する1つまたは複数のインプットに不確実性が存在し得ることを商品の評価額に織り込むために行われる。
- ・ モデルの不確実性に関する調整:この調整は、使用するモデルの選択に不確実性が存在し得ることを商品の評価額に織り込むために行われる。

さらに、IFRS第13号「公正価値測定」に従い、クレディ・アグリコル・CIB(CACIB)では店頭デリバティブ(店頭取引)の公正価値の計算に、以下に関連する様々な調整を織り込んでいる。

- ・ 債務不履行リスクまたは信用度(信用評価調整/債務評価調整)
- ・ 将来の調達コストおよび便益(調達評価調整)
- ・ 担保に関する流動性リスク(流動性評価調整)

CVA調整

CVA(信用評価調整)は、店頭デリバティブの価値に、契約相手先の債務不履行リスク(債務不履行または信用度の悪化が生じた場合に期限までに債務が支払われないリスク)の市場価値を織り込むための時価評価調整である。この調整は、デフォルト率およびデフォルト時損失率で加重した、トレーディング・ポートフォリオのプラスの将来エクスポージャー(ネットティング契約および担保契約が存在する場合にはそれらを考慮)を基に、契約相手先ごとに計算する。

このCVAの見積方法では、市場価格データを最大限用いる(優先的に上場CDS、存在する場合には上場CDSのプロキシ、または十分な流動性があると判断される場合にはその他の信用商品からデフォルト率を直接控除)。この調整は常にマイナスとなり、ポートフォリオ内の店頭デリバティブ資産の公正価値を減額することになる。

DVA調整

DVA(債務評価調整)は、完全担保の店頭デリバティブの価値に、自己の債務不履行リスク(CACIBが債務不履行またはCACIBの信用度が悪化した場合に、契約相手先が晒される可能性のある損失)の市場価値を織り込むための時価評価調整である。この調整は、(CASAの)デフォルト率およびデフォルト時損失率で加重したトレーディング・ポートフォリオのマイナスの将来エクスポージャーを基に、担保契約の種類ごとに計算する。

この方法では、市場価格データを最大限用いる(デフォルト率の算定にCASAのCDSを使用)。この調整は常にプラスとなり、ポートフォリオ内の店頭デリバティブ負債の公正価値を減額することになる。

FVA調整

FVA(調達評価調整)は、無担保または部分担保の店頭デリバティブの公正価値に、ALM(資産負債管理)コストに基づいた追加的な将来の調達コストおよび便益を織り込むための時価評価調整である。この調整は、ALM調達スプレッドで加重したトレーディング・ポートフォリオの将来エクスポージャー(ネットティング契約および担保契約が存在する場合にはそれらを考慮)を基に、契約相手先ごとに計算する。

「中央清算機関を通じて清算される(cleared)」デリバティブの範囲におけるFVA調整(IMVA(当初証拠金価値評価調整)とも言われる。)の計算は、デリバティブの主要清算機関にポートフォリオの満期まで差し入れる当初証拠金の将来の調達コストおよび利得を織り込むために行う。

LVA調整

LVA(流動性評価調整)は、CSA(クレジット・サポート・アネックス)を締結している契約相手先に対する担保による支払が行われない可能性およびCSAに係る標準的でない手数料を織り込むための、プラスまたはマイナスの評価調整である。

このように、LVAは追加的な流動性コストによる利得または損失を織り込むために行うものであり、CSAを締結している店頭デリバティブを対象に計算する。

評価モデルによる公正価値で測定している金融商品の内訳

以下の金額には経過勘定が含まれており、減損控除後である。

公正価値で測定している金融資産

百万ユーロ	2020年 6月30日現在	同一商品の活発 な市場における 相場価格： レベル1	観察可能な データに基づく 評価額： レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額： レベル3
売買目的保有金融資産	287,751	29,187	250,899	7,665
金融機関に対する債権				
顧客に対する債権	1,614			1,614
売却条件付買入有価証券	110,386		107,146	3,240
担保として受領した有価証券				
売買目的有価証券	31,117	29,182	1,167	768
短期国債および類似商品	18,913	18,142	771	
債券およびその他の固定利付証券	5,825	5,290	394	141
OPCVM				
株式およびその他の変動利付証券	6,379	5,750	2	627
デリバティブ	144,634	5	142,586	2,043
純損益を通じて公正価値で測定するその他の 金融資産	426	222	16	188
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	351	187	11	153
株式およびその他の変動利付証券	212	187	11	14
非連結会社に対する参加持分	139			139
SPPI要件を満たさない負債性金融商品	75	35	5	35
金融機関に対する債権				
顧客に対する債権	26			26
負債性証券	49	35	5	9
短期国債および類似商品	2			2
債券およびその他の固定利付証券	23	16		7
OPCVM	24	19	5	
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 した金融資産				
金融機関に対する債権				
顧客に対する債権				
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 した有価証券				
短期国債および類似商品				
債券およびその他の固定利付証券				
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	10,917	10,598	110	209
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値 で測定する資本性金融商品	641	432		209
株式およびその他の変動利付証券	364	328		36
非連結会社に対する参加持分	277	104		173

資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	10,276	10,166	110	
金融機関に対する債権				
顧客に対する債権				
負債性証券	10,276	10,166	110	
短期国債および類似商品	2,299	2,299		
債券およびその他の固定利付証券	7,977	7,867	110	
ヘッジ手段であるデリバティブ	1,814		1,814	
公正価値で測定されている金融資産合計	300,908	40,007	252,839	8,062
レベル1からの振替：同一商品の活発な市場における相場価格	1,735		1,735	
レベル2からの振替：観察可能なデータに基づく評価額	727	618		109
レベル3からの振替：観察可能でないデータに基づく評価額	380		380	
各レベルへの振替額合計	2,842	618	2,115	109

レベル1からレベル2への振替には、主に株式を原資産とする上場オプションが含まれている。

レベル2からレベル1への振替には、主に負債性証券が含まれている。

レベル2からレベル3への振替には、主に金融機関に対する売戻条件付買入有価証券および売買目的保有のデリバティブが含まれている。

レベル3からレベル2への振替には、主に金融機関に対する売戻条件付買入有価証券および売買目的保有のデリバティブが含まれている。複数のポジションが観察可能になったことによる。

百万ユーロ	2019年 12月31日現在	同一商品の活発 な市場における 相場価格： レベル1	観察可能な データに基づく 評価額： レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額： レベル3
売買目的保有金融資産	249,068	23,558	219,745	5,765
金融機関に対する債権	61		61	
顧客に対する債権	893			893
売戻条件付買入有価証券	105,486		103,287	2,199
担保として受領した有価証券				
売買目的有価証券	25,299	22,782	1,757	760
短期国債および類似商品	13,601	12,478	1,122	1
債券およびその他の固定利付証券	4,754	3,956	633	165
OPCVM	43	43		
株式およびその他の変動利付証券	6,901	6,305	2	594
デリバティブ	117,329	776	114,640	1,913
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	722	203	18	501
純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	359	180	13	166
株式およびその他の変動利付証券	213	180	13	20
非連結会社に対する参加持分	146			146
SPPI要件を満たさない負債性金融商品	363	23	5	335
金融機関に対する債権				
顧客に対する債権	325			325
負債性証券	38	23	5	10
短期国債および類似商品	2			2

債券およびその他の固定利付証券	27	19		8
OPCVM	9	4	5	
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産				
金融機関に対する債権				
顧客に対する債権				
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した有価証券				
短期国債および類似商品				
債券およびその他の固定利付証券				
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	9,641	9,304	110	227
資本(純損益に振り替えられない)を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	758	551		207
株式およびその他の変動利付証券	476	441		35
非連結会社に対する参加持分	282	110		172
資本(純損益に振り替えられる)を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	8,883	8,753	110	20
金融機関に対する債権				
顧客に対する債権				
負債性証券	8,884	8,754	110	20
短期国債および類似商品	2,065	2,065		
債券およびその他の固定利付証券	6,819	6,689	110	20
ヘッジ手段であるデリバティブ	1,550		1,550	
公正価値で測定されている金融資産合計	260,981	33,065	221,423	6,493
レベル1からの振替：同一商品の活発な市場における相場価格	4,474		4,368	106
レベル2からの振替：観察可能なデータに基づく評価額	1,819	112		1,707
レベル3からの振替：観察可能でないデータに基づく評価額	1,894	72	1,822	
各レベルへの振替額合計	8,187	184	6,190	1,813

レベル1からレベル2への振替には、取引所デリバティブから店頭デリバティブへの区分の変更が含まれている。

レベル1からレベル3への振替には、債券およびその他の固定利付証券が含まれている。

レベル2からレベル1への振替には、主に短期国債、ならびに債券およびその他の固定利付証券が含まれている。

レベル2からレベル3への振替には、主に金融機関に対する売戻条件付買入有価証券および金利スワップが含まれている。

レベル3からレベル1への振替には、主に短期国債が含まれている。

レベル3からレベル2への振替には、主に顧客に対する売戻条件付買入有価証券および売買目的デリバティブが含まれている。うち、-3億ユーロは、デリバティブについて観察可能性のマッピングを見直したことに関連している。

公正価値で測定している金融負債

百万ユーロ	2020年 6月30日現在	同一商品の活発な 市場における 相場価格： レベル1	観察可能な データに基づく 評価額： レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額： レベル3
売買目的保有金融負債	259,230	30,726	226,664	1,840
空売り有価証券	30,918	30,703	215	

買戻条件付売却有価証券	85,357		84,367	990
発行債券				
金融機関に対する債務				
顧客に対する債務				
デリバティブ	142,955	23	142,082	850
純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定した金融負債	26,295		18,455	7,840
ヘッジ手段であるデリバティブ	1,886		1,886	
公正価値で測定されている金融負債合計	287,411	30,726	247,005	9,680
レベル1からの振替：同一商品の活発な市場における相場価格	1,304		1,304	
レベル2からの振替：観察可能なデータに基づく評価額	1,476			1,476
レベル3からの振替：観察可能でないデータに基づく評価額	310		310	
各レベルへの振替額合計	3,090		1,614	1,476

レベル1からレベル2への振替には、主に株式を原資産とする上場オプションが含まれている。

上記の金融負債のレベル3への、およびレベル3からの振替は、主に純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定した金融負債のマッピングの変更に関連している。

百万ユーロ	2019年 12月31日現在	同一商品の活発な 市場における 相場価格： レベル1	観察可能な データに基づく 評価額： レベル2	観察可能でない データに基づく 評価額： レベル3
売買目的保有金融負債	224,788	33,908	189,233	1,648
空売り有価証券	33,472	33,259	213	1
買戻条件付売却有価証券	75,240		74,320	920
発行債券	54		54	
金融機関に対する債務				
顧客に対する債務				
デリバティブ	116,022	649	114,646	727
純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定した金融負債	29,987		22,471	7,515
ヘッジ手段であるデリバティブ	1,334		1,334	
公正価値で測定されている金融負債合計	256,109	33,908	213,038	9,163
レベル1からの振替：同一商品の活発な市場における相場価格	4,024		4,024	
レベル2からの振替：観察可能なデータに基づく評価額	639	34		605
レベル3からの振替：観察可能でないデータに基づく評価額	4,917	241	4,676	
各レベルへの振替額合計	9,580	275	8,700	605

レベル1からレベル2への振替には、取引所デリバティブから店頭デリバティブへの区分の変更が含まれている。

レベル2からレベル1への振替には、空売り有価証券が含まれている。

レベル2からレベル3への振替には、主に金融機関に対する買戻条件付売却有価証券が含まれている。

レベル3からレベル1への振替には、主に短期国債の空売りが含まれている。

レベル3からレベル2への振替には、主に顧客に対する買戻条件付売却有価証券、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した譲渡可能負債性証券、および売買目的デリバティブが含まれている。デリバティ

ブおよび公正価値オプションを適用している負債について観察可能性のマッピングを見直したことによる金額は、-21億ユーロである。

レベル1に分類された金融商品

レベル1は、原資産(金利、為替、貴金属、主要な株価指数)を問わず、組織的な市場で取引されているすべてのデリバティブ(オプション、先物など)、および活発な市場の相場のある株式および債券から構成される。

市場が活発であるとみなされるのは、相場価格が取引所、ブローカー、ディーラー、価格算定業者または規制機関から容易かつ定期的に入手可能な場合であり、相場価格は正常な競争状態にある市場で通常行われる実際の取引を表している。

社債、政府債および政府機関債のうち、独立した情報源から入手した価格に基づき評価され、その評価額が定期的に更新されるものは、レベル1に分類される。これには、ソブリン債、政府機関債および社債の大部分が含まれる。上場されていないものは、レベル3に分類される。

レベル2に分類された金融商品

レベル2として会計処理された主な金融商品は、以下の通りである。

・公正価値で測定するものとして指定した負債

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債は、その組込デリバティブがレベル2に属すると考えられる場合、レベル2に分類される。

・店頭デリバティブ

レベル2に分類される主な店頭デリバティブは、観察可能と考えられるインプットを使用して評価されており、その評価技法がモデル・リスクに対する重要なエクスポージャーを生じさせないものである。

したがって、レベル2には主に以下が含まれる。

- ・ 金利スワップ、通貨スワップおよび先物為替契約などの線形デリバティブ。これらは、直接的に観察可能なインプット(為替レート、金利)または観察可能な市場価格(通貨スワップ)から算出されるインプットのいずれかに基づき、市場で広く用いられる単純なモデルを使用して評価される。
- ・ デジタルオプションを含む、キャップ、フロア、スワップション、通貨オプション、エクイティ・オプションおよびクレジット・デフォルト・スワップなどの非線形バニラ商品。これらは、直接的に観察可能なインプット(為替レート、金利、株価)または観察可能な市場価格から算出し得るインプット(ボラティリティ)のいずれかに基づき、市場で広く用いられる単純なモデルを使用して評価される。
- ・ キャンセラブル・スワップ、主要通貨の通貨バスケットなどの単一の前資産を有する単純なエキゾチック商品。これらの商品は、やや複雑だが市場で広く使用されるモデルを使用して評価される。重大な評価パラメータは観察可能である。価格は市場で観察可能であるが、主にブローカー価格および市場のコンセンサス(入手可能な場合)であり、これにより内部評価の裏付けが可能となる。
- ・ 活発でないとみなされる市場で取引され、独立の評価額が入手可能な有価証券、上場株式オプション、および株式先物

レベル3に分類された金融商品

レベル3に分類された金融商品とは、レベル1およびレベル2に分類するための条件を満たさないものである。つまり、主にモデル・リスクが高いか、評価に重要な観察可能でないインプットの使用が必要となる金融商品である。

レベル3に分類された新たな取引の初日利得は、当初認識時には繰り延べる。初日利得は、インプットが観察可能でない期間にわたり配分する方法で、またはインプットが観察可能になった時点で一括して純損益に認識する。

したがって、レベル3には主に以下が含まれる。

・有価証券

レベル3の有価証券は、主に以下の通りである。

- 非上場株式または独立した評価額が入手可能でない債券
- 独立した相場の気配値があるが必ずしも実行可能でないABSおよびCLO
- 市場が活発であることを示していないABS、CLO、CDOのスーパーシニアおよびメザニン・トランシェ

・純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債は、その組込デリバティブがレベル3に分類され
ると考えられる場合、レベル3に分類される。

・店頭デリバティブ

観察可能でない商品に含まれるのは、重要なモデル・リスク・エクスポージャーに晒されているか、観察可
能でないと判断されるパラメータを用いた複雑な金融商品である。

これらの方針はすべて、当該3つのレベル(各商品、通貨、および満期に応じて選択した区分)に基づいた観察
可能性のマッピングの際に適用している。

主に以下がレベル3に分類される。

- ・ 線形の金利商品または為替商品で、主要通貨の場合満期が非常に長期、新興国通貨の場合満期がより短
期の商品。対象取引およびその原資産の満期によっては、レボ取引がこれに該当する。
- ・ 非線形の金利商品または為替商品(主要通貨の場合満期が非常に長期、新興国通貨の場合満期がより短期
の商品)。
- ・ 以下の複雑なデリバティブ
 - 一定のエクイティ・デリバティブ。すなわち、十分な市場のないオプション、満期が非常に長期のオ
プション、またはその評価額が異なる原株式間の観察可能でない相関の影響を受ける商品
 - 2つの金利差を基礎とする一定のエキゾチック金利商品(金利差に基づく仕組商品、または金利間の相
関が観察可能でない商品)
 - 指標(Euribor、CMSスプレッド)の満期までのボラティリティを基礎とする一定の商品。これらの商品
は重要なモデル・リスクを有し、流動性が低く評価パラメータを定期的かつ正確に見積ることができ
ないため、観察可能でないとみなされる。
 - 早期償還率に対するエクスポージャーを生じさせる証券化スワップ。早期償還率は、類似のポート
フォリオの過去のデータに基づいて算定される。
 - パワー・リバース・デュアル・カレンシー債などの金利/為替の長期混合商品または原資産が通貨バ
スケットである商品。金利と通貨間および2つの金利間の相関パラメータは、過去のデータに基づい
た内部手法を用いて算定される。結果は、手法全体に一貫性があることを確かめるために、市場のコ
ンセンサス・データと照合される。
 - 複数のリスククラス(金利、信用、為替、インフレーション、および株式)間の相関に対するエク
スポージャーを生じさせる複数の原資産をもつ商品
 - 企業の信用バスケットに基づくCDO。現在はこれらのCDOに重要性はない。

[次へ](#)

レベル3の公正価値で測定している金融商品の残高の変動

レベル3の公正価値で測定している金融資産

百万ユーロ	売買目的保有金融資産									純損益を通じて公正価値で測定する その他の金融資産				資本を通じて公正価値で測定する金融資産					
	売買目的保有有価証券									純損益を通じて公正 価値で測定する 資本性金融商品				SPPⅠ要件を満たさない 負債性金融商品			資本(純損益に振り替 えられない)を 通じて 公正価値で 測定する		
																	資本性金融商品		
																	負債性証券		
	レベル3 の公正価 値で測定 している 金融資産	顧客に 対する 債権	売却条件 付買入有 価証券	短期国債 および 類似商品	債券 および その他の 固定利付 証券	株式 および その他の 変動利付 証券	売買目的 保有 有価証券	デリバ ティブ	株式 および その他の 変動利付 証券	非連結 会社に 対する 参加持分	顧客に 対する 債権	短期国債 および 類似商品	債券 および その他の 固定利付 証券	負債性 証券	株式 および その他の 変動利付 証券	非連結 会社に 対する 参加持分	短期国債 および 類似商品	債券 および その他の 固定利付 証券	負債性 証券
期首残高 (2020年1月1日)	6,493	893	2,199	1	165	594	760	1,913	20	146	325	2	8	10	35	172		20	20
当期間の利得/ 損失合計 ¹	(4)	(31)	38		(16)	31	15	11	(6)	(1)	(8)		1	1	(2)	(1)		(20)	(20)
純損益計上額	11	(16)	27		(16)	31	15	11	(6)	(1)			1	1				(20)	(20)
資本計上額	(15)	(15)	11								(8)				(2)	(1)			
購入	2,656	1,065	1,360		6	2	8	213	1						3	6			
売却	(597)	(578)							(1)	(6)	(7)		(1)	(1)		(4)			
発行																			
決済	(215)	(10)	(182)	(1)	(6)		(7)	(11)			(5)								
分類変更		279									(279)								
範囲の変更																			
振替	(271)	(5)	(175)		(8)		(8)	(83)											
レベル3への振替	109		76					33											
レベル3からの振替	(380)	(5)	(251)		(8)		(8)	(116)											
期末残高 (2020年6月30日)	8,062	1,613	3,240		141	627	768	2,043	14	139	26	2	7	10	36	173			

¹ この残高には、以下の金額の通り、期末日現在の貸借対照表上の保有資産から生じた当期間の利得および損失が含まれている。

純損益計上額	10
資本計上額	3

[次へ](#)

レベル3の公正価値で測定している金融負債

百万ユーロ	売買目的保有金融負債							純損益を 通じて 公正価値で 測定するもの として指定し た金融負債	ヘッジ手段 である デリバ ティブ
	合計	空売り 有価 証券	買戻条件付 売却 有価証券	発行 債券	金融機関に 対する債務	顧客に 対する債務	デリバ ティブ		
期首残高(2020年1月1日)	9,163	1	920				727	7,515	
当期間の利得/損失合計 ¹	(337)	1	(58)				73	(353)	
純損益計上額	(336)	1	(58)				74	(353)	
資本計上額	(1)						(1)		
購入	78		48				30		
売却									
発行	1,281							1,281	
決済	(1,671)	(2)					(72)	(1,597)	
分類変更									
範囲の変更									
振替	1,166		80				92	994	
レベル3への振替	1,476		80				138	1,258	
レベル3からの振替	(310)						(46)	(264)	
期末残高(2020年6月30日)	9,680		990				850	7,840	

¹ この残高には、以下の金額の通り、期末日現在の貸借対照表上の保有負債から生じた当期間の利得および損失が含まれている。

期末日現在の貸借対照表上のレベル3の保有負債から生じた当期間の利得/損失	(336)
純損益計上額	(336)
資本計上額	0

売買目的保有金融商品、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品、およびデリバティブに係る利得および損失の純損益への認識額は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)」に計上している。資本を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得および損失の純損益への認識額は、「資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得/(損失)」に計上している。

9.3 初日利得を考慮に入れた影響の判定

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
1月1日現在の繰延利得	66	61
期中の新たな取引により生じた繰延利得	40	36
期中に純損益に認識された金額		
償却、および解約/償還/期限切れ取引	(28)	(24)
インセンティブ制度および利益分配		
期中に観察可能となったパラメータまたは商品による影響		(7)
期末現在の繰延利得	78	66

レベル3の公正価値に該当する市場取引に係る初日利得は、貸借対照表上繰り延べ、時の経過に応じてまたは観察可能でなかったパラメータが観察可能になった時点で、純損益に認識している。

注記10:2020年6月30日現在の連結の範囲

2020年6月30日現在の連結の範囲の詳細は、以下の通りである。

クレディ・アグリコル・CIB・グループ の 連結の範囲	(a)	国	本店 所在地 (左記と異 なる場合)	企業形態 および 支配状況(b)	2020年 6月30日 現在の 連結方法	支配割合(%)		持分割合(%)	
						2020年 6月30日	2019年 12月31日	2020年 6月30日	2019年 12月31日
親会社およびその支店									
クレディ・アグリコル・CIB・エス・エー		フランス		親会社	親会社	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(ドバイ)		アラブ首長 国連邦	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(ドバイ DIFC)		アラブ首長 国連邦	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(アブダビ)		アラブ首長 国連邦	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(韓国)		韓国	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(スペイン)		スペイン	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(インド)		インド	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(日本)		日本	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(シンガポール)		シンガ ポール	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(英国)		英国	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(香港)		香港	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(米国)		米国	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(台北)		台湾	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(フィンランド)		フィン ランド	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(ドイツ)		ドイツ	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(スウェーデン)		スウェーデ ン	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(イタリア)		イタリア	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(ベルギー)		ベルギー	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(マイアミ)		米国	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB(カナダ)		カナダ	フランス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
銀行および金融機関									
バンコ・クレディ・アグリコル・ブラジ ル・ エス・エー		ブラジル		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・アルジェリア ・バンク・エスピーエー		アルジェリ ア		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・オーストラリ ア・エルティーディー		オーストラ リア		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・チャイナ・ エルティーディー		中国		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・チャイナ・エ ルティーディー・中国支店		中国		支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・サービス・ プライベート・エルティーディー		インド		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・AO		ロシア		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ・ウェルス(ヨーロッパ)		ルクセンブ ルク		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ・ウェルス(ヨーロッパ・ スペイン)		スペイン	ルクセン ブルク	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00

CA・インドスエズ・ウェルス(ヨーロッパ・ベルギー)	ベルギー	ルクセンブルク	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ・ウェルス(ヨーロッパ・イタリア)	イタリア	ルクセンブルク	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ(スイス)エス・エー	スイス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ(スイス)エス・エー(香港)	香港	スイス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ(スイス)エス・エー(シンガポール)	シンガポール	スイス	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ(スイス)エス・エー・スイス支店	スイス		支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CFM・インドスエズ・ウェルス	モナコ		子会社	全部連結	70.16	70.16	68.99	68.99
CA・インドスエズ・フィナンツィアーリア・エス・エー	スイス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
UBAF	フランス		共同支配企業	持分法	47.01	47.01	47.01	47.01
UBAF(日本)	日本	フランス	共同支配企業	持分法	47.01	47.01	47.01	47.01
UBAF(韓国)	韓国	フランス	共同支配企業	持分法	47.01	47.01	47.01	47.01
UBAF(シンガポール)	シンガポール	フランス	共同支配企業	持分法	47.01	47.01	47.01	47.01
CA・インドスエズ・ウェルス(フランス)	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ・ジェスティオン	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
エステール・フィナンス・テクノロジーズ	D1 フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ・ウェルス・イタリア・エスピーエー	イタリア		子会社	全部連結	99.99	99.99	99.99	99.99
証券会社								
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ(USA)インク	米国		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ(アジア)エルティーディー	香港		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・リミテッド・ソウル支店(CASALソウル支店)	韓国		支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビーヴィ(東京)	日本	オランダ	支店	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
投資会社								
CA・インドスエズ・ウェルス(ブラジル)エス・エー DTVM	ブラジル		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
カンパニー・フランセ・ド・ラジ(CFA)	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・エア・ファイナンス・エス・エー	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビーヴィ	オランダ		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・グローバル・パートナーズ・インク	米国		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・ホールディングス・エルティーディー	英国		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ・ウェルス(グループ)	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
デュメール・ファイナンス・エスエーエス	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
フィンインベスト	フランス		子会社	全部連結	98.34	98.34	98.34	98.34
フレティレック	フランス		子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00

CFM・インドスエズ・コンセイユ・エン・インヴェステシモン		フランス	子会社	全部連結	70.16	70.16	68.99	68.99
CFM・インドスエズ・ジェスティオン		モナコ	子会社	全部連結	70.16	70.16	67.61	67.61
CFM・インドスエズ・コンセイユ・エン・インヴェステシモン・ヌメア支店		ニューカレドニア	フランス	支店	全部連結	70.16	70.16	68.99
保険								
CAIRS・アシュランス・エス・エー		フランス	子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
その他								
カリクシス・ファイナンス	S5	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	0.00	100.00	0.00	100.00
カリオペ・srl		イタリア	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CLIFAP		フランス	子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・アジア・シップ ファイナンス・エルティーディー		香港	子会社	全部連結	99.99	99.99	99.99	99.99
クレディ・アグリコル・CIB・ファイナンス (ガーンジー)エルティーディー		ガーン ジー	支配している 組成された 企業	全部連結	99.90	99.90	99.90	99.90
クレディ・アグリコル・CIB・フィナンシャル・ソリューションズ		フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	99.92	99.92	99.92	99.92
クレディ・アグリコル・CIB・グローバル・ バンキング		フランス	子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
DGAD・インターナショナル・SARL		ルクセン ブルク	子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
MERISMA		フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
サグランティノ・イタリア・srl		イタリア	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
ベネルパール		ベルギー	子会社	全部連結	100.00	100.00	97.40	97.40
フィナンシエ・デ・スカラベ		ベルギー	子会社	全部連結	100.00	100.00	98.67	98.67
ラフィナ		ベルギー	子会社	全部連結	100.00	100.00	97.74	97.74
SNGI・ベルギー		ベルギー	子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
ソコクラベク		ベルギー	子会社	全部連結	100.00	100.00	97.74	97.74
TCB		フランス	子会社	全部連結	98.70	98.70	97.40	97.40
モリエ・ファイナンス		フランス	子会社	全部連結	99.99	99.99	97.12	97.12
SNGI		フランス	子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
ソフィバック		ベルギー	子会社	全部連結	98.58	98.58	96.02	96.02
プラスモン・エ・レアリザシオン・インモ ビリエ (SNC)	S5	フランス	子会社	全部連結	0	100.00	97.40	97.40
クレディ・アグリコル・リーシング(USA) コープ		米国	子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・アメリカ・サービ シズ・インク		米国	子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
CA・インドスエズ・ウェルス(アセット・ マネジメント)		ルクセン ブルク	子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
アトランティック・アセット・セキュリ ティゼーション・エルエルシー		米国	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
LMA・エス・エー		フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00

FIC-FIDC		ブラジル	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
ヘファイストス・EUR・FCC	S1	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	0.00	100.00	0.00	0.00
ヘファイストス・GBP・FCT	S1	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	0.00	100.00	0.00	0.00
ヘファイストス・USD・FCT	S1	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	0.00	100.00	0.00	0.00
ヘファイストス・マルチデバイス・FCT		フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
ユーカリプタス・FCT		フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
パシフィック・USD・FCT		フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
シャーク・FCC		フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
ヴァルカン・EUR・FCT	S1	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	0.00	100.00	0.00	0.00
ヴァルカン・マルチデバイス・FCT	S1	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	0.00	100.00	0.00	0.00
ヴァルカン・USD・FCT	S1	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	0.00	100.00	0.00	0.00
パシフィック・EUR・FCC		フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
パシフィック・IT・FCT		フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
トリプル・P・FCC		フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
ESNI(コンパルティモン・クレディ・アグリ コル・CIB)		フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
エリプソ・ファイナンス・S.r.l		イタリア	共同 支配企業	持分法	50.00	50.00	50.00	50.00
CA-CIB ペンション・リミテッド・パート ナークシップ		英国	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
イタリアセット・ファイナンス・SRL		イタリア	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
フィナンシエール・ルミス		フランス	子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
ラファイエット・アセット・セキュリティ ゼーション・エルエルシー		米国	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
ファンドA・デ・インベスティメント・ マルチメルカード		ブラジル	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
ツバキ・オン		フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
ツバキ・オフ		フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00

アズコール	スイス	子会社	全部連結	80.00	80.00	80.00	80.00
アズコール・シンガポール支店・エス・エー	シンガポール	スイス	支店	全部連結	80.00	80.00	80.00
クレディ・アグリコル・CIB・トランザクシヨンス	フランス	子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
FCT・ラ・ルート・アヴァンス	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
スフィネール B.V.	オランダ	子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
シネフィネール B.V.	オランダ	子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
クレディ・アグリコル・CIB・ファイナンス・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	子会社	全部連結	100.00	100.00	100.00	100.00
FCT CFN DIH	フランス	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	100.00	0.00	0.00
フィックス・インカム・デリバティブズ・ストラクチャード・ファンド・ピーエルシー	E1 アイルランド	支配している 組成された 企業	全部連結	100.00	0.00	100.00	0.00

(a)連結範囲の変更

(E)は、連結の範囲に含まれたことを意味する。

E1：重要性を超えたため

E2：設立

E3：取得(支配持分を含む。)

(S)は、連結の範囲から除外されたことを意味する。

S1：事業の終了(解散、清算を含む。)

S2：グループ外部への売却または支配の喪失による連結除外

S3：重要性がないため連結除外

S4：合併または買収

S5：すべての資産および負債を譲渡

その他(D)：

D1：社名変更

D2：連結方法の変更

D3：連結の範囲に係る注記に初めて掲載された企業

D4：IFRS第5号適用企業

D5：IFRS第10号の適用により連結の範囲に含まれた企業

D6：IFRS第11号の適用による連結方法の変更

(b)企業の種類および支配の内容

F：子会社

S：支店

ESC：支配している組成された企業

Co-E：共同支配企業

Co-ES：組成された共同支配企業

OC：共同支配事業

EA：関連会社

EAS：組成された関連会社

注記11:中間会計期間末後の事象

中間会計期間末後に生じた事象はなかった。

[次へ](#)

要約中間連結財務諸表に対する法定監査人の報告書

2020年1月1日から6月30日までの期間

プライスウォーターハウスクーパース・オーディット

63ヴィリエ通り - 92208 ヌイイ・シュル・セヌ セデックス - 単純型株式会社 資本金2,510,460ユーロ

672006483 商業・会社登記簿 ナンテール

法定監査人 ヴェルサイユ地区の法人構成員

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル

ツールファースト - TSA 14444 - 92037 パリ・ラ・デファンス セデックス - 単純型株式会社 変動資本金

438476913 商業・会社登記簿 ナンテール

株主各位：

貴社定時株主総会から委任された職務の遂行により、および通貨金融法典L.451-1条2 に従い、私たちは以下を実施した。

- ・ 添付の2020年1月1日から6月30日までの期間のクレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの要約中間連結財務諸表のレビュー
- ・ 中間経営報告書に記載された情報の検証

要約中間連結財務諸表を作成する責任は取締役会にあり、要約中間連結財務諸表は2020年8月3日時点で、Covid-19に起因する危機ならびにその影響および将来見通しの把握の困難さが変化する状況において、同日現在利用可能な要素に基づき作成されている。私たちの責任は、私たちのレビューに基づき、これらの要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

1. 要約中間連結財務諸表に対する結論

私たちは、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠してレビューを行った。レビューにおいては、主として会計および財務に関する事項に責任を有する上級経営陣に対する質問、分析的手続およびその他のレビュー手続が実施される。レビューは、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続である。このため、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについての保証は監査に比べて低いものとなる。

私たちが実施したレビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、期中財務情報に関して欧州連合が採択するIFRSの基準であるIAS第34号に準拠していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

2. 特定の検証

私たちはまた、2020年8月3日付中間経営報告書に記載された情報のうち、私たちがレビューを実施した要約中間連結財務諸表に関する記載についても検証を実施した。

私たちは、当該情報の適正性および要約中間連結財務諸表との整合性に関して、報告すべき事項はない。

ヌイイ・シュル・セヌおよびパリ・ラ・デファンス、2020年8月6日

法 定 監 査 人

プライスウォーターハウスクーパース・オーディット
アニク・ショーマルタン ローラン・タベルニエ

アーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル
オリピエ・デュラン マシュー・プレシヨ

2 【その他】

(1) 後発事象

2020年6月30日現在の中間連結財務諸表の注記11に開示した事象以外に、中間会計期間末（2020年6月30日）後、半期報告書提出日（2020年9月10日）までに生じたその他の重要な事象はない。

(2) 訴訟

2020年6月30日現在、上記「第3 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載したもの以外に、当社は重要な訴訟に関与していない。

3 【フランスと日本における会計原則および会計慣行の主要な相違】

本書記載の中間連結財務諸表は、欧州連合で採択され、国際会計基準審議会により発行された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。IFRSは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）とはいくつかの点で相違しており、その主な相違は以下に要約されている。

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、親会社は、類似の状況における同様の取引および他の事象に関し、統一された会計方針を用いて、連結財務諸表を作成しなければならない。在外子会社の財務諸表は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正および組替が行われる。また、IFRS第11号「共同支配の取決め」および国際会計基準（以下「IAS」という。）第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」（2011年改訂）に基づき、関連会社または共同支配企業が類似の状況における同様の取引および事象に関して、企業とは異なる会計方針を用いている場合には、企業が持分法を適用するために関連会社または共同支配企業の財務諸表を用いる際に、関連会社または共同支配企業の会計方針を企業の会計方針に合わせるための修正を行わなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計方針は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内子会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計方針は、原則として統一する。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および

国内関連会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務諸表作成に用いる親会社およびその子会社の財務諸表は、同じ報告日としなければならない。親会社の報告期間の期末日が子会社と異なる場合、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の財務諸表と同日現在の追加的な財務諸表を作成して、親会社が子会社の財務情報を連結できるようにする。実務上不可能な場合には、親会社は子会社の直近の財務諸表を用いて子会社の財務情報を連結しなければならないが、当該財務諸表の日付と連結財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整する。いかなる場合でも、子会社の財務諸表と連結財務諸表の日付の差異は3ヶ月を超えてはならず、報告期間の長さおよび財務諸表の日付の差異は每期同一でなければならない。

また、関連会社および共同支配企業については、IAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」（2011年改訂）に基づき、企業が持分法を適用する際には、関連会社または共同支配企業の直近の利用可能な財務諸表を使用する。企業の報告期間の末日が関連会社または共同支配企業と異なる場合には、関連会社または共同支配企業は、実務上不可能な場合を除いて、企業の使用のために、企業の財務諸表と同じ日付で財務諸表を作成する。子会社と同様に、持分法を適用する際に用いる関連会社または共同支配企業の財務諸表を企業と異なる日付で作成する場合には、その日付と企業の財務諸表の日付との間に生じた重要な取引または事象の影響について調整を行わなければならない。いかなる場合にも、関連会社または共同支配企業の報告期間の末日と企業の報告期間の末日との差異は3ヶ月以内でなければならない。報告期間の長さとその末日の差異は每期同じでなければならない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引または事象が発生しているときには、必要な修正または注記を行う。

(2) 連結の範囲および持分法の適用範囲

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、支配を有する会社（子会社）に対しては連結、IFRS第11号「共同支配の取決め」およびIAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」（2011年改訂）に基づき、投資先に対して共同支配または重要な影響力を有する企業は、関連会社または共同支配企業に対する投資を持分法で会計処理しなければならない。IFRS第10号では、投資者が、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有している場合には、投資先を支配していると判定される。IFRS第11号では、共同支配の取決めの2つの形態（共同支配事業および共同支配企業）による共同支配の方法の概要について定めている。共同支配事業とは、共同支配を有する当事者が共同支配の取決めに関する資産に対する権利および負債に対する義務を有している共同支配の取決めであり、当該当事者は、共同支配事業

に対する持分に関する資産、負債、収益および費用を認識しなければならない。一方、共同支配企業とは、共同支配を有する当事者が共同支配の取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同支配の取決めであり、共同支配企業については、比例連結ではなく、改訂IAS第28号に従い持分法による会計処理が行われる。

またIFRS第12号「他の企業への関与の開示」では、「組成された企業」（特別目的事業体と類似の性格を有すると考えられる。）を「誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業」と定義し、組成された企業への関与についての開示要求事項を定めている。組成された企業は、上記IFRS第10号の支配の概念に照らし、投資者が組成された企業を支配していると判定される場合には、連結の範囲に含めることになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を行使することができる会社（関連会社）に対しては、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、連結財務諸表上、共同支配投資企業は、共同支配企業に対する投資に持分法を適用する。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

(3) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、次の事項に関する開示が要求されている。

- (a) 重大な判断および仮定（支配、共同支配および重要な影響力等を決定する際に行った重大な判断および仮定）
- (b) 子会社への関与（企業集団の構成、非支配持分が企業集団の活動およびキャッシュ・フローに対して有している関与、企業集団の資産へのアクセス等に対する重大な制限の内容および程度、連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容、所有持分の変動）
- (c) 共同支配の取決めおよび関連会社への関与（共同支配の取決めおよび関連会社への関与の内容、程度および財務上の影響、ならびに当該関与に関連したリスク）
- (d) 非連結の組成された企業への関与（非連結の組成された企業への関与の内容および程度、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非

連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

(4) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合に取得法が適用されている。（共同支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決めの形成の会計処理、共通支配下の企業または事業の結合、および事業を構成しない資産または資産グループの取得を除く。）取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

ただし、日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

(a) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付もしくは引渡しまたは返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するかまたは返還される対価の金額を取得原価から減額するとともに、のれんの修正を行う。

(b) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、IFRSのように非支配株主持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

(c) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。のれんの未償却残高は、減損処理の対象となる。

(5) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合ごとに、取得企業は、取得日現在で、被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかで測定しなければならない。

- ・ 非支配持分の公正価値
- ・ 被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、IFRSのように非支配株主持分を公正価値で測定する方法は認められず、非支配株主持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産の時価に対する非支配株主の持分で測定される。

(6) 資産の減損

(a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に従い、資産または資金生成単位に減損の兆候が認められ、その資産または資金生成単位の回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値と使用価値（資産または資金生成単位から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、その差額を減損損失として認識する。減損損失計上後、一定の条件が満たされた場合、のれんに対して認識された減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、償却原価で測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、リース債権、契約資産、純損益を通じて公正価値で測定されないローン・コミットメントおよび金融保証契約について、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならない。その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産に係る損失評価引当金はその他の包括利益に認識し、財政状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない。

各報告日における金融商品に係る損失評価引当金は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当該金融商品に係る信用リスクが当

初認識以降に著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

予想信用損失の測定に当たっては、次のものを反映する方法で見積らなければならない。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

報告日現在の損失評価引当金を本基準に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（または戻入れ）の金額は、減損利得または減損損失として、純損益に認識することが要求される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および関連指針に従って、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のもの（企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等の適用開始以降は、「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のもの」は「市場価格のない株式等以外のもの」）について時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式（企業会計基準第30号等の適用開始以降は、「市場価格のない株式等」）については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期保有目的の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(7) ヘッジ会計

IFRSでは、企業がIFRS第9号「金融商品」を最初に適用する際には、IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項に代えて、IAS第39号「金融商品：認識および測定」の要求事項を引き続き選択適用することが認められている（クレディ・アグリコル・グループは、当面の間、IFRS第9号のヘッジ会計のセクションを適用せず、IAS第39号の要求事項を適用することを選択している。）。IAS第39号では、リスク管理方針の文書化等の一定のヘッジ会計の要件を満たす場合には、以下のヘッジ関係に対するヘッジ会計の適用が認められている。

- ・ 公正価値ヘッジ：認識されている資産もしくは負債または認識されていない確定約定（またはこれらの一部）の公正価値の変動に対するエクスポージャーのうち、特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響し得るもののヘッジ。ヘッジ対象の特定のリスクに起因する公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに純損益に認識される。

- ・ キャッシュ・フロー・ヘッジ：キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのうち、認識されている資産または負債に関連する特定のリスクまたは可能性の非常に高い予定取引に起因し、かつ純損益に影響しうるものに対するヘッジ。ヘッジ手段の利得または損失の有効部分はその他の包括利益に直接認識され、非有効部分は純損益に認識される。
- ・ 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ：在外営業活動体に対する純投資のヘッジ。有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に直接認識され、非有効部分については純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象（相場変動等による損失の可能性がある資産または負債で、予定取引により発生が見込まれる資産または負債も含まれる）に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、現時点ではその他有価証券のみを適用対象として、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）の適用も認められている。在外営業活動体に対する純投資のヘッジに関しては、企業会計審議会公表の「外貨建取引等会計処理基準」および関連する実務指針において、IFRSと概ね同様の会計処理が認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる（合理的に区分できる非有効部分については当期の純損益に計上することができる）。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

(8) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つの階層に分類し、公正価値測定を当該階層別に開示することを求めている。

日本では、2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」およびその適用指針である企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」ならびに関連する基準および適用指針の改正（合わせて「本会計基準等」）が公表され、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの適用が求められており、早期適用も認められている。本会計基準等はIFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れている。ただし、これまで日本で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めている。なお、本会計基準等は、(1)改正

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における金融商品および(2)改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産を対象としている。

本会計基準等が公表されるまでは、時価の算定（公正価値測定）を包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められていた。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されていた。また、評価技法に用いるインプットのレベルに基づき時価を分類することは求められていなかった。

(9) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」がすべての株式に基づく報酬取引に適用され、持分決済型、現金決済型および現金選択権付きの株式に基づく報酬取引の3つが規定されている。

- ・ 持分決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよびそれに対応する資本の増加を、原則として受け取った財またはサービスの公正価値で測定する。従業員および他の類似サービス提供者との取引において受け取ったサービスについては、付与した資本性金融商品の付与日現在の公正価値で測定する。
- ・ 現金決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよび発生した負債を、当該負債の公正価値で測定する。
- ・ 現金選択権付きの株式に基づく報酬取引：株式に基づく報酬取引または当該取引の構成要素を、現金（または他の資産）で決済する負債が発生している場合にはその範囲で現金決済型の株式に基づく報酬取引として、そのような負債が発生していない場合にはその範囲で持分決済型の株式に基づく報酬取引として、会計処理される。

また持分決済型取引に関して、ストック・オプション等の公正価値と予想される権利確定数に基づいて費用計上額を認識した後は、権利確定後に失効した場合でも費用の戻入等の処理は行われず、認識される株式に基づく報酬費用の総額に影響は生じない。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（負債）処理される。また同基準では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が定められている。

(10) リース取引

IFRSでは、IFRS第16号「リース」が、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部」と定義し、顧客が使用期間全体を通じて次の両方を有している場合にこれを満たすとしている。

- (a) 特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利
- (b) 特定された資産の使用を指図する権利

IFRS第16号は、借手に、期間が12ヶ月超のすべてのリースについて、資産および負債を認識することを要求している（原資産が少額の場合を除く）。借手は、リース対象の原資産の使用権を表す使用権資産およびリー

ス料の支払義務を表すリース負債を認識することを要求される。借手は、使用権資産をその他の非金融資産(有形固定資産等)と同様に、リース負債をその他の金融負債と同様に測定する。その結果、借手は使用権資産の減価償却費およびリース負債に係る利息を認識する。リースから生じる資産および負債は当初現在価値ベースで測定する。この測定には、解約不能なリース料(インフレに連動する料金を含む)が含まれる。また、借手がリースを延長するオプションを行使する、またはリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実である場合には、オプション期間に行われる支払も含まれる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が、リース取引を、「特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料を貸手に支払う取引」と定義している。借手は、リース取引をファイナンス・リース取引とそれ以外の取引(オペレーティング・リース取引)に区分し、ファイナンス・リース取引について、財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定される。リース資産およびリース債務の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法により配分する。再リースに係るリース料は、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」に基づき、借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、リース料総額に含めない。なお、オペレーティング・リース取引、および少額(リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース)または短期(1年以内)のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

(11) 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産、処分グループに含まれる資産および負債、およびこれらに関連してその他の包括利益で認識された収益または費用の累計額を、財政状態計算書上区分して表示することが求められている。売却目的保有に分類した非流動資産(または処分グループ)は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い価額で測定され、当該資産に係る減価償却は中止される。また、IFRSでは、売却目的保有資産グループや処分された資産グループが非継続事業の条件を満たす場合には、包括利益計算書(または純損益およびその他の包括利益計算書)上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して報告することも求められている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却または廃棄予定の固定資産は企業会計審議会公表の「固定資産の減損に係る会計基準」等に従って会計処理されることになる。

(12) 退職後給付(確定給付制度)

(a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法(給付算定式基準)が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に従い、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（期間定額基準）と、給付算定式基準のいずれかを選択適用することとされている。

(b) 数理計算上の仮定

・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような優良社債について厚みのある市場が存在しない通貨では、報告期間の末日時点の当該通貨建の国債の市場利回りを使用しなければならない。また割引率は、每期見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する（期待運用収益の概念廃止）。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

(c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、連結財務諸表上その他の包括利益に含めて計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

(d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

(13) 研究開発費

IFRSでは、IAS第38号「無形資産」に基づき、研究費は発生時に費用計上される。開発費は、一定の基準を満たす場合に、資産に計上され耐用年数にわたり償却される。

日本では、「研究開発費等に係る会計基準」に基づき、研究開発費はすべて発生時に費用として処理しなければならない。

(14) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、(1)資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または(2)金融資産を譲渡し、かつ 企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを他の当事者に移転した時、もしくは 企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしないが金融資産に対する支配を保持していない場合、当該金融資産の認識を中止する。企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡した資産を支配し続ける場合には、企業は資産に対する留保持分と関連して支払う可能性がある負債を認識する。企業が、譲渡した金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持している場合には、企業は金融資産の認識を継続する。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(15) 投資不動産

IFRSでは、IAS第40号「投資不動産」に従い、投資不動産の当初認識後の評価方法として以下のいずれかを選択できる。

- ・ 公正価値モデル

投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。

- ・ 原価モデル

原価モデルでは、投資不動産を取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定することが要求される（IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に従って売却目的保有に分類する（または売却目的保有に分類される処分グループに含まれる）要件に合致するものを除く）。原価モデルを選択した場合には、投資不動産の公正価値を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・ 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

(16) 有形固定資産

(a) 減価償却方法

IFRSでは、IAS第16号「有形固定資産」に従い、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映する減価償却方法を使用しなければならない。減価償却方法は、少なくとも各事業年度末に再検討を行わなければならない。資産の将来の経済的便益の予測消費パターンに大きな変更があり、減価償却方法の変更を行った場合には、会計上の見積りの変更として会計処理する。

日本では、日本公認会計士協会（以下、JICPAという。）監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」および企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更および誤謬に関する会計基準」に基づき、減価償却方法は会計方針に該当するが、その変更については、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」として、会計上の見積りの変更と同様に取り扱う（遡及適用は行わない。）。

(b) コンポーネント・アカウンティング

IFRSでは、IAS第16号に従い、有形固定資産項目の取得原価の合計額に対して重要性のある各構成部分に当初認識された金額を配分し、個別に減価償却を行わなければならない。

日本では、有形固定資産の減価償却の単位に関して、特段の規定はない。

(c) 有形固定資産の再評価

IFRSでは、IAS第16号に従い、当初認識後の有形固定資産の測定として再評価モデルを適用することができる。再評価モデルでは、再評価日現在の公正価値から、その後の減価償却累計額およびその後の減損損失累計額を控除した額で計上される。

日本では、有形固定資産は取得原価で計上される。特別の法律によらない限り、資産の再評価は認められていない。

(17) 借入コスト

IFRSでは、IAS第23号「借入コスト」に基づき、適格資産の取得、建設または生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化される。ただし、借入コストが将来、企業に経済的便益をもたらすことが確実であり、かつ、原価が信頼性をもって測定可能である場合に限る。資産化の条件を満たさないそれ以外の借入コストはすべて、発生した期間の費用として認識される。

日本では、借入コストは原則として発生した期間に費用処理しなければならない。ただし、不動産開発事業を行う場合にはJICPA業種別監査研究部会建設業部会・不動産業部会「不動産開発事業を行う場合の支払利子の監査上の取扱いについて」に基づき、また、固定資産を自家建設する場合には「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」第三に基づき、一定の要件を満たす場合には借入コストの資産化が容認されている。

(18) 金融保証契約

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融保証契約については、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定した場合、または金融資産の譲渡が認識の中止の要件を満たさない場合もしくは継続的関与アプローチが適用される場合に生じる金融負債に該当する場合を除いて、当初は公正価値で計上し、当初認識後は予想信用損失に対する損失評価引当金の金額と、当初認識額からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の原則に従って認識された収益の累計額を控除した金額とのいずれか高い方の金額で事後測定することが要求されている。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、貸倒引当金を計上する。

(19) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、IFRS第7号「金融商品：開示」に基づき、当該基準の対象となるすべての金融資産および金融負債について以下の開示を行うことが要求されている。

- ・ 企業の財政状態および業績に対する金融商品の重要性
- ・ 企業が当期中および報告期間の末日現在でさらされている金融商品から生じるリスクの内容および程度、ならびに企業の当該リスクの管理方法

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうち市場リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。

(20) 金融商品の分類および測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」により、金融資産および金融負債を以下のように分類し、測定することが要求されている。

金融資産については、金融資産の管理に関する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フロー上の特性の両方に基づき、以下のように事後測定するものに分類しなければならない。

- (a) 償却原価で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローを回収することを保有目的とする事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合
- (b) その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合
- (c) 純損益を通じて公正価値で事後測定するもの： 上記以外の場合

ただし、企業は、当初認識時に、売買目的保有または企業結合における取得企業によって認識される条件付対価ではない資本性金融商品の公正価値の事後変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる。

金融負債（公正価値オプション、負債であるデリバティブおよびその他（IFRS第9号第4.2.1項で定める金融保証契約、ローン・コミットメントおよび企業結合における条件付対価）を除く）については、償却原価で事後測定するものに分類しなければならない。

またIFRS第9号では、会計上のミスマッチを除去または大幅に低減する等の一定の要件を満たす場合、当初認識時に金融資産および金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができる（公正価値オプション）。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のよう

に測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ その他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上されるか、または
 - 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（即ち、取得原価または償却原価で測定される）。
 - 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券についての取り扱いは、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等の適用開始に合わせて削除される。同会計基準等の適用開始以降は、市場価格のない株式等について取得原価をもって貸借対照表価額とすることが求められる。

- ・ 貸出金および債権は取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

(21) 金融商品の分類変更

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合（例、重要な新事業の取得、重要な事業の売却または停止の場合）にのみ、影響を受けるすべての金融資産を同基準に定める分類方法に従って分類変更することが求められている。金融負債の分類変更を行うことは認められていない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変

更については、正当な理由がある限られた状況（例えば、トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

(22) 収益

IFRSでは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、約束した財またはサービスの顧客への移転を当該財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益を認識することが要求されており、この中心となる原則に従って収益を認識するために、以下の5つのステップを適用する。

- ・ ステップ1： 顧客との契約を識別する。

本会計基準の要求事項は顧客と合意され、かつ、所定の要件を満たす契約のそれぞれに適用される。

- ・ ステップ2： 契約における履行義務を識別する。

契約は、顧客に財またはサービスを移転する約束を含んでいる。それらの財またはサービスが別個のものである場合には、当該約束が履行義務であり、区分して会計処理される。

- ・ ステップ3： 取引価格を算定する。

取引価格とは、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる契約における対価の金額である。取引価格は固定金額の顧客の対価である場合もあるが、変動対価または現金以外の形態の対価を含む場合もある。

- ・ ステップ4： 契約における履行義務に取引価格を配分する。

契約において約束した別個の財またはサービスのそれぞれの独立販売価格の比率に基づき、各履行義務に取引価格を配分する。独立販売価格が観察可能でない場合には、当該独立販売価格を見積る。

- ・ ステップ5： 履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

約束した財またはサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に、または充足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識する。財またはサービスが移転するのは、顧客が当該財またはサービスに対する支配を獲得した時（または獲得するにつれて）である。履行義務は、一時点で充足される場合（顧客に財を移転する約束の場合に一般的）もあれば、一定の期間にわたり充足される場合（顧客にサービスを移転する約束の場合に一般的）もある。

IFRS第15号はまた、契約獲得の増分コストに関する要求事項も含み、本人なのか代理人なのかの検討等に関する適用指針を提供している。

日本では、2018年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」およびその適用指針である企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（合わせて「本会計基準等」）が公表され、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの適用が求められており、早期適用も認められている。本会計基準等は、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、これまで日本で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することを基本的な方針として開発が行われている。

本会計基準等が公表されるまでは、収益認識に関する包括的な会計基準は存在せず、従来から企業会計原則の実現主義の原則に基づき収益が認識されている。物品販売については実務上、出荷基準が広く採用されている。また、割賦販売については販売基準以外に回収基準・回収期限到来基準も容認されている。ただし、企業会計基準第29号においては、割賦販売について回収基準・回収期限到来基準を適用することは認められない。

(23) 担保権行使資産

IFRSでは、担保権行使資産は、その資産の内容に応じて該当する基準に従う。なお、IFRS第7号「金融商品：開示」において、報告日現在で保有している担保権行使資産について、獲得した資産の性質および帳簿価額、ならびに容易に換金可能ではない場合に当該資産の処分または事業での使用に関する方針の開示が求められている。

日本では、設定された担保権を実行し取得した資産については、その資産の内容に応じて該当する会計処理に従う。

(24) 繰延税金資産の回収可能性

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しなければならない。近年に損失が発生した経歴があるときは、企業は、税務上の繰越欠損金または繰越税額控除より発生する繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、または税務上の繰越欠損金もしくは繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲内でのみ認識する。

日本では、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に詳細な規定があり、収益力、タックス・プランニングおよび将来加算一時差異の解消に基づき、各一時差異の解消のスケジュール等などを考慮して、繰延税金資産の回収可能性を判断することが求められている。収益力に基づく判断に際しては、過去3年間と当期の課税所得等の要件に基づき企業を5つに分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定する。

(25) 株式交付費

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、株式交付費は、資本からの控除として会計処理される。

日本では、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」に従い、株式交付費は、原則として支出時に費用として処理する。ただし、企業規模の拡大のために行う資金調達などの財務活動（組織再編の対価として株式を交付する場合を含む。）に係る株式交付費については、繰延資産に計上することができる。この場合には、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却をしなければならない。

(26) 負債と資本の区分

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、当初認識時に、契約の実質、ならびに金融負債、金融資産および資本性金融商品の定義に従って、金融負債、金融資産または資本性金融商品に分類する。

日本では、会社法上の株式として発行された金融商品は、純資産の部に計上される。転換社債型新株予約権付社債については、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」において、一括して負債とするか、社債と新株予約権に区分して負債と純資産の部にそれぞれ表示することが定められている。

(27) 損益計算書上の表示

IFRSでは、IAS第1号「財務諸表の表示」に基づき、収益または費用のいかなる項目も、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書または注記において、異常項目として表示してはならない。なお、IAS第1号では「営業利益」を定義していないが、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書に営業利益を表示することは認められる。

日本では、企業会計原則および企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、損益計算書上、売上総利益、営業利益、経常利益を含む損益の段階別表示を行わなければならない。経常損益計算の結果を受け、特別利益および特別損失を記載することが求められる。

(28) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、以下のとおり企業は同基準第11項に基づき有給休暇の形式による短期従業員給付の予想コストを認識する。

- (a) 累積型有給休暇の場合には、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時
- (b) 非累積型有給休暇の場合には、休暇が発生した時

日本では、有給休暇に関する特段の規定はない。

(29) 法人所得税の不確実性

IFRSでは、IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」に基づき、企業は、税務当局が不確実な税務処理（関連する税務当局が税法に基づいてその税務処理を認めるかどうかに関して不確実性がある税務処理）を認める可能性が高いかどうかを検討しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いと企業が結論を下す場合には、企業は、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を、法人所得税申告において使用したかまたは使用を予定している税務処理と整合的に決定しなければならない。

税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高くないと企業が結論を下す場合には、企業は、不確実性の影響を、関連する課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除または税率を決定する際に反映しなければならない。企業は、不確実な税務処理のそれぞれについて、不確実性の影響を、いずれの方法が不確実性の解消をより良く予測すると企業が見込んでいるのかに応じて、最も可能性の高い金額または期待値のいずれかの方法を用いることによって反映しなければならない。

日本では、企業会計基準第27号「法人税、住民税および事業税等に関する会計基準」において、過年度の所得等に対する法人税、住民税および事業税等の更正等による追徴および還付の場合の当該追徴税額および還付税額、または、更正等により追徴税額を納付したが当該追徴の内容を不服として法的手段を取る場合の還付税額の認識の閾値が定められている。同基準に基づき、当該追徴税額または当該還付税額を合理的に見積もることができる場合には、誤謬に該当する場合を除き、追徴される可能性が高い場合および還付されることが確実に見込まれる場合に、それぞれ当該追徴税額および還付税額を損益に計上することが求められている。このように、認識の閾値は、追徴の場合と還付の場合とで異なっている。

第 7 【外国為替相場の推移】

日本円とユーロとの間の為替相場は、当該半期中において、2以上の日刊新聞紙に掲載されているため、本項の記載を省略する。

第 8 【提出会社の参考情報】

当該事業年度の開始からこの半期報告書の提出までの期間において提出された書類および提出日は以下の通りである。

発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年1月7日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年1月8日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年1月9日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年1月10日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年1月10日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年1月16日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年1月16日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年1月17日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年1月17日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年1月22日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年1月22日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年1月22日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年1月24日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年1月24日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年1月24日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年1月27日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年1月28日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年1月29日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年1月30日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年1月31日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年1月31日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年1月31日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年1月31日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年1月31日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年1月31日
訂正発行登録書	提出日：2020年1月31日

発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月3日
訂正発行登録書	提出日：2020年2月3日
訂正発行登録書	提出日：2020年2月3日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月6日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月6日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月7日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月7日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月7日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月7日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年2月7日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月10日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月10日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月14日
訂正発行登録書	提出日：2020年2月14日
訂正発行登録書	提出日：2020年2月14日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月17日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月18日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月19日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月19日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月19日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月19日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年2月20日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年2月20日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月21日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月21日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月27日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月28日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年2月28日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年3月6日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年3月6日
有価証券報告書および添付書類	提出日：2020年5月1日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年5月8日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年5月8日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年5月8日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年5月12日

訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年5月12日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年5月15日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年5月19日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年5月19日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年5月29日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年6月9日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年6月16日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年6月18日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年6月19日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年6月19日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年6月23日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年6月24日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年6月24日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年6月29日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年6月29日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年6月30日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年7月2日
訂正発行登録書	提出日：2020年7月2日
訂正発行登録書	提出日：2020年7月2日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年7月3日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年7月9日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年7月10日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年7月10日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年7月10日
訂正発行登録書および添付書類	提出日：2020年7月10日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年7月14日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年7月20日
発行登録追補書類および添付書類	提出日：2020年7月31日
発行登録書および添付書類	提出日：2020年9月1日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第 1 【保証会社情報】

該当事項なし

第 2 【保証会社以外の会社の情報】

第 2 の 1 第一生命ホールディングス株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

- (1) 当該会社の名称および住所
第一生命ホールディングス株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

- (2) 理由
提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株転換条項付円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年12月21日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクー ポン円建社債（第一生命ホールディングス株式会 社）	2018年12月20日	1,000,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・イン ベストメント・バンク 2023年3月16日満期 判 定価格逡減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン社債 （第一生命ホールディングス）	2020年3月13日	450,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

- 種類：普通株式
- 発行済株式数（2020年8月12日現在）：1,198,755,800株
- 上場金融商品取引所名または登録認可金融商品
取引業協会名：東京証券取引所
（市場第一部）
- 内容：完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のな
い、当該会社にとって標準となる株式
（1単元の株式数 100株）

（注）2020年7月21日付の譲渡制限付き株式報酬としての新株式の発行により、2020年8月12日現在、発行済株式総数が312,800株増加している。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2019年4月1日 2020年6月23日
(第118期) 至 2020年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2020年4月1日 2020年8月12日
(第119期中) 至 2020年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年6月24日に関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 該当事項なし

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の2 ソフトバンクグループ株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

ソフトバンクグループ株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番1号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年4月12日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（ソフトバンクグループ株式会社）	2019年10月10日	300,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年7月30日満期複数株式参照型 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ株式会社・ソフトバンクグループ株式会社）	2020年7月29日	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（2020年8月13日現在）：	2,089,814,330株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所 （市場第一部）
内容：	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式である。 単元株式数は、100株である。

（注）2020年8月13日現在の発行済株式数には、2020年8月1日から2020年8月13日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第40期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月25日 関東財務局長に提出
----------------	-----------------------------	-------------------------

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 (第41期中)	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	2020年8月13日 関東財務局長に提出
-----------------	-----------------------------	-------------------------

ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年6月29日に関東財務局長に提出

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき臨時報告書を2020年6月30日に関東財務局長に提出

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年7月31日に関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書

訂正報告書（2020年7月31日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を2020年8月28日に関東財務局長に提出

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の3 ソニー株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

ソニー株式会社
東京都港区港南一丁目7番1号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年10月26日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（ソニー株式会社）	2019年10月24日	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：普通株式
発行済株式数（2020年8月11日現在）：1,261,058,781株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：東京・ニューヨーク各証券取引所
内容：単元株式数は100株
（注）東京証券取引所については市場第一部に上場されている。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2019年4月1日 2020年6月26日
(第103期) 至 2020年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2020年4月1日 2020年8月11日
(第104期中) 至 2020年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年7月1日に関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 該当事項なし

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の4 株式会社SUBARU

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社SUBARU
東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年11月16日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社SUBARU）	2019年11月14日	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類： 普通株式
発行済株式数（2020年8月7日現在）： 769,175,873株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
内容： 単元株式数 100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2019年4月1日 2020年6月24日
(第89期) 至 2020年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2020年4月1日 2020年8月7日
(第90期中) 至 2020年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 該当事項なし

ニ 訂正報告書 該当事項なし

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の5 ミネバアミツミ株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

ミネバアミツミ株式会社

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年11月24日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（ミネバアミツミ株式会社）	2019年11月21日	350,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類： 普通株式

発行済株式数（2020年8月12日現在）： 427,080,606株

上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
名古屋証券取引所（市場第一部）

内容： 単元株式数 100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2019年4月1日 2020年6月26日
(第74期) 至 2020年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2020年4月1日 2020年8月12日
(第75期中) 至 2020年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年6月29日に関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 訂正報告書（上記イ記載の有価証券報告書の訂正報告書）を2020年7月27日に関東財務局長に提出

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

第2の6 任天堂株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

任天堂株式会社
京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年12月24日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（任天堂株式会社）	2019年12月23日	400,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類： 普通株式
発行済株式数（2020年8月12日現在）： 131,669,000株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
内容： 単元株式数100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2019年4月1日 2020年6月29日
(第80期) 至 2020年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2020年4月1日 2020年8月12日
(第81期中) 至 2020年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年6月30日に関東財務局長に提出

二 訂正報告書 該当事項なし

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
任天堂株式会社 東京支店	東京都台東区浅草橋五丁目21番5号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第 2 の 7 株式会社安川電機

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社安川電機
北九州市八幡西区黒崎城石2番1号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年2月26日満期円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社安川電機）	2020年2月25日	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（2020年7月13日現在）：	266,690,497株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所市場第一部、福岡証券取引所
内容：	単元株式数 100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度	自 2019年3月1日	2020年5月28日
(第104期)	至 2020年2月29日	関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類
四半期報告書

- 事業年度 (第105期中) 自 2020年3月1日 至 2020年5月31日 2020年7月13日 関東財務局長に提出
- 八 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年6月2日に関東財務局長に提出
- 二 訂正報告書 該当事項なし
- なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社安川電機東京支社	東京都港区海岸一丁目16番1号 ニューピア竹芝サウスタワー
株式会社安川電機大阪支店	大阪市北区堂島二丁目4番27号 新藤田ビル
株式会社安川電機中部支店	愛知県みよし市根浦町二丁目3番地1
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

第2の8 楽天株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

楽天株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株転換条項付円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年3月22日満期 判定価格逡減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン社債（楽天）	2020年3月13日	1,500,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（2020年8月11日現在）：	1,434,573,900株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部）

内容： 単元株式数は100株である。

(注) 2020年8月11日現在の発行済株式数には、2020年8月1日から2020年8月11日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第23期)	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	2020年3月27日 関東財務局長に提出
----------------	------------------------------	-------------------------

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 (第24期中)	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	2020年8月11日 関東財務局長に提出
-----------------	-----------------------------	-------------------------

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年3月30日に関東財務局長に提出

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき臨時報告書を2020年9月1日に関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 訂正報告書（上記イ記載の有価証券報告書の訂正報告書）を2020年5月13日に関東財務局長に提出

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の9 出光興産株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

出光興産株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株転換条項付円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
----	-------	---------	-------

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年3月2日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 社債（出光興産）	2020年2月27日	214,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年3月2日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン社債（出光興産）	2020年2月27日	549,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類： 普通株式

発行済株式数（2020年8月7日現在）： 297,864,718株

上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所 市場第一部

内容： 単元株式数100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2019年4月1日 2020年6月25日
(第105期) 至 2020年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2020年4月1日 2020年8月7日
(第106期中) 至 2020年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年6月30日に関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 該当事項なし

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の10 株式会社野村総合研究所

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社野村総合研究所
東京都千代田区大手町一丁目9番2号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年11月27日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債（株式会社野村総合研究所）	2020年5月26日	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類： 普通株式
発行済株式数（2020年8月13日現在）： 640,787,500株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
内容： 単元株式数 100株

（注）2020年7月17日付で譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行を行い、発行済株式総数が787,500株増加している。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2019年4月1日 2020年6月23日
(第55期) 至 2020年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2020年4月1日 2020年8月13日
(第56期中) 至 2020年6月30日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年6月23日に関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 訂正報告書（上記イ記載の有価証券報告書の訂正報告書）を2020年7月29日に関東財務局長に提出

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社野村総合研究所 大阪総合センター	大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の11 株式会社資生堂

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社資生堂

東京都中央区銀座七丁目5番5号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年6月30日満期円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社資生堂）	2020年6月29日	250,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年7月2日満期複数株式参照型 早期償還条項付 他社株式株価連動デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント・株式会社資生堂）	2020年7月1日	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（2020年8月7日現在）：	400,000,000株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所 市場第一部
内容：	権利内容に制限のない標準となる株式 単元株式数は100株である。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度	自 2019年1月1日	2020年3月25日
(第120期)	至 2019年12月31日	関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度	自 2020年4月1日	2020年8月7日
(第121期中)	至 2020年6月30日	関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年3月26日に関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 該当事項なし

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の12 株式会社サイバーエージェント

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社サイバーエージェント

東京都渋谷区宇田川町40番1号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年7月2日満期複数 株式参照型 早期償還条項付 他社株式株価連動デ ジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエ ージェント・株式会社資生堂）	2020年7月1日	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（2020年7月27日現在）：	126,426,600株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品 取引業協会名：	東京証券取引所 （市場第一部）
内容：	単元株式数は100株である。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度	自 2018年10月1日	2019年12月20日
(第22期)	至 2019年9月30日	関東財務局長に提出

□ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2020年4月1日 2020年7月27日
(第23期中) 至 2020年6月30日 関東財務局長に提出

八 臨時報告書 該当事項なし

二 訂正報告書 該当事項なし

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の13 GMOペイメントゲートウェイ株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年7月13日満期円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（GMOペイメントゲートウェイ株式会社）	2020年7月9日	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類： 普通株式
発行済株式数（2020年8月12日現在）： 74,301,000株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所 市場第一部
内容： 単元株式数 100株

(注) 2020年8月12日現在の発行済株式数には、2020年8月1日から2020年8月12日までの転換社債型新株予約権付社債の権利行使により発行された株式数は含まれていない。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2018年10月1日 2019年12月16日
(第26期) 至 2019年9月30日 関東財務局長に提出

□ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2020年4月1日 2020年8月12日
(第27期中) 至 2020年6月30日 関東財務局長に提出

- 八 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2019年12月17日に関東財務局長に提出
- イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき臨時報告書を2020年4月30日に関東財務局長に提出

二 訂正報告書 該当事項なし

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の14 キヤノン株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

キヤノン株式会社

東京都大田区下丸子三丁目30番2号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株転換条項付円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年7月20日満期 判定価格逡減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン社債（キヤノン）	2020年7月17日	500,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：

普通株式

発行済株式数（2020年8月6日現在）：

1,333,763,464株

上場金融商品取引所名または登録認可金融商品
取引業協会名：

東京、名古屋、福岡、札幌、ニューヨーク

内容：

権利内容に何ら限定のない当該会社における標準
となる株式であり、単元株式数は100株である。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度	自	2019年1月1日	2020年3月27日
(第119期)	至	2019年12月31日	関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度	自	2020年4月1日	2020年8月6日
(第120期中)	至	2020年6月30日	関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年3月27日に関東財務局長に提出

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年3月31日に関東財務局長に提出

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき臨時報告書を2020年5月7日に関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 訂正報告書（2020年3月27日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を2020年5月7日に関東財務局長に提出

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1

第2の15 Zホールディングス株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

Zホールディングス株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株転換条項付円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年8月2日満期 判定価格逡減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン社債（Zホールディングス）	2020年7月22日	1,000,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：普通株式
発行済株式数（2020年8月7日現在）：4,823,801,565株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：東京証券取引所（市場第一部）
内容：単元株式数は100株である。
（注）2020年8月7日現在の発行済株式数には、2020年8月1日から2020年8月7日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。また当該会社は、2020年7月17日付で金銭報酬債権および金銭債権（合計488,287,500円）を出資財産とする譲渡制限付株式報酬として、普通株式1,122,500株を発行している。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第25期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月22日 関東財務局長に提出
----------------	-----------------------------	-------------------------

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 (第26期中)	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	2020年8月7日 関東財務局長に提出
-----------------	-----------------------------	------------------------

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年7月1日に関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 該当事項なし

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の16 株式会社キーエンス

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社キーエンス

大阪市東淀川区東中島一丁目3番14号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年1月14日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（株式会社キーエンス）	2020年7月13日	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類： 普通株式
発行済株式数（2020年8月3日現在）： 243,207,684株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所 市場第一部
内容： 単元株式数 100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2019年3月21日 2020年6月15日
(第51期) 至 2020年3月20日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2020年3月21日 2020年8月3日
(第52期中) 至 2020年6月20日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年6月16日に関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 該当事項なし

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の17 ヤマハ株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

ヤマハ株式会社

浜松市中区中沢町10番1号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年7月30日満期複数株式参照型 早期償還条項付 他社株式株価連動デジタルクーポン円建社債（ヤマハ株式会社・ソフトバンクグループ株式会社）	2020年7月29日	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（2020年8月7日現在）：	191,555,025株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所 （市場第一部）
内容：	単元株式数は100株である。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度	自 2019年4月1日	2020年6月30日
(第196期)	至 2020年3月31日	関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度	自 2020年4月1日	2020年8月7日
(第197期中)	至 2020年6月30日	関東財務局長に提出

八 臨時報告書 該当事項なし

二 訂正報告書 該当事項なし

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の18 富士フイルムホールディングス株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

富士フイルムホールディングス株式会社
東京都港区西麻布二丁目26番30号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株式株価連動円建社債を下記の通り発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年2月8日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（富士フイルムホールディングス株式会社）	2020年8月6日	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類： 普通株式
発行済株式数（2020年8月14日現在）： 514,625,728株
上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
内容： 単元株式数100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2019年4月1日 2020年6月29日
(第124期) 至 2020年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2020年4月1日 2020年8月14日
(第125期中) 至 2020年6月30日 関東財務局長に提出

八 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年6月29日に関東財務局長に提出

二 訂正報告書 該当事項なし

なお、上記は、2020年9月1日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 日経平均株価

提出会社は、下記の通り、利率、満期償還価格および期限前償還の有無が日経平均株価により決定される社債を発行しているため、日経平均株価に関する情報は、提出会社が発行している社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年6月21日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数 指数連動社債	2017年6月29日	9,740,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年9月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連 動 円建社債	2017年9月28日	1,205,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年10月23日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2017年10月20日	930,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年10月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2017年10月31日	2,050,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年12月8日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2017年12月7日	3,485,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年12月21日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債 (ノックイン型 期限前償還条項付)	2017年12月20日	1,000,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年12月16日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2017年12月21日	1,455,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年12月22日満期 早期償還条項付 日経平均株価連動円建社債	2017年12月27日	300,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年1月22日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 (ノックイン65)	2018年1月29日	1,427,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年1月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2018年1月30日	2,035,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年2月12日満期 早期償還条項付 日経平均株価連動円建社債	2018年2月9日	300,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年2月24日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債	2018年2月23日	1,740,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年2月26日満期 早期償還条項付 日経平均株価連動円建社債	2018年2月27日	300,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年3月7日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2018年3月6日	2,350,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年3月12日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2018年3月9日	275,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年3月18日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 (ノックイン65)	2018年3月20日	3,523,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年5月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2018年5月24日	280,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月5日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ストック50 複数指数連動社債	2018年6月5日	6,162,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月9日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2018年6月8日	320,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月19日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 (ノックイン50)	2018年7月2日	755,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年7月21日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2018年7月20日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年1月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2018年7月27日	1,410,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年8月14日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2018年8月13日	1,000,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年10月15日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2018年10月12日	345,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年4月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2018年10月26日	1,360,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年11月2日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2018年11月1日	830,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年11月9日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債	2018年11月8日	310,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年11月18日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 (ノックイン65)	2018年11月21日	1,119,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年11月18日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2018年11月21日	930,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年5月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2018年11月29日	860,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年12月21日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2018年12月20日	805,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年1月16日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債 (ノックイン型 期限前償還条項付)	2019年1月15日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年1月18日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年1月17日	410,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年1月21日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 (ノックイン65)	2019年1月29日	3,117,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年1月21日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2019年1月29日	3,830,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年2月18日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 (ノックイン65)	2019年2月19日	6,151,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年2月18日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2019年2月19日	4,633,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年2月27日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年2月26日	400,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年2月27日満期 米ドル建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン 社債(ノックイン型 期限前償還条項付)	2019年2月26日	4,600,000米ドル	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年3月4日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2019年3月1日	980,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年3月17日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 (ノックイン65)	2019年3月25日	3,462,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年3月17日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2019年3月25日	2,310,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年3月27日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年3月26日	665,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年6月18日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年6月17日	750,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年6月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連 動 円建社債	2019年6月27日	580,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年7月12日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年7月11日	570,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年7月21日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均 株価参照 円建社債(ノックイン65)	2019年7月19日	5,036,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年7月21日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 米ドル建社債 (ノックイン60)	2019年7月19日	2,850,000米ドル	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年7月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数 株価指数連動3段デジタルクーポン 円建社債	2019年7月29日	1,435,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年7月22日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数 参照 円建社債(ノックイン60)	2019年8月1日	2,006,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年8月6日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年8月5日	700,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年10月14日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均株 価参照 円建社債(ノックイン65)	2019年10月18日	1,014,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年10月15日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2 指数 参照 円建社債（ノックイン60）	2019年10月18日	3,489,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年10月15日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクー ポン 円建社債	2019年10月28日	2,398,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年10月15日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株 価指数連動3段デジタルクーポン 円建社債	2019年10月28日	3,450,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年10月29日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債	2019年10月29日	10,093,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年4月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連 動 円建社債	2019年10月30日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年11月1日満期 日 米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日 経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円 建社債	2019年10月31日	300,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年10月15日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2 指数 参照 円建社債（ノックイン60）	2019年11月5日	1,528,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年11月28日満期 早期償還条項付（ステップダウン） ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2019年11月28日	1,600,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年12月20日満期 早期償還条項付（ステップダウン） ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2019年12月19日	870,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年12月23日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年12月20日	2,300,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年6月24日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連 動 円建社債	2019年12月23日	2,965,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年1月20日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均株 価参照 円建社債（ノックイン65）（グリーンボン ド）	2020年1月27日	2,086,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年1月21日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2 指数 参照 円建社債（ノックイン60）（グリーンボ ンド）	2020年1月27日	4,568,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年1月14日満期 期 限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価 指数連動3段デジタルクーポン 円建社債	2020年1月29日	11,925,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年7月29日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連 動 円建社債	2020年1月30日	1,910,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年2月4日満期 日 米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日 経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円 建社債	2020年2月3日	2,500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年2月16日満期 ステップダウン型期限前償還条項 ノックイン条 項付 複数株価指数参照型 円建社債（日経平均 株価指数・S&P500指数）	2020年2月17日	556,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年2月17日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均株 価参照 円建社債（ノックイン65）（グリーンボ ンド）	2020年2月25日	3,171,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年2月18日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照 円建社債 （ノックイン60）（グリーンボンド）	2020年2月25日	756,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年2月18日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2 指数 参照 円建社債（ノックイン60）（グリーンボ ンド）	2020年2月25日	7,003,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年2月26日満期 日 米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日 経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円 建社債（グリーンボンド）	2020年2月25日	1,700,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年2月27日満期 円 建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債 （ノックイン型 期限前償還条項付）	2020年2月26日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年2月27日満期 米 ドル建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社 債（ノックイン型 期限前償還条項付）	2020年2月26日	4,500,000米ドル	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年3月2日満期 円建 期限前償還条項付2指数（日経平均株価・S&P500指数）連動デジタル・クーポン社債（ノックイン条項付 満期償還金額2指数連動型）	2020年2月27日	336,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年3月6日満期 早期償還条項付（ステップダウン） ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2020年3月5日	780,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年3月6日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債（グリーンボンド）	2020年3月5日	620,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年3月18日満期 早期償還条項付/ 日経平均株価連動 米ドル建社債	2020年3月17日	1,000,000米ドル	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年3月17日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均株価参照 円建社債（ノックイン65）（グリーンボンド）	2020年3月19日	1,705,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年3月17日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照 円建社債（ノックイン60）（グリーンボンド）	2020年3月19日	3,780,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年5月26日満期 早期償還条項付（ステップダウン） ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2020年5月28日	785,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月2日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）	2020年6月1日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年5月19日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均株価参照 円建社債（ノックイン65）（グリーンボンド）	2020年6月1日	409,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年5月19日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照 円建社債（ノックイン60）（グリーンボンド）	2020年6月1日	590,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年7月16日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債（グリーンボンド）	2020年7月15日	1,050,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年7月28日満期 早期償還条項付（ステップダウン）ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2020年7月29日	1,125,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年7月30日満期 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2020年7月30日	2,380,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年8月7日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債（グリーンボンド）	2020年8月6日	502,000,000円	無

(2) S&P500

提出会社は、下記の通り、利率、満期償還価格および期限前償還の有無がS&P500の水準により決定される社債を発行しているため、S&P500に関する情報は、提出会社が発行している社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年6月21日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動社債	2017年6月29日	9,740,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2020年12月21日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）	2017年12月20日	1,000,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年3月7日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2018年3月6日	2,350,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年7月21日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2018年7月20日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年8月14日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2018年8月13日	1,000,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年11月2日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2018年11月1日	830,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2021年11月18日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2018年11月21日	930,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年1月16日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債 (ノックイン型 期限前償還条項付)	2019年1月15日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年1月18日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年1月17日	410,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年1月21日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2019年1月29日	3,830,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年2月18日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2019年2月19日	4,633,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年2月27日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年2月26日	400,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年2月27日満期 米ドル建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン 社債(ノックイン型 期限前償還条項付)	2019年2月26日	4,600,000米ドル	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年3月17日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 円建社債 (ノックイン60)	2019年3月25日	2,310,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年3月27日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年3月26日	665,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年6月18日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年6月17日	750,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年7月12日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年7月11日	570,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2022年7月21日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照 米ドル建社債 (ノックイン60)	2019年7月19日	2,850,000米ドル	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年7月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数 株価指数連動3段デジタルクーポン 円建社債	2019年7月29日	1,435,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年7月22日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数 参照 円建社債(ノックイン60)	2019年8月1日	2,006,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年8月6日満期 日 米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日 経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円 建社債	2019年8月5日	700,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年10月15日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数 参照 円建社債(ノックイン60)	2019年10月18日	3,489,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年10月15日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株 価指数連動3段デジタルクーポン 円建社債	2019年10月28日	3,450,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年11月1日満期 日 米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日 経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円 建社債	2019年10月31日	300,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年10月15日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数 参照 円建社債(ノックイン60)	2019年11月5日	1,528,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年12月23日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン 円建社債	2019年12月20日	2,300,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年1月21日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数 参照 円建社債(ノックイン60)(グリーンボン ド)	2020年1月27日	4,568,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年1月14日満期 期 限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価 指数連動3段デジタルクーポン 円建社債	2020年1月29日	11,925,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年2月4日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2020年2月3日	2,500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2024年2月16日満期 ステップダウン型期限前償還条項付 ノックイン条項付 複数株価指数参照型 円建社債(日経平均株価指数・S&P500指数)	2020年2月17日	556,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年2月18日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照 円建社債(ノックイン60)(グリーンボンド)	2020年2月25日	7,003,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年2月26日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債(グリーンボンド)	2020年2月25日	1,700,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年2月27日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)	2020年2月26日	500,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年2月27日満期 米ドル建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)	2020年2月26日	4,500,000米ドル	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年3月2日満期 円建 期限前償還条項付2指数(日経平均株価・S&P500指数)連動デジタル・クーポン社債(ノックイン条項付 満期償還金額2指数連動型)	2020年2月27日	336,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年3月6日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債(グリーンボンド)	2020年3月5日	620,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年3月17日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照 円建社債(ノックイン60)(グリーンボンド)	2020年3月19日	3,780,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月2日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタル・クーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)	2020年6月1日	500,000,000円	無

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年5月19日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数 参照 円建社債（ノックイン60）（グリーンボ ンド）	2020年6月1日	590,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年7月16日満期 日 米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日 経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円 建社債（グリーンボンド）	2020年7月15日	1,050,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年8月7日満期 日 米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日 経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円 建社債（グリーンボンド）	2020年8月6日	502,000,000円	無

(3) ユーロ・ストックス50

提出会社は、下記の通り、利率、満期償還価格および期限前償還の有無がユーロ・ストックス50の水準により決定される社債を発行しているため、ユーロ・ストックス50に関する情報は、提出会社が発行している社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年2月24日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債	2018年2月23日	1,740,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年6月5日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・ユーロ・ ストックス50 複数指数連動社債	2018年6月5日	6,162,000,000円	無
クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2023年1月17日満期 期 限前償還条項付 ユーロ・ストックス50 連動 円 建社債	2020年1月29日	1,527,000,000円	無

2 【当該指数等の推移】

(1) 日経平均株価の過去の推移（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年			
	最高	20,868.03		19,494.53		22,939.18		24,270.62		24,066.12			
	最低	16,795.96		14,952.02		18,335.63		19,155.74		19,561.96			
当該中間会計期間 における月別 最高・最低値	月	2020年1月		2020年2月		2020年3月		2020年4月		2020年5月		2020年6月	
	最高	24,083.51		23,873.59		21,344.08		20,193.69		21,916.31		23,178.10	
	最低	22,977.75		21,142.96		16,552.83		17,818.72		19,619.35		21,530.95	

出所：ブルームバーグ・エル・ピー

(2) S&P500の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年			
	最高	2,130.82		2,271.72		2,690.16		2,930.75		3,240.02			
	最低	1,867.61		1,829.08		2,257.83		2,351.10		2,447.89			
当該中間会計期間 における月別 最高・最低値	月	2020年1月		2020年2月		2020年3月		2020年4月		2020年5月		2020年6月	
	最高	3,329.62		3,386.15		3,130.12		2,939.51		3,044.31		3,232.39	
	最低	3,225.52		2,954.22		2,237.40		2,470.50		2,820.00		3,002.10	

出所：ブルームバーグ・エル・ピー

(3) ユーロ・ストックス50の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年			
	最高	3,828.78		3,290.52		3,697.40		3,672.29		3,782.27			
	最低	3,007.91		2,680.35		3,230.68		2,937.36		2,954.66			
当該中間会計期間 における月別 最高・最低値	月	2020年1月		2020年2月		2020年3月		2020年4月		2020年5月		2020年6月	
	最高	3,808.26		3,865.18		3,420.56		2,996.08		3,094.47		3,384.29	
	最低	3,640.91		3,329.49		2,385.82		2,662.99		2,760.23		3,077.92	

出所：ブルームバーグ・エル・ピー